

ICD NEWS

LAW FOR DEVELOPMENT

法務省法務総合研究所国際協力部報

INTERNATIONAL COOPERATION DEPARTMENT
RESEARCH AND TRAINING INSTITUTE
MINISTRY OF JUSTICE

第16号
2004.7

目次

特集	各国法整備支援の状況 法整備支援の課題と今後の発展	国際協力部長	田内 正宏..... 1
	国別状況		
	～ベトナム～	国際協力部教官	丸山 毅..... 4
	～カンボジア～	国際協力部教官 (JICA短期専門家)	三澤あずみ..... 7
	～ラオス～	JICA長期派遣専門家	小宮 由美.....11
	～インドネシア～	JICA企画調査員	平石 努.....17
	～ウズベキスタン～	国際協力部教官	工藤 恭裕.....20
	～モンゴル～	JICA長期派遣専門家	田邊 正紀.....23
	- ICD NEWS掲載記事国別索引.....26		
速報	ベトナム民事訴訟法制定について	JICA長期派遣専門家	森永 太郎.....34
国際研究	ベトナム最高人民検察院次長検事による講演会について	国際協力部教官	廣上 克洋.....40
講演	ベトナム最高人民検察院次長検事	クアッ・ヴァン・ガー	
	ベトナムの司法制度改革の現状と課題.....		42
	ベトナム新刑事訴訟法の運用をめぐる諸問題.....		66
調査報告	中央アジア諸国刑事司法制度調査報告-(下)-.....		97
	-ウズベキスタン共和国, キルギス共和国, タジキスタン共和国-		
	・刑事司法制度と運用の実際		
	・少年非行		
	・コミュニティのかかわり		
	・課題と所感		
	ウズベキスタン共和国担保法 (仮訳)		161
国際協力の現場から	日韓パートナーシップ研修 -日韓友好の架け橋-	国際協力専門官	窪田 浩尚....179
E~MAIL 33, 39, 96, 160		

～ 特 集 ～ 各国法整備支援の状況

法整備支援の課題と今後の発展

法務総合研究所

国際協力部長 田 内 正 宏

1 法整備支援の歩み

アジアの開発途上国が、経済活動の基盤となる近代的な法制度を整備するために日本に対して、その支援を求めたことから、我が国の学者・実務家や国の関係機関が法整備支援に取り組み始めて十年余が経過した。法務省も、1994年から、ベトナム、カンボジア、ラオスなどアジア諸国に対する法整備支援に取り組み、対象国も、その後、インドネシア、ウズベキスタンにまで拡大してきた。

その間、法整備支援活動は、ベトナム、カンボジア、ラオス等では、JICA（国際協力機構）の法整備支援プロジェクトとして実施されるようになり、立法支援、人材育成支援等の分野において、明確な目標を設定し、具体的な成果を目指すようになった。支援の対象機関も、これらの国の司法省のほか、裁判所、検察、法曹養成校等を含むようになった。

今回、ICD NEWS では、各国の法整備支援の状況を振り返り、今後の課題を検討するため、カンボジア、ベトナム、ラオス、インドネシア、ウズベキスタンのほか、JICA長期専門家の派遣されているモンゴルも含めて、各国の法整備支援の状況を特集した。

2 法整備支援のいくつかの成果と新しい試み

カンボジアでは、2003年3月に日本の学者・実務家の英知を集めた民法・民事訴訟法両草案が完成してカンボジア政府に引き渡される成果を上げ、今後は法律の成立や付属法令の整備に向けた支援に取り組む予定である。また、カンボジアでは、法律を実施する法曹の人材不足が深刻であり、両法律の成立を視野に入れて、これらを適切に運用できる裁判官等法曹の育成が課題となっている。日本弁護士連合会では、2000年度からカンボジアでの弁護士教育と法的扶助制度の確立に向けた支援を開始しているが、法務総合研究所では、2003年11月に開校した王立司法官職養成校における裁判官・検察官の養成に対する支援を行うため、国際協力部教官を短期専門家として本年1月末から半年間にわたり同校に派遣しその準備をしつつある。

ベトナムでは、2004年5月に日本が支援をした破産法・民事訴訟法が成立した。いずれの法律も公布・官報掲載によって初めて法文の全容が明らかになるので、いまだどの程度日本側のコメントが反映されているのか正確には把握できない状況であるが、民事訴訟法では当事者主義への進展が期待される。また、破産法では、企業再生と清算を網羅す

る野心的なものとなっているようである。同じく我が国が支援に力を入れている改正民法については、近い将来、改正作業の完成と国会の通過が見込まれている。他方、ベトナムにおいても、2003年11月の首相決定でベトナム国家司法学院（統一法曹養成校）が設立されており、法務総合研究所では、日本の司法研修所等の協力を得て、プログラム・教材作成等のノウハウを移転する支援を行いつつある。同時にベトナムの裁判の質を高めるためには、その判決書を論理的で分かりやすいものとする必要があるとの考えから、判決書を改善するためのプロジェクトを実施している。

ラオスでは、法整備支援の態勢が必ずしも強力なものではないが、法務総合研究所から派遣されているJICA長期専門家が中心となって、判決書の改善のほか、民商事法の教科書作成、法令集・判例集の整備、検察マニュアル作成などを行いつつ、ラオス人が自ら民商事法等を教えることができるような講師の養成、全体的な法律知識・素養の向上を図っている。特に民商事法の教科書作成では、ラオス民商事法の体系的な構築を視野に入れた野心的な活動を行っている。ただし、いかんせん、支援する側の人材の制約から十分な活動ができないでいる。

インドネシアでは、和解調停制度を中心に、効率的な民事紛争解決制度をテーマに国際研修を実施してきたが、今年6月に行われた研修では、参加者から、調停センターが6つの都市で実験的に実施されているとの報告があった。インドネシアの民事裁判では、裁判官による和解勧告が必要的である旨の規定がありながら、裁判官は、単に和解の機会を与えるだけで、和解成立に向けた努力が何もなされておらず、和解・調停が有効に機能してこなかったといわれている。しかしながら、インドネシア人は、元来、平和的な紛争解決（“Musyawarah mufakat”と呼ばれている。）を社会の伝統文化として有しているので、訴訟においても平和的解決の方策として、和解の在り方を発展させることは有効であろうと考えている。また、インドネシアでは、司法改革が熱心に進められており、日本側も日弁連から派遣されているJICA企画調査員が中心となって、最高裁判所規定集の改訂等で更に貢献できないか、検討がなされている。インドネシアでは、しばしば汚職の存在が指摘されるが、そのみならず、恣意的な裁判進行、裁判官への圧力等も指摘されており、これらを解決するにはどのような支援が有効であるのか、支援の在り方に工夫が必要である。

モンゴルでは、法律や法制度の面においても、外国ドナーの支援によるパッチワークのような様相を呈しており、そのため、法制度が急激な発展を遂げているように見えて、その実、重大な問題をはらんでいるといわれている。同国には、日弁連からJICA長期専門家が派遣されて、裁判公開・判例公開などを目標とした活動をしているほか、商取引法の制定に向けてのプロジェクト立上げに向けた作業を行っている。

また、ウズベキスタンにはJICA短期専門家が相次いで派遣されて、倒産法実務や民法改正に対する支援が検討されている。

3 今後の展望

法整備支援は、立法支援に始まり、現在においても、その重要性に変わることはない。カンボジア民法・民事訴訟法のように草案が完成し、また、ベトナム破産法・民事訴訟法のように法律が成立したことの成果は大きい。この分野での成果は、学者を中心とした専門家の貢献に負っている。ラオスでも、民商事法の体系化を視野に入れた支援を実施していきたいところであるが、支援する側の人材不足から、まずもって十分な支援態勢の構築が必要である。

他方、こうした新しい法律の普及が今後必要となると思われるし、新しい法律を運用するための法曹の養成も必要となってくる。三ヶ月章博士は、その著「法学入門」（昭和57年、弘文堂）において、日本の西欧法継受の歴史を振り返り、「外来の規範を動かし、不慣れな機構と手続を運用する人間の養成、いわゆる『人づくり』ということが一番むずかしい問題であった」と述べられている。現在、法務総合研究所が取り組んでいるアジアの開発途上国での法曹養成（人づくり）も、法曹養成のための教材作成、起案の手引、訴訟の進行方法、書式の統一、判例の意義など、様々な課題を取り上げ、何が相手国にとって有益なのかを考えつつ、試行錯誤を繰り返しながら進んでいる。三ヶ月先生の御指摘のとおり、難しい問題であるので失敗に終わる試みもあろうが、成功した試みを蓄積していくことにより、日本の法曹養成支援の方法を形作っていきたいと考えている。

～ ベトナム ～

法務総合研究所国際協力部

教官 丸 山 毅

1 経緯

ベトナムは、1986年にドイモイ（刷新）政策を掲げ、それまでの中央計画経済から市場経済体制への転換を目指して制度改革に乗り出し、市場経済原理に則った法制度整備を推し進め、1992年に新憲法、1995年に新民法を制定した。しかし、ベトナムは長くソ連邦の法体系に強く影響されていたため、市場経済が必要とする基礎的な法原理や法体制を理解できる人材に乏しく、1993年ころ同国司法省は森嶋昭夫名古屋大学教授（当時、現在は財団法人地球環境戦略研究機関理事長）に要請して同省職員を主対象とする民法ワークショップを始めたほか、1994年ころ、我が国に対して法整備支援を要請した。これをきっかけとして、1996年12月からJICA（国際協力機構）のODA予算によるベトナム法整備支援プロジェクトが開始された。

同プロジェクト・フェーズ1（1996年12月～1999年12月）においては、司法省をカウンターパート機関として同省職員の立法能力向上を目標とし、我が国から弁護士1名を長期専門家として派遣した。フェーズ2（1999年12月～2003年3月）ではカウンターパート機関を司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院の3機関に拡大し、立法作業支援、民法改正研究支援、人材育成支援をプロジェクト目的とした。また、フェーズ2当初に長期専門家として我が国から検事1名、弁護士1名、JICA職員1名（業務調整）を派遣していたが、その後、裁判官1名が追加派遣された。2003年7月に開始したフェーズ3においては、カウンターパート機関として更にハノイ国家大学を追加し、民法、民事訴訟法などの民事法令の起草支援、及び法曹養成・判決書標準化・大学での日本法講義の3つの要素から成る人材育成支援の二つのスキームにより支援を行っている。フェーズ3の長期専門家は、2004年6月現在では検事1名、裁判官1名であるが、近い将来に弁護士1名、業務調整専門家1名を追加派遣予定である。ベトナム法整備支援プロジェクトの活動を日本国内から支えてきたのは、長期専門家の出身母体である法務省、最高裁判所、日本弁護士連合会のほか、上記森嶋理事長を始めとする学者グループである。上記プロジェクトのほか、法務省においては2001年から最高人民検察院との間で専門家交換プログラムを開始し、毎年1回ずつ職員を相互に派遣して、ベトナム検察院が取り組んでいる司法改革等について研究や協議を継続している。そのほか、名古屋大学においては、毎年ベトナム国家機関より留学生を受け入れ、司法省、国家と法理論研究所などをカウンターパート機関として現地セミナーを開催するなどの活動を続けている。

2 現状と問題点

ベトナムはWTO（世界貿易機関）加盟に向けて幾多の法令を改正又は制定しなければ

ならず、法令起草作業に追われている。近隣の途上国と比較すると、立法作業に携わる官僚の数と質は優れていると感じられるが、現実の立法作業は遅れ気味であり、ベトナムでは法律分野での人材が不足していると言わざるを得ない。ベトナム法整備支援プロジェクトが起草支援対象とした法令のうち、民事訴訟法については吉村徳重九州大学名誉教授を委員長とする日本側部会が、処分権主義・弁論主義の原則がより多く反映されるように草案に対するコメントを提出し、企業再生と清算の各手続きを網羅する野心的な法律である破産法については、谷口安平京都大学名誉教授を中心とする日本側グループが草案にコメントをした。両法は、立法スケジュールのとおり2004年5月に国会で可決成立し、この次に国会通過を期待されている主要法令は改正民法である。ベトナム司法省は改正民法起草作業に全力を注いでおり、我が国もその支援により一層力を入れている。

ベトナム政府は、上記人材不足の問題に対して、近時、法曹人材養成を一元的に担当する国家司法学院を正式に設立するなど人材育成に力を入れ始めた。また、最高人民裁判所は、現職裁判官の能力を向上させ、判決書の内容を分かり易く説得力に富むものに改善することに力を入れ始めた。これらは時機を得た動きであり、我が国はこういったベトナムの取組を支援しようとしている。

人材育成のように長い時間を要する活動を効果的・効率的に実施するには、長期的な展望に基づいて具体的で実行可能な計画を策定し、その計画に基づいて活動を実行しながら結果をモニターし、当初の計画に逐次修正を加えていくことが望ましい。しかしながら、ベトナム側機関は、計画の策定と実行に難があると言わざるを得ない。例えば、上記フェーズ3の1年目においては、法令起草支援の年間計画をほとんど策定できなかったし、計画していたワークショップがベトナム側機関の都合で直前にキャンセルされたり、日程変更を余儀なくされるなどのケースがあった。今後も繰り返しベトナム側に対して、支援活動の具体的な計画策定とその実行が大切であることの理解を求めていく必要がある。

3 今後の方針及び活動

上記プロジェクト・フェーズ3においては、法令起草支援のターゲットとして「民法、民事訴訟法、破産法、知的財産関係法令、不動産登記法、担保取引登録法令、判決執行法、国家賠償法」を規定し、これら法令のドラフトを検討しコメントを作成する日本側部会を設置した。民法起草支援では、前述した森嶋昭夫理事長を委員長とする民法部会がその任にあっている。ベトナム司法省は改正民法草案を2005年5月～6月の国会で通過させたい方針であり、草案作成作業はこれから来年3月ころまでにかけて山場を迎える。日本側は、逐次適切なコメントを提供するため、現地に駐在する長期専門家を中心にベトナム側の起草作業の進行状況をモニターし、ドラフトを随時入手して翻訳するなど民法部会のコメント作成作業が円滑に進むよう協力体制をとっている。

人材育成支援においては、法曹養成支援、判決書標準化支援、大学での日本法講座支援の三つの活動が予定されているが、このうち法曹養成支援については司法研修所教官を中心とする日本側部会、判決書標準化支援では井関正裕弁護士（元大阪高等裁判所部総括判

事)を委員長とする日本側部会が設置されており、それぞれ現地に駐在する長期専門家と協力しながらベトナムへの支援活動を行っている。ベトナムが取り組み始めた人材育成の動きを加速するにあたり、まず求められるのは人材育成の現場に必要な不可欠な教材を供給することであろう。人材育成支援の三つの活動のいずれにおいても、日本側は教科書やマニュアルなどの教材作成を計画の一部に取り込む予定である。

なお、ベトナムにおいては、我が国のほか、アメリカ、カナダ、EU諸国、UNDP(国連開発計画)、IBRD(国際復興開発銀行、いわゆる世界銀行)、ADB(アジア開発銀行)などのドナーが法整備支援活動を行っており、従前よりドナー間の情報交換や連携が行われてきたが、2003年9月にはUNDP、デンマーク、スウェーデンが基金を拠出して、ベトナム政府の2010年までの法整備戦略を推進するマルチラテラル・スキームによる支援を開始した。この支援を受けて、ベトナム政府は近い将来、法整備分野の戦略を定めて公表し、その戦略に沿って今後の具体的な制度整備に着手する見込みである。したがって、我が国のように二国間援助を継続するドナーにおいては、同戦略の公表を待ってその内容を吟味し、他のドナーとの協調を今まで以上に意識しながら、自らの支援計画を構築することが必要である。

～ カンボジア ～

法務総合研究所国際協力部
(JICA カンボジア短期派遣専門家)
教官 三 澤 あずみ

※文中の機関名，肩書きは現在のものである。

1 経緯

カンボジアは，1970年代以降，長い抗争と混乱の歴史を有し，その中で司法制度や裁判制度も弱体化した。特に1975年から1979年まで続いたポル・ポト政権下では知識層が徹底的に虐殺され，法律家もその例外ではなく，生き延びた裁判官は数名に過ぎなかったといわれている。1991年，パリ和平協定が成立し，1993年には UNTAC（国連カンボジア暫定統治機構）管理の下で民主的総選挙が実施され，カンボジアはようやく平和と再建へと歩み始めた。選挙の結果，シアヌーク現国王の息子ラナリット氏が率いるフンシンペック党と旧政権を主体としたカンボジア人民党による連立政権が発足し，同年，カンボジア王国憲法が制定された。

この憲法は，立憲君主制，民主主義，市場経済を掲げ，統治機構に関しては三権分立制度が採用された。裁判官の不足を補うため，教師等が新たに裁判官に任命されたものの，彼らは十分な法学教育を受ける機会を持たないまま，裁判実務に携わらなければならない，しかも裁判官の判断の基礎となるべき法律が整備されなかったため，類似事例であるのに裁判官によって判断が大きく異なるなど裁判実務の混乱が生じ，司法制度が国民の信頼を得るには程遠い状況であった。

そこで，裁判官，検察官，弁護士，司法省職員等の能力向上を図るため，1996年から，JICA（国際協力機構）による支援の枠組で，カンボジア法曹を対象とする日本の法制度を紹介・研究するための国別特設研修が法務総合研究所によって実施されてきた。また，1998年には，カンボジア王国司法省の要請により，森嶋昭夫（財）地球環境戦略研究機関理事長を団長とする事前調査団を派遣してカンボジア政府に対する支援要望調査を行うなどして協議を重ね，その前後に四本健二名古屋経済大学助教授及び桜木和代弁護士らが JICA 短期専門家としてカンボジア司法事情を調査するなどし，カンボジア司法省をカウンターパートとして，民法及び民事訴訟法案の起草を支援することに合意した。

1999年3月，両草案の起草を中心とした法整備支援プロジェクトが JICA 重要政策中枢支援の一環として開始された。日本側は，支援方針を検討する機関として，上記森嶋氏を委員長とする国内支援委員会を創設し，その下に同氏を部会長とする民法作業部会，竹下守夫駿河台大学学長を部会長とする民事訴訟法部会の両作業部会を設置した。これら委員会及び作業部会には，民法学者及び民事訴訟法学者に加え，法務省，最高裁判所，日本弁護士連合会からも委員やオブザーバーが派遣された。一方，カンボジア側は，裁判官を中心とする起草ワーキンググループを結成し，それに対応して JICA 短期専門家（山田洋一弁護士）又は長期専門家（今和泉学弁護士，その後，

安田佳子弁護士)が派遣されてワーキンググループの活動を指導し、日本側との橋渡し役を務めた。

また、カンボジアにおいては、1995年に弁護士法が制定されたが、弁護士の育成と教育は順調ではなく、弁護士の不足が深刻であった。そこで、2000年度からカンボジア王国弁護士会支援プロジェクトが開始され、矢吹公敏弁護士(日本弁護士会国際室長)を中心として、日弁連がカンボジア王国弁護士会をカウンターパートとし、弁護士教育と法的扶助制度の確立に向けた支援を開始した。

2 現状と問題点

カンボジアは、かつてフランス植民地であり、大陸法系の民法及び民事訴訟法が制定されていた時代があった。そのような経緯があるため、日本による法整備支援が開始される以前、フランス政府支援によるカンボジア相続法草案及び民事訴訟法草案が存在していた。しかしながら、これらの法案はフランスの法学者によってフランス語のみで起草され、しかもその内容がカンボジアの実情に合致しないなどの問題を抱えており、立法化の目処が立っていなかった。

このようなカンボジアの経験を踏まえ、日本による支援においては、カンボジアの実情を十分に踏まえつつ国際評価に堪え得る草案を目指すこと、日本側とカンボジア側とで双方向的な議論を尽くし、クメール語による草案を完成させることが目標とされた。

こうして4年以上にわたり、延べ120回を超える日本側作業部会、延べ30回以上の現地ワークショップにおける議論が行われた結果、カンボジア民法及び民事訴訟法のクメール語版及び日本語版が完成し、2003年に閣僚評議会(日本の内閣に相当する。)に提出された。

両草案は、日本法に類似しながらも、カンボジア独自の物権が規定されたり、口頭弁論期日の前に弁論準備手続期日が必要に指定されるなど、カンボジアの実情やこれまでの裁判実務を十分に踏まえたものであり、カンボジア政府から高く評価され、各ドナーの関心も高い。

しかしながら、両草案の立法化までには課題も残されている。その一つは、両草案と他の法律又は法案との矛盾や抵触である。カンボジアでは、省庁ごとに様々なドナーの支援を受けて法律案を起草しており、法体系の整合性が損なわれる危険が大きい。それを調整するプロセスが十分ではない。加えて、これまではドナーの間でも支援対象である法案間での調整がなされてこなかった。つまり、カンボジア政府及びドナーの双方に問題があったのである。したがって、今後は、カンボジア政府及び他ドナーと積極的に協議を行う必要があり、民法及び民訴法草案に関連する分野では、土地法や担保取引法草案、商事裁判所法草案等との間で十分な調整を図っていく必要がある。

また、カンボジアも他の発展途上国と同じく、法律が制定されたにもかかわらず、それが適正に適用・実施されないという問題を抱えており、その主要因は、裁判官を始めとする法曹が質、量ともに不足していることである。そこで、両草案の立法化をにらみ、今後は、両草案を適正に解釈・運用し得る裁判官等を育成する必要がある。

幸い、長期間にわたる両草案の起草作業を通じ、カンボジア側ワーキンググループのメンバーである裁判官数名は著しい進歩を遂げている。彼らは、両草案を深く理解しているだけでなく、両草案が立法化された暁には訴訟運営の手法や判決書をも改善したいとして、日本の要件事実論に興味を示し、それを含めて日本の訴訟実務に学びたいと希望している。これらの能力と意欲とを兼ね備えた人材をコアとして、今後は、更に優秀な法曹の人数を増加させなければならない。

そこで、2003年11月、裁判官及び検察官の養成を主たる目的とした王立司法官職養成校が開校し、55名の第1期研修生に対し、インターンシップを含む2年間の訓練プログラムが実施されている。しかしながら、常勤講師がおらず、現職の裁判官及び検察官が本業の合間に講義を行っており、カリキュラムや教材も整備されていないなどの課題を抱えている。

前述した日弁連が弁護士会支援プロジェクトにおいては、2002年7月、弁護士養成校が開校し、弁護士の卵である研修生に対し、1年間の研修プログラムが実施されているほか、併設されたリーガル・クリニックにおいて、研修生が弁護士の指導の下、法律相談に携わるという、教育と法的扶助を兼ねた意欲的な取組がなされている。同校では、財政的困難を抱えながらも、現在、第2期生約70名に対する研修が行われている。

3 今後の活動

2004年4月、JICAとカンボジア司法省との間で、カンボジア法整備支援フェーズ2に関する議定書が締結され、起草プロジェクトは文字どおり、両草案の立法化と施行に向けて新たな局面を迎えた。

前述のとおり、両草案は閣僚評議会に提出され、現在、その下に設置された法律家委員会（法案の文言・内容につき審査を行う機関）において、民訴法草案の審議が終了し、民法草案の審議が行われており、以後、省庁間協議を経て国会に提出され、審議が行われる予定である。

これら審議過程においては、司法省が所管官庁として両草案の立法趣旨等を説明しなければならない、そのためには司法省担当職員の両草案に対する理解を深化させるとともに、説明資料を充実させなければならない。そこで、日本側両作業部会とカンボジア側ワーキンググループの共同作業により逐条解説を起草中である。これは審議資料となるばかりでなく、将来、いわゆるコンメンタールとして広く用いられることが期待され、カンボジア側では、カンボジア法制度とクメール語に詳しい坂野一生长期専門家を中心に、週2回のペースで作業が進められている。

また、起草した民法及び民訴法が制定後に実質的に機能するためには、戸籍、公証人、供託、判決執行等の各種制度が整備される必要があるため、これに対する支援の第一歩として人事訴訟法案の起草作業が開始された。

さらに、民法及び民事訴訟法が適正に運用され、国民に信頼される民事裁判制度を確立するためには、裁判官、検察官及び弁護士等の人材育成が急務であり、起草プロジェクトにおいて現職裁判官等を対象とした両草案に関するセミナーを開催するほか、司法官職養成校における民事裁判教育を改善するための新プロジェクトの立ち上げが

検討されており、2004年前半、当職が短期専門家として、調査及びプロジェクト形成のため同養成校に派遣された。また、弁護士会支援プロジェクトも継続の見込みである。

カンボジアは、長期間にわたる内戦や紛争により、社会資源のほとんどが破壊され、ゼロから国家を再建しなければならない、いわゆるポスト・コンフリクト国家の典型であり、近隣のベトナムやラオスとは異なった問題を有している。このため、整備されるべき制度や社会基盤は多く、法制度においても同様である。

したがって、カンボジア法制度が整備されるまでには相当の時間を要するものであり、日本も一貫した方針に基づく息の長い支援が求められよう。

～ ラオス ～

JICA ラオス法整備支援プロジェクト

長期派遣専門家 小 宮 由 美

1 経緯

ラオス人民民主共和国は、1986年の新経済メカニズム政策の導入後、従来の中央計画経済に代わり市場原理に基づく経済活動を推進する政策への転換を開始し、以後市場経済体制への移行を目指す諸政策が実施されてきている。しかし政治的には社会主義体制を堅持しており、司法・立法関係機関の幹部の多くも社会主義諸国での法学教育を受けていることから、市場経済体制へ向けた経済社会経済制度の変革の歩みは極めて遅く、法制度整備の方向性も明確には定まっていない。

このような状況の下、ラオス政府の支援要請に基づき、2000年から法務総合研究所総務企画部、2001年度からは同部の活動を引き継いだ同所国際協力部が、継続的にJICA 短期、長期専門家を派遣して現地調査、プロジェクト形成を行った。この間、学会、弁護士会等の協力を得て数回の現地セミナーを開催し、日本においてもラオスの司法・立法関係者を対象に7回にわたる国別特設研修実施してきた。2003年5月26日に、JICA とラオス政府との間で R/D が締結され、司法・立法関係者の法律基礎能力の向上を目的とする技術協力プロジェクトが開始された。

2 現状と問題点

(1) プロジェクトの活動と現状

当プロジェクトはラオス司法省、最高人民裁判所及び最高人民検察院の3機関をカウンターパート機関とし、司法省では民法教科書、商法教科書、法律辞書及び法令検索データベースの作成、最高人民裁判所では法律集、判決起案マニュアル及び判例集の作成、最高人民検察院では検察実務マニュアルの作成、また、司法省を中心とする全カウンターパート機関の共同事業として民商法の講師養成に取り組んでいる。

ラオスの民商事関連法は、財産法、契約法、事業法といった単行法形式を取っており、その多くは1990年代に IBRD（国際復興開発銀行、いわゆる世界銀行）をはじめとする英米系の外国ドナーの支援によって相次いで立法された。内容的には社会主義法的特徴を残しつつ、形式的には、米国の判例を条文の形に再構成してまとめた米国コモンローの Restatement に似た部分もあり、不十分、非体系的な条文規定が目立つなど、様々な法体系の要素が意識されないまま取り込まれている。近年はラオス人自らの手によって立法、法改正作業がなされているが、場当たりの改正作業に加え、部分的にドナーの意向が強く反映されることから、法律間や条文間で規定に重複やそごが生じたり、実体法的規定、手続法的規定、組織法的規定が混在したりするなど、各法律の構成が更に崩れる傾向にあり、法律全体の体系を重視した法制度の構築の必要性はますます高まっている。

民法、商法の教科書作成作業は実務家養成のための教材制作を直接の目的としているが、執筆メンバーが各国の法制を調査し、ラオス法と比較し整合性を考えながら教科書にまとめる作業の過程で、自ら現在のラオス法の問題点に気付き、より良い法制を模索することを期待しており、もって関係者の立法能力の向上を図ることを意図している。そのため、教科書作成ワーキンググループに対しては各国法制の情報、特に法律体系の点で優れている大陸法系の情報を提供することを心がけており、これまでに日本民法典の全条文をラオス語に翻訳して司法・立法関係者に配布したほか、ドイツ民法、フランス民法等の条文資料も提供している。

民法分野では、松尾弘慶應義塾大学教授に2003年度の2回の現地セミナー及び2回の本邦研修に講師として御参加いただいたほか、本年8月の現地セミナーでも講師を務めていただく予定である。プロジェクト発足以来、松尾教授には継続、一貫した比較民法の講座を実施していただいているが、その影響力は極めて大きく、ラオス側教科書執筆メンバーは民法典や日本の法制に関する関心、知識を急速に深めている。現在、執筆メンバーはパンデクテン様式に則ってラオス民事法を構成し直し、条文が不十分な部分については海外法制なども紹介しながら民法教科書を書き進めている。

商法分野では、2003年8月には中野俊一郎神戸大学教授、行澤一人同大学教授に現地セミナー講師を務めていただき、その後の本邦研修にも継続的に御協力いただいている。本年8月の現地セミナーには須網隆夫早稲田大学教授を講師に迎え、WTOやFTA等国際取引の公法的規制についての知識を補充する予定である。商法教科書執筆メンバーは、単にラオスの法律や省令を解説するだけでなく、市場主義経済体制下で商法が担う役割や今後ラオスが整えるべき商事法制のあり方までを視野に入れながら教科書執筆に取り組んでいる。

また、当プロジェクトで作成している民商法分野の法律辞書は、ラオス語法律用語のラオス語による定義集であり、ラオス初の取り組みとなる。ラオス法は条文上法律用語の定義が明確でなく、学術的研究や判決における解釈も進んでいない。そのため、法律により同じ意味に異なる単語を使う、逆にひとつの単語をあまりに多義的に使う、ということは頻繁に見られる。法律辞書作成はラオスの法律用語の統一化へ向けて大きな貢献が期待されるが、同時に最も困難な作業でもある。法律用語の定義に何かの概念を持ち込むためには、新たにラオス語を作らなければならないことも多く、言語が近似しているタイ語の法律辞書などを参考にしながら、最適な定義の選定、決定に日々悩んでいる。

前述のような法律間の条文内容、法律用語の不統一の問題を改善することを意図して、当プロジェクトでは検索エンジン機能の付いた法令データベースを開発している。完成の暁には法案審査を担当する司法省職員、中央各省庁の法案起草担当者、国会職員にも活用方法を習得させて法令データベースの普及を図り、統一性のある立法を側面支援する予定である。

最高人民裁判所に対する支援は、裁判官の実務能力の向上を目的としている。手始めに2003年3月時点でのラオスの全法律を網羅した法律集を作成し全国の全裁判官に配布

した。これまで地方の裁判官には法律条文が行き渡っておらず、裁判官が検察官に法律条文を借りて裁判を行ったり、当事者に訴状に法律条文を添付させたりして対処しており、今回の法律集の配布によりこの状況は当面は劇的に改善されるはずである（今後ラオス側が新法や改正法をどこまで自力で配布できるかが課題である）。なお、途上国にありがちな「成果物の横流し」を防止するため、末端の郡裁判所に至るまで個々の職員の法律集の受領サインを提出させることを徹底している。

また、裁判官の実務能力向上に直接貢献する教材として、一審判決起案マニュアルを作成中である。本年7月、元大阪高等裁判所部総括判事の井関正裕関西大学法科大学院特別任用教授と関根澄子法務総合研究所国際協力部教官を現地に迎え民事第一審判決書起案セミナーを実施し、一審判決起案マニュアルの作成を支援していただく予定である。ラオスでは判決の様式さえ裁判所によってまちまちであり、事実認定や判決理由の内容も明確ではないため、控訴率は非常に高い。ベトナム判決改善支援の御経験を有する井関教授には、ラオスの現状に合わせながらもより明確で透明性の高い判決書の構成を御提案いただいております。これを基にラオスの判決様式の統一と内容の向上を是非とも実現したい。

判例集については、2003年度のワーキンググループ向け本邦研修でもテーマとして取り上げたものの、ラオス側が判例公開の意義をまだ十分に認識できずにいる。今後ラオス側と協議を続けながら実施の可否を見極めていきたい。

なお、ラオス最高裁支援に関しては、タイ中央知的財産及び国際通商裁判所の Vichai Ariyanuntaka 副所長判事を中心に、タイ司法界からも力強い支援をいただいている。Vichai 判事には2003年9月に実施したカウンターパート3機関によるタイ司法機関視察の実現に奔走いただいたほか、本年3月には刑事一審判決起案セミナーの講師も務めていただいた。タイ最高裁判所長官からも御理解を賜り、本年1月にはラオス最高人民裁判所判事5名のタイ裁判官研修への参加が実現したほか、現在タイがホスト国を務める ASEAN LAW ASSOCIATION を通じて近隣諸国の司法関係者との交流を取り持っていただいている。ラオス・タイの2国関係は政治的外交的には微妙な問題を残しているが、タイが地域先進国に成長する間に経験した様々な法律分野での困難や努力は、ラオスにも大いに参考になるものである。また、タイはラオスにとって最大の投資国であるため、両国間の経済紛争解決に向けた司法協力は今後重要になってこよう。当プロジェクトがタイ司法界との関係を取り持ったことに対してラオス司法関係機関の高官からは深い感謝が示されている。

最高人民検察院に対しては、検察実務マニュアル（組織・人事、捜査編）作成に対する支援活動を実施している。2003年11月には、山下輝年法務総合研究所国際協力部教官（当時）を講師に招き、マニュアル執筆のための現地セミナーを実施し、本年3月にはそのフォローアップとして JICA-Net を活用した遠隔講義を実施した。今後はマニュアルをより実務に有益なものとするため、地方での検察官からのヒアリングやセミナーを通して内容を充実させていく予定である。

民商法の講師養成については、司法省の民商法教科書執筆メンバーに加え、最高裁、検察院からも各2名の講師候補者を選定した。本年8月には作成中の民商法教科書を使って

試行的なセミナーを実施する。教科書の第1版が完成する2年目終盤から本格的な講師養成に取り組む予定である。

(2) プロジェクト実施上の問題点

<日本側実施体制の問題>

現地専門家は当職及びプロジェクト調整員の2名体制であるが、法律専門家一人でカウンターパート3機関における多分野、多数の活動を指導しなくてはならず、非常に無理がある体制である。部会制を採用していないため日本国内の専門家による支援体制が確立されているわけではなく、短期専門家の投入に関しても現地専門家が自ら企画し日本の専門家に個別に交渉をして現地に誘致をしなければならないことがしばしばある。活動報告書作成を含め日本に向けての業務やロジ業務が多すぎ、現地専門家が本来行うべきカウンターパートに向けての活動時間をほとんど取れない状態が生じている。

分野別に見ると、民法は松尾教授が、判決指導については井関教授が積極的に関わってくださっており、検察マニュアルに関しては山下輝年国際協力部教官（当時）に進捗を大いに助けていただいた。商法分野については、会社法や有価証券法、国際取引法など、細分化された分野ごとに多くの先生方から御指導をいただいているが、これらを総括し、同時に、商法の役割や各国法制の比較など「商法総論」とでも言うべき内容を教えられる人材を求めている。

本邦研修の持ち方も検討が必要である。2003年度は2回の国別特設研修を実施したが、1回目はプロジェクト開始前の方法を踏襲し、プロジェクトに直接関係していない多数の政府職員を対象とした一般的内容の研修を行った。この種の研修は、現地専門家の送出手間は大きい反面、成果として計測することが困難な分野である。2回目はワーキンググループ向けの研修であったが、カウンターパート機関と活動の数が多いことから複数機関を対象に複数のテーマを扱わざるを得ず、十分な研修時間が取れなかった上、成果の活用について研修実施機関と現地専門家との連携が十分ではなかった。本年度はこれらの点を改善し、現地の活動と本邦での研修がより有機的にリンクするよう努力していきたい。

また、プロジェクト形成上の問題が実施段階にも影響している。そもそものPDMが法曹の一般的な底上げに力を注ぎ、教科書等の成果を中心に考えたものではなかったことに加え、プロジェクトの開始までに時間がかかったことから、他ドナーに同様の活動を先に実施されてしまった。そのため目標とする法律教科書や実務マニュアルは、広く深い内容のものが求められることになった。当プロジェクトの投入と成果のアンバランスが生じないよう関係者には現状を理解いただき、より一層の積極的な関与と業務分担をお願いしたい。フェーズ2を実施する場合は、支援対象の選択と集中を行い、現地及び本邦でのプロジェクト実施体制を確立した上で臨むべきであろう。

<ラオス側の問題>

支援に対するラオス側カウンターパートの受容能力は、以下の理由から高いとは言えない。ラオスの司法・立法分野にはアジア開発銀行、国連開発計画、スウェーデン、フラン

ス、タイ、ベトナムなど数多くのドナーが個々別々に支援を展開しており、アメリカも参入を検討している。現在、法整備支援分野でのドナー調整はなされておらず、個々のドナーがそれぞれの支援方針に基づいて活動している。その結果、ラオス側カウンターパート機関の優秀な職員が一人で複数ドナーを同時に担当する、あるいは同じ時期に複数ドナーが同じようなテーマでセミナーを企画するということが生じており、明らかに支援過多、支援重複の状態が見て取れる。また、優秀な職員には各省庁の本来業務や党の仕事も集中しており、海外や地方への出張も多い。ワーキンググループの中心的メンバーには、定期的指導どころか、顔を合わせるのもやっとという状態である。

現地の翻訳業者の不足も深刻で、本邦研修前に多数の成果物を一斉に英訳する時など業者がパンク状態になり翻訳が間に合わない。また、法律の専門性を持った翻訳者がほとんどいないので、業者のいい加減な翻訳を現地専門家が長時間かけて修正しなくてはならない。幸い現在の現地専門家はラオス語で業務ができるので何とかなっているものの、今後現地専門家が交替すれば不十分な通訳・翻訳を通じて仕事をせざるをえず、業務効率の面で問題が生じることが予想される。法律分野の支援は他分野と比較して言語に負う比重が非常に高いため、通訳・翻訳の人材が育っていない国については、長期専門家候補者は派遣前に十分に現地の言語を学習できるような派遣制度の整備が必要である。

カンボジアのように法律をゼロから作る場合と比べると、ラオスでの法整備支援はすでに存在する法律を前提としなければならないが、前述のような言語の問題から、法律のまともな翻訳が揃っておらず、ラオス法の研究も十分に行われてきたわけではない。今フェーズではせめてラオス法の英訳・和訳をきちんと整備し、将来のラオス法整備支援の礎としたい。

当プロジェクトは、日本による法律の起草・改正の支援を経ないまま教科書やマニュアルを作成しているが、結果的に問題の多い不十分な内容のラオス法律の普及、強化を助けることにならないようにしなければならない。今後、教科書、マニュアル作成の過程で、司法・立法関係者にどれだけ近代法のエッセンスを伝え、彼ら自身がラオス法の問題に気付き、将来彼らとその知見をどれだけ立法や実務に生かせるようになるか、そこが当プロジェクトの真の成否の分かれ目と言えよう。

3 今後の方針及び活動

プロジェクト1年目は、PDM修正を含む日本側のプロジェクト実施体制の再構築と、ラオス側各カウンターパートの作業チームの立ち上げに精力を傾注し、比較的良い形でプロジェクトの滑り出しを迎えることに成功した。ラオス側カウンターパートの意欲は高く、各教科書、マニュアルの執筆は、少ないものでも120頁、多いものでは350頁のボリュームにまで達している。短期専門家の先生方には現地、本邦を通じ継続的にプロジェクトに関わっていただいていることで、ラオス側と互いに“顔の見える”人間的交流が進み、日本の法律知識、技術を移転する上で基盤となる信頼関係を形成することができた。ラオスにおける他のJICAプロジェクトと比較して当プロジェクトのカウンターパートのやる

気、オーナーシップが極めて高いと評価されているのは、ひとえにこれらの短期専門家の方々の真摯な取り組みの賜である。

プロジェクト2年目の本年は、もっぱら知識・技術の移転に力を注ぐべき年である。本邦研修の実施機関である法務総合研究所、名古屋大学、また、現地での指導を御担当いただく短期専門家の先生方には、引き続き強力な御支援をお願いするとともに、JICA に対しては現地専門家が技術移転に集中できることを可能にする実施体制の確立・強化のための対策を求めていきたい。

プロジェクト最終年である3年目は、2年目までに作成した教科書やマニュアル、法令データベース等の仕上げを行いながら、これらを使って知識の普及に当たる講師を育成することに活動の重心を移していく。また、それら成果物がプロジェクト終了後も継続的に活用されるような制度、体制作りをラオス側に働きかけていくことも必要である。

ラオスは、司法・立法の基本的機能の確立に向けた努力と同時に、グローバル化が進む国際情勢に対応するための現代的な課題にも取り組まなくてはならない。しかし人口500万人のこの国には有能な政府職員も少なく、市場経済化を支える法制度改革に対する政府機関幹部の問題意識や理解は決して高いとはいえない。当プロジェクトでは日本民法典、本邦研修や現地セミナーの報告書等、様々な法律関連情報をラオス語で印刷配布し、ラオス司法・立法関係者や政府幹部の意識向上に努めてきたが、この活動をさらに一歩進め、本年8月の民商事法セミナー期間の1日を利用して、ラオス法整備支援の方針に関する関係機関幹部との協議会を実施することとした。この機会に松尾教授、須網教授、当職から関係機関の幹部職員にラオスのより良い法制度の構築に向けた提言を行い、将来の日本によるラオス法整備支援の方向性をラオス側関係機関幹部と共に探るつもりである。

なお、当プロジェクトでは JICA-Net を活用した遠隔講義や国特研修の現地への中継、CD-ROM による汎用的視聴覚教材の開発、現地セミナーの契約ベースでの実施、第三国研修の実施や第三国専門家の活用など、法整備支援の手法の多様化にも積極的に取り組んでいる。これらの成果が将来の法整備支援活動の更なる発展と充実に貢献することができれば幸いである。

～ インドネシア ～

JICA インドネシア企画調査員

弁護士 平 石 努

1 経緯

インドネシアは、17世紀後半から続いたオランダ植民地時代を脱して1945年に独立し、その後スカルノ政権時代、スハルト政権時代を経て、1998年にいわゆる開発独裁が終了して民主化の道を歩んでいる。インドネシアでは、歴史的、社会的な背景に根差す脆弱な司法制度に対する国内外からの信頼が極めて低く、民主的で公正な社会づくりのために、また、投資環境整備のために司法改革が重要な課題となっている。1998年以降、4次の憲法改正を含めて、憲法裁判所設立、商事特別法廷や人権特別法廷の設立、下級裁判所に対する司法行政権の法務人権省から最高裁判所への移管、反汚職委員会の設立などがこれまで実施され、また、これから司法委員会、汚職特別法廷の設置、全国的な統一弁護士組織の結成などが法律上予定されている。インドネシアにおける司法改革は、民主化過程における司法権の位置付けに関するものから効率的な裁判（所）運営のための技術的なものまで、大小様々な改革を含んでいる。

上記のとおり重要な課題と位置付けられる司法改革に取り組むため、インドネシア政府から日本に対する支援の要請があり、2002年1月及び2003年1月に JICA 調査団が派遣され（各2週間）、日本からのインドネシアにおける司法改革に対する支援が開始されている。具体的には、2002年度及び2003年度において、インドネシアから司法関係者十数名（裁判官、検察官、弁護士、法務人権省職員など）を招いて、日本・インドネシア司法制度比較研究セミナーが行われている。2004年度にはテーマを「効率的な民事紛争解決制度」に絞って、やはり司法関係者十数名を日本に招いて同セミナーが開催された。また、2002年12月には、「刑事司法における司法改革とその課題」をテーマとして、JICA、UNAFEI、インドネシアの共催で、法曹関係者百名超を招いて現地セミナーが行われ、2003年10月には最高裁判所裁判官3名及び法律家1名を招いて、和解調停制度に関するセミナーが行われた。インドネシアでは最高裁判所における未済事件数が1万6千件にも上っており、和解調停制度を機能させて、その中で事件を解決し、上告事件数を減らすことによって最高裁判所での未済事件の解消を目指している。2003年9月からは、インドネシアの司法制度、司法改革の現況などの調査、支援計画や具体的案件の検討などを目的として、日本弁護士連合会の協力により、筆者が JICA 企画調査員としてジャカルタに派遣されている。

2 現状と問題点

インドネシアにおける司法改革に対して、日本から上記のとおり協力が行われてきているが、本格的な現地プロジェクトはまだ立ち上がっておらず、中長期的な支援計画の策

定、具体的なプロジェクトの発掘形成のための調査、検討が現在も続けられている。もっとも、その間インドネシアと日本の間では上記の協力を含めて様々な司法交流が近年行われてきており（2003年3月にはインドネシア最高裁判所長官も外務省、JICAの招へいで訪日）、本格的な協力に向けて両国の司法関係者の間で相互の司法制度についてかなりの情報が蓄積されてきた。

インドネシアでは、現在、憲法裁判所、最高裁判所、法務人権省、検察庁、弁護士会、反汚職委員会などの司法関連機関がそれぞれ改革に取り組んでいる。第3次憲法改正（2001年11月）によって設立が定められた司法委員会も、その設置に向けての立法が2004年7月に行われた。上記の司法関連機関の中でも、最高裁判所は下級裁判所に対する司法行政権の移管を受けて司法制度の要の地位を占めることとなり、包括的な現状分析と改革計画であるブループリントを作成して最も積極的に改革に取り組む姿勢を見せている。ブループリントは、最高裁判所改革、人事管理改革、財務改革、職員研修制度改革、司法委員会法草案の5分冊で構成されている。日本としては、そのような最高裁判所による改革案実行に対するものを中心として、公正かつ効率的な司法制度の強化に向けて、手続整備、制度構築、人材育成などの分野で支援していくことを検討している。

インドネシアは、日本が法整備支援を行ってきた幾つかの国々とは異なり、資本主義になじむ大陸法系の法制度が一応存在すること、司法機関も様々な問題を抱えながらも機能してきていること、欧米留学経験者を含めて一定の人材が存在することなどから、日本からの司法改革支援についてこれまでとは違った対応が求められる。法制度、司法機関、人材とある程度のもものが現時点で存在するだけに、一から作り上げるよりもかえってその改革や支援は難しいところもある。一定の人材を有する現地 NGO と協力して支援を行うのが有効な場合もあろう。最高裁判所の上記ブループリントも IMF、アジア財団などの支援を受けて現地 NGO（LeiP）の協力により作成されている。

他国でも同様の事情があろうが、インドネシアでの司法改革支援における問題点としてドナーコーディネーションが挙げられる。インドネシアでの司法改革に対しては、世界銀行、IMF、アジア開発銀行、アジア財団、AusAID、EU、オランダ、パートナーシップ（Partnership for Governance Reform in Indonesia／ドナーの資金拠出により設立された現地 NGO）などの機関が支援を行っている。これらの機関からの支援が、特に改革に積極的な最高裁判所に対して、また、技術支援になじみ易い特定の分野に対して集中する傾向がある。例えば、最高裁判所の判例公開制度の充実に対しては既に複数の機関が支援を予定している。重複した支援を避けるためにも、また、相互に影響するプロジェクトを調整するためにもドナーコーディネーションの必要があろうが、現在のところ定期会議などの活動は組織されておらず十分な連絡が取られているとは言えない。

3 今後の方針及び活動

本年度実施された「効率的な民事紛争解決制度」にテーマを絞ったセミナーは2006年度まで継続される予定である。インドネシアでは和解調停制度がほとんど機能しておらず、

同制度を整備して効果的な運用を行える人材を育成することが重要な課題となっており、本セミナーの中でも和解調停制度が主要なテーマとして取り上げられている。2006年度に実施される本セミナーでは、参加者と日本の専門家との対話を通じて改革のための提言が作成される予定となっている。

現地においても、前項記載のとおり、最高裁判所に対するものを中心として支援を行なうことが検討されている。最高裁判所は上記ブループリントを作成済みで、作業部会を立ち上げてその実施に取り組もうとしており、日本を含む支援国も同作業部会によるブループリント実施を支援していくことが想定されている。もちろん、最高裁判所以外の司法関連機関に対しても、最高裁判所への支援に関連して又は適切な案件について支援を実施することが検討されている。

具体的なプロジェクトとしては、最高裁判所制定の規定集改訂支援が検討されている。オランダ植民地時代には外国人に適用される民事訴訟法（Rv）と現地人に適用される民事訴訟法（HIR：ジャワ島とマドゥーラ島に適用，RBg：それ以外の地域に適用）は別個であり（裁判所も別個）、後者は極めて簡潔な内容であったが、その後者が現在まで継承、適用されている。民事訴訟法には簡潔な規定しか含まれていないため、最高裁判所は裁判所運営及び裁判手続のために規定集を制定し、裁判官は同規定集を参照して職務を遂行している。ところが、インドネシアでは裁判所職員の恣意的な裁判進行が問題とされており（担当裁判官決定への当事者の介入，期日における恣意的な呼出順序，判決書交付・書証閲覧・相手方呼出などに非公式手数料の支払要求，民事保全の濫用など）、それらはそもそも手続規定が不十分かつ不適切な内容であることに原因の一端があると考えられる。したがって、手続の整備を目的として裁判所の規定集改訂などの支援を行うことが検討されている。民事訴訟法自体の改正も必要と認識されているが、法律の改正には国会での審議を経る必要があり、その可能性や時期については現在のところ不明である。さらに、手続が整備されても最終的にそれらを運用するのは人であるので、人材育成に対する支援が必須であり、規定集を改訂するだけでなく、人材育成を目的として改訂版を使用して幾つかの都市で裁判(所)運営に関する研修を実施することを検討している。

また、弁護士会に関して今年から来年にかけて大きな動きが予想される。インドネシアでは、政治の干渉を受けたこともあり、弁護士会が現在複数存在して競合状態にある。このままでは弁護士の自治，自律は期待できないため、昨年、弁護士法が制定されて来年4月までに全国的な統一弁護士組織を結成することが定められた。現在までのところ、統一組織結成のための作業部会が弁護士登録制度を開始し（登録弁護士数は約14,000名）、弁護士倫理規定を作成した。日本としても統一弁護士会（連合会）の結成に向けて、その組織，理念，規定，運営などについて協力することが考えられる。

～ ウズベキスタン ～

法務総合研究所国際協力部

教官 工 藤 恭 裕

1 経緯

永らくソ連邦の一部を構成していたウズベキスタンは、大陸法に源を有するソ連法系の確固たる法体系及びそれを運用してきた実績を有する上、ソ連邦崩壊前には、ベトナムなど社会主義国から多数の留学生をタシケント国立大学法学部等に受け入れるなど中央アジアの法学教育の中心地でもあり、司法、法律界の人材も豊富であった。しかしながら、1991年にソ連邦から独立した後、経済取引を促進し市場経済化を推進するために多数の法令を制定したものの、長期間にわたり染みついた計画経済的思考から抜け出すことができず、制定された法令自体にも問題が含まれているなど運用面での深刻な問題をかかえている。

そのような状況下で、1999年11月には、ウズベキスタン共和国司法大臣（当時）から、在ウズベキスタン日本大使館中山恭子大使（当時）に対し、日本による法整備支援への期待が表明された。

これを受けて、日本側は、JICA 短期専門家を派遣して現地セミナーを開催するなどした上、市場経済化に向けた法整備支援の重要性及び必要性に鑑み、2002年度から経済取引を促進する法制度に関連したテーマを毎年定めて、毎年一回の国別特設研修を法務総合研究所国際協力部において実施することとしたほか、民法典の改正に向けたプロジェクト策定のため名古屋大学大学院法学研究科市橋克哉教授を始めとする同大学を中心とする学界からの専門家数名が JICA 短期専門家として派遣されてきた。

2 現状と問題点

現在のところ、法整備支援に関する活動はプロジェクト化されておらず、言わばプロジェクトを立ち上げるための準備試行期間である。

国別特設研修については、2002年度は中小企業関連法、2003年度は土地制度及び担保制度をテーマにそれぞれ実施した。2004年度の第3回目の研修からは、具体的なプロジェクトにつなげるための研修を目指すこととし、まず、2004年2月には、遠藤賢治早稲田大学教授及び本職が JICA 短期専門家として派遣され、ウズベキスタン法制度の調査及び関係各機関との協議に臨んだ。

その結果、同年1月から施行されている改正破産法につき、経済裁判所がそれを経済裁判所総会の議題とするなど運用上の問題点を抱えていることを認識するに至り、それに対する日本の支援を求めてきた。以上の状況を踏まえて、両専門家と同時期に派遣されていた JICA 大阪国際センター業務課鍋田肇課長代理（現業務第三チーム主査）を団長とする調査団が、裁判所の倒産実務に関する支援をプロジェクト化することの相当性や実現可能

性を検討し、経済裁判所における倒産法関連書籍の作成及び研修カリキュラム策定を視野に入れ、2004年度国別特設研修は、経済裁判所を主な対象機関として、倒産法をテーマに実施することとし、ウズベキスタン側とその旨の合意を結んだ。

他方、民法典改正に向けた活動については、短期専門家として赴任した市橋教授及び伊藤知義専門家（北海学園大学法学部教授）を中心として、ウズベキスタン民法典の和訳や日本民法のロシア語訳、現地の法律家を集めたウズベキスタン民法典の問題点等を検討する研究会などを実施してきた。しかしながら、ウズベキスタン側との問題認識の共有や対象機関の特定などが課題として残っている。

最後にウズベキスタンに特有の問題点を指摘しておきたい。法律は、まさに概念や定義が命の学問分野であり、法整備支援においては、通訳又は翻訳に関わる悩みはつきものであるが、ウズベキスタンに関しては、さらに問題が複雑である。というのも、ウズベキスタンでは、公用語であるウズベク語とロシア語が並行して使用されているからである。これまで、法整備支援においては、法律用語や法律資料が不十分なウズベク語を使用する場合にもロシア語の参照が避けられないことから、重複した作業を避けるためにも研修などの活動ではロシア語により実施してきた。しかし、近年の脱ロシア語政策のために、ウズベキスタン国内では年々ウズベク語がより多く使用されるようになり、通訳及び翻訳には、両方の言語についての能力が要求され始めており、その条件に合う有能な通訳者を確保することが喫緊の課題である。

3 今後の方針及び活動

ウズベキスタンは、法令や法制度は一応整備され、さらに法律家の能力についても、従前から法整備支援の対象としてきたベトナムやカンボジアなど東南アジアの体制移行国に比べて優れている。しかし他方、30年遡れば自由主義経済の経験を有するベトナムなどと異なり、70年以上にわたって社会主義経済システムに基づく経済運営に頼ってきたウズベキスタンは、市場経済に移行した資本主義国を名乗ってはいるが、市場経済に対する理解については、無知や思い込みからくる誤解がまだまだ多く、しかも、自らの法制度や能力について自信を持つあまり、かえってそれが現状の認識及び評価を誤らせる危険さえある。そのため、法制度整備を支援するに当たっては、一方的に日本の制度の紹介や知識の教授から始めるのではなく、ウズベキスタン側のプライドを保ちながら、自らの問題点に気付くように導くことが必要である。

倒産関連の活動については、大阪地方裁判所倒産部及び大阪大学法科大学院池田辰夫教授に協力していただいている。本年7月には、同教授、JICA大阪特別嘱託下田道敬氏及び田内国際協力部長がJICA短期専門家として派遣され、倒産法制に関する詳細な調査を実施したほか、10月に予定されている国別特設研修に向けた協議を実施した。そして、この国別特設研修は、7月の調査及び調査結果を踏まえて実施する予定であり、そこでは同教授を中心とした学界からの講師及び大阪地方裁判所倒産部を中心とした実務家講師を招いて講義を実施するほか、PCM（プロジェクト・サイクル・マネジメント）手法と呼ば

れる参加型計画手法を活用して、研修員の問題意識を醸成するよう努めることとしている。

他方、民法典改正に向けた活動は、2005年3月までの予定で JICA 短期専門家として派遣された三重大学人文学部樹神成教授が、前任者に引き続き民法改正に向けた研究会等を実施しているほか、司法省内に設置された法律問題検討の作業部会にも正式委員として参加し、提言、助言を行いながら、プロジェクト化に向けた準備を行う予定である。

以上のように2系統の活動がありながら、プロジェクトが成立していないこともあって、長期専門家が不在で、現在派遣されているのも樹神短期専門家一人であり、法整備支援における現地の人的リソースが不足していることは否めないが、これまでも当部の丸山教官が名古屋大学のウズベキスタン民法典の和訳作業に協力し、倒産法関連での短期専門家の現地調査の際には、滞在中の伊藤教授及び樹神教授に御協力いただいた。さらに、国別特設研修においても、ウズベキスタンから多数の留学生を受け入れている名古屋大学を訪問し、同大学教授による講義を設けるなどの協力関係を築いてきており、今後ともプロジェクト化に向けてより具体的な活動においても協力していくことが必要である。

なお、法整備支援にのみ向けられた活動ではないが、タシケント法科大学において、名古屋大学大学院法学研究科及び同大学法政国際教育協力研究センター（CALE）との共同事業として、日本語による法学教育の準備が開始されており、この成果が通訳者の確保など法整備支援にも役立てられることが期待される。

～ モンゴル ～

JICA モンゴル法整備支援計画長期派遣専門家 弁護士 田邊正紀

1 経緯

モンゴルは、日本の約4倍の国土の中にわずか約250万人の国民が生活しているのみであり、しかもそのうち半数は遊牧生活を送っている一方、約90万人は首都ウランバートルに集中している。1992年に社会主義から脱却し新憲法を制定した後、これまでに500本以上の法令を急速に制定してきたが、そのほとんどは外国から最先端の法律を盲目的に移植したのみであるため、各法令間に多数の矛盾が存在しており、また、新設された法律を運用できる人材はほとんどいない。

JICAは、2001年に法整備支援を目的とした現状把握の調査を行った後に暫くは活動を中断していたものの、名古屋大学を中心として土地所有法、NPO法に関する研修を実施し、2003年3月、名古屋大学法学部加賀山茂教授と当職が、JICA短期専門家として、支援計画策定のための調査に赴いた。この調査により、現行の担保執行法制度について、債権者側も債務者側も有効に機能していないという認識を持っていることが判明し、さらに同年5月に土地所有法施行が迫っているにもかかわらず、土地の利用権と担保権の調整に関する法律がまったく整備されていない状態が明らかとなった。このような現状認識を前提として、モンゴル法務内務省副大臣からの担保制度を含めた商事分野における支援の要請を総合考慮した結果、機能不全に陥っている担保執行法制度の改革を手始めとして、最終的には商取引法の制定を視野に入れたプロジェクトを立ち上げることを支援計画の柱とすることとなった。これを受けて、2004年3月からJICA長期専門家として、当職がモンゴル法務内務省に派遣されることとなったものである。

2 現状と問題点

モンゴルでは、すでに様々なドナーが活動している。裁判改革・裁判官教育・裁判情報の分野ではUSAID（アメリカ開発援助庁）、民法を始めとする民事法関連の立法及び一般市民に対する法学教育などの分野ではGTZ（ドイツ技術協力公社）、国立法律センター建設援助はIBRD（国際復興開発銀行、いわゆる世界銀行）、弁護士教育ではABA（アメリカ法律家協会）、その他にもUNDP（国連開発計画）、ソロス財団、アデナウアー財団などが単発的に活動しており、担保執行法制定ではEBRD（欧州復興開発銀行）が活動を開始する予定となっている。JICA以外の日本の機関としては、名古屋大学法学部がモンゴル国立大学法学部と学術交流協定を締結して、2003年5月に施行された土地所有法に関する研究を中心に支援を行っており、留学生の受け入れも積極的に行っている。このようにドナー間で支援分野の争奪戦といっても良いような状況が存在することもあり、モンゴルの法制度は一見すると急激に発展しているように見える。

しかしながら、以下のような重大な問題を抱えている。第1に、法律関連情報がまったく公開されていないことが挙げられる。例えば、モンゴルは、日本と同様の不動産登記制度を有し、しかも登記に公信力を認めているにもかかわらず、不動産登記は、原則として所有者の同意がなければ閲覧も謄写もすることができない。また、憲法にも裁判所法にも「裁判は公開する」と規定されているが、実際には裁判所長や裁判長などの許可がなければ傍聴することはできず、許可が下りないこともしばしばある。さらに、判決の閲覧に至っては、原則禁止と言ってよい状態であり、判決が国民の目はおろか、法律家の目に触れることもほとんどないような状態である。この問題は、社会主義時代の「情報は国家が管理するもの」という考え方から抜けきらないうちに、いきなり最新のプライバシー、個人情報、企業情報の保護という考え方が流入したこと、法律家の間に不正が蔓延し、これを公開されたくないという強い思いがあること、裁判所とマスメディアが対立関係にあることなどが複雑に絡み合っていると考えられる。第2に、先進国が長年積み上げてきた基礎的な法制度を踏襲することなく、最先端の法制度のみを導入してしまっていることが挙げられる。先ほども紹介したが、先進国は、長年の努力の結果、情報公開に関する法制度を確立した上で、その修正としてプライバシー保護や個人情報保護制度を導入しているが、モンゴルでは、確立された情報公開制度が存在しないにもかかわらず、プライバシー権は憲法で保護され、個人情報保護法は日本に先行して施行されている。また、刑事司法の分野では、刑事訴訟における犯罪被害者の当事者としての関与権が保証され、犯罪被害者補償法の整備が進められているにもかかわらず、被告人には無罪の推定は働かず、国選弁護制度も存在しない。さらに、市場経済を導入して10年程度しか経過しておらず、未だ十分にその考え方が浸透しているとは言い難い状況の中で、競争制限的に作用する不正競争防止法、消費者保護法が先行して施行されている。これら最新の制度は、保護法益が明快でかえって従前の社会主義の考え方に合致している部分が多いことに加え、モンゴル側は、これら分野に関し最新の制度を有しているという自負があることから、本来これらの基礎となるべき法制度の導入に対する積極的な姿勢はほとんど見られない。第3に、法律関係者の能力が極めて乏しいことに加え、職務に対する真摯な態度が見られないことが挙げられる。例えば、立法担当者がある許可法を立法するに当たり許可基準の判断に全く必要のない提出書類を定めたり、ある事項に関する法律の存否を尋ねても回答者により答えが異なったりというような状況である。また、弁護士が裁判に遅れて来ることはもとより、公判中に携帯電話で話していたり、中座する裁判官がいたりなど裁判は緊張感のないものになってしまっている。これらは社会主義時代の教育と公務員が市民のために働いているという考え方の欠如のほか、当該職務から正当な報酬を得ていないことも原因であると考えられる。

3 今後の方針及び活動

前述のとおり、当職が、長期専門家として派遣される所期の目的は、担保執行法の改正作業であった。しかしながら、当職の赴任後に、モンゴル側は、担保法改正を欧州復興開

発銀行に依頼する意向を表明した。これは、欧州復興開発銀行がその保有するモデル担保法を基礎に短期間のうちに資金と人材を投入して調査を行い担保法改正を完了させるプランを持っていることと担保法改正完了後に同行からの多額の融資を受けられることを期待してのことである。理由はどうあれ、これにより当初の計画は頓挫することとなり、今年度の活動計画を大きく変更せざるを得ない状況となった。

そこで、前述の情報の閉鎖性と裁判実務の状況に着目して本年度の活動計画の主眼として、裁判公開、判例公開を掲げることとした。具体的な到達点として、誰もが許可なく裁判を傍聴できる状態を作り出すことと判例集の出版を予定している。活動形態として、法廷の入り口に傍聴自由の掲示を行うこと、傍聴規則・閲覧規則の策定、裁判報道の充実、判例集の編さん、判例研究ワークショップの開催など様々なものを模索しているが、裁判情報の公開に対する最高裁判所の抵抗が大きいことや、それぞれカウンターパートをいずれの機関にすべきかなどの問題から、具体化にはなお時間を要するという状態である。

人材育成に関しては、法務省の下に設置された国立法律センターが法曹三者に対する研修の中心的役割を担っており、USAID 及び GTZ がこれを支援している。JICA としては、この研修対象となっていない法務省職員に対して立法能力向上のためのセミナーを行う予定である。

長期的な課題としては、モンゴル側から強い要請のある商取引法の制定が挙げられる。モンゴルでは、2003年5月に改正民法が施行されたが、GTZ の支援で改正作業が行われたこともあって、ドイツ法の強い影響を受けており権利者の保護を重視するあまり取引の安全を保護する規定がほとんど見られないことや、多くの契約類型に書面主義、公証主義を採用するなど、大量の取引を簡易、迅速に行う必要がある商取引に利用するにはきわめて不利な内容になっている。そこで、モンゴル側担当者とともに商取引法制定の社会的ニーズを調査した上で、プロジェクト立ち上げに向けた作業を行う予定である。

I C D NEWS 掲載記事国別索引 (創刊号から第 15 号まで)

※執筆者役職等は掲載当時のものです。

～ ベトナム ～

○創刊号

- ・ ヴィエトナム国法整備支援研修
第 14 回 ヴィエトナム研修カントリーレポート
～民事における検察官の役割～ 第 1 号・p107
- ・ ヴィエトナム国法整備支援研修
第 15 回 ヴィエトナム研修カントリーレポート
～ヴィエトナムにおける司法職務と弁護システム～ 第 1 号・p113

○2号

- ・ 大阪中之島合同庁舎落成記念講演会
ヴィエトナム司法改革の動向 ～現在と未来～
ヴィエトナム司法省次官 Ms. Le Thi Thu Ba 第 2 号・p 99
- ・ ヴィエトナムの法曹養成制度及び弁護士制度の改革 (概要)
国際協力部教官 丸山 毅 第 2 号・p120
- ・ ヴィエトナムの弁護士制度について
在ハノイ JICA 長期専門家 柳原克哉 第 2 号・p156
- ・ ヴィエトナム刑事司法制度の概要及び日越比較 第 2 号・p179
ヴィエトナム最高人民検察院検察理論研究所 副所長 Mr. Vu Van Moc
編集及び注解 国際協力部教官 山下輝年

○3号

- ・ ヴィエトナムにおける外国仲裁判断の承認及び執行の実情について
JICA 長期専門家
(ヴィエトナム司法省派遣) 竹内 努 第 3 号・p 99
- ・ ヴィエトナムにおける外国判決の承認及び執行制度について
JICA 長期専門家
(ヴィエトナム司法省派遣) 竹内 努 第 3 号・p109
- ・ 第16回 ヴィエトナム国法整備支援研修
カントリーレポート
～ヴィエトナム民事訴訟手続の現状と法律制定上の課題～ 第 3 号・p175

○4号

- ・ ベトナムにおける法的紛争の解決～民事執行手続とその実情を中心として～
在ハノイ JICA 長期専門家 竹内 努 第 4 号・p 4

- 5号
- ・ベトナムにおける担保権の実行
在ハノイ JICA 長期専門家 塚原長秋 第5号・p 84
 - ・ヴェトナム刑事法の特色と司法改革に関する一考察
国際協力部教官 山下輝年 第5号・p125
 - ・ヴェトナムカンントリーレポート
～ヴェトナムの経済犯罪（英・日）～ 第5号・p139
～人民検察院の権限及び責務に関する憲法改正（英・日）～ 第5号・p151
 - ・ヴェトナム（1999年改正）刑法抜粋（仮訳） 第5号・p166
- 6号
- ・ヴェトナムの証券市場
第19回ヴェトナム国法整備支援研修結果の概要
～ヴェトナム証券取引に関するデクリーの検討会を中心として～
国際協力部教官 黒川裕正 第6号・p 7
 - ヴェトナムの証券市場及び制度について
在ハノイ JICA 長期派遣専門家 河津慎介 第6号・p 23
 - ヴェトナムの証券市場に関する犯罪と行政罰について
在ハノイ JICA 長期派遣専門家 柳原克哉 第6号・p 38
 - ベトナム証券及び証券市場に関する政令
(和訳：日越経済交流センター) 第6号・p 54
 - ・ヴェトナム民事訴訟法現地セミナー
「ヴェトナム民事訴訟法セミナーの結果について」
前在ハノイ JICA 長期派遣専門家
(現東京高等裁判所判事補) 竹内 努 第6号・p 74
 - ・第17回ヴェトナム国法整備支援研修（民法改正共同研究）結果の概要
～ヴェトナム民法改正第一次草案の主な内容～
国際協力部教官 黒川裕正 第6号・p161
- 8号
- ・日越MOJ元大臣対談—明日の司法の担い手を求めて 第8号・p 1
三ヶ月 章（元日本国法務大臣，現法務省特別顧問）
グエン・ディン・ロック（前ヴェトナム社会主義共和国司法大臣，現国会議員）
 - ・ヴェトナムにおける立法制度とその限界について
在ハノイ JICA 長期派遣専門家 河津慎介 第8号・p 19
- 9号
- ・第4回法整備支援連絡会（2003. 1. 15）
講 演 ヴェトナム社会主義共和国前司法大臣
グエン・ディン・ロック 第9号・p 20

基調講演「ヴェトナムにおける法整備支援」

地球環境戦略研究機関理事長

名古屋大学名誉教授 森嶋昭夫

第9号・p 33

○12号

- ・ベトナム民事訴訟法共同研究会の活動について

国際協力部教官 森永太郎

第12号・p202

○13号

- ・ベトナム民事訴訟法起草支援現地セミナーについて

国際協力部教官 森永太郎

第13号・p 5

- ・ベトナム民事訴訟法起草支援現地セミナー記録

第13号・p 7

○14号

- ・ベトナム・カンボジア両国を訪ねて

法務総合研究所長 鶴田六郎

第14号・p 1

～ カンボジア ～

○2号

- ・カンボディア王国民事訴訟法起草支援について

駿河台大学学長 竹下守夫

第2号・p 1

- ・カンボディア民事訴訟法（判決手続編）起草支援の過程

国際協力部教官 黒川裕正

第2号・p 4

- ・カンボディア王国民事訴訟法案

第2号・p 11

○3号

- ・カンボディアに行ってきました

前法務総合研究所教官 山川景逸

第3号・p191

○5号

- ・日弁連によるカンボディア王国司法支援の概要

日本弁護士連合会国際交流委員会副委員長 矢吹公敏

第5号・p 4

- ・「報告書-カンボディア王国におけるリーガルエイドの持続的発展のために」
について

日本弁護士連合会国際室長 上柳敏郎

第5号・p 29

- ・報告書-カンボディア王国におけるリーガルエイドの持続的発展のために

日本弁護士連合会カンボディア王国弁護士会

司法支援プロジェクト法律扶助チーム

第5号・p 31

- ・ロジ担より愛を込めて～事務監理奮闘記～

弁護士 田中みどり

第5号・p 72

- 6号
- ・カンボディア民法・民事訴訟法ナショナルセミナーに想いを寄せて
統括国際協力専門官 植田廉太郎 第6号・p 1
- 7号
- ・カンボディア民法・民事訴訟起草支援，その画期的な成果
国際協力部長 尾崎道明 第7号・p 17
 - ・カンボディア民法作業部会委員ほか紹介 第7号・p 20
 - ・カンボディア記念セミナーにおける講演・スピーチ集 第7号・p 22
 - ・カンボディア民法・民事訴訟法起草支援に関わって
元 JICA 長期専門家 坂野一生 第7号・p 91
 - ・カンボディア王国民法典草案（優先8分野） 第7号・p100
- 9号
- ・第4回法整備支援連絡会（2003. 1. 15）
基調講演「カンボディア民事訴訟法起草支援の経験と法整備支援の今後の課題」
駿河台大学学長，一橋大学名誉教授 竹下守夫 第9号・p 25
- 11号
- ・カンボジア民法草案の起草支援事業に携わって
地球環境戦略研究機関理事長
名古屋大学名誉教授 森嶋昭夫 第11号・p 4
 - ・カンボジア王国民法典草案（2003年6月30日現在日本語草案） 第11号・p 9
 - ・カンボジア研修における新たな試み
～カンボジア民法典・民事訴訟法典草案の議会審議に備えて～
国際協力部教官 黒川裕正 第11号・p133
- 12号
- ・カンボジア王国民事訴訟法典草案 第12号・p 5
（2003年6月30日現在日本語草案，閣僚評議会提出版）
- 14号
- ・ベトナム・カンボジア両国を訪ねて
法務総合研究所長 鶴田六郎 第14号・p 1
 - ・第5回法整備支援連絡会（2004. 1. 23開催）
基調講演 「カンボジアにおけるドナー間協力の課題」
駿河台大学学長 竹下守夫 第14号・p 24
- ～ ラオス ～
- 3号
- ・ラオス法制度概要 国際協力部教官 工藤恭裕 ほか 第3号・p 5

- ・ラオス人民民主共和国憲法（英日対訳） 第3号・p 61
- ・縁がありまして再び 国際協力専門官 田中正博 第3号・p197
- 4号
- ・ラオスにおける法学教育 名古屋大学大学院博士課程 瀬戸裕之 第4号・p 34
- 13号
- ・第8回ラオス国法整備支援研修の概要 国際協力部教官 三澤あずみ 第13号・p124
- カントリーレポート発表会
- 「ラオスにおける外国投資家の会社設立手続及び諸問題並びに
 経済紛争和解事務所の業務」 第13号・p128
- 「ラオス人民民主共和国憲法に関する報告」 第13号・p140
- ・改正ラオス人民民主共和国憲法（仮訳） 国際協力部教官 山下輝年 第13号・p147
- 14号
- ・第5回法整備支援連絡会（2004.1.23開催）
- 講演 「ラオスの司法改革と日本の支援」
- ラオス最高人民裁判所副長官ダヴォン・ワーンヴィチット 第14号・p 34

～ インドネシア ～

- 3号
- ・インドネシア司法制度と司法改革の状況 国際協力部教官 山下輝年 第3号・p117
- ・インドネシア共和国憲法仮訳（第1次ないし第3次改正を含む） 東邦学園短期大学非常勤講師 島田 弦 第3号・p157
- 8号
- ・インドネシアにおける司法改革の動向
 －2002年度インドネシア司法制度比較研究セミナーから－ 国際協力部 丸山 毅 第8号・p103
- 10号
- ・インドネシア共和国憲法仮訳（第1次ないし第4次改正を含む） 日本学術振興会特別研究員 島田 弦 第10号・p 49
- 12号
- ・インドネシア司法事情 国際協力部教官 山下輝年 第12号・p157
- I 日本・インドネシアの司法交流

Ⅱ インドネシア民事訴訟の実情

Ⅲ 司法委員会に関する大綱

- ・ 2003年度日本・インドネシア司法制度比較研究セミナー
セミナー概要, 実施要領, 日程表, 参加者名簿
国際協力部教官 森永太郎 第12号・p191
- “日本人から学ぶ”
インドネシア最高裁判所判事 リフヤル・カバー 第12号・p198
- 14号
- ・ 第5回法整備支援連絡会(2004.1.23開催)
法整備支援現場レポート 弁護士 平石 努 第14号・p 37

～ ウズベキスタン ～

- 創刊号
- ・ 現地レポート 国際協力部教官 丸山 毅 創刊号・p135
- 4号
- ・ ウズベキスタン共和国の司法制度について
国際協力部教官 丸山 毅 第4号・p 62
- ・ ウズベキスタン共和国憲法和訳
名古屋大学教授 杉浦一孝 第4号・p 81
- ・ ウズベキスタン共和国司法高官による発表会記録 第4号・p 91
- 7号
- ・ ウズベキスタン見聞録 主任国際協力専門官 小宮由美 第7号・p178
- 9号
- ・ 第1回ウズベキスタン国法整備支援研修(2002)結果の概要
国際協力部教官 丸山 毅 第9号・p139
- カントリーレポート発表
- 「刑事司法手続」 第9号・p149
- 「経済裁判所の訴訟手続」 第9号・p152
- 「司法省の組織 / 弁護士の監督」 第9号・p155
- 「中小企業の活動に対する干渉の防止」 第9号・p160
- 「民法の基本構造」 第9号・p164
- 「民法改正・商法制定の動向」 第9号・p169
- 「民事訴訟手続」 第9号・p175
- 「経済裁判所の役割」 第9号・p179
- 10号
- ・ ウズベキスタン司法調査報告
日本弁護士連合会国際交流委員会 第10号・p 3

弁護士会タシケント支部	第10号・p 9
最高経済裁判所	第10号・p 13
世界経済外交大学国際法学部リーガルクリニック	第10号・p 18
タシケント法科大学同リーガルクリニック	第10号・p 22
外国系法律事務所	第10号・p 25
法律事務所	第10号・p 27
タシケント市刑事裁判所	第10号・p 29
司法省	第10号・p 31
事務監理報告	第10号・p 33
ウズベキスタン共和国基礎知識	第10号・p 38
○14号	
・表敬，対談 ウズベキスタン共和国司法大臣来日（2003.12）	第14号・p 6
○15号	
・中央アジア司法制度	
ウズベキスタン共和国の不動産登記制度概観	第15号・p 4
前国際協力部教官	
（現法務省大臣官房民事訟務課法務専門官） 黒川 裕正	
主任国際協力専門官 小山田 実	
ウズベキスタン共和国経済訴訟法典和訳（1998年1月1日施行）	
香取 潤	第15号・p 23
中央アジア諸国刑事司法制度調査報告ー上ー	第15号・p 59
ーウズベキスタン共和国，キルギス共和国，タジキスタン共和国ー	
総説	第15号・p 61
犯罪情勢	第15号・p 64
刑事法に関する現状とその改革	第15号・p 74
刑事司法に関する組織と人的基盤	第15号・p 81

～ モンゴル ～

○5号	
・モンゴルの司法制度と司法改革の状況	
国際協力部教官 田中嘉寿子	第5号・p 95



E~MAIL

TO : icdmoJ@moj.go.jp

From : Asia

国民と政治のほどよい距離

旗、のぼりの海。バイク、トラック、バスの群れ。音楽、ダンス。大渋滞。物売り。インドネシアでは、4月5日に総選挙、7月5日に大統領選挙が行われ、今年は5年に一度の選挙の年です。日本でもテレビなどで報道されているかと思いますが、それぞれ投票日前1か月の選挙運動期間中は国中が選挙に沸きかえりました。選挙運動期間の最終週は屋外での運動が許され、ジャカルタでも大政党がキャンペーンを実行する日は街中がお祭りのように盛り上がりました。有権者総数は約1億5千万人で、投票率は約85%です。選挙においてどこまで政策論議が交わされているかはさておき、選挙に対する国民の関心、意識の高さは日本の比ではなく、民主主義の原点のようなものを感じます。もっとも、熱狂的な民主主義（個人主義？）による混乱の反動から今年の選挙では強いリーダーシップによる安定と秩序が求められていると言われていています。国民と政治のほどよい距離はどのくらいなのかを考えます。

(JICA インドネシア企画調査員・弁護士 平石 努)

～ 速 報 ～

ベトナム民事訴訟法制定について

JICA ベトナム法整備支援プロジェクト
長期派遣専門家 森 永 太 郎

1 はじめに

本年5月27日、ベトナム第11回国会第5期本会議において民事訴訟法案が可決されました。ベトナムにとっては初の民事訴訟法であり、今期国会に成立した諸法令の中でも改正企業破産法と並んで最も重要な法律の一つです。

民事訴訟法案は、この本会議での可決の際に、若干の用語や表現について修正がなされたようで、これを受けて、6月14日まで法案作成作業に責任を負う最高人民裁判所において文言の修正作業が行われておりました。この後、国家主席による布告宣言が行われ、この布告宣言から15日以内に官報によって公布されるということです。ベトナムの法令は、現在では英語版の官報にも掲載されますが、翻訳作業にはなお数か月がかかるものと予想されますので、現段階では我々にはまだ詳細な内容は分からないわけですが、これまでの立法作業の過程などにつき、当地の英文法律雑誌等にも時折記事が掲載されておりましたので、これらを参照しながら、ベトナム国内での議論の一端を紹介したいと思います。

2 立法作業の経緯

ベトナムの民事訴訟は、従来、民事事件、経済事件、労働事件の3分野に分けられ、それぞれについて、政令で定めた手続によって訴訟が処理されてきました。現段階でも、今回成立した民事訴訟法が施行されるまでのしばらくの間は、現行法令として、①1990年1月1日施行の「民事事件解決手続令」(国家評議会令)、②1994年7月1日施行の経済事件解決手続令(国会常任委員会令)及び③1996年7月1日施行の労働紛争事件解決手続令(国会常任委員会令)という三つの訴訟手続令が適用され、これらに従って民事事件の裁判が行われることになっています。

これまでのベトナムの三つの訴訟手続令は、互いに重複するような規定も多く、これがかえって混乱を招いていたため、既に1990年代初頭には、統一的な民事訴訟法を制定すべきであるという声があり、1993年には、国会の命を受けて最高人民裁判所が民事訴訟法の起草作業を開始しました。

しかし、民事訴訟法起草作業が急速に活発化したのはどうやら2000年代に入ってからのようなようです。

これには様々な要素が絡み合っていると思いますが、国内においてドイモイ政策が社会に浸透し、市場経済化が進んだのみならず、対外的には更なる貿易拡大を求めてWTO加盟へ向けた動きを強める中で、ベトナムは、経済取引の相手となる世界各国と様々な協定を結ぶ

ようになり、そのような中で、各国から民事訴訟制度の整備を迫られるようになってきたことが大きな加速原因となりました。このような、ベトナム政府に対する言わば外からの要請のみならず、国の内部においても、2002年1月に共産党が新たに打ち出した司法制度改革の方針に関する決議が、国会・政府に対し、現行の訴訟制度の大幅な見直しと改正を迫ることとなりました。

実際、時代の進展に合わせて改正を重ねてきた各手続令も、結局はごく基本的な原則と手続を示すにとどまり、近代的な民事訴訟に必要な諸原則や明確な手続規則を欠いたままで、時代の要請に合わなくなってきたばかりでなく、民法や労働法などの実体法や、人民裁判所組織法、人民検察院組織法などの関連諸法との不整合も問題となってきました。

今にして思えば、日本がベトナムに対する法整備支援の一環として、JICAと法務省法務総合研究所のタイアップで本格的に民事訴訟法起草支援に乗り出したのは、まさに最高人民裁判所による法案起草作業を大幅に加速する必要性が生じてきたころのことで、絶妙のタイミングだったと言えそうです。JICAの委嘱を受けて、九州大学名誉教授の吉村徳重先生と元大阪高等裁判所部統括判事の井関正裕先生が、2002年夏から秋にかけてベトナム及び日本で集中的な民事訴訟法セミナーを行われ、大きな成果を挙げられたことは、既に本誌においても御紹介したとおりで、これらの集中セミナーや、これらに引き続き、立命館大学の酒井一教授の御参加も得て、JICAのベトナム法整備支援プロジェクト内の一組織として、大阪の法務総合研究所国際協力部に「ベトナム民事訴訟法共同研究会」が正式に設置され、活発なコメント作業や更なる現地セミナーを実施したことが、実際にベトナムの民事訴訟法起草作業を大きく進展させたことは疑いのないところです。

3 最終法案の概要及び議論の焦点

民事訴訟法案は、昨年秋の段階で、ベトナムの立法手続に従い、第11次草案といわれるものが国会に事前審査のために提出され、国会によるコメントが付された上で最高人民裁判所に戻されました。その後、最高人民裁判所では、国会のコメントを受けて更に法案修正作業を続けた後、再度修正法案を国会常任委員会に提出し、これを受けて国会常任委員会が、本年春、法案を広く一般国民のコメントを求める手続（いわゆる「パブリック・コメント」）に付した後、最終法案は、最高人民裁判所長官（ベトナム共産党中央委員）グエン・ヴァン・ヒエン博士によって、本年5月11日から始まった第11回国会第5期本会議に提出されました。

最終法案は、全部で9編、36章、424条に及ぶかなり大きなものです。編別に紹介しますと、「第1編 総則」、「第2編 第一審手続」、「第3編 上訴審手続」、「第4編 監督審・再審手続」、「第5編 非訟事件手続」、「第6編 外国判決・仲裁判断の承認及び執行手続」、「第7編 判決・決定の執行手続」、「第8編 民事手続妨害行為の取扱い及び民事手続に関する告訴・告発」、「第9編 涉外要素を含む民事手続及び民事司法共助」となっています。

通過した法案は、最終的には条文数が6箇条削減され、418条となったようです。

この大きな法律が、パブリック・コメントに付された上、国会で議論の対象となった訳で、

国会内外での議論は多岐にわたりましたが、特に意見が分かれ、大きな争点となったものを取り上げて紹介してみたいと思います。

① 民事訴訟法の適用範囲について

民事訴訟法の適用範囲については、3点ほど議論がありました。

選挙人名簿と戸籍に関する異議手続について、草案支持派は、これらの手続は民事訴訟法の取り扱う範囲に含めるべきではないとの意見であり、これが多数意見であったようですが、選挙人名簿と戸籍の問題は、個人のアイデンティティに直接かかわる問題で、民法に規定があり、これまでも裁判所が取り扱ってきた問題なのだから、民事訴訟法に残すべきだ、との少数意見がありました。

労働争議に関する紛争解決手続についても、これを民事訴訟法に含めるか否かの議論があり、意見が分かれたようです。

また、判決の執行についても、これを民事訴訟法から完全に外してしまうべきであるとの意見と、一部残すべきであるとの意見が対立した模様です。草案自体は一定程度の規定を残しています。

② ディストリクト級裁判所の管轄権について

ディストリクト級裁判所の管轄権を一定程度拡張することについては大多数の賛成が得られたとのことですが、その程度を巡って議論がありました。特に、今までプロヴィンス級裁判所のみが取り扱っていた経済事件や外国要素を含む事件の管轄を複雑な事案を除いて無制限にディストリクト級裁判所に与えるのか、それとも訴額等による制限を設けるのか、かなり意見が対立したようです。この点は、現在のディストリクト級裁判所の事件処理能力をどうみるかにかかわる部分で、特に、外国要素を含む事件についてディストリクト級裁判所に管轄権を認めることには慎重な意見も相当数あったと当地の雑誌などは報じていました。

③ 合議体の構成について

現在、ベトナムの第一審裁判の合議体は、職業裁判官1名、人民参審員2名という構成になっています。今回の議論では、まず、従来の体制を維持した上で、複雑な事件の場合には職業裁判官2名、人民参審員3名という体制にする、という草案の立場に賛成する意見と、第一審については職業裁判官2名、人民参審員1名にした方が、より裁判の質が向上するという意見が対立しました。また、職業裁判官3名で構成されている現行の上訴審については、この体制は維持するものの、特殊な事件については、これに2名の人民参審員を加えることができるようにすべきである、という意見が出たようです。

④ 証拠収集について

今回の民事訴訟法制定に当たっては、従来ほぼ典型的といってもよい職権主義的訴訟構造を採用してきたベトナムの民事訴訟にどの程度当事者主義的な色彩が入るか、という点が、ベトナムの法律界のみならず、支援を行ってきた日本側としても関心の高かった点でした。そのメルクマールの一つとして、これまで裁判所が負っていた証

証拠収集の責務がどの程度当事者に委ねられるかが、注目すべき点の一つでした。実際、この点は、パブリック・コメントの中でも、また、国会議論の中でも相当議論が行われた重要争点の一つで、当事者に証拠収集の責務を全面的に負わせるのは、ベトナムの現状では時期尚早である、という現状維持派の意見から、もはや裁判所は当事者の証拠収集、提出からは完全に手を引くべきであるという、極めて当事者主義的な見解まで、正に議論百出といった状況であったようです。しかし、証拠収集の権限、責任を原則として当事者に委ねるといった原案の方向性は維持されたようで、後は、裁判所の証拠収集活動を当事者の証拠収集活動とは独立の、真実発見に向けての重要な責務とするのか、それとも、裁判所の証拠収集活動はあくまでも当事者自らでは証拠収集が困難な場合に、当事者の申立てを受けて裁判所が言わば後見的に行う活動と位置付けるかを巡っての見解の対立であったように思えます。

この点、最終的に成立した法律がどの程度明確に規定したかは、条文の英訳を入手してみないと何とも言えませんが、先日、国会法律委員会の副委員長が、新民事訴訟法について外国ドナー関係者らに説明した際には、後者の考え方を採ったと解される趣旨の発言をしていましたので、そうであれば、この点では当事者主義に向けて大きく動いたと言えそうです。

⑤ 訴え提起前の保全手続について

訴え提起前の保全手続は、ベトナムにとっては新しい制度で、導入には相当慎重論もあったようです。乱用の危険性に相当神経を使ったようで、国会での議論でも、間違った保全命令を出した裁判官は申立当事者と連帯して賠償責任を負うべきである、といった意見が出されていました。

⑥ 民事手続における検察院の関与について

ベトナムでは、従来から、司法作用のあらゆる場面で法律の適正な適用を監視、監督するという立場から、民事訴訟にも検察官が関与してきました。今回の民事訴訟法制定に当たっては、検察官の関与の程度を巡って激しい議論が展開されました。

当事者主義的な観点からは、検察官の関与は、検察院自身が訴訟を提起した場合や、特に必要な場合のみでよいとする意見と、やはり、厳格に法律に従った裁判を確保するには、検察官の関与が望ましいし、2002年の検察院組織法でも全件関与が原則とされているから、同法との整合性も無視できないとする意見が対立しました。また、検察院がいかなる場合に国家又は他人の利益を守るために訴えを提起できるかについても相当議論があったようです。民事訴訟法国会通過の翌日のウェブニュースでは、結局、検察院は刑事事件の公訴提起に力を注ぐべきである、という点と、検察院が民事事件で訴訟を提起するとなると、その立場、つまり、原告として活動するのか、それとも裁判を監督する機関として活動するのが、曖昧になってしまうとの二つの理由から、検察院の民事訴訟提起権限は認めないこととなった、と報じられていました。

また、検察官の民事訴訟事件への出廷については、全面的にではなく、裁判所が証拠収集をする場合で、当事者の要求があった場合など一定の場合に限られることに

なったようです。

⑦ 訴訟代理人の出廷及び欠席について

これについては、訴訟代理人欠席の場合に審理を延期するか否かが議論となったようです。

⑧ 上訴審の範囲について

これは、事件が国家の利益や、訴訟に参加していない者の利益にかかわる場合に、当事者が上訴していない部分についても上訴審が判断すべきか、という問題です。当事者主義的な立場からは、当事者に不服がない部分について上訴審が判断を加える必要はない、という意見が出ていましたが、この問題は、民事裁判所の役割が日本とは少し違うベトナムでは、そう簡単な問題ではないようで、最終法案は、国家利益や参加していない第三者の利益を保護するため、一定の条件の下、不服申立てがなされていない部分についても判断権があるとする立場をとっています。

⑨ 監督審手続について

ここでは、監督審申立てを当事者の意思にかからしめるか否か、という問題と、監督審の申立期限の問題が討議されました。

申立権者は、原判決の違法を発見したときは、当事者の申立てがなくても監督審請求ができるとするのが多数説のようで、少数派は、当事者の申立てを要件とすべし、という意見であったようです。この点、成立した法案がどのような規定をしているかは注目に値するところです。

また、申立期限については、最終法案は、民事、経済、労働、婚姻・家族の各事件で別個の申立期限を定めていますが、これを統一すべきであるとする意見も根強かったようです。

4 おわりに

以上、ベトナム民事訴訟法の制定に際し、ベトナム国内でどのような点が注目され、どのような議論があったか、極めて簡単にではありますが、御紹介しました。

成立した法律の出来映えについては、いろいろと評価が分かれるようで、私が話を聞いたベトナムの法曹関係者の中にも、極めてドラスティックな改革を盛り込んだ内容だ、という人もいれば、旧態依然として何も変わっていない、と酷評する人もいました。しかし、いずれにせよ、ベトナムの民事訴訟制度は、当事者主義的な制度へ向けて、ほんの第一歩を踏み出したに過ぎないと言えそうです。

これから、最高人民裁判所は、この民事訴訟法の考え方を全国の裁判官に浸透させていかなければならないのですが、これがまた大仕事となりそうです。引き続き、最高人民裁判所の御健闘をお祈りしたいと思います。



E~MAIL

TO : icdmoJ@moj.go.jp

From : Asia

「動く家」あれこれ

カンボジアでは土地と建物は一個の不動産とされており、建物は独立の不動産ではない。だから、というわけではないが、語の意味から不動産とはとても呼べない建物も多い。農村では、多くの家が木造の高床式で、いわゆる基礎工事はほとんどなされていない。通常は数個の小さな敷石の上にそれぞれ直接柱を置いて（または簡単に固定して）、その上に家を組み立てる方式である。

このような造りなので、その家に不幸が続いたり、運がよくなかったり、あるいはただ単に気分を一新したいときなどには、柱を持ち上げて家を動かすことができる。持ち上げている人々が生垣の影になって見えないときなどは、家が歩いているようにも見える。

このほかにも、船の上に家を建て、家ごと移動できるようにしたものもあり、そんな家が集まってできた村では、季節によって村ごと場所を移動することも珍しくない。

(JICA カンボジア長期専門家 坂野一生)

～ 国際研究 ～

ベトナム最高人民検察院次長検事による講演会について

法務総合研究所

国際協力部教官 廣 上 克 洋

ベトナム社会主義共和国最高人民検察院次長検事クアッ・ヴァン・ガー氏は、法務総合研究所長から招へいされて、平成16年4月18日から28日までの間、日本に滞在されました。ガー次長検事は、この間に東京及び大阪において、「ベトナム司法改革の現状と課題」及び「ベトナム新刑事訴訟法の運用をめぐる諸問題」の各演題で、それぞれ2回ずつ講演をされました。

ベトナムにおいては、1986年（昭和61年）に採択されたドイモイ（刷新）路線の下で、市場経済原理の導入及び対外開放政策の推進などの一環として、社会・経済改革のために法整備が急速に進められてきており、司法制度全般の改革にも取り組まれています。その結果、1992年（平成4年）に憲法の一部が改正されたことに伴い人民検察院法が大幅に改正され、検察院の権限に大きな変革がもたらされ、2002年（平成14年）10月1日から施行されているほか、2003年（平成15年）11月26日に新刑事訴訟法が国会で可決されて成立し、本講演後の本年（2004年）7月1日に施行され、また、法務総合研究所国際協力部に設置された「ベトナム民事訴訟法共同研究会」が起草の支援を行ってきた民事訴訟法については、本講演当時はベトナムの国会において法律案が審議中でありましたが、その後の本年5月27日に国会で可決されて成立しています（未施行）。

このような民事・刑事等の重要な法改正が行われているなかで、ベトナムの人民検察院は、従来から我が国の検察官とは職務内容が大きく異なるところもありますが、かつては行政府全体の法律遵守を一般的に監督するいわゆる「全体監察」といわれる権限を有していたところ、監察の対象を司法機関に限定されるに至ったり、従来から検察官が民事訴訟手続全般に関与していたところ、その関与の形態や程度をいかにすべきかなど、ベトナムの人民検察院の基本的な権限に関して検討と改革が重ねられてきています。そして、一連の立法によって、ベトナムの人民検察院は、民事事件への関与の必要性を説かれながらも、刑事事件の公訴官としての責務が最重要であることが明確化され、また、従来の職権主義的な訴訟手続についても、種々の当事者主義的な手続が独自の形態で導入されることになるなどし、さらに、検察院の組織については、刑事事件について下級レベルの検察院の事件管轄を大幅に拡大することになり、順次段階的に管轄移転を実施していくなど、様々な大きな問題に直面している状況にあります。

今回、これら民事・刑事の両分野で法の運用と執行について広範な権限と責任を有し、自らも新規立法の立案時から責任者として関与されたガー次長検事をお迎えして、ベトナムの

司法改革に関して最新の動向等について御講演をしていただく機会を得ることができ、立法の背景事情や司法改革に伴う今後の運営上の課題等について、ベトナム最高人民検察院の立場から率直にお話ししていただくことができました。これによって、ベトナムの司法制度改革のダイナミックな動きをタイムリーに知ることができ、大変興味深い情報を得ることができましたので、我が国と時を同じくしてベトナムにおいても司法制度改革に直面している状況を理解する貴重な一資料として、ガー次長検事の上記各講演の記録を取りまとめ、御参考までに紹介する次第です。

なお、各講演において席上配布された資料（英文）をそれぞれの講演記録の末尾に添付いたしましたので、併せて御参照下さい。



国際協力部国際会議室での講演会



ベトナムの司法制度改革の現状と課題

ベトナム最高人民検察院次長検事
クアツ・ヴァン・ガー

皆様、おはようございます。本日、このようにベトナムの検察院の活動について報告させていただけることを光栄に思います。御列席の皆さんの顔を拝見しますと、前からの知合いの方もたくさんいらっしゃいます。本当にこのような機会を与えてくださいましたことを、検事総長をはじめ皆さんに対して感謝したいと思います。

では私の発表に入りたいと思います。現段階のベトナムの検察院の4つの大きな活動についてお話をする前に、ベトナムの検察院の発展の経緯についてお話したいと思います。

ベトナム検察院の発展の歴史というのは、20世紀の後半から2001年までの段階ですが、この間でも2つの段階に分けられ、1945年から1960年までは、いわゆる大陸法系の公訴院の形で、ベトナムの検察院が設立されるようになりました。フランスのモデルと似ているといえると思います。そのとき、検察院は裁判所の内部の機関でした。公訴官と審理をする裁判官という存在がありました。ここで注意しておきたいのは、1945年の時点でホー・チ・ミン主席が、1945年以前のフランスの法律の適用を強化することにしたことです。フランスの植民地政府時の法律適用が1945年の後半から1959年まで続きました。

1959年、当時のベトナムの人民最高裁判所の命令によって、初めてそれまでの政権の民事訴訟法、刑事訴訟法の法律の適用を取りやめることになりました。ベトナムの司法の歴史においては非常に特別な意味があるわけです。また、この事柄もホー・チ・ミン主席自ら行ったことです。

ベトナムが独立を宣言したのが1945年9月5日で、先ほど私が申しましたように、同年の10月10日にホー・チ・ミン主席が、先ほどと同様の内容の命令を下しました。47号の命令です。これはホー・チ・ミンの素晴らしい偉大な思想を反映させたと思います。つまり、過去がフランスのものであったのにもかかわらず、ホー・チ・ミン主席の過去を否定しないという考え方です。他の国では非常に稀な現象だと思います。そのような背景において、1945年から1960年までの段階は、ベトナムの公訴院では、かなりフランスの影響が強かったわけです。

検察院の第2段階の発展は、1960年から始まったわけですが、この時代において検察院の設立モデルとなったのは、旧ソ連及び東ヨーロッパでありました。当時の旧ソ連や東ヨーロッパにはあまり差異はなく、基本的に検察院の設立の形は同じでした。ただ、当時の東ドイツとキューバは、他の社会主義国と比べてある意味差異がありました。

基本的には、当時のどこの国の検察院も2つの機能を持っていました。いわゆる中央政府及び地方の行政政府の法律遵守を監督する機能が1つです。1960年の検察院法の規定においては、「全体検察」とか「全体監視」という言葉が使われました。この言葉はベトナム語的なルーツのものではなかったわけです。そのとき、どのようにロシア語をベトナム語に翻訳すればいいかいろいろ悩んだ末、ロシアの言葉を直訳的に全体検察と訳しました。ロシア語で「オパシナフタ」という言葉を、ベトナム語で「全体検察」という言葉にしました。多くのベトナム人でさえも、なぜそういう用語があるのか、そういう名前があるのか、よく理解できません。ベトナム語の中にはその言葉がないからです。

この機能はかなり広い範囲で行使されていました。ベトナム政府の省庁の法律遵守の検察、地方政府の法律遵守の検察などです。そのため、これはかなり大きな権力でした。

そして2つ目の機能としては国家的公訴権の行使です。諸外国の公訴院と同じ機能です。21世紀に入る前のベトナムの検察院のモデルを見てみると、おそらく公訴院と北欧の国々の国会の監察院を組み合わせたような組織と考えられます。ベトナムの役人の中には、このような検察院の設立では、検察院はあまりにも大きな権力を持ち過ぎるのではないかという意見もありました。

1960年からベトナムの検察院が、憲法中に規定として明記されるようになりました。ベトナムの国の最も重要な4つの国家機関の1つと位置付けられるようになりました。ベトナム検察院の組織は縦割りの組織形態で、地方の検察院は地方政府の管轄を受けず、直接、最高検察院の管轄を受けることになっています。人事、予算の面においてもそうです。最高検の検事総長は国会の代表から選ばれます。検事総長の任期は国会議員と同じで5年と決められています。役職については、検事総長は総理大臣と同等の扱いを受けます。

1945年から2002年まで、新しい発展段階になるわけですが、その間、今説明したように2つの発展段階がありました。全体的にベトナム政府又はベトナム人民は、非常に信頼できるシステムだと評価しています。

この新しい発展段階に入る前には検察の定員が1万人となっていました。最高検察院には170人の検察官がいます。プロビンス級の検察官の数が2,500人となっています。そして日本の区検察庁に当たるディストリクト級の検察院ですが、その数は4,500人になります。全体として1万人ぐらいの職員を抱えています。今述べた数字は2002年以前の数字です。

次に、現在、ベトナム検察院が行っている4つの大事業についてお話したいと思います。ベトナムの新しい憲法及び新しい法律に基づいて検察院の機能を移行すること。ベトナムは1992年の憲法に基づく、2001年の改正及び2002年の人民検察院組織法制定により、私たち検察院としては全体検察という機能を取りやめることになり、50年間も続いて行ってきた活動に終止符を打つこととなります。

そのために、新しい分野への大きな人事異動を行わなければなりません。先ほど言いました全体検察分野に従事していた1,600名の人員を、軍事とか刑事の検察の分野へ異動することとなります。今までにない大きな人事異動となります。エリツィンさんとかプーチン

さんのロシアでさえも、まだこの全体検察という機能を維持しています。なぜベトナムがこの全体検察という機能を維持しないのか。それはベトナムの経済、政治の様々な変化があるからです。

特に最初に挙げられるのは経済の面ですが、ベトナムが計画経済、官僚主導経済から市場経済へ移行されつつあります。このような移行が様々な社会関係を破壊するようになります。本当に思い切った破壊を行いました。そこで国家の運営の新しい様式が生まれてきました。様々な新しい経済の運営が、今までどおりの検察院の運営では許されないようになりました。

例えば、ベトナムでは多くの国営企業を株式化、資本化することになっています。もともとの国営企業が、マルチセクターの所有の企業に変革されるようになっていきます。また、外国の投資も勧誘し、100パーセント外国資本の企業もベトナムに出てきました。ベトナムには多くの外国との合弁企業もあります。そこで経営活動のための新しいチェックの方法も出てきました。そこでオーディット、いわゆる会計監査が、最もふさわしいのは皆様御承知のとおりです。また、証券市場も形成し、それによって経済活動の体温計のような役割を果たさせました。そのために以前のように経済活動を検査するための全体検察のようなやり方ではできなくなります。

また、国家的な監査の新しい形もいろいろと出てきました。特に国会による監査のことで、おそらく近いうちに国会において監査委員会が設立されるようになります。また政府の監察の活動も強化されます。そのように歴史的背景、客観的な背景によって、これ以上全体検察が維持できなくなるわけです。

私としては、一般的な原則にマッチした行動をとったと理解しています。市場経済がベトナムの人にいろいろな意味で夢を開かせてくれました。経済活動ほど説得力のあるものはないと思います。皆さんがもし1990年以前にベトナムに来ていたら、当時のベトナムは非常に大変な時期でした。1975年以降、何十万ものベトナム人が船でベトナムを出ました。あまりにも生活が苦しいからです。また、社会保障問題も当時は徹底的に対処しなかったままでありましたし、その背景で70歳の老人でさえ命を賭けて船に乗ってボートピープルとなって国を出ました。

しかし、1990年に入りベトナム政府は政策転換をしました。人民の生活もよくなりました。政府からも何かを禁じる命令などを出さないようになりました。つまり出国してはいけないという命令を出していないにもかかわらず、国を脱出する現象がなくなりました。今この話をする意味は、ベトナムの検察院の機能の変化というのは諸原則に合致していることを強調したいからです。

また、そのような機能の変化は、検察院の能力が低いことを表わすものでもありませんし、政府又は人民に信頼されなくなったから、その機能が変化したのでなく、あくまでも経済活動が変化したことによって生じたことです。政府としては社会秩序を守るためには、検察院は非常に信頼できる機関だと考えています。

検察院の今の機能としては、司法分野における法遵守の検察の機能に集中しており、捜査機関の捜査活動、裁判所の審理活動、執行機関の判決執行など、法の遵守を検察する機能を

持っています。このような司法機関を検察する意味で他の司法機関を検察するのも非常に大きな意味があります。このように検察することによって、捜査機関、裁判所、執行機関が法律を遵守できるようになるわけです。

そのほか、以前のように公訴権の機能を強化するのも1つの役割です。以前なかった機能をよりよく行うため、2002年からの新しい法律の下で4つほどの大きな仕事があります。例えば、国民が司法機関の処理結果に対して不服を申し立てる場合、この司法機関というのは裁判所、捜査機関、執行機関などですが、それに対する不服申立てを処理したり、また、司法機関がそれを処理した決定などに対しても、それを検察することができます。

また、検察院は、国家的な犯罪の統計の機能も任されるようになりました。これにより犯罪の諸データなどを国会へ報告するようになります。そのため中央から県レベル、区レベルまで犯罪データの統計部署を設立しました。最高検察院の中にITを活用した犯罪統計局が設立されました。県レベルでは64の検察院がありますが、それに相当して64の犯罪統計課が設立されました。区レベルでは670ほどありますが、犯罪統計課が置かれています。我々にとっては非常に複雑かつ新鮮な作業です。我々が用いる設備、組織はまだ非常に遅れています。

今のところコンピュータによるデータ通信ができるのは、県レベルの検察院から中央までです。区レベルから県レベルまではまだデータ通信ができません。区レベルの人が統計を取り、県まで走ってそのデータを渡すこととなります。今後、政府としても努力し、区レベルもできるように予算を与えるようになるでしょう。

2002年からの新しい任務である民事、行政、経済分野への検察院の関与についてですが、2002年の人民検察院組織法によりますと、経済、民事などすべての分野の様々な段階で、例えば、第一審、第二審、監督審などにおいても100パーセント検察院が関与しなければなりません。裁判所が受理した民事事件又は書類作成なども検察しなければなりません。非常に複雑な作業です。

皆様御承知かどうか分かりませんが、2000年の時点で1年間に13万5,000件ほどの民事事件を受理しました。その中の40パーセントが和解による処理で済まされました。残りは公判が必要である案件ですが、これはかなり多いです。そうすると裁判所の民事の公判に参加する検察官の数も増やさなければなりません。それによって民事裁判の検察も行うことになるからです。

4番目の作業として、2002年の人民検察院組織法に基づき、検察院の中の捜査機関を再構築することです。2002年以前には最高検察院の中に捜査機関があり、県レベルでも33の県検察院の中に刑事捜査課が存在しました。しかし、2002年から県レベルの捜査機関を解体しなければならませんでした。

最高検察院の中のみ捜査機関を設立することになりました。最高検察院の中の捜査機関は、司法活動を侵害するものに対して捜査をします。つまり捜査官、検察官、裁判官が法を犯しているときに捜査する機関です。これを犯罪だと言っても、あくまでも司法活動における犯罪です。例えば、あるとしたら取調べのときの拷問とか、また、受刑者が脱獄したりす

る場合や裁判官が故意に間違っただけの判決を下したりしている場合です。最高検察院の捜査機関の出先機関として、ホー・チ・ミン市にも部署があります。

最も大きな作業として行ってきたのが、2002年の法律に基づいて行う機能の移行という作業です。これを実施するためにベトナム国会は検察院の定員を2,300人増やすことを承認しました。この2,300人ですが、2004年と2005年に採用されるようになります。2005年度には、検察院の定員が1万2,300人になります。このような定員は2004年の後半から2005年にかけて採用されることになります。

新しい刑事訴訟法の施行についてですが、御承知のとおり2004年7月1日から新しい刑訴法を施行するようになります。この新しい刑訴法はベトナムの最高検察院が編纂や制定の責任を持ち、2003年末にベトナムの国会で成立しました。

この法律を制定する際、日本の多くの専門家が貢献してくださいました。日本の法務省法務総合研究所の多くの専門家を招待して、意見などを頂戴しました。ここにいらっしゃる尾崎検事、山下検事にも、ベトナムの刑訴法の内容について報告していただいたこともあります。この新しい法律を完成させるためには、日本の専門家の大きな貢献がありました。

この法律の中では、ベトナムの検察院の役割が強化され、確認されるようになりました。同時に我々の責任も大きくなりました。損害賠償という問題が出てきました。まず逮捕、勾留、拘束の決定を承認する機能が検察院に出てきました。間違っただけで逮捕、拘束の決定を承認した場合、検察官は賠償しなければなりません。この場を借りて法務総合研究所の所長に、ベトナムの新しい法律をお渡ししたいと思いますが、旧版と改正版が対比できるものとなっています。

事件を立件する決定に対しても、検察院が承認しなければならないという新しい機能も出てきました。例えば、捜査機関がある者に対して刑事事件を立件しようとする場合には、検察院にその決定の承認を得る手続をとらなければなりません。検察院が承認しなければ、その立件の決定の効力は生じません。この50年間、まだ行ったことのない事柄です。我々にとっては非常に難しい作業の1つです。

また、警察がある者を逮捕して拘束しようとする場合には、必要があれば検察院の我々はその対象となる者と接触しなければなりません。今のベトナム社会の背景の中で簡単な作業ではありません。年間に4万5,000から6万件的な刑事事件が受理されます。1つの事件で被疑者が1人だけとは限らないので、どれだけの数の承認をしなければならないか。多くの被疑者に直接会ったりして、それを承認しなければならないという作業です。

もう1つは、新しい刑訴法の規定に沿って区レベルの管轄権を強化することです。正直に言わせていただければ、ベトナム以外の国は我々のようなやり方とはっていないと思います。2002年以前では、ベトナムの区レベルの検察院は、刑罰7年までの犯罪を起訴する権限を持っていました。しかし、2004年7月1日から、区レベルの検察院は刑罰15年までの犯罪に対しての起訴又は起訴状を作成しなければならないようになります。時間の面においては非常に大きな課題です。それに対しては様々な意見が出ています。

最近、ハノイにてベトナムの司法大会議が行われました。主宰はチャン・ドゥック・ルオ

ン国家主席でした。ルオンさんはベトナムの司法改革委員会の委員長も兼任しています。スピーチの最後で、区レベルの司法機関の機能を強化することは、司法改革においては最も大きな課題の1つと締め括りました。区レベルの司法機関の機能の強化は、2009年までの完了を目指し、段階的に実施することになります。

2004年に、現行の600以上の区レベルの司法機関のうち93か所を選定し、新しい管轄権を授与します。今年の7月1日からベトナム全国においては、区レベルの検察院の93か所が、15年までの刑罰を科せる犯罪を起訴する権限を持つようになります。そして2005年になると、また何十か所か同じような形でその権限を与えられるようになります。そのような段階的なやり方を行い、2009年の時点で、すべての区レベルの検察院が新しい権限を持つようになります。

選定された93の区レベルの検察院の所在地というのは、やや経済発展がよく、認知レベルも高い地区が選ばれました。この93の区レベルの検察院があるということは、93の区レベルの裁判所も新しい権限を持つようになるわけです。同時に、区レベルの捜査機関が新しい権限を行使するようになります。そうすると区レベルのための大きな人事異動を行わなければなりません。ベトナムの区レベルの検察院の規模はあまり大きくありません。また、様々な意味でのレベルも制限されていますし、最も心配しているのは、そこでいわゆる冤罪が生じるのではないかということです。冤罪が生じて大きな損害賠償をしなければならないというリスクを負うことになります。本当に間違っただけで冤罪でも生じさせたら、国民に損害賠償しなければならないということは、我々にとって大きな課題です。本当に皆様とは全然他人だとは思えませんので、このようにお話しているのですが、これが区レベルの強化された権限を実施する際に、正直、私どもが最も心配しているところです。

また、設備や施設の方も強化しなければなりません。2005年度で、検察院の施設すべてを再チェックする計画があります。区レベルの検察官とか職員の給料などの待遇面も、よりよい待遇でなければなりませんし、諸々ほかの問題もあります。ベトナムの司法改革においては非常に大きな課題でもあります。そのため2、3日前の会議において国家主席が、この点について非常に強調しました。改めて、今ベトナムが行っていることは、他の国では行っていないことだと私は思っています。

なぜ区レベルの権限を強化したのかについてお話すると、すごく長くなりますが、それに関しては10年ほど前からずっと議論してきました。1993年から昨年までです。私が今皆さんに申しました内容は、過去において最もランクの高いベトナムのリーダーにも話したところです。実際、この法律を制定する前に国家主席のルオンさんに、「是非、1日お会いしたい」と陳情しました。ルオン主席は主席府において私と会ってくださいました。私は、この区レベルの権限を強化する際の冤罪の可能性について私の心配を陳情しました。

そのときルオン主席は、「君はなぜ10年前に、そのような心配があったことを話さなかったのか」と尋ねられました。「いえ、ちゃんと言いました」とルオン主席に答えると、「君はどうしたいのか、どういう解決策があるのか」と聞かれました。私の答えとしては、日本でいう高等裁判所や高等検察庁の数を、もっと拡張した方がよいのではないかと、その解決策の

方が経済的でもあると伝えました。また、私は、控訴審は最高裁判所から分離させた方がよいとも言いました。

控訴審のための高等検察院が、今ベトナムの北部、中部、南部の3か所に設置されています。それに応じて裁判所の方も、最高裁に直属している控訴審の裁判所が3か所あります。私のルオン主席に対する提案としては、今のように最高裁の内部の機関としてではなく、審級審として設置した方が望ましいというものです。そのために3つでなくて幾つもの控訴裁判所や検察院を設置した方がよいと言いました。

日本には8つの高等裁判所があると思います。韓国は4、200万人の国民しか抱えていないのに全国に5つの高等裁判所があります。ベトナムは8、000万人の人口を抱え、刑事犯罪の数も多いにもかかわらず、今お話ししたように最高裁判所直轄の副審査部や控訴審裁判所が、3か所しかないのは非常に大きな問題だと思います。より多くの控訴審裁判所を増やしたら、このような区レベルの権限の移行も、より円滑にできるようになると思います。

しかし、国会の審議の場においては、議員の大方の意見として、区レベルの権限を強化するような意向が強かったのです。最終的には多数決で法律が成立されました。我々としてはもう既に馬の背中に乗ってしまったものですから、やむを得ない、進むしかありません。ベトナムの刑事司法分野のこの先5年間においては、区レベル検察院の管轄権の移行ということが、本当に大きな問題です。

もう1つベトナムの刑事訴訟において、かなり新鮮な問題としては弁論主義の導入があります。法律が成立する前には、弁論主義についていろいろと皆様とも議論しました。しかし、今の段階になり、弁論主義の内容があまりよくないと認識しています。とにかく新しい刑訴の法律を見ても、基本的には審理の場合においては職権主義が基本です。この職権主義による刑事訴訟というのは1944年から伝統を受け継いできました。現段階になっても続けて実施されるようになっていきます。

そこで、はっきりと表わしているのが審理の制限の部分です。この審理が制限されていることにおいて、検察院の権限は非常に大きいわけです。新しい法律の196条の規定によれば、起訴状によって既に裁判所の審理の範囲が制限されているわけです。この規定は、検察院が起訴した罪名及び起訴した被告人しか審理することが許されません。起訴された刑罰や罪名より、同等あるいは軽い罪名でしか審理できないように規定されています。ここで職権主義は、まだかなり強く残っています。

新しい法律においては、検察院の我々が起訴状を作成してから、起訴状とその他の書類のすべてを裁判所へ送らなければなりません。裁判所はその起訴状を検討し、また、我々が作成した書類を読みます。そして起訴状を基にして審理することになります。御承知のとおり私たちの起訴状は非常に厚いものとなっています。例えば、ベトナムで有名な暴力団関係の難関事件というのがありますが、これは起訴状がA4で600ページぐらいになっています。訴追するためのすべての証拠がその起訴状の中に入っています。最近ではベトナム農業省の役人2人の汚職事件や北部の幾つかの国営企業の社長が起訴された事件では、やはり500～

600ページぐらいの厚さの起訴状でした。

ともかく審理する前に既に裁判所の中には、その事件に対するいろいろな先入観が入ってしまっているわけです。ともかく職権主義による尋問という伝統は、まだベトナムの今の刑事訴訟にも強く残っています。それによって検察院の責任もより重くなるわけです。より完全な責任を果たさなければなりません。

とりあえず幾つか弁論主義が刑事訴訟の中に取り入れられるようになっていきます。ただし内容としては、公判の場において弁護士のすべての質問に対して検察官が答えなければなりません。一問一答という形で、合わせて答えるのではなく、1つずつ答えなければなりません。聞かれた質問に対して、すぐ検察官として返事をしなければなりません。新しい法律には、答えなければならぬ、答える義務があると規定されています。また、合わせて総括的に答えることも許されていません。幾つかのモデル裁判を見たのですが、いくら頑張ってみても、検察官は弁護士の質問の85パーセントぐらいしか答えられませんでした。

新しい刑訴法の中に略式手続というものがありますが、以前はこの手続がありませんでした。この略式を適用するかどうかは、検察院が決めることとなります。刑訴法の中に国際協力という新しい章も設けられました。以前は全くなかった部分です。例えば、引渡しの問題とか司法協力の問題とかが挙げられています。この部分においてもベトナム検察院の位置付けが高くされています。この部分の規定によりますと、2004年7月1日から、ベトナムで犯罪を起し、ベトナムから逃亡した犯罪者の事件書類を外国へ送る場合に、その権限はベトナムの検察院が持つようになるわけです。事件の書類や物的証拠を海外の機関に渡す場合、その役割を果たすのはベトナムの最高検察院になります。ベトナムの刑事訴訟法の新しい規定の1つです。我々の新しい大きな仕事の2つ目ですが、それは今話しました新刑事訴訟法の成功を望むことです。

3つ目の大きな作業としては、民事訴訟法の成功のための準備です。計画どおりにいきますと2004年5月、民事訴訟法案が国会において可決されます。今のところこの法案について全国民の意見を公聴しているところです。法案編纂の際、日本の専門家から細かいところまで御意見をいただいています。この法律制定のために本当にきめ細かく貢献してくださっています。御承知のとおり、ついこの間、テレビ電話の会議によってハノイと大阪を結び、日本の専門家の意見を頂戴したわけです。この法律改正のための日本の専門家からのコメントを高く評価します。また、日本の専門家の多くの考え方に我々も同意しています。大きな法典だと言えらると思いますが、ベトナム国会としては何があっても来月には成立させる予定です。

この法案の中身に対して、まだいろいろと議論されている部分もあります。その1つは検察院の位置付けの部分です。民事訴訟における検察院の位置付けに対してはいろいろと意見がありますが、大方の傾向としては、民事訴訟における検察院の関与を広げた方がよい、つまり、民事訴訟においても国家の介入を拡大する傾向です。もう1つの考え方としては、逆に同意しない傾向で、検察院の関与範囲をより縮小した方がよいというものです。

先日、私はベトナム最高検察院の指導部の代表として、検察院としての考え方を報告書と

して国会議長へ提出しました。一般的に言うと、検察院の考え方は国会議長の賛同を得ています。そこで検察院に対する大方の意見を今から述べます。1番として民事、行政、労働の各階級の裁判所の決定、例えば、和解案成立の決定は、検察を受けるためにすべて同レベルの検察院へ送らなければなりません。民事事件においてすべての階級、第一審、第二審、監督審の公判に100パーセント検察官が参加しなければなりません。国会議長へ出した意見書の中には、第一審の検察官の参加はなく、必要であれば参加するというように提案しました。しかし、残念ながら多くの国会常任委員会の方々は、検察官の100パーセントの参加を望んでいるのです。検察院としては、より狭い範囲に限って参加したいわけです。

今、最も激しい議論が行われているのは、いわゆる検察院の民事事件訴えの提起です。検察院としては民事事件の訴えを提起したくないのです。なぜかという、それは国民の自主性によるものだからです。国民の自己決定だと考えています。そして自分で証明することだと思います。国民が自分の利益を守るためにはそれがよいのです。

検察院が訴えを提起するのは、国益が侵害されてだれもそれを訴えようとしがない場合に限って検察院が訴えを提起する。検察院としては、現行の人民検察院組織法の民事事件の訴えを認める規定を酌量するように考えています。この検察院の考え方はかなり多くの国会議員の賛同を得ています。ただ、最終的には国会の審議の場でいろいろな意見が表明されるでしょうから、最終的には国会が決定したものに従うしかありません。民事訴訟法の関係は、まだいろいろな内容で議論がされています。これはかなり大きなテーマですので、ここで割愛させていただきます。

4番目の大きな仕事についてお話しします。新しい検察官に関する国会令の施行の準備です。来年(2005年)は、ベトナムのすべての検察官は再任命の過程を経なければなりません。いくら任命された期間が長かった者でも、すべての検察官が再任命されます。その再任命の作業は中央、県レベル、区レベルで行われます。規模の大きな作業です。また、新しい法律、新しい基準にも沿って実施しなければなりません。

様々な基準があるのですが、その中で学歴の基準はあくまでも法学士でなければなりません。以前は検察大学校、短大レベルでもよかったのです。また、任命期間があります。以前は終身任命という形でした。しかし2005年からは、すべての検察官の任期は5年となります。5年ごとに再任命となります。これも議論が必要です。

また、検察官を選考するシステムも以前と比べてかなり変わります。以前は内部選考という形でした。例えば、地方の検事正が対象となる者を推薦し、上級の検事長がそれを任命するという形でした。しかし、今度は検察院の外部に選考委員会が設立されます。区レベルでは地方の人民委員会の委員長が選考委員会の委員長になります。委員としては地元の弁護士会の代表、地元の人事委員会の代表、地元の社会団体の代表です。地元の検察院の首長は、あくまでもその人事選考委員会の一員に過ぎません。そこで選ばれた人の名前が検事総長に送られ、そこで任命することになります。

最高検察院の中にも同じような選考委員会が設立され、そこから推薦された者を国家主席が任命するようになります。選考及び任命のシステムは検察官と裁判官とで同じものとなっ

ています。これに対しても様々な意見があります。これによって裁判官、検察官の資質がより良くなるだろうという考えもあります。なぜならば第三者のチェックがあり、倫理的、道徳的、また能力的にも常に修練しなければ選ばれないからです。何か違反でも起こしたら、すぐそこから除外されるようになりますし、5年ごとにそのようなやり方で行われます。

ただ、この新しいシステムが始まって、また新たな問題が出てきました。裁判官や検察官が地元の政府や役所との衝突にすごく怯えています。つまり選考委員会にかけられる時期の前には、どうも裁判官や検察官があまり活発に活動しないようになるのです。地元の役人の違反に対しては、あまりタッチしないような傾向になってしまいます。その人が選考委員会の委員になりますから、そこで何かタッチしたりすると、それで再任命されない恐れもあるからです。非常に見えにくい内容ですので、何か1つ具体化された事件として明確にするのは非常に難しいです。暗黙の中でやっていって、だれも何も知りませんし、証明することもできません。今のベトナムの経済管理システムにおいては、地方の役人が国家の財産を横領したりすることも無いことではないのです。

最近では、ベトナムの農業省の役人が短期間に720億ドン（約5億円）ぐらいの国家予算を蒸発させたという事件がありました。720億ドンはすべて銀行から下ろしたのですが、銀行からお金を取り出すためには保証人が必要で、そのとき農業省の2人の次官が保証人としてサインしました。そこで720億ドンをなくした犯罪者に対しては、最も重い刑罰で死刑という起訴状を作りました。保証人としてサインした2人の次官には懲役刑を求刑しました。例えば、地方の役人が同じように国家予算を横領した場合、地方の検察官がそれを告発したり起訴したりすると、ひょっとするといろいろと圧力をかけられる恐れもあるわけです。このような新しいシステムはメリットもありますが、メリットの中にいろいろ消極的な悩みも含有しています。

ただ、上にいる私たちとしては各階級の検察官に対しては、命がなくなっても戦わなければならないと命令を下しています。すべての検察官は中央の考え方に賛同しています。戦わなければならない検察院の役割を果たせないからです。再任命されない恐れがあるからといって戦わないということは、国民の信頼を裏切ることになります。

以上、御清聴ありがとうございました。

(質 疑 応 答)

問 検察官が100パーセント民事事件にタッチするという話でしたが、2002年の改正人民検察院組織法は100パーセントという感じもある一方で、SPPは全部出席する必要はないと言っているということは、法律では明確に民事裁判に検察官が出席しなければならないとは規定されておらず、ただ、司法活動の監督機能があるという条文に基づいてやりなさいと国会から言われている、そういう理解でよろしいですか。

答 まず2002年の人民検察院組織法21条には、その規定があります。この規定の内容

としては、公判に参加し、事件の解決に対して検察官の意見を述べなければなりません。2002年以前と比べるとかなり違います。2002年以前の法律では、必要が認められる場合には公判に参加するという規定でした。したければする、したくなければしないということでした。検察院の選択だったのです。2002年からは義務付けられて、すべて参加しなければならないようになりました。それが21条の規定です。

問題は、刑訴法、民訴法の規定もこれを反映するかどうかです。編纂委員会に私も委員の1人として参加しましたが、検察院の意見としては反映すべきでないという考え方です。法案の中の規定としては、民事の公判で必要な場合に限ると規定しました。しかし、これを審議したときは、人民検察院組織法に沿って規定しなければならないという意見がありました。検察院としては、検察院が訴えを提起した事件の公判に限る必要はないと主張しました。

争いのないものが公判にかけられる場合に、検察官としては参加しなければなりません。例えば、行方不明者の宣告、死亡宣告、民事行為能力の喪失の宣告などの公判のときに初めて検察官が参加する。その他の公判は参加しない。また、外国の民事判決のベトナムでの執行を承認する事件の公判などに限る。これは検察院の考え方ですが、他の人は100パーセント参加すべきだと言っています。その根拠としては、裁判を検察する権限を実施するためだというものです。

問 私が聞いているのは、人民検察院組織法は検察院が起案して、作って認められたものではないかということです。ということは2002年に改正の時点では、民事事件を含めて全部に関与すべきだという意見だったのが、民訴を作るときには、それを改めようという発想に変わったということなのですか。

答 それは違います。

問 2002年に作るときには、全件出席だという法律ができたのですよね。

答 はい、そうです。

問 それは検察院主管の法律ですよね。規定したはずというか当時、検察官が全件出席という立場であったと推察するわけです。ところが、民訴を作る2004年のときには全部ではないと、それは規定してほしくないというように聞こえたのですが、これは検察院が意見を変えたということなのですか。

答 それはないです。2002年の人民検察院組織法を制定する際、国会としては先ほど申しました全体検察権限をなくして、司法活動の法遵守の機能を強化する内容で新しい法律を作るように、国会や政府がそういう考え方で作らせたのです。それによって、より民事事件に参加して法遵守の機能を高めるという意図があったわけです。

問 今の話題と関連する質問ですが、いま、検察院の方で民事裁判に検察官が必ず参加するという形ではなく、要請あるいは必要のあるときにだけ参加する形にしたいと考えているという説明がありましたが、それにもかかわらず国会が検察院に、必ず100パーセント参加してくださいというのは、なぜなのでしょう。その要求の裏にあるものは何なのでしょう。

答 国会の意向としては、検察院として裁判活動の検察機能を強化してほしい。2002年の時点で民事事件を処理するのは、もっぱら裁判所の役割でした。裁判所が民事事件を受審し、その後、証拠を収集し、審理にかけて、第一審が終わり、第二審の控訴審になる。今度の新しい民事訴訟法が成立するまでは、ほとんどの民事事件の処理は裁判所が担当することになっています。もちろん裁判所としては当事者の訴えの提起の権利は尊重しながらも、その審理の過程において、すべて裁判所が一方的に決定することになるわけです。

もちろん、これはいい意味もあり、より迅速に事件を解決することができるようになっていきます。しかし、よくない現象も見られます。例えば、私が裁判官で、ある事件の証拠を収集する際、片方の当事者に対してよい印象があり、よい方に処理したい場合には、その当事者のためにはよい証拠を収集することになり、それでその当事者が勝つこととなります。まだ国民の知的レベルが高くない現状では、そういうことは非常によくないことです。

ベトナムでは、1つの事件が繰り返し審理されることがよくあります。40パーセントの第一審判決が、第二審によって修正されます。特に秘密のことではないのです。ある民事事件で17年も審理が行われています。当事者にとってはよいことではない。手続に疲れてしまうのです。当時は民事における弁論主義というのはまだ確立していませんし、また、一般国民も弁護士に依頼するお金がなく、また、弁護士もそんなに発展していなかったため、弁護士が当事者を助ける役割もまだ制限されていました。

そこで国会としては、検察院の役割に注目し、その役割を高めようと考えたのです。諸外国の公的な弁護士の役割のようなものとして考えたわけです。民事における裁判所の審理裁判活動を監督、検察するためです。民事分野は非常に複雑な分野です。私個人としては刑事訴訟よりも民事訴訟の方が複雑だと思います。

2、3日前にルオン国家主席が言われましたが、司法改革においては2つの大きな問題がある。1つは民事判決の執行ができないこと。現在、既に確定している民事判決で実際に執行できていないものがたくさんあります。いろいろ原因はありますが、当事者の法遵守の認識の低さや監督審の手続による原因もあります。そのほか裁判所に原因があるものもあります。つまり裁判所が執行不可能な判決を出してしまったということです。特に刑事絡みの民事事件などで執行できずにいるものもあります。

例えば、ベトナムの麻薬犯罪は刑罰が重いと同時に、罰金の方もすごく多額のお金です。麻薬の犯罪者に対して刑罰を言い渡すと同時に、既に対象者は、それ以上商売ができない破産の状態になってしまっているにもかかわらず、民事の賠償を言い渡すのは非常に非合理的だと思います。そこで何万ドンも民事判決が執行されないままになっています。最も重要なのは、その判決を執行する根拠がないことです。我々もよく仲間で「冗談のつもりで宣告したろうと」と言ったりします。そのような背景において、国家としては検察院の役割を高め、そのような状況を改善したいのです。

それが最も優れた解決策ではないと私は思います。裁判所の欠点を克服するために検察院の役割を高めることは本当に大きな間違いで、別のやり方があるはずで、例えば、当

事者の自己決定原則を高めたり強化する。当事者の自己責任で立証する原則の強化や当事者として立証できない場合に弁護士を雇って参加してもらう。弁護士の役割をもっと高める、民事公判において弁論主義を導入するなど、これらが裁判所を監視する最もよい方法だと思います。もちろん、そのシステムの代わりに検察院が行うことはできます。今のよう理由で、私としては検察院があまり多く民事事件に関与しないように提案していました。

同時に国家機関としては、国民の立証活動を支援しなければなりません。特に、国民の財産の管理に関する公的文書の提供は大いに支援しなければなりません。国家機関としては、国民が立証活動する際には、国民の公僕とならなければならないのです。障害物になってはいけません。このような理由で検察院の役割は制限されるべきであると思います。今の傾向は国会に負わされると私は思っています。

ただ、正直に言いますと、100パーセントやるといっても、恐らくすべては応えられないでしょう。そこら辺で何か間違いが起きれば、それは我々のミスではなく、システム自体がだれがやってもミスを起こすようなシステムなのです。

最近、ホー・チ・ミン市の裁判所の女性裁判官の間違った裁判処理を発見しました。ホー・チ・ミン市の検察院は、この女性裁判官の職務停止を請求しました。女性裁判官は和解案件や訴訟案件において間違った活動を行いました。

先ほど酒井検事とも休憩のときに話したのですが、我々が学ぼうとするモデルがないのです。以前、何か問題に直面したら、ロシアの本を開いて読んだりしました。でも今ではそれはできません。独自の道を探らなければなりません。いろいろな外国の同業者との話の中で、外国のよい経験を勉強し、ベトナムの経験と組み合わせること。日本のハイブリッドという経験は非常によい経験だと思います。

問 先ほどの検察官の関与につきましては、従来、日本側の専門家が何回にもわたってコメントを出していきまして、公益にかかわるような事項に限るべきではないかということを書いてきたわけです。最近、井関先生からお話を伺ったところでは、その点についてもまだベトナム側の案として、固まっていないようであるという話も聞いて、2002年人民検察院組織法の後の状態、すなわち検察官が関与する状態が変わらないのではないかというコメントをされたと聞いたことがあります。今後、そのところは案として、まだ流動的なのでしょうか。それとも、もう確定した国会提出法案が出来ているのでしょうか。

答 おっしゃるとおりです。井関先生は、10次草案、11次草案を御覧になったと思いますが、そのとおりになっています。11次草案までは検察院の役割を高めたい傾向はまだ残っていました。ごく最近の法案ではかなり減らされるようになりました。100パーセントの参加ではなくなりました。私たちの提案が反映されているのです。今の内容は4月7日に国会議長に提出した陳情書の中に入っています。あくまでも関与するとしたら、第二審のときに、当事者の申立てがある場合に限って参加するというように提案しました。

ここで申し上げたいのは、責任を避けたいからそういう主張をするのではないのです。せっかく国民から権限を与えてもらっているのに、やりたくないということでもないのです。

す。ただ、我々の考え方としては法律を作った以上、その法律は国民に利益をもたらさなければならぬという考え方なのです。どんな法律でも、その法律が制定されて最も遠い山間地にいる貧乏人にでもどんな利益をもたらすのか。ともかく民事の私的自治において検察院の関与を広めることは、その私的自治に関与することになるわけです。

確かにまだベトナムの知的レベルはそんなに高くないかもしれませんが。国もまだ貧しいです。しかし、様々な状態が改善され、国民はボートピープルとして逃げなくなりました。生活レベルはまだ低いですが、ベトナムとしては文盲をもう既になくしたわけです。国民は読み書きができるようになりました。そこで検察院としては、国民の自己決定に委ねるべきで、検察院が参加すべきではないと考えたのです。しかし、国会の大方の意見としては、国民を守るために検察院が参加する方がよいという意見なのです。大体、フィフティ・フィフティの感じでバランスを取っているのです。来月に最終的な判断が出ます。そのとき、決定されたことについて報告させていただきます。

最後に一言、述べさせていただきたいと思います。御列席の皆様、ベトナムの幾つかの課題について皆さんの御関心に対して感謝いたします。また、非常に光栄にも思います。皆さんもお忙しいと思います。ここにいらっしゃる皆さんは日本の重要な役所の指導層の方々ばかりです。鶴田法総研所長をはじめ、UNAFEIの酒井所長、国際民商事法センターの岡村理事長、その他の方々も本日は本当に御多忙の中、私の話を御清聴いただきありがとうございました。皆様の健康を祈願するとともに、今後もますますの交流をお願いしたいと思っています。また是非、ベトナム最高検察院で皆さんとお会いしたいと思っています。ありがとうございました。

ORGANISATION AND OPERATION OF THE PEOPLE'S PROCURACY OF VIETNAM IN THE CURRENT PERIOD

Dr. Khuat Van Nga

Deputy General Procurator of the Supreme People's Procuracy

1. The historical development of the People's Procuracy of Vietnam in the second half of the 20th century began from 1945 till 2000 had two phases. In the first phase, the Procuracy of Vietnam was organized under the legal system model of continental countries. The Procuracy exercised the function of accusation, which is organized correspondingly to the system of adjudicative bodies. At the first instance trial, the judges exercised the accusation, and at the same time, were also the one who rendered the judgment. At the appellate level, judges were divided into two different kinds: the first kind was judges who heard the cases (the sitting judges) and other kind was the judges who exercised the accusation (the standing judges). This model was implemented in the period from 1945 to pre1958. Later, there was an independent Procuracy system under the administrative branch. The Central Procuracy of the Government (1958 – 1959). Next, the Procuracy of Vietnam was organized rather similarly to the Procuracy of the Soviet Union and of some eastern European countries, which not much differences within this system; but, basically, the Procuracy exercised two functions: The first one was to supervise the law observance in administrative, economic, social areas of ministries, ministerial level bodies of the Governments, and local authorities, which was often descried as “the general supervision”, the term rooted form the Russian language in the Law on Organization of the Procuracy of the Soviet Union; this function also including the supervision of the law observance upon judicial activities. The second function was to exercise the public prosecution. With regard to organization, as stated in the Vietnamese Constitution, the Procuracy was an independent State body, similar to the National Assembly, the Government and the Court. The General Procurator was elected among the National Assembly members, and his term was 5 years, correspondingly to the term of the National

Assembly. The functions and the operation of the Procuracy in the second phase began from 1960 till 2001. Entering into the 21st century, just after one year, the Procuracy of Vietnam has to face with urgent challenges in respect of organization and operation that mainly focus on four following issues:

- Implementing the transfer of the Procuracy's functions as provided in the amended Constitution 1992 and the Law on Organization of the people's Procuracy, which took effect from October 2002.
- Undertaking of the new procuracy powers and responsibilities, which are provided in the new Criminal Procedure Code, which takes effect from 1st July 2004.
- Preparing the implementation of the first Civil Procedure Code of Vietnam, is expected to be passed by the National Assembly in its May session - 2004, including a great deal of new regulations on the role and the scope of participation of the Procuracy in civil proceedings.
- Implementing the Ordinance on the Procurators 2002, which contains many new provisions on the standard, the mechanism for selecting and appointment of the procurators, which are basically different to that of the phase 1960 – 2001.

2. Implementing the transfer of the Procuracy's functions according to the amended Constitution 1992 (passed in 2001) and the amended Law on Organization of the People's Procuracy, which took effect from October 2002.

According to the Constitution 1992 (passed in 2001) and the Law on Organization of the People's Procuracy 2002, the functions of the Procuracy has been on a considerable transfer, when the Procuracy has not exercised the supervision over the law observance in the field of administration and economy (the general supervision), in order to focus on functioning well the public prosecution and the supervision over judicial activities (Article 137 of the Constitution and Article 1 of the Law on Organization of the People's

Procuracy). Consequently, the function of general supervision, which existed from 1960 – 2001, has come to the end. About 1600 procurators and staff, who working in the field of general supervision are reassigned to exercise the right to prosecution, supervision upon civil cases and the execution of the court’s judgments.

In order to fulfill the requirement of well exercising the right to prosecution, both the Constitution and the Law on Organization of the People’s Procuracy state that the function of exercising the public prosecution is the first and basic one, which is listed above the function of supervision over judicial activities; which is different to the period 1960 – 2000 when the function of the law observance was the first and fundamental one of the Procuracy. At the same time, the Law on Organization of the People’s Procuracy has separated provisions stipulating that when exercising the public prosecution in investigation and prosecution, the Procuracy has specific tasks and powers (Articles 13, 17) to differentiate those from the tasks and powers of the Procuracy when exercising the right to supervise judicial activities (Articles 14, 18). The aim of these provisions is to ensure the sufficient and effective functions carried out by the Procuracy in both of the two mandates. The previous Constitution and the Law on Organization of the People’s Procuracy have not had a clear differentiation of the powers and responsibilities for these two functions, even these functions sometimes were integrated as one.

In order to well exercise the public prosecution and supervision over judicial activities, for the time being, the Procuracy of Vietnam is undertaking the following new jurisdiction provided by the Law on Organization of the People’s Procuracy 2001:

- a) The Procuracy directly handles and supervises the handling of complaints and denunciation of judicial activities (Article 4).
- b) The Procuracy is responsible for producing criminal statistics (Article 5).
- c) Expanding the participation of the Procuracy in handling the civil, family and matrimonial, administrative, economic and labor cases and others, meeting the requirement that the Procuracy must attend 100% of first instance, appellate and cassational trials of civil cases. Notably, before 2001, the Procuracy only would

attend the hearing with respect to such kind of cases when it deemed necessary (Articles 20, 21,22). Additionally, the Procuracy shall conduct the supervision over the acceptance of civil cases and case-dossier setting up and civil reconciliation of the Courts.

- d) Narrowing the organizational structure of investigating bodies of the Procuracy. In the past, there existed a system of investigating bodies at provincial level but now it presents only in the Supreme People's Procuracy. Consequently, all provincial Procuracies' investigating bodies have been dissolved. The investigating institution of the Supreme People's Procuracy shall only concentrate on investigating crimes of infringing upon judicial activities, which committed by investigators, judges, procurators (Resolution No. 56 adopted by the 10th National Assembly on 2 April 2002).

Otherwise, the organization system of the Procuracy and the election, term of office of the General Procurator of the Supreme People's Procuracy are stayed unchanged.

3. Undertaking new jurisdiction and responsibilities of the Procuracy as prescribed in the new Criminal Procedure Code, which comes into force by 1st July 2004.

The new Criminal Procedure Code consists of 8 Parts, 37 Chapters and 346 Articles, of which 20 Articles are the same as that of the Criminal Procedure Code 1988, 272 Articles are revised, supplemented and 54 Articles are added; as compared to the Criminal Procedure Code 1988, the new Code has one more Part, 5 Chapters and 49 Articles. A great deal of new provisions appeared in the Criminal Procedure Code including new ones on the Procuracy. Notably, there are some new provisions, which absented in the Criminal Procedure Code 1988, as follow:

- a) Similarly to the Law on Organization of People's Procuracy 2001, the Criminal Procedure Code 2003 states that the function of exercising public prosecution is the first, fundamental one and supervision over judicial activities stands second. The roles of Procuracy are clearly highlighted through its decisive approval upon

the application of deterrent measures such as arrest, detention, custody, and decision on prosecution of the charged before the Court of justice in conformity with new provisions. The Procuracy must strictly supervise the grounds for arrest in urgent circumstances. In case of necessity, the Procuracy must directly meet and interview the arrested person before deciding whether to approve the arrest...In case the Procuracy decides not to approve, the investigating bodies must release the arrested immediately (Article 81), overcoming the previous defects that the Procuracy ratified arrest warrants basing only on case-dossier. To carry out the prosecution more comprehensively, from the 1st July 2004 the Procuracy at all levels shall undertake the new power, that is to approve the institution of criminal cases by the investigating bodies. Accordingly, the institution shall not have legal validity unless approved by the Procuracy. Then, the Procuracy shall be responsible for their approval. In the new provisions, within 24 hours from the time of instituting a criminal case against the suspect, investigating body must forward such a kind of decision and related documents to the Procuracy at corresponding level for approval (Article 126).

- b) The enhancement of jurisdiction of Investigating Bodies, Procuracies, and Courts at district level is a big issue when implementing the Criminal Procedure Code. As provided in the Code, from the 1st July 2004, the Procuracies at district level are entitled to prosecute less serious, serious and particularly serious crimes; meaning that according to the Penal Code 1999, the Procuracies at district level may prosecute crimes punishable up to 15 years of imprisonment (in comparison with 7 years of imprisonment at present). A large volume of cases will be transferred to the district Procuracies for carrying out prosecution. It is estimated that about 80 Procuracies or more with corresponding Investigating Bodies and Courts at district level will undertake the new jurisdiction. As stated in the Resolution of the National Assembly, the new jurisdiction shall be partly applied from 1st July 2004 to 1st July 2009. Accordingly, within 5 years, all Procuracies at district level shall carry out the new mandates. After the transitional period is over, the prosecution in majority of criminal cases shall be exercised by district Procuracies. Also, these Procuracies shall have new jurisdiction regarding extension of time limits for

investigation and detention (Articles 119,120) with respect to some crimes. Perhaps, this is the biggest transfer of jurisdiction between judicial agencies since 1945.

- c) Basically, the new Criminal Procedure Code of Vietnam has been developed based on the traditional inquisitorial system since 1945. The requirement that criminal case-dossier compiled by the Investigating Bodies and the public prosecution conducted through the indictment of the Procuracy still play a very important role in the transfer of such documents for the Courts' reference prior to the hearing. The indictment of the Procuracy must fully state evidences that prove the offence and the application of equivalent criminal articles. Limitation of the Courts' jurisdiction is defined within the indictment of the Procuracy. Article 196 of the new Criminal Procedure Code stipulates that: "the Court shall only try the accused and acts of specific offence prosecuted by the Procuracy and subject to decision of hearing by the Court. The Court may apply a different item in the same Article prosecuted by the Procuracy or a different Article which has the level of punishment similar to or milder than that has been prosecuted by the Procuracy". At the trial, judges shall preside and directly conduct the interrogation. However, there has been a significant supplementation that enables the adversary at the hearing. Accordingly, a more active participation of procurators has been required, such as: the procurators' accusation must be based on the documents, evidences already examined at the trial (Article 217). The procurators must respond to each of question raised by the accused, defense counsel and other persons participating in the proceedings (Article 218).
- d) Procuracy shall take a leading role of in the application of new proceedings: summary procedure. Upon the proposal of the investigating body or by its own, the Procuracy may make decision on adopting the summary procedure if the four requirements are met (Article 320). Complaints concerning summary procedure shall be handled by the Procuracy within 3 days (Article 320). Upon the expiration of time limits for investigation, case-dossier shall be returned for additional investigation or temporary stay of the case, the Procuracy shall issue a decision on

canceling the decision on adopting the summary procedure and then the case shall be handled according to the general procedure (Article 323).

- e) The role of the Procuracy in criminal procedure is also concerned with. Since 1st July 2004, the transfer of case dossier, objective of case involved in foreign offender, who committed an offence in Vietnam but has gone abroad, will be implemented. Accordingly, the justice institutions, which are dealing with the case, may transfer the case dossier to the Supreme People's Procuracy to hand over it to the foreign authorities with equivalent jurisdiction...

The dissemination of the new CPC to the procurators at all levels to fully prepare for its implementation by 1st July 2004, the development of guiding manuals, improvement of procurators at district Procuracies...are urgent and particularly tasks for the Procuracies at all levels of Vietnam.

4. Preparing all necessary conditions for the implementation of the first Civil Procedure Code of Vietnam with a great deal of provisions for role and participation of the Procuracy in civil procedure, which expected to be passed by the National Assembly of Vietnam in the May 2004 session.

The Bill of the first Civil Procedure Code of Vietnam including 9 Parts, 36 Chapters and 424 Articles, after being discussed by the National Assembly in the late 2003 session, has been published in the media for public comments since 10th Feb 2004. The Japanese experts in Hanoi have made their comments to the Bill. Moreover, an on-line meeting has been organized between Japan and Vietnam, so that Japanese experts can directly express their opinions to the Vietnamese experts.

The Bill has codified a large number of provisions of legal normative documents in the form of Ordinances currently in force. There are some outstanding issues, including the role of the Procuracy in civil procedure, have been under discussion.

According to the Law on Organization of the Procuracies 2001, the jurisdiction of the Procuracy in civil procedure has been extended. As the result of this, the Procuracy is entitled to supervise the whole process, from the acceptance of civil case; the investigation and compilation of case dossier, to mediation and procurators shall attend 100% civil trial. The Procuracy has the right to institute a case in relation to violation of property of the State, interests of the employees in working relations, illegal marriages; seeking determination of paternity for the juveniles born out-of wedlock; for the serious violations of interests of the juveniles or people with physical or mental defects, if no one initiates a lawsuit, then the Procuracy shall institute. Additionally, the Procuracy shall have the right to protest in appellate, cassational and reopening procedure stipulated by the laws.

Outstanding idea of the published Bill is to reduce the participation of the Procuracy in civil procedure. Regarding the right to institution of a civil case, Article 162 of the Bill stipulates that the Procuracy is only permitted to do so in certain circumstances prescribed by the Law on Marriage and Family and concerning violations of interests of employees who are juveniles, disabled and other serious violations of labor laws. Also, the Procuracy only participating in the trial, that has been instituted or protested by the Procuracy; for other cases, procurators may attend the hearing if it deems necessary (Article 208), which is the same situation as that of before the advent of the Law on Organization of the Procuracies 2001.

Despite of the fact that there are more than 50 Articles (among 424 Articles) concerning the Procuracy and the Bill still keeps confirming the supervision exercised by the Procuracy over law observance in civil procedure, concrete activities that may be implemented by the Procuracy are limited. In our opinion, a new law must comprehensively deal with practical requirements of settlement of civil disputes and civil cases in Vietnam. In recent years, there has been a thorny problem arising when civil cases have been on increasing rise, but the number of justice officials has not been supplemented yet, leading to the "overload" of the justice institutions. In the period of 10 years (1990-2000) or even shorter than that in the near future, the number of civil cases has doubled. Among them, disputes over houses and land have been the most complicated ones. Therefore, the new Civil Procedure Code should encourage the mediation between

the parties conducted prior to and during the hearing. This activity should be considered as an underlying principle of making the new law, aiming at reducing the State's interference in this area at minimum level, encouraging the settlement of civil cases through the mediation. At the same time, summary procedure should be developed in the Civil Procedure Code to introduce the most effective and simple proceedings. The Bill has made vague provisions in such areas. Additionally, an adversarial system should be established in a more sufficient manner in order to overcome flaws, given the fact that in civil procedure now, the Court is not only the umpire of the dispute, but also the evidence collector for the parties. Measures of clearing up the increasing cassational and reopening application have been absent, as well. In principle, cassation must not be regarded as a common procedure but the Bill has not worked out solutions to deal with the overload of application to the Supreme People's Procuracy and the Supreme People's Court for cassational review.

Pursuant to the Constitution of Vietnam, the Procuracy is authorized to supervise judicial activities. Then, in principle, decisions made by the Court during the process of case settlement such as the successful mediation, stay, temporary stay of the proceedings, application of urgent interim measures, other decisions and judgments must be forwarded to the Procuracy to be supervised. We continuously suggest that the Procuracy should be entitled to institute a lawsuit in case the State interests are infringed upon and there is no one initiates such a case.

5. Implementation of the Ordinance on the Procurator 2002

The Ordinance on the Procurator was promulgated by the State President in 11th Oct 2002 making a great deal of new provisions. Qualifications of procurators have been required further. In addition to other requirements, procurators must have Bachelor degree in laws and Certificate of being trained in prosecutorial works, which is considered as more serious than the previous Ordinance, in which the procurators merely had to be trained in the Prosecutorial Colleges. In the past, the procurators were appointed in lifetime, now the Ordinance states the term of office for the procurators is 5 years from the date of their

appointment. Previously, the appointment was made upon proposal of the Procuracy and there was no Selection Committee. Now, it is required that the Selection Committee must be founded with the participation of representatives from the Bar Association, elective bodies, social organization (Vietnamese Fatherland Front and its constituent organizations), the Governmental personnel department...to select the procurators to be appointed as the procurators of the Supreme People's Procuracy or the procurators of the local Procuracies by the State President or the General Procurator of the Supreme People's Procuracy, respectively. By the year of 2005, the re-appointment for the procurators at all levels will be implemented nationwide, regardless of the considerable differences in their pre-appointment. This is a very important task of the Vietnamese Procuracy for the time being, especially the fulfillment of qualification requirements for a large number of the procurators in the local Procuracies./.

ベトナム新刑事訴訟法の運用をめぐる諸問題

ベトナム最高人民検察院次長検事

クアッ・ヴァン・ガー

ベトナムの刑事訴訟法の新しい思想について説明したいと思います。私の書いたレジュメがごございますので、それを基にこの法律の重要な部分をまとめてお話ししたいと思います。

内容に入る前に、歴史的な背景についてお話ししたいと思います。1945年から1989年まで、新しい政治体制の中で、きちんとした刑事訴訟法の下で刑事訴訟活動が行われていませんでした。1988年、やっと、刑事訴訟法が国会において成立したわけです。それ以前は、ベトナムの司法機関及び訴訟機関が、法律以下の法規文書などを根拠にして訴訟活動を行ってきました。あまりよいことではありません。皆様御承知のとおり、当時は非常に激しい戦時下であり、1945年から1954年までの間は、レジスタンス政府として森林の中に本拠地が置かれていたからです。そして、抗仏戦争が1954年の時点で終止符が打たれてからも、ベトナムは南北の2つの国に分けられました。

その後さらに、独立を獲得するために、1954年から1975年まで、20年以上も戦わなければなりません。長い間、本当に激しい戦争に堪えなければなりません。そのため、我々としては、大きい法規文書、例えば、刑事訴訟法のようなものを制定するための検討を行う機会がなかったわけです。そして、戦争が終わって10年間、1976年から1986年まで、政府は国を運営していく上で大きな間違いを犯しました。政府としては、官僚主義の下の計画経済を維持しておりましたので、国は非常に大きな経済社会の恐慌に陥ったわけです。体制が崩れるような、ぎりぎりの段階まで行くように感じたこともありました。毎晩、寝て次の日に起きると、お金の価値は下がる一方でした。そのような状態の中で、政府としては政策的な調整を行わなければなりません。

そして、1987年からは、より新しい道を選択しなければなりません。御承知のドイモイ政策です。この新しい段階を迎えるために、1988年に最初の刑事訴訟法が成立し、翌年の1月1日から施行されるようになりました。その後、何回か改正の過程を経て今日まで来ました。その中で最も注目すべき改正は2003年の改正です。この刑事訴訟法の改正は、1999年の改正刑法と合致するように行われました。

今申しました新しい刑事訴訟法の制定の過程は1993年から始まりました。この新しい刑訴法編纂の全責任は最高検に任されるようになりました。その当時、私は、その編纂委員会の起草班の班長を命ぜられ、本法を編纂するために、検察院の専門官、ベトナム司法省、公安省などの専門官を指導し、この法律を編纂するまでに至りました。1999年4月の時点で、本法の第7次草案を作成することができました。そして、意見を伺うために国会へ提出し、国会から非常に有益な意見も頂戴いたしました。そしてやっと2003年に本法が成立しました。本法を制定するには10年間もかかったのです。

私は、この法律に直接携わって編纂なども行い、1993年から2003年まで、いろい

るな複雑な問題に直面しました。あるときは、もうこれは超えられないのではないかと感じることもありました。なぜかという、ベトナム政府の司法改革の考え方を本法に反映させなければならなかったからです。政府の主張を本法のいろいろな条項にどう反映させるか、非常に難しい問題があったからです。一例を挙げますと、区レベルの司法機関の権限、職権をどう強化するか。または、弁護士としての弁護士の役割はどうするのか。略式はどうであるか。弁論主義に関する手続はどう制定するか。これらに関していろいろな討論が行われ、いろいろな意見が出てきました。これは今日までまだ続いています。

ただ、この2003年の刑訴法の中には4つほどの新しい思想が集中的に反映されています。1番目は、刑事訴訟においては人権や民主主義をきちんと保障しなければならない。本法の最も貫徹された大きな思想の1つです。これについては、最も多くの人々によって討論された内容です。これはベトナムの司法改革の新しい思想、新しい考え方の傾向を反映している1つでもあります。ここで注意していただきたいのは、やっとここにきて今のような内容を全面的に解決できる段階に至ったということです。戦時下では今のような課題に触れられない状態だったのです。

2番目としては、刑事訴訟の手続の迅速化や促進化をしなければならない。これは、正確かつ適時かつ遅延なく、この訴訟活動を促進させなければならないということです。また、訴訟機関の活動の効率性も保障しなければなりません。

3番目としては、訴訟体系の中の権限体系の再構築の思想です。我々としては、各訴訟の段階において、例えば、捜査段階、起訴段階、公判段階において、かかわっているすべての司法機関の役割などを見直し、そこで、いまいった権限又は機能の再構築を検討しているわけです。かなり大きな問題です。なぜかという、いろいろな違った立場を持っている司法機関の権限や責任と関係がある問題だからです。この統一的な見解をまとめるのは簡単なことではないのです。捜査機関としての意見もあるし、裁判所もそうですし、我々としてはきちんと吟味し、最も合理的な解決を探らなければなりません。

4番目としては、刑事訴訟において国際協力をどう反映させるのかです。今の状態の中では、ベトナムは以前と比べて非常に違った政策を行っているからです。ベトナム政府としては、ベトナムは政治体制などを問わず、あくまでも世界各国の友好国又は信頼できるパートナー国として存在するべきだという考えなのです。また、開放政策も実施しています。犯罪防止に関しては国際協力も1つの課題として挙げられます。

本法はたくさんの分野の条項がありますし、また、いろいろな違った改正の点もありますが、全体的には346条からなり、今も述べましたように、非常に細かい改正点もあります。しかし、この新法のコアの部分は、まさに、私が今申しました4つの思想です。それでは、この4つの問題について、その内容に入りたいと思います。本法としては人のための法律であり人権も保障し、また、訴訟においても民主主義を保障しなければなりません。最も大きい問題の1つです。これは御承知のとおり、刑事訴訟の活動は常に人権と衝突しているものだからです。慎重に法律を規定しないと、憲法で認められた市民、公民の権利と直ちに衝突してしまうわけです。民主主義及び人権尊重は以下の5つの大きな内容に反映されています。

刑事訴訟の小原則が補充されるようになりました。新法の中に、新たな2つの原則を補足するようにしました。1つは、訴訟機関の過ちによって生じた損害賠償の原則です。旧法ではこの原則は挙げられていなかったのです。原則としては、何人も訴訟機関によって損害が与えられた場合は、訴訟機関はその人に対して損害賠償をしなければなりません。物的な賠償は膨大な金額になりますし、このような原則があるので訴訟機関はより慎重に訴訟活動を行わなければなりません。法律で規定する前に、パイロットケースとして幾つかの地方で行ってみました。実際、試してみると、驚いたことに、賠償問題というのは非常に重大な問題の1つだと初めて感じました。

例えば、ホー・チ・ミン市の管轄内で後に冤罪と分かった親子2人が逮捕されました。この2人は自転車の修理屋です。この2人が公安警察と検察に逮捕され、窃盗罪で起訴されました。我々が分からなかったのは、最初に2人が罪を認めたことです。捜査機関の取調べではすべての罪を認めたことになっています。検察院としても、それを根拠にして起訴したわけです。裁判所も、警察、公安の事件記録を見て、そのままで審判を行いました。

最も不思議なのは、公判の場になってもその親子は罪を認めているのです。共謀というか、組織的に窃盗を行っているのです。刑務所に入れられるような罰を受けました。宣告を受けてからも控訴しませんでした。そして、刑務所に入り、受刑者となったわけです。その段階でも、自分たちは冤罪だとも言いませんでした。しかし、ある日、その同じ刑務所を釈放された人が検察院まで来てあることをもらしました。その人は、自転車修理屋の親子2人を釈放するように陳情したわけです。なぜかという、この親子2人は犯罪を犯していないからです。その人が「私とその窃盗の行為を行いました」と白状しました。その人は別の犯罪で逮捕されて、公判を受けて、たまたま、その親子2人と同じ刑務所に入れられたのです。そのときに初めてこの2人が「自分たちは冤罪だ」ともらしました。そこで、非常にかわいそうな冤罪であるし、自分が実行犯であるので、刑務所を出てから自首をしたわけです。この事件では、私たちは直ちにその親子2人を釈放しました。そして、賠償も行いました。ベトナムの司法の歴史の中で初めての賠償事件です。このような実態から、我々は刑事訴訟における損害賠償の制定を行いました。

もう1つの原則は、訴訟機関は社会組織の監督を受けなければならないということです。例えば、訴訟機関である捜査機関、検察院、裁判所は常に社会組織の監督下に置かれるようになっています。訴訟機関は法律の枠組みの中に置かれるだけでなく、常に社会組織、例えば、ベトナムでは祖国前戦委員会がありまして、その祖国前戦の監督下にも置かれています。今、申しましたものが新しく刑訴法の中で認められることになった原則です。

防止措置に反映されている2つ目の内容としては民主主義と人権保護です。防止措置として挙げられるのは逮捕、勾留、没収措置など、被疑者にとっては非常に厳しい措置です。公判の場に起訴される前の段階、犯罪人と確定される前の段階においては、まだ被疑者の段階ですので、被疑者は犯罪者ではない確率が高いと推定しなければなりません。訴訟機関は、被疑者を逮捕したり、拘置所に拘束したり、今のような防止措置をとる際、大変慎重な姿勢をとらなければなりません。今回の改正でいろいろな新しい法則が入れられるようになります。

した。それは、身柄拘束の決定をする際の検察院による承認です。承認をした後、検察院は拘束しようとする者に直接会わなければなりません。ここで注目していただきたいのは、ある人が逮捕され、拘束される決定が書面上だけで行われることは非常にリスクが大きいということです。今回の改正では、検察官は対象者と直接会わなければならないように規定しています。

もう1つの新しい内容としては、勾留の制限の規定です。やり方としては、日本でいうと保釈でしょうか、担保としてお金をとって拘束されないようにする。旧法も金銭による担保措置がとられていたのですが、被疑者がお金を出して、その間は拘束されないような形がとられるわけです。ただ、旧法では外国人にしか適用しなかったのです。今度の新法では、ベトナム人も対象となります。非常に新しい思想です。

この内容も、国会の審議の場でいろいろな議論が出ました。ある国会議員は、ベトナム政府は金持ちに偏って保護をする、という批判をしています。金持ちでなければ保釈金が出せないでしょう、貧乏人は出せないでしょう、という話です。でも、最終的には、国会としてはこれは規定した方がよいという意見になりました。これによって拘置される人数を減らすことになるからです。

もう1つの新しい措置としては、逮捕、拘束の決定に対する不服申立ての処理期間を最も短い期間で処分しなければならないように規定しました。長くても7日までに解決しなければなりません。これは、防止措置に対する不服申立ての進歩的な部分です。

民主主義を保障する内容に関して最も議論されている部分は弁護人の役割についてです。ベトナムの刑事訴訟の手続は職権主義の観点に立っています。1945年からの伝統です。私の知っている世界各国の43パーセントが職権主義を適用しています。19パーセントが弁論主義による刑事訴訟です。アメリカのある学者が発表した資料にそのような内容があったのです。その資料によると、ベトナムは職権主義の43パーセントの中に入っています。職権主義の訴訟手続の中では、弁護士の役割はあまり高くないのです。

また、正直に言わせてもらいますと、長い間、刑事訴訟の中で弁護人としての弁護士の役割はあまり強調されていませんでした。また、ベトナムの刑事訴訟法の中には、弁護人に関することで幾つか注意すべき点があります。例えば、定義的には、検察院、捜査機関、裁判所は訴訟進行機関として命名されていますが、弁護士は訴訟の参加者として命名されています。その分類の方法を見ても、位置付けが全然違うことが分かります。その点で、本法の中で弁護人としての弁護士の役割を高めたところは非常に新鮮なものです。この点も、弁護人として弁護士が最も激励されている、感激している部分です。

本法の中では、今から幾つか述べる点で弁護人としての部分が反映されています。

1番目としては、弁護人が訴訟に参加する時点が前よりも早くなりました。現行法では、参加できるのは立件される段階からと規定しています。この規定は、1988年の法律からです。1988年以前の法律では、弁護人は捜査機関や検察院が事件記録を完結し、それを裁判所に送った後、いわゆる起訴後でなければ参加できなかったのです。非常に遅い段階だったわけです。本法では被疑者が逮捕された時点からと規定されるようになりました。非常に

早い段階から参加できるようになりました。

嫌疑を受けて逮捕されたら3日間の身柄拘束となります。捜査機関がまだ解決していないと思う場合には、検察院に対して3日間の延長を請求することができます。それでも解決できない場合には、3日間の再延長を請求することができるようになりました。この9日間で嫌疑を明確に証明できなければ釈放しなければなりません。これまで、いろいろな時期において、弁護人の関与、参加も非常に大きな進歩を遂げてきました。1988年以前では事件の捜査が終結した時点でなければなりませんでしたが、1988年から今日までは立件が認められてからの参加になり、今年7月1日からは逮捕された時点から参加できるようになりました。

2番目としては、資料の収集なども認められるようになりました。無罪を証明するため、又は刑を軽くするために、弁護士としてはクライアントの要請に応じて資料などを収集することが許されるようになりました。旧法では明確な規定がなかったのですが、新法では肯定的に明記されるようになりました。以前は訴訟機関以外は収集できない資料が、弁護士も収集することが許されるようになりました。

3番目としては、法廷での弁論に関する部分です。この点は、公判の場において弁護人の位置付けを最も高めた内容です。弁護士としては自分の意見を発表する権限もありますし、弁護士の質問の1つずつに対して検察官は答えなければなりません。裁判における検察官と弁護人の平等がここで明白に出てきたわけです。このような規定があることは、今後の検察官としての活動が易しいものではなくることにつながるはずです。きちんとした資料収集とか、それを吟味しなければ訴追が不可能になる可能性があります。ベトナムの弁護士のレベルは低くありませんし、また、早い段階から事件記録とアプローチすることもできますので、捜査におけるいろいろな役割がもっと明確になったわけです。

新しい考え方、思想の2つ目についてお話ししたいと思います。それは刑事訴訟の促進や正確な適用を保障するためです。この思想も、本法の10年間の制定過程において常に議論されている内容です。背景としては、刑事事件の数が日に連れて増える一方でありまして、減る傾向は全くありません。それと同時に、司法の定員は増やせないのが現状です。その状況で、どのような罪名でも、嚴重さ、複雑さや簡易さを問わず、一律に同じ手続で裁かれるのは不合理だということです。その観点から、我々は略式の手続を制定しました。この略式は、ベトナムの刑事訴訟にとってはまさに新しい手続です。

20世紀の1970年代にこの略式を適用したことがありました。ただ、当時は法律以下の法規を適用して行っただけです。それも、非常に嚴重さがない罪に対して適用しただけです。しかし、1988年の法制定の際には、当時の略式を法典化することができなかったのです。なぜできなかったかということ、国会議員に反対されたからです。国会議員は、略式の適用は人権違反だと言いました。民主主義も保障できない。したがって、1988年の法制定の際に組み入れられませんでした。

しかし、今回は入れることができました。理由としては、この手続を適用するための諸条件を明確に、また、厳格に規定したからです。この手続は日本の経験から学んだといえと

思います。法律を吟味すると、皆様は日本の法律とかなり似ていると感じるでしょう。もちろん、幾つかの要件は違うかもしれません。

この略式の手続を適用するための4つの要件があります。1番目としては、犯罪者は現行犯でなければなりません。例えば、犯罪を犯している最中又は直後に逮捕されたときです。2番目としては、事件の内容にあまり嚴重さがなくことです。ベトナムの刑罰の中では、嚴重さがなくというのは3年未満の刑です。3番目としては、行為が複雑でなく、証拠も明確であることです。4番目としては、犯罪者の身分がはっきりしていることです。本人であることが明確であることです。この理由としては、ベトナムは細長い国であることは皆様も御承知だと思います。地域の格差もかなり大きいのです。被疑者を南部で逮捕しても、北からの出稼ぎ者の場合があります。出身はどこかと聞くと、ある地名や住所を述べます。それを根拠にして住所地で探してみるとそういう人物はいないことが分かります。それで、再び聞かなければなりません。被疑者はまた違う住所を述べます。ときどき、3回も取調べをしなければならぬことがあります。そのような状況であれば略式は適用できません。そこで4番目の要件が出てきたわけです。

この略式の適用の決定をするのは検察院の権限です。捜査機関の申立てが検察院の決定で適用されることとなります。捜査機関、裁判所は検察院の決定なしに略式を適用することは許されません。

また、捜査期間も非常に短いのです。捜査段階の期間は、長くても12日間です。起訴のための期間は、長くても4日間です。裁判所の審判の期間は、長くても14日間しかありません。そうすると、第一審のためには、捜査段階から審理まで30日間しかありません。一般的な手続は143日間、つまり、4倍も長いのです。

私は、私が作成した統計の数字を持ってきています。私自ら収集したのですが、題名は「ベトナムにおける捜査期間に関するデータ」です。これを見ると、一般的な訴訟の手続の期間が非常に長い。例えば、軽い罪では平均的に2年9か月かかります。つまり、3年未満の刑です。また、嚴重な罪、つまり、刑罰が3年から7年のものに対しては、捜査や第二審の審理までかわるのですが、執行まで含め、その期間は短くても3年6か月と8日かかります。大変嚴重な罪の場合、つまり、刑罰が7年から15年までの罪に対しては、裁判が確定して刑を執行するまで、短くても3年9か月と2日かかります。特別嚴重な罪、つまり、刑罰が15年から終身刑及び死刑の場合は、短くても4年11か月と17日かかるわけです。新法の下で計算した期間です。そうすると、一般的な手続に比べると、略式は非常に期間が短縮化されるようになるわけです。また、この略式で必要とする期間は、今度制定される民事訴訟法の訴訟の期間と比べても非常に短いのです。民訴法で計算してみると、民事事件を受理してから執行するまで1年6か月と16日かかります。訴訟において、この略式の制定は非常に大きなメリットです。

ここで事実を述べますと、我々の今の略式の制定は日本の刑訴法の略式から勉強したものです。違う点は1つだけあります。私の記憶が正しければ、日本法では、略式を適用してもいいかどうか本人の意見を聞かなければならないという要件があると思います。本人の同意

がなければ適用しないということです。ベトナム法ではその規定がありません。検察院の決定権又は責任となります。

訴訟を促進させる新しい思想には、まだ幾つかほかの点があります。例えば、そのほかの訴訟期間を短縮することです。また、以前は規定がなかった訴訟期間を新たに規定しています。訴訟が迅速に促進されるように保障するためです。訴訟を迅速化するために非常に大きな意味がある内容です。

特に、国家安全保障に関する罪です。国家安全保障の侵害罪に関しては、最終的な期間を規定していなかったのです。1988年の法律では、検事総長は捜査期間を延長する権限があるとしか規定していません。つまり、いつまで延長できるのかがはっきりしていなかったのです。本法では、1回の延長が規定されました。つまり、4か月を超えてはならない最終的な延長です。新法の最も進んだ点です。

新しい考え方、思想の3つ目に触れたいと思います。それは、司法機関の管轄権と責任体系の再構築についてです。最も大きなテーマです。その中で、3つの課題があります。1つ目の課題は、区レベルの管轄権の強化です。2つ目の課題は、検察院の機能の調整です。3つ目の課題は、訴訟における行政機関の位置付けの再確認です。

ここで、私は、友人である皆様に対して、正直に明確にいろいろなこととお話ししたいと思います。私が本法の起草班長としていろいろと体験したことで、最も頭が痛いテーマの1つとしてやってきたことがあります。議論が決裂したことが何回もありました。お互いのことを説得できない状態になっていたときもありました。また、今後、法律を施行する際に、私個人として最も心配している部分です。施行されても円滑に運用できない状態になれば、それは私の責任になるわけです。日本に来て、素晴らしいホテルで、周りの景色は素晴らしいものがあるのですが、毎晩、1時か2時に目が覚めて、心配で寝つけません。それが司法機関の管轄権の強化なのです。

新しい規定としては、区レベルの捜査機関、検察機関、裁判所は15年まで裁く権限があります。刑罰は15年までです。そうすると、1999年の刑法の罪名または刑罰の70パーセントが区レベルの訴訟機関の管轄下に置かれるようになるわけです。受理案件の70パーセントが区レベルの機関によって処理されるようになるわけです。ともかく、1945年から言いますと、ベトナムの司法の権限の移行で最も大きな移行となったわけです。

このような権限の移行は1つの過程を経てきました。1940年の時点で、区レベルの裁判所は刑事事件の裁判権がありませんでした。民事関係の受理しかできなかったのです。1960年代は、区レベルの裁判所は刑罰2年までの事件を取り扱えるようになりました。その後、懲役5年までの刑の事件を取り扱えるようになり、1988年の刑訴法の時点では、7年の刑を取り扱えるようになりました。このように、2年から7年の権限を強化するのに半世紀かかりました。しかも、段階的だったのです。しかし、今度は倍の権限、15年に増やすことになるわけです。

本当に長いステップの1つでもあります。大きな問題です。見込みとしては、今年（2004年）の7月1日から93の区が今の作業を開始するようになります。そして、段階的に

実施され、2009年7月1日までに、すべての区レベルの機関において新しい管轄権が実施できるようにならなければなりません。そうすると、ベトナムで今までに見られなかった現象が生じるわけです。つまり、同じレベルの司法機関がそれぞれ別々の権限、管轄権を実施することになります。同じ県の中にいろいろな区がありますが、ある区では今までどおりの管轄権を実施し、別の区では新しい管轄権を実施することになります。それが5年間続くわけですが、今後の5年で何が生じるのか私もまだ理解できていません。もちろん、何か問題もあるはずですが、待ち受ける心はできています。

ではなぜ、この管轄権を強化しなければならないのかとといいますと、ベトナムでは諸外国とは非常に違ったやり方をとっているのです。絵を描いて見ますと、これを松の木と見てください。松の木というのは、努力をして松の木の形になるように頑張ります。いわゆる区レベルです。ほとんどの刑事事件は区レベルで解決します。幾つかのパーセンテージの事件だけが県レベルで承認されます。中央レベルの最高裁では、ごくわずかな刑事事件しか取り扱わないのです。そのような理論でいくと、最高裁レベル、県レベルの事件を減らすことができるわけです。事件はいちばん低いレベルに担当させるわけです。この松の木理論を信じている人達が、区レベルの権限を強化する考えを支持しています。

一方、実際のベトナムの現行の刑事事件の形は、ここにあるような逆三角形です。ベトナムでは、区レベルの7年以下の刑罰の受理数は非常に少ないのです。それで、上訴審、控訴審で県レベルに上げられるようになっていったのですが、注意すべきところは、県レベルでの第一審の刑事事件もすごく多いのです。それで、結局、第二審が最高裁に押し上げられるようになるわけです。また最高裁の上訴審がありますが、3つの地域にのみ設立されています。日本の検察で言うと高等検察庁に当たるところです。ただ、日本と違って、1つの審理の階級ではなくて、最高裁の直轄機関として存在しています。そのように事件が押し上げられるようになっていき、迅速に処理できないわけです。事件がすごくたまっており、今言った上訴裁判所は処理できなくなるわけです。

だから、解決するためには逆三角形を正三角形にする、つまり、ひっくり返すしか解決策がないということです。ベトナムでは傘、帽子をかぶります。ベトナムでは上向きの傘だと言っています。だから、松の木理論が出てきたわけです。10年、20年、本当にこの議論が繰り返されてきました。

ある人は、より簡素なやり方を提案しました。4階級の裁判システムの構築を提案しました。最高裁はそのままです。日本と同じような形で、高等裁判所を設立する。今のところは、言いましたように、3か所しかありません。また、その3か所も独立した階級ではなくて、最高裁の直轄機関です。つまり、最高裁の一部局になるわけです。今のところ、3階級しかないわけです。

我々の提案としては、日本と同じように、分離して、1つの審理階級として確立させることです。より拡張して7か所ぐらい設立した方が非常に簡素化されます。64の県レベルはそのままにします。これが日本の地裁に当たるのです。そして、区レベルは640あります。もっと増える可能性があります。このように4階級の審理を設けると、区の建物を建てなく

ても済みますし、また、区レベルの一次身柄拘束とか、拘束の問題も出てこない。今のよう
に管轄権を強化するとそうなるわけです。しかし、この提案は認められませんでした。今後、
この松の木のやり方を実施すると、いろいろな問題が生じることとなるわけです。

このようなやり方、いわゆる4段階にして、今のままでいけば管轄権を7年までとし、ま
た、高等裁を新しく分離させて設立すると、仕事のプレッシャーもなくなりますし、このよ
うにベトナム帽子が逆の状態に置かれることでもない。しかし、最終的には、国家は松の木
のやり方を決定したわけです。非常に大きな移行となるわけです。私も、アジアやヨーロッ
パの刑事訴訟のシステムなどを研究していますが、このような松の木のやり方はあまり見か
けません。刑事事件を区レベルに押し下げると冤罪の可能性が非常に大きくなるわけです。
冤罪が生じるということは、賠償しなければならないということです。このことは、7月1
日から区レベルの捜査機関、検察、裁判所にとって大きな圧力となるわけです。

大きな問題としては、検察院の機能の部分です。この前、検察院の組織に関する話をしま
した。ここで強調したいのは、公訴権行使のための新しい機能が規定される部分についてで
す。前に比べて、捜査活動などにも大きな責任をとることになりました。公訴権を行使する
機能が、最優先というか、1番目の機能として規定されるようになり、司法活動の検察の機
能が2番目の機能として位置付けられるようになりました。3番目の内容としては、防犯活
動における行政機関の役割についてです。新法では行政機関の役割をはっきり規定してい
るといえます。

我々の考えでは、行政機関を防犯活動の部外者に置くととても大きな課題が生じるわけ
です。したがって、今回、より明確に行政機関の責任を規定したわけです。このレポートの中
に、はっきり書いてあります。例えば、行政機関の公判を行う責任、又は、行政機関の首長
はその機関内の犯罪を通報したり、通報しないときの責任なども規定されています。防犯活
動において、行政機関が知らん顔をすることは非常に大きな危険になるわけです。もちろん、
彼らには捜査機関の機能はありませんけれども、犯罪に対して背中を向けてはいけません、
知らん顔をしてはいけません。行政機関にも責任があるわけです。この考え方も以前からあ
ったのですが、1990年代はまだ明確に確定できなかったものです。近年になり、やっと
明確に認識することができるようになりました。

最後の4つ目を述べたいと思います。それは、国際協力が刑事訴訟法にどう反映している
かということです。ここで国際協力について3つの原則を挙げています。本法の340条に
明確に規定されています。この内容に関しては日本法も同じような考え方をしていると思
います。引渡しを拒否できるケースを本法がどう規定しているかについて見てみますと、ベ
トナムとしては以下の4つの場合に引渡しの拒否ができます。引渡しを請求されている人がベ
トナム国民であるとき、請求された者の刑事責任追及の時効がきたとき、ほかに2つの条件
があります。

ただ、注意していただきたいのは、ベトナムの国民であれば、引渡しの請求をされてい
てもベトナムは拒否することができることです。例えば、最近、ある国では自分の国の元大統
領を引き渡して別の国で裁かせたケースがあることはご存じだと思います。しかし、ベトナム

ムでは、罪を問わず、無条件で引渡しをすることはないわけです。ベトナムの国民というか、公務員の利益を守るためです。

非常に短い時間でしたが、基本的なベトナム新法についてお話しました。皆様が持っている資料は、私はベトナム語で書きました。検察院の内部規定では、このような重要な文書はコンピュータとかではなく、手書きで書かなければなりません。私の筆跡で書かなければなりません。つまり、別の人に作らせたものではなく、私が作成したということを明らかにするためです。作成に当たっては、局長級、局次長を使ってはいけません。検察官を使ってもいけない。もちろん、専門官もそうです。これを作成するのは自分のペンで書かなければなりません。

そして、私が書いたものを検事総長に送って、そこでサインをするわけです。それで初めてタイプをします。タイプされたものが区レベルの検察官まで送達されました。皆様は英語版を持っているのですが、それは5人ぐらいで翻訳しました。もちろん、私としては、英語訳のものがすべてベトナム語版を反映したとは信じていません。この5人は単にその内容を翻訳しただけです。1文字でも増やしたり減らしたりしてはいけないのですが、正確であるかどうか分かりません。私は、それを見直す時間がなかったからです。ただ、これで今の検察院で最も新しいものにアプローチすることができたと思います。御清聴ありがとうございました。

(質 疑 応 答)

問 ガー次長からベトナムの刑事司法制度の大きな動き、その中での御苦勞されておられるであろうというところをお伺いできて本当にありがたいと思います。最初に御質問させていただきたいのは、管轄のディストリクト・レベルへの大きな移管についてです。恐らく、このためにはディストリクト・レベルでの裁判所の裁判官、検察官の人員の大幅な増加、能力あるいは質の向上が不可欠だと思われます。この点について、どのような対応をしておられるのか、あるいは、それに関する御苦勞などがあったら教えていただきたいのです。併せて、プロビンス・レベルとディストリクト・レベルで裁判官や検察官の資格に違いがあるのかなのかという点も含めてお願いします。

答 我々が非常に切実に解決しなければならない問題に関する質問ですが、絶対に人員を増やさなければなりません。つまり、県レベルの人員の人事異動という対応です。また、全体の定員も増やさなければなりません。今後2年間、来年までに、2,300人定員を増やすことが認められています。この2,300人の定員の増加というのは、区レベルの管轄の移行のためです。裁判所も対応をして、そういう措置がとられるわけです。捜査機関もそうです。

それと同時に、区レベルの検察官、裁判官の質、能力も、より高くならなければなりません。この新しい管轄権を処理できる能力を身につけなければなりません。それと同時に、

区レベルの施設面の管理をしなければなりません。2005年まで、すべての区レベルの施設を再築か新築しなければなりません。検察も裁判所もです。1つの行政の区単位の中に独立した施設を造らなければなりません。今のところ良い所もあります。幾つかの所では1990年代に建築されたものもあります。区レベルまでは電気、電話、電報など、すべて完備しています。

また、拘置所のような施設も完備しなければなりません。それで、今は県レベルで拘束されているのが、今度、権限移譲することになるので、その県レベルの拘置所、勾留所と区レベルの拘置所との調整も行わなければなりません。また、区レベルの待遇政策もきちんと考えなければなりません。区レベルは、今のところ、最も低い給与体制です。比較すると、最高検の検事と区レベルの検事の給与はかなり差があります。聞いているところでは、日本の検察官はそういう意味の差がありません。つまり、統一された給与体制があると聞いております。全体的な年俸というか、給与のシステムがあると聞いています。しかし、ベトナムでは3つの体系があります。区レベルの給与体制、県レベルの給与体制、最高検レベルの給与体制、3階級あります。区レベルが最も低い給与になるわけです。今度、その権限を高めるといことは、彼らの給与も考えてあげなければなりません。しかし、現段階ではまだ見直されていません。

今年の10月で新しい給与体系を研究することになります。日本の人事院のような組織がありますが、そこで考えることになるわけです。しかし、彼らは一貫性がとれるかどうか。つまり、管轄権を高めるのと給与を高めるのと一括にできるかどうか、私も疑問を持っているのです。今のところ、権限と給与がきちんと合致していないのが現実です。

また、今は、区レベルの研修、教育にも力を入れています。新しい法律とさまざまな段階で接触できるような形が出てきます。非常に大きな作業になると思います。例えば、新法を実施するためには、県レベルが区レベルのための研修を行わなければなりません。もちろん、その研修の資料は統一的なもので、最高検が編纂したものです。

ともかく、どんなことが実際に起こるのか、まだイメージ的につかめていません。本法は346条もあるのですが、実社会ではこの346条よりもいろいろな事柄が生じることでしょう。そこで我々が考えているのは、パイロットケースとして93の区で実施し、そこでいろいろな問題をピックアップすることにしています。

県レベルと区レベルの資格の違いがあるかどうか、どう違うのか、という質問についてですが、ベトナムにおいては検察官と裁判官は同じ位置付けにされています。また、検察は裁判官の活動を検査する権限さえ持っています。ただ、任命の資格は同じです。区レベルの検察官、裁判官の資格は以下のとおりです。法学士の学位を持たなければなりません。法学士でないとは駄目です。道徳的又は人格的に良くなければ駄目です、品行不良の場合には任命されません。法学士の資格を持ち、または研修も受けて終了しなければなりません。

この研修期間は1年です。職業的な研修があります。また、この研修を受けるための試験を受けなければなりません。新しい法律では、同じ研修施設で受けることになります。この施設はベトナムの司法省が管轄しています。そこで1年間の勉強をして、検察院で働

くこととなります。そして、区レベルで、短くても4年間の経験が必要です。その4年間の経験があって初めて区レベルの裁判官及び検察官に任命されるようになります。ただ、それは、最も早く、最も運のいい人の場合です。

県レベルの検察官も、大卒で法学部をでなければなりません。絶対条件は法学士であることです。別の学部では駄目です。裁判官も同じです。そして、少なくとも、区の検察官として一任期を経なければなりません。つまり、5年間、区検察官としての経験がなければなりません。裁判官も同じですが、5年間の任期を経てはじめて県レベルの裁判官と検察官の資格ができるわけです。そうすると、裁判官や検察官になるためには、少なくとも9年間の経験を有さなければならないわけです。それではじめて県レベルの検察官や裁判官に任命される資格があるわけです。

しかし、大学の法学士の資格と研修の資格もあり、直接、県レベルの検察官や裁判官になるためにはより長い勤続年数が必要になるわけです。つまり、区レベルの検察官、裁判官を経ないで県レベルの検察官や裁判官になるためにはより長い経験年数が必要です。法律の規定では10年となっています。つまり、県レベルの裁判官や検察官になるためには、法学士、研修の修了資格、10年間の勤続年数がなければ、区レベルを経ないで県の役職には就けません。区レベルより6年長いわけです。区レベルは4年ですが、こちらは10年もかかります。非常に厳しいのです。また、実際に任命するには選考委員会など、いろいろと複雑な手続があります。

最も重要なのは検察官の知識の更新の問題です。法律は、常に改正、刷新されるようになっています。事件においては、経済絡みの問題が日増しに増える一方です。適時に知識、方針ができていないので、いろいろな苦悩というか問題に直面するようになるわけです。

1つ、非常に面白い、本当に生じた事例をお話しますと、経済事件や刑事事件で英語の用語がよく使われるようになっていきます。事件記録の中もそのまま英語で残されているのです。裁判官も検察官も、英語がきちんと分かって、正確にその用語を読まなければなりません。非常に簡単な課題ですが、ある検察官がその記録を読んで、被告人が「裁判官、検察官は私の会社名を間違った読み方をしていますよ」と指摘するわけです。なぜならば、英語のままの名前で記録されているからです。ベトナムの司法においては、管轄権の移行や、また、今後、県レベルと区レベルの裁判官、検察官の関係の調整などが、非常に大きな課題になるわけです。

この間、司法においては2つの大きな課題を解決しなければならないこともお話ししました。執行がたまっている実態があります。特に民事事件の執行です。2つ目は区レベルの管轄権の移行です。県レベルであれば、間違った処理をすると大きな悪い影響が及ぼされるわけです。しかし、非常に矛盾しています。仕事が増え、正確さが要求されるのにもかかわらず給与は変わらない。本当に大きな問題です。一朝一夕では解決できない問題です。

問 日本の略式をだいたい参考にしたということですが、日本と違うのは、日本では略式手続で処理されることに対する被疑者本人の同意が要るのに対して、ベトナムは同意が要らな

いということをお聞きしましたが、日本では証拠法則は基本的に英米法ですので、英米法というヒアセイ・エビデンス、伝聞法則が採用されていることによって文書が証拠になりませんから、どうしても反対尋問をしなければ証拠にならないということで時間がかかります。一方、略式の方は伝聞法則が排除されていますから、ドキュメントがそのまま証拠になります。これが、時間短縮ができるかできないかの一番大きなポイントだと思うのです。

今の御説明だと、ベトナムはいろいろと期間が短縮された。つまり、捜査の期間が短縮され、起訴及び審理の期間が短縮され、公判の期間が短縮されたというのはいいのですが、単に時間が短縮されるだけではなくて、証拠法則などに関しても、あるいはその他の手続に関しても、時間を短くするために今までの通常裁判と略式裁判との間で変えたようなところがあるのでしょうか。

答 私が理解していることが正しいかどうか確認したいのですが、日本の略式は文面審理でできるということでしょうか。書面だけを見て、だれかを呼んで来なくてもいいわけですね。

素晴らしいことですね。ベトナムでは駄目です。我々も文面審理だけの提案をしたのです。上訴審ではそれを適用するように提案したのです。第二審というか、上訴審では本人を呼ばなくてもいいと。でも、認められませんでした。ベトナムでは文面だけの審理は認められません。絶対的に本人たちを召集しなければなりません。そうすると、ベトナムの略式の手続は一般手続と同じですね。つまり、出頭をさせなければならぬし、質問をしなければなりません。そして、集団審理でなければなりません。つまり、合議体でなければなりません。

日本の場合は単独審理だと聞いています。新しい内閣の決定によると、裁判員も参加するようになるかと聞いています。マスコミによると、日本の内閣の決議でそれが適用になると聞いています。ベトナムは略式でさえも合議体が原則です。1人の裁判官と人民参審員の2人です。我々の最初の提案は、裁判官1人だけの単独審理でした。しかし、これはベトナムの憲法違反になります。ベトナムの憲法は単独審理を禁止しています。集団、かつ多数決でなければなりません。そうすると、裁判手続は略式であっても一般手続と変わりません。だから、短縮できるのは期間の短縮だけです。裁判での証拠調べなどは一般手続と何ら変わりません。

そして、捜査終結の段階では起訴状の作成が必要でなくなるわけです。検察院としては起訴決定を作成するだけで済みます。検察院にとっては非常に簡素化されるようになるわけです。要するに、基本的には審判、裁判の手続は一般手続と変わりません。

問 今の略式に関係しますが、すごく軽い罪であれば、被告人さえ承諾をすれば、書面だけで審理をするという方法を容認することも可能なのでしょうか。

答 可能性はないです。理論としては、被告人の権利の保障が十分ではないからです。例えば、上訴審では文面審を是非導入したいのです。我々がイメージしている上訴審はこうです。上訴審は日本の高等裁のように大きな地域を管轄するわけです。いろいろな県が入り

ます。一般的な手続ではすべての関係者を呼ばなければなりません。非常に複雑です。被告人も証人も、呼ばれて来なければならぬのです。何百キロも移動しないと裁判をする所に着かないこともあります。非常に時間がかかりますし、経済性も悪い。それで文面審理を提案したわけです。でも、国会は賛同しなかったのです。民主主義に反するということです。したがって、裁判官、検察官はその地域まで行って裁判を開かなければなりません。ベトナムは長い国です。移動するのに本当にお金がかかります。今の御質問にあったように、認めていて、軽い罪でさえも駄目です。

問 必ず合議体で裁判をしなければならないことが憲法上に定められているとおっしゃいましたが、それは国の義務ということで定めてあるのですか。国民から、そういう裁判を受ける権利がある、という形でそうなっているのですか。

答 国民の権利です。ベトナムの憲法で決めているのは、二審でなければならない、1回で最終的な判断をしてはならないということです。少なくとも2回の審判をしなければなりません。1人の裁判では駄目です。集団で、多数決でなければなりません。略式のときに、1人の裁判官という提案をし、憲法改正も提案しましたが、それは違憲だということで同意されませんでした。

**SOME NEW THOUGHTS EMBEDDED IN THE CRIMINAL PROCEDURE CODE
2003**

Dr. Khuat Van Nga

Deputy General Procurator - Supreme People's Procuracy

The Criminal Procedure Code 2003 (hereinafter referred as to the CPC 2003) is the concentration and reflection of new ideas of criminal judicial reform which has been initiated since late 80s of the 20th century. From 1993, when the CPC was put in the law-making program of the National Assembly of Vietnam, it has taken 10 years to be officially passed in the year 2003. And in such 10 years, new thoughts of criminal legal reform has also been proposed, supplemented and finalized. Basically, the new perspectives have been followed and reflected by the lawmakers based on the principles as follow: succession of the types of procedure, process and proceeding has been established and finalized from 1945 to pre 2003, and at the same time, reflection of new ideas, which has been regards as achievements of the development of criminal procedure during the past half-century. The new ideas of the CPC 2003 can be shown in the following points:

1. This is a CPC that secures human rights and democracy in criminal procedure.
2. This is a CPC that ensures the acceleration of criminal procedure, satisfying the timely, accurate and thrifty requirements in judicial activities.
3. This is a CPC that restructures the jurisdiction system and responsibilities according to process and functions with the aims of improving effectiveness and enforcement of the fight against crime.

4. This is a CPC that represents the policy of international cooperation in criminal procedure in the context of the implementation of open door policy and international integration in Vietnam.

I. The CPC 2003 is the law of securing human rights and democracy in criminal procedure

Criminal procedure is a process of discovery, investigation, prosecution, adjudication of crime, which is a violation against society. Thus, criminal procedure must be a State's and social sharp and fully effective instrument in prevention and combat against crime, protection of peaceful life and people's and social material and spiritual legitimate interests. In this regards, criminal procedure appears to be deep humanity. In order to reach the point when the Court can deliver a guilty verdict to an accused, strict steps and procedure must be followed. In such a proceeding, there is a great deal of various measures that directly affect fundamental rights of people, which are required to be respected. The CPC 2003 has succeeded key principles, which have been endorsed by the Vietnamese criminal procedure law for a long time, such as the principle of respect for and protection of fundamental rights of citizens (Article 4), ensuring the people's equality in justice (Article 5), ensuring the inviolable physical integrity of citizens (Article 6), protection of life, health, honor, dignity and property of citizens (Article 7), ensuring the security of domicile, safety and secrecy of correspondence, telephone conversation, telegraph of citizens (Article 8), ensuring the right to defense of the detainee, the charged person, the accused (Article 11)... In addition to such succeed principles, the CPC 2003 also supplements some new principles, aiming at ensuring the compensation to the material and spiritual damage caused by justice institutions. Article 29 states the principle of "guaranteeing the right to compensation and restitution of honor for the innocence; justice institutions, which have caused the wrongdoing, must compensate to the damage and restitute honor for the innocence." Article 30 regulates that people, who suffer from damage caused by justice institutions and their officials, are entitled to be compensated for the damage. Also, another new principle of supervision over activities of the institutions and officials conducting criminal procedure has been added by the CPC 2003 to secure the strict monitor of the State and society. This is a

crucial mechanism to make sure the justice institutions and authorized officials' compliance with law and by this way, protection of democratic and human rights of people in judicial activities. According to Article 32, the Governmental agencies, the Vietnamese Fatherland Front and its constituent organizations, the elected representatives have the right to supervision over procedural activities and complaint, denunciation's handling in proceedings. In case violation is detected, the social organizations are entitled to make proposals. The justice institutions must be responsible for considering, dealing with and responding to such proposals. The CPC 2003 continues to view the right to complaint, denunciation as one of the most underlying principles of criminal procedure. Moreover, an independent Chapter, Chapter 35 with 15 Articles, from Article 328 to Article 339, has been added to concretize and create the most favorable conditions for the people's exercising the right to complaint and denunciation. Furthermore, the CPC 2003 has provided a great deal of newly supplemented provisions concerning issues such as: preventive measures, rights of the charged person, the accused and the defence counsel, with the aim at securing human rights and democracy in procedural activities.

New provision in preventive measures relating to arrest people in emergency states that: "in case of necessity, the Procuracy shall directly meet, interview the arrested persons prior to considering, deciding whether to approve (the arrest)" (Article 84, Paragraph 4). Regarding custody, Article 86 stipulates that the executors shall bear responsibility of informing rights and liabilities to the detainee. Notably, Article 93 prescribes offering bail money or property as an alternative preventive measure of detention, which has expanded the scope of application to not only the foreigners, as previously, but also the Vietnamese, with the view of reducing the application of detention, that is the most serious measure suffered by the suspects. At the same time, the new law has made clear that "in case the charged person, the accused has been compliant with promised requirements, justice institutions shall return the bail to them", which was silent in the old law. Time limits for handling complaints about the adoption of arrest, custody, detention stipulated in Article 333 is considered as a great progress in term of forcing justice institutions to deal with this matter in the fastest, immediate manner. "In case extra time is needed for further verification, time limits for processing shall not exceed 3days from the date of receipt of the complaint. The complainant is entitled to file

a complaint to the Procuracy at immediate higher level. Within 7 days the Procuracy shall consider and handle the complaint." Such a fast-track procedure aiming at protecting the fundamental rights of people from being infringed upon by the procedural activities. For the suspect such as the detainee, the charged person, the accused, the CPC 2003 has concerned with their rights to self-defense, such as: the detainee has the right to defense by himself or retain his defense counsel, file a complaints against decisions or acts of the authorities or institutions conducting proceeding (Article 48). The charged person is entitled to be informed rights and liabilities, given related orders, to present statement, produce documents, make request (Article 49). For the accused: has right to be given related orders, explained of his rights and liabilities, to give his own opinion and argue at the trial, to complain about orders and conducts in criminal procedure (Article 50). In order to protect legitimate interests of the accused in the area of limitation of adjudication, the old law regulated that: "the Courts shall only hear the accuses and crimes, which have been subject to be prosecuted by the Procuracy and decided to bring to the trial by the Courts." With the view of avoiding the situation that the accused may be heard in another offence, which is more serious than that has been prosecuted by the Procuracy, the CPC 2003 has confirmed that "the Court may try the accused in an item, which is different from, but in the same Article that has been prosecuted by the Procuracy, or in another offence, that is the same or milder than that has been prosecuted by the Procuracy." (Article 196).

During the 10 years of making the CPC 2003, the issue of role, rights and duties of the defence counsel has been particularly concerned with. The idea that defence is one of the three basic functions of criminal procedure has been properly paid attention in the process of developing provisions on the defence counsel. A great deal of new rights has been further provided to the defence attorney: the defence counsel can provide the service to not only the charged person, the accused but also the detainee; the investigative bodies. The Procuracy and the Court must respond to request of the defence attorney concerning the defence for the charged person, the accused and the detainee within 3

days and 24 hours, respectively. Also, the defence counsel can participate in the proceedings at earlier state. Unlike the provisions in the old law, in which the defence only permitted to participate in the proceedings at the time of official charging of the suspect, the CPC 2003 states that: “in the circumstance of arrest people in emergency or flagrante delicto, the defence counsel shall participate in the proceedings since there is an order on custody”. Therefore, the defence counsel has the right to present at the interrogation of the detainee. Additionally, the defence counsel is entitled to access records of the proceedings participated by the defence counsel as well as documents concerning his clients. Furthermore, at the request of the detainee, the charged person, the accused, the defence counsel can collect documents, objects, information in relation to the defence from the detainee, the charged person, the accused, relatives of these people or from institutions, organizations, individuals, provided that such a piece of information has not been categorized as the State or working’ secrecy. Depending on each step of the proceedings, after having gathered the documents, objects concerning his case, the defence counsel has responsibility of transferring such evidence to the investigative bodies, the Procuracy and the Court (Article 56, Article 58). At the trial, in the course of argument, the defence counsel has the right to give his opinion about the Procurator’s accusation and make his own proposals. The Procurator is required to present his statement in response to each defence counsel’s argument. The presiding judge retains the right to ask the Procurator for responding to related statement of the defence counsel (Article 218). Prior to and during the appellate trial, the defence counsel can supplement document, materials (Article 246). The CPC 2003 also extending further possibilities of selection of defence counsel participating in criminal procedure. According to previous law, defence counsel was selected by the charged person, the accused or the investigative bodies, the Procuracy and the Court by themselves requested the Bar Association to appoint the defence counsel. Now, the new law permits the law enforcement agencies can request the Vietnam Fatherland Front and its socio-political constituent organizations to appoint the people’s advocate for the detainee, the charged person, the accused, who is the member of such organizations (Article 57). “In case the charged person, the accused are juveniles or the defence counsel has not been selected by

their legal representatives, the law enforcement agencies shall request the Bar Association to appoint the defence counsel to them” (Article 305).

It is clear that the most outstanding idea of the CPC 2003 is to intensify the protection of human rights, democracy and to encourage the participation of the whole society in criminal procedure. Objective of criminal procedures is to discover and strictly deal with crime in order to secure the country and people’s peaceful life. However, such an objective should not be fulfilled at any cost. Strict punishment of the offender is an absolute requirement of adjudicative justice. However, in order to accomplish that goal, the CPC 2003 also prescribes a number of serious steps, from application of preventive measures to protection of the legitimate rights of the suspected..., which are considered as “a safety secured network” for the fundamental rights of people.

II. The CPC 2003 is the law of acceleration of criminal procedure in the principle of conducting judicial activities in a timely, accurate and thrifty manner

An inconsistency manifested in previous criminal procedure was that in principle, regardless of the less serious offence or particular serious offence, a common procedure would be followed, although there were certain distinctions in jurisdiction and time limits applied for investigation, prosecution, adjudication. Furthermore, the discrepancy in the time limits for various kinds of crime was not too large, which made it possible for the justice institutions to perform their functions within the regulated time limits at their “discretion”. Newly nominated idea of the CPC 2003 is to speed up the criminal procedural activities in the principle of implementing judicial activities in a timely, precise and thrifty manner by three following major solutions:

- Developing summary procedure to remarkably shorten criminal procedure for cases, that meet certain requirements of summary procedure.
- Shortening time limits in investigation, prosecution, adjudication to speed up the detection and handling crime.
- Setting up time limits, which were not provided in the old law, to make sure that all criminal procedural activities must be governed by the time limits.

The CPC 2003 has a new Chapter – Chapter 34: Summary Procedure, from Article 318 to Article 324. The summary procedure is only applied when its 4 requirements to be satisfied: the offender is caught flagrante delicto, the incidence is simple case with sufficient evidence, the offence is less serious one and the offender has clear identification. In current crime pattern, the less serious offences and the flagrante delicto caught offenders account for a significant number. Therefore, it is practical that cases that meet the 4 preconditions can be subject to the summary procedure according to decision made by the Procuracy at the request of the investigative institutions. As a result of this, time consuming in investigation, prosecution and adjudication is considerably reduced in comparison with that of the common procedure. Time for investigation, prosecution, preparation for hearing and bringing the case to the trial is only 12 days, 4 days, 14 days, respectively. In total it takes 30 days. The detention period is restricted within the time limits for procedural activities, as well. It is expected that the summary procedure will provide an effective instrument for justice institutions to reduce overload of cases in waiting list in certain areas, reduce time consuming in dealing with such cases and respect for the principle of carrying out judicial activities in a timely, accurate and thrifty manner. In comparison, time limits for common procedure for the less serious offence: the investigation period is 4 months (including one time extension) (Article 119); time for prosecution is 20 days (Article 116), time for transfer of case dossier from the Procuracy to the Court is 3 days; time for preparation for hearing (Article 176) is 30 days, extended period is 15 days and time for issuance of decision on initiating the trial is 15 days. In total, the time limits for investigation, prosecution, first-instance adjudication of a less serious case is 4 months and 83 days, which is 4 months and 53 days longer than that of the summary procedure, or 4 times longer than the later (143 days versus 30 days)!

In addition to establishment of the summary procedure, the CPC 2003 has shortened some proceedings' time limits to speed up the procedure, despite of the fact that, basically, the time limits for investigation, prosecution and adjudication were set up in consistent with amendment in July 2000 concerning 4 groups of crime classification.¹

¹ See 2 statistical table of procedural time limits at the end of this Article.

Notably, time limits for investigation and detention applied to the offences infringing upon national security have been reduced. Previously, upon the expiration of investigative and detained periods and their extensions, the General Procurator of the Supreme People Procuracy was entitled to further extend the time limits without any restriction. Differently, according to Article 119 and Article 120 of the new law, from now on, the General Procurator of the Supreme People Procuracy is only authorized to further extend the time limit once not exceeding 4 months for investigation and detention applied to this type of crime. Additionally, time limits for sending decisions between justice institutions have been considerably shortened in some circumstances. Time for sending an arrest order from the investigative body to the Procuracy for approval is 12 hours in comparisons with 24 hours as previously (Article 86); Time for passing judgment from the Court of first instance to the Procuracy at corresponding level is 10 days instead of 15 days; and time for the Chief Judge of the Court of first instance making decision on judgment execution is 7 days from the date of the judgment, decision acquire legal force or receipt of appellate judgment, decision, cassational, reopening decision, compared to 15 days as in the past (Article 256).

At the same time with the time limits' shortening, the CPC 2003 has up to 28 Articles clearly stipulating time limits, which were absent in the past criminal procedure law. Among such 28 Articles, the time limits have been up set up for 4 following categories:

- New time limits for preventive measures and approval of taking preventive measures including Article 81 (time for approval of arrest in emergency), Article 87 (time for approval of custody) shall be both 12 hours. Time limits for detention after the first instance and appellate judgment rendering, in case the detention period has expired or judgment has come into force (Article 228, Article 243).

- New time limits for exchanging decisions between institutions conducting criminal procedure, between the investigative bodies and the Procuracy, the Procuracy and the Court (including Articles 106, 108, 116, 117, 126, 127, 162, 164, 174, 242, 254, 288, 289, 299 and 300).

- New time limits for securing judgment execution (Article 261, Article 262).
- New regulations on the time limit for handling complaints and denunciations in criminal procedures (at Articles 328, 329, 330, 331, 332, 333, 337).

The clear provisions on the time limits to specify the time limit for conducting a number of procedural activities are positively meaningful, to ensure the strict compliance to the time limits, and push up the activities in the criminal proceedings. Notably, there are 15 out of 25 Articles provided for the time limit for transferring the case dossiers among the bodies conducting legal proceedings. The reasoning is that although there has been the common time limits for each stage of investigation, prosecution and adjudication, but without providing on the specific time limit for the case transferring, it could result in negatively effects and the fact of being slow in the common time limits of that legal proceedings. Some provisions are particularly meaningful to overcome of the being slow and the stagnation in the criminal proceedings, currently. For example, the time limit for delivering of the appellate judgments and the decisions was not provided previously; hence normally, the delivery of these documents was often slow, causing negative effects on the executions later; in this regard, special attentions should be paid to the appellate cases being heard by the appellate courts of the Supreme People's Court. There are only three appellate courts in the three large areas of the North, the Central and the South Vietnam, respectively, working itinerantly in places far from their headquarters; hence the rendering of the judgments and decisions are often late, and this could result in the indispensable fact of sending of these documents to the Court, having the power of execution, are not on time. Under new provisions, the delivery of the judgments and decisions of the appellate courts to the Courts, the procuracies, the investigating bodies, the person making an appeal, bodies executing the civil judgments and decisions v.v.v, are limited within 10 days; in respect of the appellate courts of the Supreme People's Courts, this time limit is provided for longer, but not exceeding 25 days. Certainly, this new provision on the time limit could overcome the situation of being slow in rendering of appellate judgments and decisions in order to execute these judgments (Article 254). The delivery of the decisions on cassational and re-opening procedures for the convicted, the person making protest, the Court, the Procuracy and the

investigating, body where the first instance trial took place, is also provided in the time limit of 10 days.

The provisions on the time limits for the delivery of decisions, among bodies conducting criminal proceedings, are positively with regard to pushing up the process of shifting the stage in legal proceedings, to ensure that the decisions on handling the cases are handed over to the responsible agencies in a timely manner as being provided in the law provisions.

III. The CPC 2003 is the Code redefining the system of jurisdictions and responsibilities according to stages and functions of criminal proceedings aiming at enhancing the effectiveness and validity of the prevention and combating activities against criminals

A new ideology on the judicial reforms, which has been founded for ten years in Vietnam, is the redefining the jurisdiction of the Courts at the first instance under the direction of increasing the jurisdiction over the criminal cases for Courts at the lowest level in the adjudicative system, namely the Courts at the district level, aiming at the argued target as being a solution for the Courts at the district level becoming at Courts specializes in hearing the first instance cases, the Courts at the provincial level mainly hear the appellate cases, and the Supreme People's Court bear the main responsibility of hearing the cassation and reviewing the adjudicative experiences, giving the guidelines for the adjudicative activities. This ideology aims at combining the organization system of the Court system either under the administrative areas: district – province – whole country, and under the criminal proceedings orders: the first instance trial – the appellate trials – cassational trial, at the same time targets at reducing the number of cases being heard at the appellate courts of the Supreme People's Court.

The ideology on increasing the jurisdiction over the criminal cases has been founded and implemented for nearly half century. In the 60s of the twentieth century, the Courts at the district level have the jurisdiction of hearing the criminal cases with the sentence up to 2 years in imprisonment, then increased up to 5 years in imprisonment,

and when the first CPC 1988 enacted, this jurisdiction was up to 7 years in imprisonment. Hence, this process has been carried out for 30 – 40 years.

Article 170 of CPC 2003 provides the People's Courts at the district level shall hear the less serious, serious, and very serious cases. Hence, according to this provision, the Courts at the district level may hear and decide on the criminal cases with the imprisonment sentence of up to 15 years, it doubles the provided level currently (7 years), except for some offences such as the offence of infringing the national security, breaking the peace, against the mankind, war crimes and some other crimes. This has been a biggest change on the redefining the jurisdiction over the criminal cases of the court system since 1945, it results in a transfer of criminal cases handled at the provincial level into the district level; even it can be said that this is a change in thinking on organization and handling with the crimes which has been rather stable so far in Vietnam. Under this new regulation, about 70% of punishment blankets of the Penal Code 1999 belongs to the jurisdiction of the Courts at the district level. According to the Resolution 24 dated on 26th November 2003 of the National Assembly, the CPC 2003 takes effect from 1st July 2004, in respect to the Courts, which meet all criteria may implement the new jurisdiction immediately; in respect to the courts, which has not met these criteria, could only hearing the serious and less serious crimes, with the maximum penalty of up to 7 years in imprisonment. However, the latest time for implementing the new jurisdiction for all courts at the district level of Vietnam is fixed on 1st July 2009. This provision open a particular period of time of the Vietnamese criminal proceedings, that means within 5 years (from 2004 – 2009), the jurisdictions of the Court at the district level shall apply different provisions on jurisdiction, with many different methodologies for activities in criminal proceedings from the investigation, prosecution till adjudication.

The increase the jurisdiction for the Courts at the district level leads to the corresponding increase of jurisdiction for the investigating and the procuracy at the same level. The CPC 2003 newly provides the jurisdiction on investigation: the investigating bodies shall conduct the investigation of the criminal cases belonging to the jurisdiction of courts at the corresponding level. Accordingly, since 1st July 2004 there are some investigating bodies at the district level having the jurisdiction to conduct the

investigation on the less serious, serious and very serious crimes. The criminal investigation shall, therefore, mainly be conducted at the district areas. The jurisdiction of the procuracy to extend the time limit on investigation and time limit on the detention will also be extended. In respect of the serious crime, the procuracy at the district level has the jurisdiction to extend the time limit on investigation for the second time, in respect of very serious crimes the procuracy has the jurisdiction to extend the time limit on investigation for the first time. The increase the jurisdiction for the judicial bodies at the district level, allowing them to handle the very serious crime, is also meaningful with regard of shortening the timing of criminal proceedings on investigation, the prosecution, the adjudication to this kind of crimes. Due to the redefining on the adjudicative jurisdiction in the direction that the hearing of the first instance trial taking place mainly at the district level, it raises the big issue on consolidating and promoting the judicial bodies from the investigating bodies, the procuracy, and the courts at the district level, both in term of enhancing the capacity, moral quality and the facilities for the professional activities at this level.

The procuracy's functions is provided clearly in the CPC 2003, particularly the clear definition on the positions of the two procuracy functions, which has been stated in the Constitution 1992 and the Law on organization of the people's procuracy. Before 2003, there was times that the function of prosecution and the function of judicial supervision was considered as the only one methodology to exercise the function of supervision. Article 23 of the CPC 2003 provides: the procuracy exercises the right to prosecution in criminal proceedings, decide on the prosecution to the persons committed crimes to the courts and the function of supervision of the law observance in criminal proceedings take the responsibility to discover the law violations of the bodies, persons conducting criminal proceedings and persons participating in criminal proceedings. These two functions of the procuracy are appeared in both the investigating and the adjudicative stage. Article 112 provides the tasks, powers of the procuracy when exercising the right to prosecution in the investigating stage; Article 113 provides the powers of the procuracy when supervising the investigation. This provision aims at ensuring that procurators exercise both these functions in criminal proceedings. The importance of the renovation in the CPC 2003 is that the procuracy must exercise well in

the function of prosecution– the first basic function of the procuracy. The provisions of the CPC 2003 have clearly illustrated this trend.

The responsibilities of co-operation of bodies conducting criminal proceedings with the role of State bodies, the organization, the citizen in the struggle of prevention and combating against criminals has been provided in the CPC 2003 under the new spirit. The previous CPC provide that the bodies conducting criminal proceedings keep the active role. With regard to the Stage bodies, Article 26 of the CPC 2003, which reverses this old order, that State bodies is above the bodies conduction criminal proceedings in such that Article, to emphasize the active roles and responsibilities of State bodies in cooperate with bodies conducting criminal proceedings and clearly state these tasks of the State bodies as follows:

- Must apply the methods for preventing and combating against crimes;
- Must cooperate with the Courts, the procuracy and the investigating bodies in preventing and combating against crimes;
- The State bodies must regularly check and inspect assigned implementations, tasks and functions, timely discovery the law violations to handle and inform without delay to the procuracy, the investigating bodies all the criminal acts in their owned bodies and their field of managements;
- Having the rights to make petition and send the relevant documents to the investigating bodies, procuracy to consider, to institute the criminal cases against the criminals;
- The Heads of the State bodies must bear the liability for not inform the criminal acts in their bodies or the field of managements to the procuracy and the investigating bodies;
- The State bodies must take the responsibility to implement the requests and create favorable conditions for working activities of the bodies conducting criminal proceedings, the person conducting criminal proceedings;
- Strictly forbidden all the act of causing obstructions for the bodies conduction criminal proceedings and persons conducting criminal proceedings;

- The inspection agencies take the responsibility to cooperate with the investigating body, the procuracy, the Court in discovering and handling the crimes vv...

Therefore, the new ideology of the CPC 2003 is to give prominence to the responsibility of the State bodies, particularly with regard to the State administrative management bodies in discovering, informing the criminal acts; and to do so, these bodies must strengthen the check and inspection activities. The ideology of taking the crimes prevention is the most important tasks of the State bodies is clearly stated in these provisions, and at the same time, it also appear the view point of the struggle of preventing and combating against crimes that this task does not belong only to the judicial bodies.

IV. The Criminal Procedure Code is the Code presenting the viewpoint on international cooperation in criminal proceedings in the context Vietnam implement the policy of openness and international integration

The CPC 2003 has a separate part on international cooperation. This is a new part, which has not provided in the previous Code, in order to adapt well with the requirements of the struggle of prevention and combating against crimes in the context of international trades and exchanges of Vietnam to the rest of the world are developed constantly. There will be the case that the foreigners committed crimes in Vietnam, or the cross-nation mafia breaking into Vietnam to commit crimes, or there is the case that the increasing amount of the Vietnamese goes to overseas to work, and to do business, so the possibility of these person committing crimes overseas will be increased.

Article 3 provides three basic principles for international cooperation in criminal proceedings.

- The first principle: The international cooperation must be based on the principle of respecting the independence, sovereignty, territorial integrity, non-interference into internal affair of each other, equality and mutual benefits, in accordance with the Constitution of the Socialist Republic of Vietnam and the basic principles of the international laws;

- The second principle: must be implemented in accordance with the international treaties that Vietnam has signed or acceded and the regulations of the Vietnamese laws;
- The third principle: in case Vietnam has not signed or acceded to the international treaties, it may be implemented under the principle of reciprocity, but it must not be contrary to the laws of Vietnam, international laws and customaries.

According to these three principles, the CPC 2003 contains provisions on implementation or refusal of implementing the requests for mutual judicial assistance. Article 392 provides for the circumstances of refuse to the requests for mutual judicial assistance when the request on judicial assistance is not suitable with the treaties, which Vietnam has signed or acceded; or the implementation of the request for mutual judicial assistance may infringing to the sovereignty, national security or other important interests of Vietnam.

The extradition or refusal to extradition is provided by the CPC 2003 in Article 343 and 344. In respect of the extradition for criminal prosecution or for execution, the competent judicial bodies of Vietnam may request the corresponding bodies of foreign countries to extradite a person, who conduct a criminal act or is criminally convicted by a legal judgment, for Vietnam to criminally prosecute or execute the judgment in Vietnam. Similarly, the judicial bodies of Vietnam could only implement the extradition to the foreign person, who has committed criminal acts or criminally convicted by a enforceable judgment while this person is in the Vietnamese territory, for the country making request, in order to conduct the criminal prosecution or to execute the judgment in their territory. The CPC provide 4 situation for refusing the extradition as follows:

- The sought person for extradition is citizen of the Socialist Republic of Vietnam;
- Under the law provisions of Vietnam, the person requested for extradition is not able to be criminally prosecuted or executed the sentence, for the reason of the running out the statute of limitation or other reasons;

- The sought person for extradition to criminally prosecution has been convicted by the Vietnamese court by a enforceable judgment on the criminal acts stated in the request for extradition, or the cases has been terminated under the law provisions of Vietnam;
- The sought person for extradition is possibly prosecuted in country requesting the extradition for the reason of discrimination on the race, religion, nationality, ethnicity, social status or the political view points.

Besides, the CPC 2003 provides for two cases that the extradition may be refused, namely, the act of the person requested for extradition is not a criminal under the Vietnamese laws, or that person is being criminally prosecuted in Vietnam for the acts, which has been stated in the request for extradition.

The transfer of the case dossier, material evidence is provided to apply in a specific circumstance (Article 346). In case the foreigner committed crimes in the Vietnamese territory, but he/she has left for foreign countries, and it is impossible to conduct criminal proceedings, the bodies handling the cases shall transfer the case dossier to the Supreme People's Procuracy for transferring that document to the corresponding body in foreign country, with possible material evidences of the case attached. The delivery or receiving of the case dossier are made in compliance to the treaties provisions that Vietnam has signed or acceded or Vietnamese law provisions. With regard to the transfer of objects, money relevant to the case, to outside Vietnamese territory alone, shall be implemented according to the Vietnamese law provisions (Article 346).

The new provision of the CPC 2003 on international cooperation in criminal proceedings has laid the foundation for the cooperation among the judicial agencies of Vietnam with corresponding partners of foreign countries, to contribute more significantly in organizing of the struggle to prevent and combat against crimes, in the circumstances of the many urgent matters occurred currently, which go along with the process of openness and expanding the regional cooperation and globalization./.



E~MAIL

TO : icdmoJ@moj.go.jp

From : Asia

ところ変われば・・・カンボジアのお葬式（その2）

チンドン屋サウンドが鳴り響くお葬式の1週間後、またもや隣家から鉦や太鼓が聞こえてきた。そう初七日である。おそらく四十九日も何か行事があるのだろう。こういう風習は日本とそれほど変わらないが、日本とは仏教の系列が違うから、仏教的行事といっても、日本とはかなり違っている。

例えば、通勤途中に霊柩車を見かけたことがある。白い布で車体を覆ったトラックの荷台部分に白い幌をかけ、その中にお棺と近い親族が乗っていた。幌にはところどころ黒と黄色の飾りがつけられていたが、日本の霊柩車に比べてずいぶん簡素だった。霊柩車に続くミニバスにはその他の親族が乗っていて、それぞれが日本の3倍はありそうな長い線香を使った飾り物を手にしており、これは死者に供える供物らしい。

そして、カンボジアでは死者は通常火葬にされる。ここまでは日本と同じだが、ここからがずいぶん違う。まず、遺骨を海に撒くと死者の魂は世界を自由に行き来できるという言い伝えがあり、多くのカンボジア人は「死んだら散骨葬がいいなあ」と思っている。しかし、実際には散骨葬には費用がかかるので、一部のお金持ち以外は、死んだらその遺骨はパゴダに安置される。ところが、これだと魂がパゴダに閉じ込められるので窮屈らしい。死後の自由も金次第であり、カンボジア人は大変である。

(国際協力部教官・JICA カンボジア短期専門家 三澤あずみ)

～ 調査報告 ～

中央アジア諸国刑事司法制度調査報告（下）

－ウズベキスタン共和国，キルギス共和国，タジキスタン共和国－



ドゥシャンベ＝ホジャンド間の飛行機（ヤク・ソーラック）中より撮影したタジキスタンの険しい山並み

前号に引き続き、中央アジア諸国刑事司法制度調査報告書（下）を掲載いたします。

本稿は、三浦透前法務総合研究所国際連合研修協力部（国連アジア極東犯罪防止研修所，以下 UNAFEI）教官（現東京地方裁判所判事）及び横地環同教官が，国際協力機構（JICA）の調査団員として，2003年10月14日から29日までの間，上記3か国の司法機関等を訪問し，各国の刑事司法制度（裁判，検察，犯罪者及び非行少年の処遇）を調査し，その調査結果を取りまとめたものです。

中央アジア諸国の刑事司法制度に関する貴重な資料であるため，国際協力機構及び UNAFEI の御了解を得て前号に引き続き掲載いたします。上記三浦前教官及び横地教官を始め関係者の皆様に，深く御礼申し上げます。

目 次

第5 刑事司法制度と運用の実際	99
1 概説	99
2 捜査・公判の基本構造	99
3 身柄拘束の規制	103
4 捜査手法	107
5 裁判手続の実際	109
6 判決の内容（刑罰の種類）	122
7 刑の執行	124
第6 少年非行	144
1 少年非行の背景と未然予防対策	144
2 少年に対する司法手続の変貌	146
3 教育的強制措置	146
第7 コミュニティのかかわり	149
1 ウズベキスタンのマハリャ	149
2 タジキスタンのマハリャ	154
3 キルギス	154
第8 課題と所感	155

第5 刑事司法制度と運用の実際

1 概説

ウズベキスタン、キルギス及びタジキスタンの3か国の刑事司法制度は、いずれも旧ソ連の下でのシステムを承継したものであり、基本的に類似している。キルギス最高検察庁の検察官 Asan Kangeldiev 氏によれば、中央アジア5か国の刑事司法制度は基本的にだいたい同じと考えてよく、一番大きな違いは、カザフスタンの検察官は自ら捜査しないことになっていることだという¹。

旧ソ連的な刑事司法制度は、大陸法的な伝統に立脚する点で日本の現行法と共通点はあるものの、構造的にかなりの相違がある。例えば、検察官の一般監督権限、捜査における初動捜査及び予審の区別と検察官のかかわり方、捜査と裁判が截然と区分された手続とは認識されていないこと、職権主義的手続構造の強さ、伝聞法則を採用していないことによる訴訟構造の相違、前記のような破棄審・監督審等の上訴システム等々である。

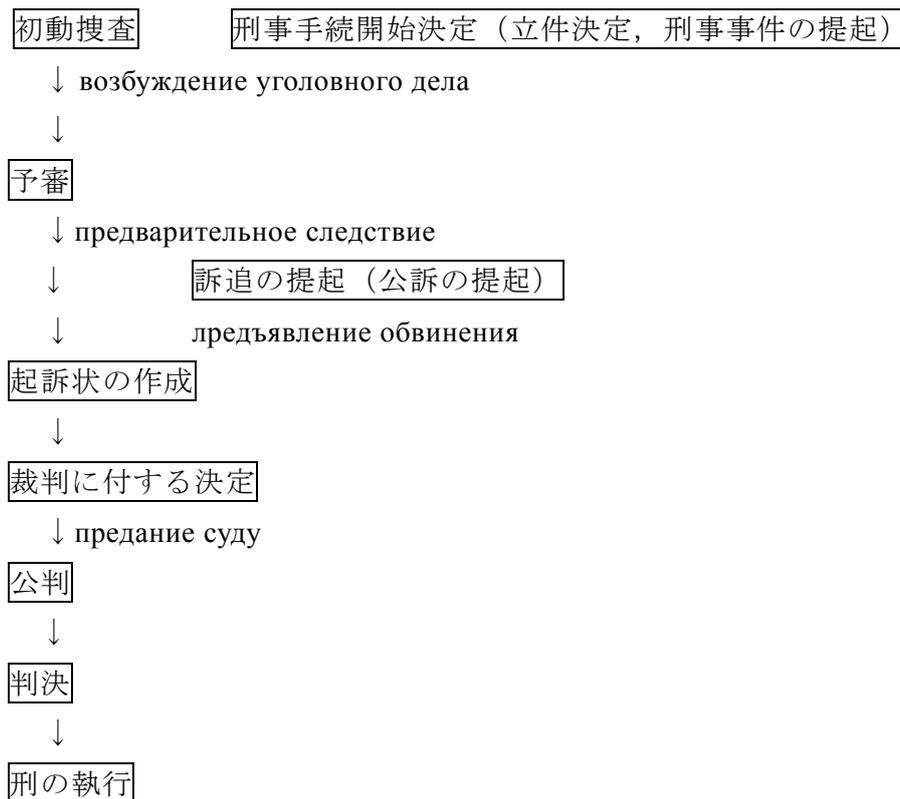
2 捜査・公判の基本構造

捜査・公判の基本構造（典型的な刑事手続の流れ）は、次頁のチャートのとおりである。

以下は、基本的にタジキスタンについての事前ヒアリング調査及び第1回タジキスタン司法制度セミナーの結果並びにロシア法・ソビエト法に係る諸文献（法務資料第381号宮崎昇訳「ロシア共和国刑事訴訟法典」（昭和37年）、藤田勇他3名「ソビエト法概論」（昭和58年）、藤田勇「概説ソビエト法」（昭和61年）、小森田秋夫編「現代ロシア法」（平成15年）等）に基づく。中央アジア諸国の制度一般にどれだけ当てはまるかは必ずしも確認できていないが²、基本的には類似の制度であると考えられる（前記のとおり、調査の時間に制約があり、法律に直接当たって調べることもできなかったもので、厳密な意味においてはではない。中央アジア諸国の刑事司法の概要をつかむという当調査の目的に資する限度での便宜的な整理として理解されたい）。

¹ 「中央アジア諸国の裁判制度報告書」・名古屋大学大学院法学研究科・91頁、111頁によれば、ウズベキスタンの取調機関については、「ただし、検察官もまた取調べを行うことができる」（第344条第2項）とあるのに対し、カザフスタンについてはこのような記述がない。

² 前掲「中央アジア諸国の裁判制度報告書」88頁以下にウズベキスタンの刑事手続の解説がある。



- (1) 「刑事事件開始決定」は、捜査機関、予審官、検察官、裁判官が行う。日本の立件手続よりもはるかに重要な意味を持っている。刑事事件開始は、日本でいう捜査の端緒に相当するものが根拠となるが、これは刑事訴訟法において定められている³。
- (2) 「初動捜査」は、民警等の捜査機関が行う（何が初動捜査機関かについては、前記のとおり）。原語の органы дознания「オルガヌィ・ドズナーニヤ」は、文字どおりには捜査機関の意であるが、予審と区別する意味で、初動捜査機関と訳すのが適切と考えられる。もっとも、重大な事件などでは、最初から予審官がかかわり、初動捜査を経ないこともある。
- (3) 初動捜査機関は、初動捜査を行い、これには10日間の期間制限がある。もっとも、被疑者不祥の未検挙の事件等については、「内偵捜査、工作探査活動、機動的捜査（оперативно-розыскный）」という捜査活動があり、これは10日間に限られない。
- (4) 初動捜査機関の代表である警察について見ると、その業務は次のとおりである。まず、警察の職務には、犯罪の予防と検挙とがある。警察には様々な通報が入り、毎日報告される。市民から通報が入った場合、情報を記録する。警察職員は、予審官と協力し、一緒に現場に行き、現場で予審官が現場検証をし、証人を捜して、必要

³ タジキスタン刑事訴訟法103条が、6つの刑事手続開始の根拠（捜査の端緒）を挙げている。それによれば、①市民からの申出、手紙、②労働組合、社会団体からの通報、③国の機関、企業、公務員からの通報、④新聞等の記事、⑤自首、⑥初動捜査機関や予審官の捜査により発見された端緒である。同法104条は、強姦、傷害、盗み等の一定の事件について、被害者自身の申告により刑事事件開始決定がなされるとする。

に応じて質問をしたりする。警察署に戻り、その結果を記録する。殺人・強姦などの重大犯罪のときは、検察官が現場に呼ばれる。95年の大臣令で、住民からの通報取扱いについては、刑訴法105条に基づく三つの対応をすることとされている。

- ① 十分な根拠があれば刑事手続開始
- ② 犯罪の要素がなければ捜査を中止
- ③ 管轄に応じた機関に送る

逮捕できたら、初動捜査機関が調書を作成し、24時間以内に検察官に書面で連絡される。警察は、令状なしに3日間被疑者の身柄を拘束することができ、有罪確証の十分な情報が得られたら、そのときに検察官に2か月間の「アレスト（勾留）」の許可をもらう（勾留期間については、延長の手続がある）。予審が不要な軽い事件は、初動捜査機関が1か月以内に事件を裁判所に送る。

(5) 「予審」は、原語では *предварительное следствие* 「プリドヴァリーチリナ スリェーツトヴィエ」である。文字どおりには予めの取調べ・捜査の意であるが、初動捜査機関が行う捜査と区別する意味で予審の訳語を当てるのが通例である。証人尋問等も実施して、事実面・法律面から事案を解明するが、裁判官ではなく、検察庁、内務省などに所属する「予審官」（*следователь* 「スリェードヴァチェリ」，文字どおりには取調官又は捜査官の意）が行うものである⁴。予審は、義務的な事件とそうでない事件とがある。予審官と初動捜査機関との違いは、予審手続に参加できるか否かである。予審は、予審官が独立して行う。それを検察官が監督する。初動捜査機関は自らこれに加わることはできないが、予審官の指示に基づいて加わることはできる。予審官も被疑者を3日間拘束する権限がある。

(6) 取調べにおいて、ウズベキスタンでは黙秘権及び弁護人の取調べへの参加権は認められているとのことである⁵。タジキスタンでは、事前ヒアリング調査において次のような説明を受けている。捜査官は、黙秘権を告知しておらず、弁護人も、黙秘することなどを助言してはならない。弁護人は、被疑者の取調べの際に立会権を有するが、助言などはできず、そばで被疑者の権利が侵害されないように見守る。弁

⁴ 訳語については、稲子恒夫「政治法律ロシア語辞典」（平成4年）等、異論もある。ちなみに、中華人民共和国刑事訴訟法における「預審」（3条，90条）については、「預審」は、公安機関、すなわち警察が行う手続であり、「予審」は、ヨーロッパ大陸一及び日本一における歴史に照らして、予審判事、すなわち裁判官によることを本質とするから、「預審」を「予審」と訳すことは到底できないとして、「予備審査」と訳されている（松尾浩也「中国の刑事訴訟法について」ジュリスト1109号49頁）。旧ソ連諸国の「予審官」については、「取調官」と訳すことも少なくないが（こちらでは原語においては「予」に相当する言葉がないので、そう訳すことにはかなりの合理性があるように思われる）、本報告書では、そもそもこのスリェードヴァチェリの行う取調手続について「予審」の訳を残していること（最新のテキストである前掲「現代ロシア法」においても同じ）、「予審官」と訳している文献がソビエト法時代から多数を占めていること、「取調官」や「捜査官」は日本語ではあまりに一般的な言葉であり、特定の地位にある人を指すことが分かりにくいことから、異論のあることは承知しつつ、本報告書では「予審官」の訳語を用いることにする。

⁵ 前掲「中央アジア諸国の裁判制度報告書」94頁。

護人と被疑者が二人きりで話し合うことは、捜査官が許可したときのみ認められる。重大な犯罪の場合は、このような許可はまず行われぬ。弁護人と被疑者とが二人きりで話し合う際に、黙秘等の助言があるかについては、捜査官としてはそこまで監視できないから、何ともいえない。

- (7) 強制捜査の権限は、前記のとおり、最初の身柄拘束（逮捕）については、初動捜査機関や予審官の権限でできるが、その後の身柄拘束（勾留）については、検察官の裁可（サンクション）を要する。対物的強制捜査についても、基本的に検察官の許可が必要である。
- (8) 「訴追の提起（公訴の提起）」（предъявление обвинения）は、非常に訳しにくい言葉である。被疑者に対して被疑事実を告知する手続であり、これによって、被疑者（подозреваемый）は被告人（обвиняемый）としての立場に変わるというが、裁判所とは一切関係ない手続である⁶。そこで、「被告人とする決定」という用語で表すこともある。その後、予審官による捜査が遂げられ、これに基づいて起訴状が作成される。
- (9) 起訴状は、予審官が作成し、検察官はこれを承認する⁷。後記のとおり、ウズベキスタン及びタジキスタンの裁判所で記録を閲覧する機会があったが、これによれば、起訴状は予審官の名義で作成され、1枚目の右上に色付きの四角い枠の定型の印が押され、その中に検察官のサインがあるというのが一般の形である。日本でいうと、上司が文書の決裁をしたような形になっている。起訴状には、犯罪事実だけでなく、捜査の経緯、証拠の内容等が詳しく記載され（内容的には、日本の起訴状に冒頭陳述、更には論告の要素も加味したもの。ちなみに判決書の構成もこの起訴状に近いようである）、裁判所に提出される一件記録においては、証拠等の後の一番後ろに綴られているので、日本の起訴状一本主義の下における起訴状とは全く異なるものであって、あえて言えば、総括捜査報告書のようなものであろう。起訴状提出の際に、検察官は公判への参加希望の有無を書いた書面を出す。軽い又は中程度の事件については、被告人の有責性が明らかなら、検察官の参加は義務的でないからである。
- (10) 起訴状はすべての証拠書類等と共に裁判所に提出される。
- (11) 担当裁判官が決定され、14日以内に裁判に付するか否かの決定をする。裁判に付する決定は、単独裁判官又は処分会議（裁判官1名と人民参審員2名との合議

⁶ これらの訳語についても、日本では裁判所に係属して被告人となることから、異論があり得る。前掲稲子は、本文中の「被疑者」、「被告人」、「公判被告人」に当たる言葉に、それぞれ「容疑者」、「被疑者」、「被告人」の訳語を当てている。

⁷ タジキスタンの事前ヒアリング調査によれば、検察官の判断で起訴に進まないことがある。例えば、犯罪が成立しないと判断する場合、証拠が不十分な場合、複雑な事件で強力な弁護人が付いているため、立証に困難が予想される場合等である。さらに、軽微事件であって、未成年、高齢者、妊婦等の事情が認められることは起訴しないことがあり、その意味で、一定程度起訴猶予も認められているようである。研修の結果によれば、4種の犯罪のうちの最も軽い犯罪については、起訴便宜主義が採用されているということである。

体)が行う。処分会議を構成する事件は、未成年者、死刑事件、裁判官が起訴状に同意できない判断に至った場合、身柄保全処分が適当でないと考えられた場合等である。処分会議では、裁判官の報告から始め、検察官の話を聴き、その他の当事者が意見を出している場合は、それも聴く。裁判官又は処分会議の結論は、①裁判に付する、②補充捜査のために差し戻す、③刑事事件の停止・破棄、④管轄のある別の裁判所への移送などである。差し戻しは、予審や捜査が不完全で、公判で補うことが不可能と考えられたときに行う⁸。その他に、国家原告人に参加させるか、弁護人を参加させるか、どの証人を召還するか、通訳を使うか、公判をいつどこで行うか等も決定する。

(12) この公判付託決定によって、被告人(обвиняемый)は公判被告人(подсудимый)に変わる⁹。この段階で、起訴状のコピーが被告人に渡される。

(13) 公判は、通常は14日以内に、重大犯罪については1か月以内に開くこととされている。また、被告人に起訴状が渡ってから3日以内には公判を開いてはならないとされている。

(14) 証拠法としては、伝聞法則は採用されていないが、裁判所は、公判期日において取り調べた証拠のみに基づいて判決を下すとされているようである¹⁰。

(15) なお、少年事件においても、若干の特則があるものの¹¹、上記の手続が基本的に当てはまる。

3 身柄拘束の規制

中央アジアにおいては、被疑者・被告人の逮捕に続く身柄拘束(勾留)については検察官の裁可(サンクション)に基づいているのが一般である。

(1) タジキスタン

事前ヒアリング調査及び第1回タジキスタン司法制度セミナーにおいては、次のような説明があった。

捜査官が逮捕した場合は、直ちにその理由となる資料や証拠を添えた上で検察官に連絡しなければならない。検察官は、逮捕から72時間以内に逮捕を裁可(sanction)する。裁可があると、被疑者は2か月間その身柄を拘束されることとなる。この期間は、地区検察官において1か月延長することができ、州検察官において更に3か月、次長検事において更に3か月、検事総長において更に3か月延長することができる。結局、最大限1年間身柄拘束が可能ということになる。その間身

⁸ 死刑求刑の事件では精神鑑定が必要だが、これが行われていなかったとき、捜査段階で違法があったとき(例えば、弁護人を呼ぶ必要があるのになされなかったとき)、別の公訴の提起又は公訴の内容の変更が必要と考えられるとき、他の者に刑事責任を問う必要があるとき、併合・分離が正しく行われていないと判断されたとき、などがこれに当たる。

⁹ 前記注6参照。

¹⁰ ウズベキスタンについて、前掲「中央アジア諸国の裁判制度報告書」100頁。

¹¹ ウズベキスタンについては、前掲「中央アジア諸国の裁判制度報告書」90頁に、法定代理人の参加が必要的であること等の特則が解説されている。

Project Manager of Juvenile Justice Project の Violetta Yan 女史の説明による)。

キルギスでも、刑事司法手続は、①初動捜査、②予審捜査、③公判、④刑の執行の4段階に大別することができる。それぞれの身柄拘束時間及び場所は、次のとおりである。基本的には、成人と少年に同じようにあてはまる。

① 初動捜査

初動捜査機関（民警等）の判断により、72時間の身柄拘束（逮捕）が可能である。拘束場所は、「一時的隔離室」である。

少年の場合は、拘束場所が「少年のためのアダプテーションとリハビリテーションセンター」である。少年の拘束場所は最近名称が変わり、以前は「受入れ振分け施設」と呼んでいた。

「受入れ振分け施設」だった時は、犯罪の疑いのある少年を身柄拘束し、次の段階に送るための施設だったが、新しい名称になって機能を拡大し、ストリートチルドレンや家出少年など、悪いことをしたというよりは行き場のない子供をいったん入れて、監督してくれる大人を見つける、あるいはもとの家を探して戻す、という使い方もするようになった。

② 予審捜査

検察官の裁可により勾留がなされるが、これは2か月、6か月、9か月と延長を重ね、法律的には1年までの身柄拘束が可能である。拘束場所は、「取調隔離室」（「シゾ」とも呼ばれている）である。

少年は基本的に成人と分離する建前だが、女子少年は成人女性と一緒に施設に入れられており、問題である。

③ 公判

拘束場所は、「取調隔離室」（「シゾ」）のままである。

④ 刑の執行

コロニー（колония）において執行される（コロニーの詳細は、後記のとおりである）。

以上は、前述のように成人と少年の区別なく当てはまり、少年も予審段階で1年間の拘束が法律上可能であるなど、身柄拘束の規制に少年の特質に応じた配慮が欠けているとの批判がある。もっとも、実際の運用においては、少年の拘束期間は成人より短いのが一般ではあるという。成人と少年とが分離収容されなければならない建前であるが、現実には徹底していない。かかる拘束場所の実情について、後に詳述する。

(3) ウズベキスタン

質問表回答によれば、逮捕については、次のとおりである。

刑事訴訟法222条により、警察あるいは他の初動捜査機関の職員、及びすべての行為能力を有する者は、刑事訴訟法221条に規定される根拠がある場合は、犯罪被疑者を拘束し、最寄りの警察、他の法執行機関へ連行する権利を有する。

直接、あるいは目撃者の証言により、いずれかの逮捕根拠が存在すると確信した場合、警察職員、その他の権限者、あるいは市民は被疑者に対し、その者が犯罪を行った疑いで逮捕され、最寄りの警察あるいは他の法執行機関へ連行する旨を告げなければならない。この際、逮捕しようとする者は、名乗らなくてはならず、また、逮捕される者が要求した場合は、これに応じ身分証明書を提示しなければならない。被疑者が警察、その他法執行機関に届けられた際には、当直あるいはその他の職員は上官の指示に従い、すぐに逮捕調書を作成する。逮捕事由の検証、書類の請求及び点検は、被疑者がその他法執行機関に引致されてから24時間以内に行わなければならない。逮捕の根拠がない場合、警察署の長、その他の権限者は、逮捕者の釈放決定を出す。決定の写しはすぐに検察官に送られる。

身柄拘束期間は、逮捕者が警察等に引致されてから72時間を超えてはならない（刑事訴訟法226条）。

もともと、その後の身柄拘束は、検察官の権限で可能であり、原則は初動捜査・予審を通じて、3か月以内に完了しなければならないが、以下のとおりの者の判断によって延長が可能である¹⁴。

4か月まで	地区検察庁の検察官
5か月まで	州級の検察庁の検察官
7か月まで	次長検事
9か月まで	検事総長
1年まで	重大事件、複雑困難な事件について、検事総長

次に、前述の質問票に対するウズベキスタン政府からの回答によると、少年については以下のとおりである。

刑事訴訟法558条に基づき、少年に対し身柄保全処分として勾留を適用できるのは刑事訴訟法236条に規定される根拠がある場合に限られ、また、その者が5年以上の自由剥奪刑に相当する罪で起訴され、その他の身柄保全措置では被告としてのしかるべき行動が担保できない場合にのみ限られる。

未成年者について勾留命令を出す際、検察官は自ら事件に関する資料を調べ、勾留の根拠を検証し、そのケースの特異性を確信し、当該身柄保全措置を適用するに至った状況につき被告を尋問する。

(4) 小括

かかる身柄拘束規制の将来像についても、前記のような司法権の強化の流れからは、日本のように身柄拘束の判断権を裁判所のものとする方向に進むことも考えられるが（タジキスタン司法制度セミナーの研修員の中には、その方が合理的だと思ふと発言する者も少なからずいた）、必ずしも予測することは容易でない。

¹⁴ 法務省法務総合研究所国際協力部における研修員の発表による。

これも旧ソ連諸国の流れに注意する必要がある¹⁵。

4 捜査手法

(1) 捜査手法については、各国とも関心はあるものの、新たな捜査手法の導入等に特段の関心がある旨の発言は、少なくとも今回の調査の過程では聞かれなかった。例えば、キルギス内務省組織犯罪対策部部長の Vadim Stanislavovich Nevirovich 氏によれば、キルギスでは、犯罪組織も大きくないので、伝統的捜査方法で何とかやっているといるということである。

(2) 参考人の供述確保

前記 Nevirovich 氏は、キルギス内務省の予審を統括する部局に勤務するが、同氏によれば、参考人の供述の確保は現在大きな問題であり、法律というより、社会的、あるいは個人の国に対する態度に関する問題だという。すなわち、キルギスは、現在過渡期にあるところ、ソ連時代はイデオロギー的な道德教育があり、市民は供述義務を負うと考えられていたが、現在はそういうものはなくなり、市民の立場も整理されていない。かといって、いまだ市場経済も進んでいるわけでもない。このような状況下で、捜査官として参考人等の供述を確保するのは容易ではないとのことである¹⁶。

タジキスタンでも、第2回司法制度セミナーで、参考人の供述が得られずに迷宮入りした事件等の紹介があった。

(3) おとり捜査

後記タジキスタンのドゥシャンベ市裁判所において傍聴した事件では、おとり捜査が用いられていた。すなわち、警察において、被告人が1キログラム相当の麻薬を持っているという情報を得たので、警察官が買う振りをして3回被告人と会い、引渡し方法、価格などの交渉をし、実際に受け取ったところで逮捕したというものである。同行してくれた同裁判所の判事は、このような事件では弁護人がおとり捜査の適法性を争うことがあると言っていた。

なお、おとり捜査としては、第2回タジキスタン司法制度セミナーにおいて、贈賄事件に係るおとり捜査の興味深い事例が研修員から報告されている。すなわち、被疑者が予審官に対して「金を払ったら便宜を図ってくれるか」との申し出

¹⁵ ロシア1993年憲法は、逮捕・勾留は裁判所の決定によってなされるものとしたが(22条2項)、経過規定において、新刑事訴訟法典が制定されるまでは従前の手続によることを認めており、1992年の刑事訴訟法においては、勾留とその延長は引き続き検察官の裁可によって行うことができるが、それに対する不服申立ては裁判所の審査を受けることとされている。前掲「現代ロシア法」160頁。)。

¹⁶ 第2回タジキスタン司法制度セミナーにおいては、参考人が供述を拒むことは頻繁にあり、証人としての出頭を拒否することも少なくなく、勾引もかなり活用されているとのことであった。

があり、予審官がそれを上司に報告し、最高検察庁と協議した結果、おとり捜査をすることとなり、受け取る振りをしてその者を逮捕することになった。そして、予審官がその者に「資料を廃棄してやるが、いくらくれるか」と聞いたところ、「100万ドル払う」と言うので、受渡し日・場所を決め、その日に予審官がその場所に行って、その者から金を受け取ったところで、張り込んでいた捜査官がその者を現行犯逮捕した、というものである。金額が極めて巨額であるが、とにかくそういう事件があったという話であった。

(4) 通信傍受

今回の調査では特段の情報は得られなかったが、第2回タジキスタン司法制度セミナーの結果によれば、タジキスタンでは、1998年の内偵捜査法に基づいて通信傍受が行われている。前提犯罪は限定されず、初動捜査機関の判断により、事前の検察官の許可に基づいて実施される。あくまで秘密裏に行うものであって、立会人も置かないし、裁判所に証拠として出したりしない、というものである。研修においては、日本の立会人制度に違和感を持っていたようであった。

(5) コントロールド・デリバリー

第2回タジキスタン司法制度セミナーにおいて、次のような報告があった。

コントロールド・デリバリーの根拠法は三つあり、警察法、内偵捜査に関する法及び麻薬・向精神薬・麻薬原料の扱いに関する法律である。タジキスタンがトランジット国となっている場合、つまり、違法薬物が外国から密輸入され、タジキスタンを経由して外国に密輸出されようとしている場合には、刑事事件として取り扱うことはほとんどない。すなわち、直ちにコントロールド・デリバリーを実施して、内務省の予審官は、その旨を検事総長に報告するにとどまることが多い。

内務省の行った2002年1年間の麻薬のコントロールド・デリバリーは13件であった。うち7、8件は、運び屋が列車に乗っており、麻薬等を列車のどこに隠匿しているかは不明だった。情報屋にヘロインに見せかけた白い粉を持たせて列車に乗せた。タジキスタンでは、クリーン・コントロールド・デリバリーはほとんど行われていない。

ベラルーシのミンスクで採択されたミンスク条約（1993年）では、CIS諸国内では、コントロールド・デリバリーを相互に協力しなければならないという条項がある。ロシア・CIS諸国との間では、頻繁にコントロールド・デリバリーを実施している。しかし、ウズベキスタンは、ロシア・CIS諸国間との協定を守らないので、同国との関係が最大の問題である。ゴールデン・トライアングル、ゴールデン・クレセントと呼ばれる麻薬生産地域との協定はないが、アフガニスタンとの間では、省レベルの協定を結んで、取締りを強化しているが、まだ協力してコ

ントールド・デリバリーを実施したことはない。

2002年5月、大統領府の麻薬取締庁が、アフガニスタンとの間で、麻薬取締りに関する協定を締結したが、まだペーパーだけで動いていない。

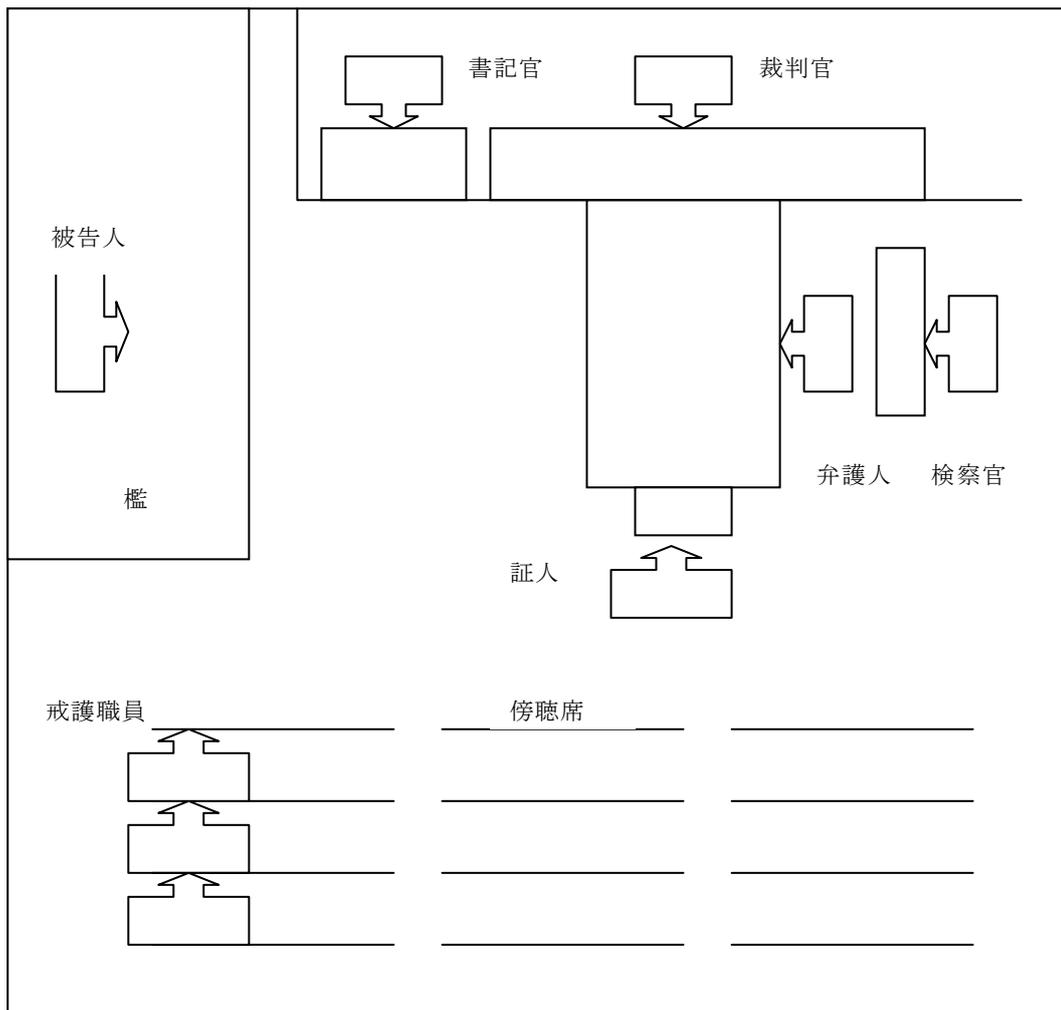
5 裁判手続の実際

ウズベキスタンのタシケント市 Akmol Ikramov 地区裁判所の法廷及びタジキスタンのドゥシャンベ市裁判所の二つの裁判所を訪問し、裁判のやり方の説明を受け、実際の裁判の傍聴をした。

(1) 法廷の構造

法廷の構造については、合計三つの法廷を紹介する。

A ウズベキスタンのタシケント市 Akmol Ikramov 地区裁判所の法廷その1



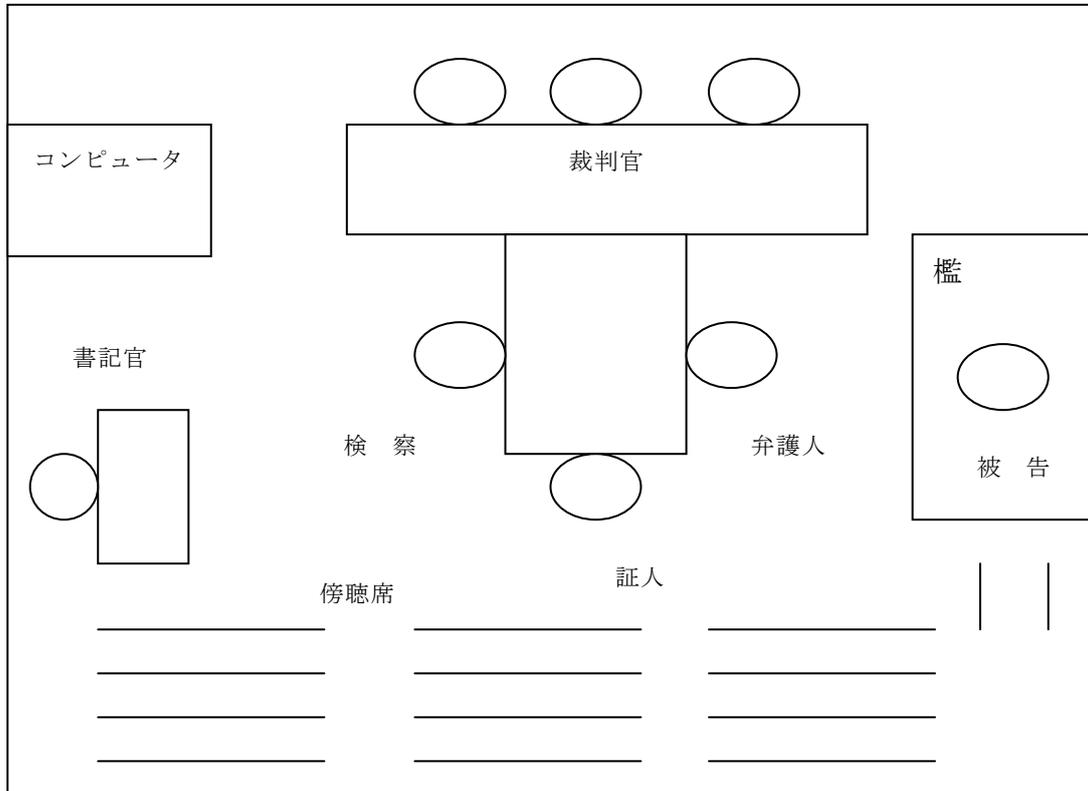
実際に裁判を傍聴した法廷の構造は上図のとおりであった。裁判官席には椅子が三つあったが、傍聴した事件は単独裁判官の事件であり、裁判官は一人だけ座っていた。この法廷Aにある檻は、他の法廷にあるものに比べてもかなり大きい。

この法廷で最も特徴的と思われたのは、弁護人と検察官とが同じ向きに座っており、特に弁護人が検察官に背を向けていることである。日本ではあり得ない配席であるが、ウズベキスタンでは、当事者主義を採用しているといいながら、糾問主義的な考え方が根強く存在していることを象徴しているように思われた。もっとも、このような配席は必ずしも普通ということではないらしく、同じ裁判所においても次の法廷Bは異なる構造となっている。同裁判所刑事担当所長 **Bakhtiyor Zhuraevich Ismoilv** 氏らとの座談会において、この法廷Aでの弁護人と検察官の配席がこうなっている理由を尋ねたところ、深い意味はなく、たまたまこの法廷はこうなっているという説明であった。

また、この法廷の檻は非常に大きいですが、被告人が併合された事件では、檻の中に被告人が複数入ることもあるとのことである。在宅事件では、被告人は傍聴席最前列などに座り、被害者もやはり傍聴席最前列に座るが、別に椅子を持ってく

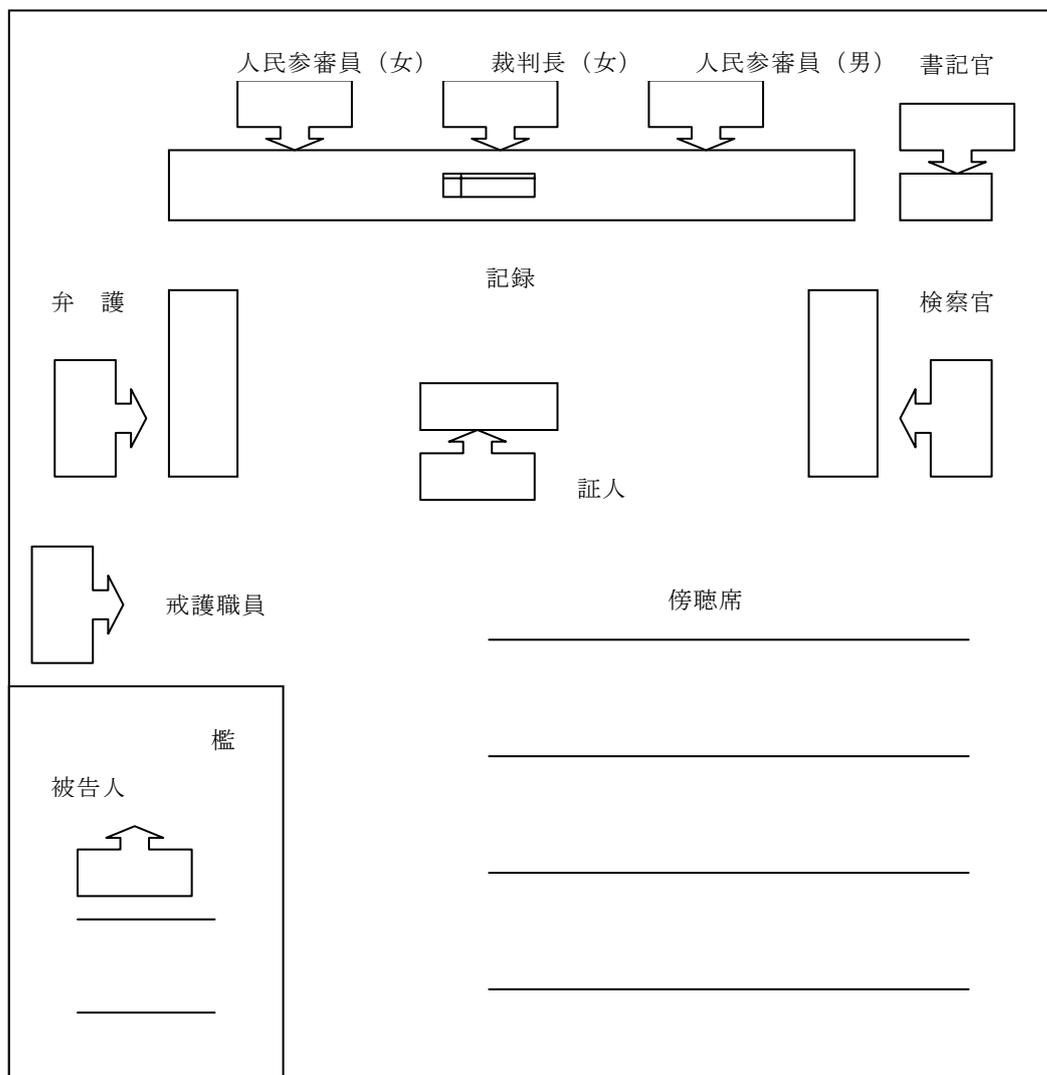
ることもあるとのことである。

B ウズベキスタンのタシケント市 Akmol Ikramov 地区裁判所の法廷その2



この法廷は、当日審理で使っていなかったため、見学の上、写真を撮らせてもらった。検察官と弁護人とは、向かい合う形になっている。裁判官席の横にコンピュータがあり、書記官の記録に使うということで、この法廷では書記官用の机が二つあるとのことであった。

C タジキスタンのドゥシャンベ市裁判所の法廷



実際に裁判を傍聴した法廷の構造は上図のとおりであった。参審事件であり、人民参審員2名が裁判官席に座っていた。

タシケントの法廷とも共通するが、傍聴席との間の仕切りはなく、普通の会議室的な部屋に備品を並べた感じの簡易な作りである。

中央アジアの法廷では、見学した限り、すべて被告人用の鉄格子の檻があったが、ドゥシャンベ市裁判所所長 Amirkhodja Abdulloevich Foibnazarov 氏によれば、檻は昔はなかったが、被告人が暴れたり逃げたりする事故があつて、1989年か1990年ころから使うようになったものであり、他の中央アジアの国も同じ独立前のソビエト時代に導入されたものと思うとのことである。



タジキスタン ドウシャンベ市裁判所にて

(2) 裁判の実際

A ウズベキスタンで傍聴した事件

ウズベキスタンのタシケント市 Akmol Ikramov 地区裁判所の前記法廷 Aにおいて傍聴した事件は、次のとおりである。内容は、同行してくれた裁判官が逐次コメントしてくれたことから把握したものである。

- 1). 単独の裁判官の事件であり、その他関係者の配置は図のとおりである。
- 2). まず、裁判官が起訴状を読み上げた。事件は麻薬（ジアゼパム）の所持である。
- 3). 裁判官の質問に基づき、被告人が薬物所持の理由を答える（所持については自白している事件である）。被告人は、拾ったというようなことを言っていた。
- 4). 検察官の質問に基づき、被告人が答える。だいたい裁判官からの質問と同趣旨であったとのこと。やりとりは被告人の前科にも触れていた（強姦その他があったとのこと）。
- 5). 弁護人の質問に基づき、被告人が答えた（医師からの処方歴等について触れていた）。
- 6). 父親が証人に立つ。一問一答というより、任せて語らせる感じであった。証人としては、被告人に困っているから、施設に収容してほしいということ言っていた。
- 7). 論告・弁論。検察官は悪質性を、弁護人は更生の可能性を指摘していた。求刑は3年の自由剥奪刑であった。
- 8). 被告人の最終陳述があった（軽くしてほしいという趣旨のようだった）。
- 9). ここで休廷し、約30分後に、判決の言渡しがあった（調査団が別室で他

の裁判官らから実情を聴取中に言渡しがあったため、これを聞く機会がなかったが、言渡しを終えて入ってきた担当裁判官によれば、判決は1年の自由剥奪刑プラス強制治療ということであった。

傍聴後に補充して聴取したところは、次のとおりである。

薬物については、種類により起訴の対象となる分量が法定されている。今回の証人である父親は、弁護人が証人となることを依頼した。弁護人の意図は、被告人を引き取って更生させることを期待したのだと思われるが、それが外れたようだ。初めに裁判官から弁護人と検察官に証人の必要を尋ねる手続があり、それまでの証拠に出ている人以外の証人を呼ぶこともある。検察官及び弁護人が証人尋問の希望を申し出るが、裁判官のイニシアチブで証人尋問を実施することもある。

書記官が、手続をすべて記録している。公判が終わると書記官と裁判官がそれに署名をする。論告及び弁論は書面で提出する。本件の場合には簡単な事件なので、夕方までの判決前に提出することになるだろう（しかし、そのような説明を受けているうちに判決が言い渡されたので、現実はどういうことになったのかは不明）。書記官の下にある訴訟記録のほかに、もう一つ事件の監督簿があり、これは検察官の手控えのような形のファイルである。

求刑は必ずしている。求刑及び量刑については、刑法に基づくが（今回のケースでは3年の自由剥奪刑まで可能）、前科のあるなし等いろいろな要素を勘案して決めるので、個々のケースによりけりである。

B タジキスタンで傍聴した事件

タジキスタンのドゥシャンベ市裁判所の前記法廷 C で傍聴した刑事事件の法廷の様子は、次のとおりであった。以下のやりとり等は、傍聴に同行した同裁判所所長に逐次コメントしていただいたことにより把握したものである。

- 1). 事件は、被告人が約1キログラムものヘロインを所持したというものであり、参審により審理された。裁判官は、人民参審員2名も含め、かなり厚地の法服を着ていた。
- 2). 裁判長から被告人の人定質問をした。
- 3). 裁判長から被告人に起訴状の内容の確認をし、法廷内にいる訴訟関係者の紹介をした（忌避事由等がないようにするものである）。続いて、防御権等の説明をした。
- 4). 検察官が立ち上がり、十分な証拠が集まっているとの意見を述べた。続いて弁護人も立ち上がり、同じことに関するやりとりがあった。
- 5). 裁判長が、起訴状を読み上げる。ここまで被告人は立っていたが、裁判長が座らせた。起訴状によれば、本件はおとり捜査によって摘発されたもので、鑑定をした結果、被告人が1.05キログラムのヘロインを所持してい

たと分かったものである。被告人は、その間、起訴状のコピーを見ながら聞いていた。

- 6). 裁判長が被告人に起訴内容が分かっているかという確認をし、刑法何条と読み上げ、被告人は「認めない」と言った。
- 7). 裁判長が、人証調べの順をどうするかについての意見を尋ね、検察官は否認事件だから証人、被告人の順でどうかと述べ、弁護人もそれでよいと述べた。被告人にも意見を求めた後、証人が入廷した。
- 8). 裁判長から証人に対して人定質問。偽証罪の説明をし、供述許否ができないことを告げ、念書を取った。
- 9). 裁判長から証人に対して被告人を知っているかとの質問があった。証人は、逮捕の時から知っていると答え、その後、証人は、質問のないまま、話し続けた。被告人が約1キログラムほどの麻薬を所持しているという情報を得たため、警察官が買う振りをしておとりとなって逮捕したのであり、証人がそのおとりとなった本人であるとのことであった。
- 10). ここで検察官が立ち上がり、証人に質問をした。証人の答えは、実際の引渡しまでに3回会って、引渡し方法、価格などの交渉をしており、麻薬は証人に渡されるまでは被告人の手の中にあっただのことであった。その場では逮捕せず、家に連れて行って、そこで逮捕して、逮捕の調書を取ったということであった。
- 11). ここで弁護人が立ち上がり、証人に質問をした。交渉はだれが実際にやったのかとの問いに対し、他の女性がいるというような答えだった。

ここまで聞いて、法廷を出た。傍聴に同行した裁判官らの話によれば、本件では、逮捕の手續に法に違反するところがなかったかが争点になり得るし、自分が弁護人ならおとり捜査の適法性を争うかもしれないということだった。傍聴した事件では証拠物が出されることはなかったが、これは事件によるのであり、殺人事件等では出ることもあるという。

(3) 訴訟記録

第一審を審理する上記2か所の裁判所を訪問した際は、裁判所にある一件記録の閲覧もさせてもらった。基本的に時系列で綴ってあるので、捜査の開始の時点から裁判に至る手續の具体的な経過を知るための資料価値が高いと考えられたためである。

A ウズベキスタンで閲覧した記録

ウズベキスタンのタシケント市 Akmol Ikramov 地区裁判所では、第一回公判前の記録を閲覧した（日本のように起訴状一本主義を採っていないので、公判期日前

でも、証拠も含めたすべての記録が裁判所にあるわけである)。

記録は厚さ1 cm程度のA4サイズのフラット・ファイルに閉じたもので、ファイルの表紙に検察官からの送致書が貼ってある。事件の内容は、商事法違反被告事件ということのようであり、証拠の中にはマーガリン等の記載があり、無許可販売などのような事件のように見受けられたが、この点は不明確である。

初動捜査機関の証拠、予審官の証拠の順に綴じてあり、分量は両者ともほぼ同じくらいであった。最後に起訴状が綴じてあったが、捜査経緯を記載した手続表1枚がその末尾に添付され、含めて5枚であった。起訴状には予審官の署名があり、1枚目右上には検察官の署名と職印があった(起訴状の作成は予審官であり、ちょうど検察官の決裁印が押してあるというような体裁である)。

被告人に記録を開示し、被告人において正しいことを確認したという署名のある紙も綴られていた。また、ウズベキスタンの住民自治組織であるマハリヤ(詳細は後記)が被告人の身上情報を記載した書面も綴ってあった。

B タジキスタンで閲覧した記録

タジキスタンのドゥシャンベ市裁判所では、判決まで終わっている記録を閲覧した。

事件は麻薬関係で、被告人が4人の記録であるためか、かなり分厚い。やはりA4くらいの大きさで、厚紙の表紙があり、時系列に追加して綴じていく形になっている。初動捜査部分は薄い(逮捕報告書など十数枚程度)、予審が集めた記録が6 cmくらいあった。

順に見ていくと、刑事手続開始決定、訴追の提起、証拠、起訴状(7枚ほど)などが綴じてある。

本件はヘロインの密輸入に関するものらしく、証拠としては、飛行機に乗った証拠、押収物証、現場検問の結果、写真報告書、精神鑑定(重大犯罪では必ずすることになっているという)、参考人調書(要約調書形式)等があり、証拠の標目のようなものもあった。

勾留に関する決定も綴られており、作成者は予審官で、右上部に検察官の裁可(サンクシオン)の印・署名がある。

予審が終結したところで、被告人に証拠を見せたという調書があり、その後が起訴状である(起訴状のコピーは被告人に送られ、被告人が法廷で見ているのは、こうして送られたコピーである)。起訴状の内容は、後記判決の内容にほぼ対応しているようである。

裁判所に係属してからのものとしては、裁判に付する決定(3枚ほど)、公判調書などがある。公判調書は、フォーマットのようなものはなく、ずらずらと書いてあるが、一問一答のところもある。

判決書は、手書したものとタイプしたものの両方があった。その内容を見ると、

まず手続参加者が書いてあり、被告人の身柄に関する記述、そして判決の記述部分が続く。ここには、「被告人が、…して、…して、証拠としてだれが…と証言し、…の供述から…、鑑定の結果から…、証拠を十分調べて、有罪判決を下すのが相当であり」、そして、最後に決議部分として、「8年の自由剥奪刑」と記載されていた。

(4) 裁判の迅速化ないし合理化

今回各国に事前に送付した質問表において、被告人が自白した事件と否認した事件において手続に違いがあるかという問があったところ、キルギス最高裁判所第一副長官 Zehnish Dosmatovich Dosmatov 氏とタジキスタン大統領府における刑事訴訟法改正作業の中心人物である同府上級顧問 B. Khudoyorov 氏から、これについての言及があった。両国ともソ連以来の伝統的な手法に則り、自白・否認事件を通じての共通の審理方式を採っている。否認事件になると証人の数が増えるということはあるが、基本的に手続のやり方は同じである。

キルギスの Dosmatov 氏の発言は、裁判官としての将来の法改正についての個人的所見ともいうものであるが、被告人が認めている事件や被害者が宥恕している事件については、公判期日を早くする、あるいは量刑についても軽減する特別の措置を設けることは考慮に値し、それによって生じた余力をより重大・困難な事件に回した方がよいのではないか、というものである。

タジキスタンの Khudoyorov 氏の発言は、刑事訴訟法改正案の立案担当者としてのものであるが、刑事訴訟法の改正内容として、簡易手続の導入が検討されているという。事件によって公判の期間が短くなるような改正を検討しているが、公判段階では十分に攻防を尽くさせるという手続保障も重要なので、どの程度の簡易化が可能かを検討しており、ポーランドをはじめ外国の制度も研究しているという。

両氏が直接に意識しているのは、ロシアや東欧の制度のようであり、その更に先にドイツ、米国等の制度がイメージされているようである。ロシアでは、2001年の新刑事訴訟法において、被告人が提起された訴追に同意し、法廷審理を行うことなしに判決を下すよう申し立てた場合の特則が定められているところである¹⁷。なお、やはり旧ソ連の影響を受けた中華人民共和国においても、既に導入されている裁判の簡易手続の拡大が検討課題となっていることも参考になる。

以上のとおり、中央アジアにおいては、公判手続にもっと事件に応じたメリハリを付けたほうがよいのではないかという感覚を多くの人々が持っており、その方向の法改正も将来あり得るように思われる。この点は、従前のタジキスタン司法制度セミナーにおける研修員による指摘、すなわち、日本のような捜査と公判の

¹⁷ 前掲「現代ロシア法」167頁。米国のアレイメントに似ているが、むしろ日本の簡易公判手続に近いかもしれないなどといわれている。

明確な区別がなく、初動捜査、予審捜査及び裁判がいわば同じような手続の繰り返しと受け止められる要因があり、それが手続の重複感を生み、国民の司法手続に対する協力を阻害している面があるとの点とも符合するものといえよう。

もともと、中央アジアでの刑事手続は、伝聞証拠排除法則が存在せず、捜査段階が2か月程度、裁判が1か月程度が標準で、難しい事件になれば捜査段階が大幅に伸びるものの、裁判はせいぜい数か月あればほとんどの事件が終わるというものであるから、捜査段階が逮捕から23日間という厳しい制限があるものの、裁判段階での審理期間の規制に乏しく¹⁸、少ないながらも10年を超える審理を要した裁判が存在する日本とは、前提が相当に異なることに留意する必要がある（中央アジアにおける裁判の迅速化の議論は、むしろ日本では手続構造的にも少年審判手続のイメージを前提にして理解した方が分かりやすいかもしれない）。

(5) 裁判の公開及び法廷秩序

各国とも裁判の公開をうたっており、実際に見学した裁判所もすべて公開裁判を実施していた。タジキスタンでは、事前ヒアリング調査及び第2回タジキスタン司法制度セミナーの結果によれば、むしろ一般予防（見せしめないし教育的見地）のため、企業等で裁判が行われることもあり、また、大学生同士のけんか（傷害事件）では、大学の講堂で裁判を行った例もあるという。

刑事裁判は、基本的に厳粛な雰囲気で行われている。ただ、例えばタジキスタンでは、調査団の傍聴に同行してくれた裁判所長が逐次様子を口頭で伝えてくれたり、ときどき他の関係者に向けても言葉を発するなどしており、日本のように当該事件に関しては裁判長が法廷秩序に関して絶対的な権限を有しており、所長も一切その邪魔をしてはならない、という雰囲気はないように感じられた。これも、前記の裁判所の仕組みからも見られるように、裁判所の組織の中での審理を担当する裁判官の独立性という考え方については、日本とかなりの違いがあることが反映しているように思われた。

(6) 被害者の立場

今回の調査においては、前記のとおり、刑罰のリベラリゼーションの改正において、被害者に事件終結に関して主体的立場が認められてきているということのほかは、特段の情報が得られたわけではないが、被害者の立場について一言する。

第2回タジキスタン司法制度セミナーにおいては、次のような説明がなされている。被害者の供述が重要な証拠として必要なことは多いが、被害者が出頭を渋ったり、供述を変えたり、ということはある。内戦直後の政治家の暗殺事件などで、そのために迷宮入りになった事件もある。証人となる場合の安全確保のため

¹⁸ 2003年に成立した裁判の迅速化に関する法律参照。

の特段の法律等はない。ただ証言をしたために被害を受けることは実例としてはほとんどない。供述確保のための勾引は頻繁に行っている。公判においてビデオ・リンク等のシステムは採用されていない。

また、裁判においては、被害者は、訴訟参加者として一般傍聴人とは異なるいわば主体的な扱いを受けており、旧ソ連諸国は一般に付帯私訴の制度も有していた。

すなわち、ウズベキスタンにおいては¹⁹、被害者は、供述し、その他の証拠を閲覧できる。また、捜査官や予審官の許可を得て、捜査活動に参加できる。予審手続の終了時には、事件に関するすべての資料を閲覧でき、必要な情報を得ることができる。第一審及び破棄審の公判期日に参加する権利があり、裁判所の裁量により、破棄審の公判期日に参加することもできる、捜査官、予審官、検察官及び裁判所の活動や決定に対して、不服を申し立てることもできる。

また、犯罪により財産的損害を受けた被害者は、刑事手続においてその賠償を請求する付帯私訴の民事原告となることができる。財産上の請求に関する判決の執行を確保するため、捜査官、予審官及び裁判所は、あらかじめ被疑者・被告人及び民事被告の財産に対して差押えをしておく義務がある。

(7) 参審制

中央アジア諸国においては参審制が採用されており、前記のとおり、タジキスタンにおいては実際にその参審制の刑事裁判の審理を傍聴する機会を得た。

A タジキスタンにおける聴取結果

タジキスタン・ドゥシャンベ市裁判所長 Amirkhodja Abdulloevich Foibnazarov 氏によれば、タジキスタンでは、自由刑5年以上に相当する事件においては、人民参審員を入れた合議体で審理がなされる。これより軽い事件や過失犯については単独の職業裁判官が審理をする。人民参審員は、職業裁判官と同等の権限を持っており、意見が分かれば民主的に評議するが、人民参審員二人が最終的に無罪という意見であれば、有罪判決はできない。

人民参審員は、居住区や職場のある地区から選挙によって選ばれ、裁判所長が承認する。1つの裁判所に50人くらいいて、1年に2週間くらい仕事をする。任期は5年で、任期の終わりに近づくと、選挙が行われる。選挙は、地区の自治に任せている。

人民参審員になる要件は、25歳以上で、前科がないこと等である。教育程度は特に要件ではないが、信頼できる人が推薦されるということはある。

¹⁹ 前掲「中央アジア諸国の裁判制度報告書」104頁以下による。

B ウズベキスタンにおける聴取結果

ウズベキスタンにおいては、後記のとおり住民自治組織としてのマハリヤが高度に組織化されているが、その1つであるユヌサバッド地区 Min-Urug マハリヤにおいて、同マハリヤ・コミッティーの議長 Toir Sultanov 氏らから実際の人民参審員の選任がどのように行われるかについて聴取したところによると、次のとおりである。

裁判所から、マハリヤに対し、人民参審員を一人出してくれという要請があると、希望者を募る。もちろん候補者の資質は考慮するが、結局は候補者も含めた地区住民が集まって決めて、結果を裁判所に上げる。人民参審員としての働き振りはマハリヤとして責任を持つ。裁判をする人だから、いい人を出さなければならない。当マハリヤでも現在女性が1名人民参審員をしている。これまで3名が人民参審員を勤めている。中には30年も勤めた人がいる。こうした人は、近隣の人のことをすべてよく知っている、いわば名士である。なお、人民参審員は、昔は無報酬だったが、今は何らかのお金が出ている。

(8) 裁判についての小括

A 当事者主義の概念

ウズベキスタン及びタジキスタンのいずれにおいても、裁判では当事者主義が採用されているとの説明がなされている。しかしながら、実際の運用を見ると明らかのように、日本で採用されている当事者主義とは相当に異なるものである。もとより、当事者主義自体が多義的な概念であるので、もう少し分析的に考えないことには、中央アジアの刑事訴訟の構造を理解することはできない。

日本の現行刑事訴訟法（昭和23年法律第131号、以下「法」という）においては、ドイツ法的な構造を基本的に残しながら、当事者主義に立脚する手続を大幅に導入したとされるが、そこで念頭に置かれているのは次の事項であると一般に解されている²⁰。すなわち、

- ① 起訴状一本主義の採用によって裁判所が予断を抱くことを防止し、
- ② 訴因制度の導入によって防禦・審判の対象を検察官による事実の主張である訴因に限定するとともに、
- ③ 当事者による証拠調べ請求、証人尋問における交互尋問方式、
- ④ 当事者による証拠書類の朗読、証拠物の呈示（証拠調べの方式）など、訴訟活動の主導権を広範に当事者にゆだねたのである。

他方、当事者主義を、訴訟の対象につき当事者にその処分を任せるという（当事者）処分権主義の趣旨でとらえる場合、日本の刑事訴訟法では、訴訟の対象である訴因の設定・提示は検察官が行う（同時に、起訴猶予処分、公訴の取消しも

²⁰ 基本的に三井誠ほか5名編「刑事法辞典」（平成15年）578頁の引用による。

認められている)ものの、当事者に訴訟対象の処分をゆだねる、いわゆる有罪答弁の制度(アラインメント制度)は採用されていない。ただし、訴訟手続に関しては、簡易公判手続や略式手続、証拠としての同意、上訴の放棄・取下げなどが認められる。

検察官も被告人も、ともに当事者として訴訟法上の地位は対等であり、攻撃・防禦の機会や手段を平等に与えるべきであるという当事者対等(平等)主義の意味で当事者主義の語が使用されることもある。

B 中央アジアの刑事裁判における当事者主義

以上のような当事者主義の理解に照らすと、中央アジアの刑事裁判は、次のとおり、日本に比べ職権主義的(あるいは糾問主義的)要素が強いといえる。すなわち、

- 大陸法的伝統に基づき、起訴状一本主義は採用せず、一件記録が起訴状と共に裁判所に送付され、公判前に裁判所は記録を検討している。
- 中央アジアにおいても審判の対象は起訴状記載の事実ということであるが²¹、公判中明らかになった他の犯罪についての刑事事件開始決定は裁判官もできることとなっている(この点、ただちにそれが審判の対象となるものでないとしても、ある程度職権探知的要素が制度に組み込まれていると理解することもできると思われる)²²。
- 法廷には、検察官が出廷しないことがあり得るシステムとなっている²³。前記ウズベキスタンの法廷Aのように、検察官と弁護人が同方向を向いて被告人と対峙していることもあり、法廷の構造自体のうちにも、被告人とその他のすべての機関とが対決しているような発想がうかがえることがある²⁴。
- 起訴状の朗読も裁判官が行うことが普通に見られる。
- 当事者の証拠調べについての意見がどの程度尊重されるのかまでは調査できなかったが、尋問方式は、基本的に裁判官、検察官、弁護人の順に

²¹ 前掲「中央アジア諸国の裁判制度報告書」99頁によれば、裁判所には被告人に有利な方向に公訴事実を変更する権限があるようである。

²² ウズベキスタンでは、裁判官、検察官、予審官も、犯罪の痕跡を発見したときは、権限の範囲内で刑事手続を提起し(321条)、犯罪を解明し処罰するために法律に定めるあらゆる措置を講ずる義務があるとされる(15条)(前掲「中央アジア諸国の裁判制度報告書」88頁。裁判官・検察官・予審官・捜査機関は、実体的真実の発見に責任を負う法秩序維持機関として、一括りに理解される伝統的な発想があるように思われる(前掲「現代ロシア法」159頁参照)。

²³ タジキスタンにおいても軽微な事件には必ずしも検察官は出廷していないというし、ウズベキスタンにおいても前掲「中央アジア諸国の裁判制度報告書」97頁によれば、検事総長が作成したリストに基づき、軽微な刑事事件の第一審には検察官は参加しないとのことである。

²⁴ ロシア法においても、そもそも訴追人と被告人・弁護人とはあい対峙する「当事者」という概念によっては捉えられておらず、被告人・弁護人は被害者などとともに「訴訟関係者」という不明瞭な概念のもとに括られているという(前掲「現代ロシア法」159頁)。

質問しているようである。なお、日本よりも一問一答式の要素が薄く、自由に語らせる感じであり、ここにも真実発見を目指した職権主義的発想が背景にあると見ることも可能であろうか。

それでも、被告人が争わない場合の手続の簡易化や被害者の宥恕に基づく事件の終了が検討されるなど、処分権主義的方向の改正への模索も行われているようである。

当事者主義をどの程度採用すべきかは、法政策決定の問題であり、ドイツ刑事訴訟法における職権主義の強さを想起するまでもなく、当事者主義化が常に正しいというものではない。しかしながら、国際標準を意識する中央アジアが、適正手続を十分に保障した刑事司法システムとして対外的にも胸を張れるシステムを構築しようとするのであれば、今後より一層の当事者主義化という方向に動くことは十分に予想される場所である。大陸法システムを基本にしながら、戦後の現行刑事訴訟法制定において、アメリカ型の当事者主義を融合させることに成功した日本の経験が役立ち得る余地はあると思われる。

6 判決の内容（刑罰の種類）

証拠が十分の場合には、刑罰が言い渡される。証拠が不十分であれば、ウズベキスタンでは無罪とのことであるが²⁵、タジキスタンでは無罪又は補充捜査の言渡しがあるとの説明を受けていた²⁶。被告人の釈放は、無罪の場合と有罪だが刑罰が施設収容でない場合に行われる。ウズベキスタンでは有罪率は90パーセント程度のものであり²⁷、タジキスタンでも、無罪率は裁判所によって違うが、5～10パーセントくらいで、ドゥシャンベ市裁判所では10パーセントくらいと思うとの話であった²⁸。

タジキスタンについては、事前ヒアリング調査の結果によれば、言い渡される刑罰の種類は次のとおりである。なお、今回現地で調査したところ、アレストは廃止されたとのことであった。

- ① 罰金
- ② 高い地位や一定の活動に従事する資格の剥奪²⁹
- ③ 地位等の剥奪

- ④ 矯正労働³⁰

²⁵ 前掲「中央アジア諸国の裁判制度報告書」99頁。

²⁶ 事前ヒアリング調査及び第1回タジキスタン司法制度セミナーにおける報告。前掲法務資料「ロシア共和国刑事訴訟法典」における1960年同国刑事訴訟法典も有罪か無罪かしか書いていない。もっとも裁判に付するか否かの段階の差戻しもあるので（第5の2の(11)参照）、タジキスタンが異例なのかどうかは明らかでない。

²⁷ ICDNEWS 第10号44頁。

²⁸ ドゥシャンベ市裁判所 Amirkhodja Abdulloevich Foibnazarov 所長談。

²⁹ 医師が過失で事故を起こしたとき、一定期間医師としての活動が禁止されるなど。

³⁰ 最高2年の刑に適用され、働いたうちの一定割合の賃金を国庫に納めるということであり、

- ⑤ 軍役の制限³¹
- ⑥ 自由の制限³²
- ⑦ arrest³³
- ⑧ penal battalion での服役³⁴
- ⑨ 財産没収
- ⑩ 自由の剥奪³⁵
- ⑪ 死刑³⁶

現実に言い渡されることが多いのは、このうちで、自由剥奪、罰金、矯正労働であり、稀に死刑も言い渡される。一定の活動に従事する資格の剥奪も使われる。没収もよく言い渡される。

自由の剥奪については、必ず定期刑として言い渡される。実刑のほかに、執行猶予があり、これは、裁判官が、軽い罪（4～5年までの自由剥奪刑であることが要件）であって、女性、妊婦、病人等の事情がある者に対して言い渡すものである。再犯があったときに元の刑プラス3年の刑に服さなければならないもの、一定期間犯罪を行わなければ元の刑がなくなるものがあるという。統計はないが、犯罪全体の25パーセント前後に自由剥奪刑が言い渡され、そのうちの約30パーセントに猶予が付くというのが実情のようである。

ウズベキスタンでは、刑罰は次のとおりとのことである^{37,38}。

- ① 罰金
- ② 特定の権利の剥奪
- ③ 矯正労働処分
- ④ 役務制限
- ⑤ 拘留（1～6か月、未成年者は1～3か月）
- ⑥ 懲戒単位送り
- ⑦ 懲役（6か月～25年）

詳細は後記のとおりである。

³¹ 例えば、国境の警備等の重要な職務に就けないという内容。現在は使われていない。

³² 例えば、ある州内にとどまれという内容。現在は使われていない。

³³ 例えば、6か月間、刑務所とは別の被告人の居住地である各市・地区に存在する特別な収容施設に入るという内容。自由と拘禁との中間的な処分である。1998年に導入されたが、年間1、2件程度しかなく、ほとんど使われないといってよい。

³⁴ 軍人に対する特殊な刑罰である。

³⁵ コロニーに収容させるものであり、詳細は後記のとおりである。

³⁶ テロ（政府高官の殺人）、複数人の殺人、12歳未満の者に対する強姦、爆破行為、大量の麻薬の取扱い等14種類の犯罪について規定されている。

³⁷ 法務省法務総合研究所国際協力部の研修員の発表による。

³⁸ ここで、特定の権利の剥奪は基本刑としてだけでなく、追加刑罰として科することもできる。さらに、軍人の位又は特別の位の剥奪などの刑罰は有罪を宣告されたものに追加して適用することができる。役務制限や懲戒単位送りなどの刑罰が適用されるのは軍人だけである。

⑧ 死刑

7 刑の執行

(1) 矯正施設（コロニー）

タジキスタン、キルギス、ウズベキスタンの3国とも、自由剥奪刑が執行されるのがコロニー（колония）と呼ばれる矯正施設である。本調査団は、タジキスタンの成人男性用強化体制コロニー、キルギスの少年用教育コロニーと女性用一般体制コロニー、ウズベキスタンの少年用教育コロニーの4施設を訪問した。以下、当調査団による取材で得た情報を中心に、文献や他の機関での聞き取り調査の結果も合わせて個別の矯正施設の現状を分析し、最後に共通する問題点と今後の課題をまとめた。

A タジキスタン

1) コロニー第7号

首都ドゥシャンベの郊外に位置する「強化体制コロニー」。当調査団の訪問には JICA ウズベキスタン事務所関係者2名のほか、司法省人事特別業務局 Olim Fakhrievich Khodjaev 局長、司法省矯正労働局 Garibsho Sofdarovich Aknazarbekov 副局長が同行した。主な面談者は所長の F.Sh.Makhmudov 氏³⁹であったが、微妙な話題（例えば過剰収容問題）になると、所長が発言する前にタジキスタン側の同行者があたりさわりのない回答をして、結果として所長の発言が封じられるという場面があった。

この施設で写真撮影が許されたのは、管理棟部分のみであった。管理棟部分は、噴水、ベンチ、草花や葡萄棚、全て収容者の筆になるという壁画や立看板が配置され、建物の屋根こそトタン葺きだが、全体として美しく小奇麗に保たれていた。収容者居住区とは格段の差がある。

³⁹ 自己紹介によると、当所職員歴22年。所長としては2003年2月から。



タジキスタン コロニー第7号の管理棟

施設の説明（所長による）

当コロニーは、初犯で重大な犯罪を犯した成人男性を収容している。施設定員は1,500名であり、実際の収容者数は定員を少し超過している。ここ3～4年間、施設内部での犯罪はなく、国内でも有数の、規律が行き届いた施設と言われる。建物自体は1957年に建てられ、当初は「仮判決または条件付判決」を受けた者が外部へ通勤するための寮であった。

1962年から強化体制コロニーとなった。構内の様々な生産設備を活かして工作器具や機械部品、家具や農産物用の袋等々を大量に生産し、1975年からは12の国々に製品を送っていた。旧ソの崩壊後は、国に代わる受注先を確保できず、原料も入らなくなり、金属加工、木材加工など多くの生産部門が遊休施設になってしまい、憂えている。現在稼働しているのは、学校の黒板作り、スペア部品製造など。

収容者のうち、仕事に就いている者は28パーセント⁴⁰である。敷地内に、学校（中等教育機関）と職業技術学校があり、前者に200人、後者に100人程度が出席している。希望者を対象とし、学費は無料である。

生産区

広々とした構内には、複数の大規模な工場のほか、大温室、畑、養魚池、養鶏場、牛舎などがあり、いずれも収容者が働いていた。大温室ではトマト、なす、ピーマン、レモン、きゅうり、ねぎ等が栽培され、これらは収容者への給食材料でもあり、職員用でもあるとのこと。畑はジャガイモやイチゴ用。鶏は

⁴⁰ とは言ったものの、後刻、仕事をしている者は280名であるとの話もされ、どの程度信用できるかわからない。

3千羽以上いるそうだ。

大規模工場は、プレス工場など丸ごと閉鎖されているものもあり、稼動している工場も設備のごく一部しか使っていない。一か所、がらんとした高い天井から緑色のプレートがつるされ、「スイスの援助で生産されている」旨。キルギスの少年コロニーでは複数入っていた海外からの援助は、ここではこの一か所だけだった。

ある工場の奥の方に、製品見本を集めたショールーム的なスペースがあり、往時の活況を伝えていた。ソファや戸棚などの家具、収容者用の制服や作業着、外注も受けるというマットレスや掛布団、ブロックやセメント、農機具、道路舗装用タイル、そしてさまざまな機械の部品。どれもかつてはここで大量生産されていた製品だという。

職業技術学校では、実際に授業を行っている教室を訪ねた。電気関係の授業らしい。講師は外部から来ているという。生徒は20名ほど。黒板は図面や文字でぎっしり埋まっている。

居住区

居住区は、収容者が集まっている所と、誰もいない所との落差が激しかった。

モスクは外見も一見してそれらしく、広い内部に10人から20人くらいの収容者がいた。イスラム信者はここで1日5回の礼拝が許可されているとのこと。近くにあった「売店」は開く時間が決まっているようで、訪問時は閉まっていた。

寮棟に囲まれた一角にさしかかる。全収容者が12の班に分けられているようで、見学した寮棟は4つの班が入っていた。大部屋形式に2段ベッドの並ぶ寝室と、テレビを見るためのコモンルームが班ごとに配置されていた。なお、寝室には誰もいない。起床時間が来ると、病気の人を除き、とにかく寝室からは出ていくことに決まっているからだという。

外に出て、「クラブ」と呼ばれる集会所風の建物では、入り口で職員が見張っている。映画やコンサートが行われる場所だというのが、調査団の訪問に備えて人を追い出したらしく、誰もいない。反対に、その向かいの建物「チャイハナ」（喫茶店兼食堂）は大勢の人であふれていた。売店で買った食材、外部からの差し入れをここで食べていいことになっているという。収容者本人たちが煮炊きをするのか、誰か他の人がするのかはわからないが、ここには食堂ならではの活気があった。

建物群の中庭にあたる、小学校のグラウンドほどの「運動用スペース」は、何をするでもなく身を寄せ合って立っている黒っぽい服装の収容者で埋め尽くされていた。体を動かすとお互いぶつかるので運動のしようがないのだろう。

次に「食堂」と正面の壁に大きく書かれた建物に案内された。内部には質素

な数人がけのテーブルが並び、各テーブル上に小さなボウル型のアルミ製食器がピラミッド型にきちんと積み上げられている。しかし不思議なことに、この建物には人気も温かみもなく、煮炊きする匂いもせず、水一滴、パンくずのかけらも見当たらない。それでいて、「ここでは1, 500人を3交代制として、1日3食の給食を毎日出している。もちろん今朝も」との説明がなされた。

医療部門だと説明のあった建物は外から見ただけである。ここには軽い病気の者が入り、医者もいるとのこと。重い病気になると施設外の病院に移送するのだそうだ。

「カランティン（検疫所の意）」という別棟があり、ここには新入の収容者を、最長17日間収容する。準備期間として、コロニー内の時間割を教えたりオリエンテーションを行い、その後、班に配属するという。

質疑応答

- Q 新入の収容者は1日何人くらいいるのか。
- A 毎日入所があるわけではない。週に1～2度、40～50名が新規に入所する。
- Q 出所前に社会復帰の準備を何かしているか。
- A 出所の3か月前に帰る先の居住地区（ホキミヤット）に連絡する。旧ソ時代は、居住区に、釈放される人の仕事や住居を世話するインスペクターがいたのだが・・・⁴¹。
- Q 出所は①居住コロニーへの移行②仮釈放③満期釈放の3種類に分かれているときいたが、その内訳は。
- A 軽い犯罪者では刑期の3分の1、重い者では3分の2を経過した者について、コロニー内の委員会（幹部会議）で①②を検討する。新しい法では①②とも本人からの申請に応じて検討することになっているので、申請がなければ検討しない。検討後は裁判所に送る。決定は裁判所が行う。そういった個別の検討なので、内訳は始終変わる。ただ、コロニーから出る収容者というくくりでは、1月に全体の8パーセントが出ていっている。
- A （副局長）恩赦は2001年と2002年にあったが今年はない。恩赦があった年には、全収容者の38～40パーセントが対象となった。そのときは、①②合わせて月50人ほど、③が40人ほどだったと思う。
- Q 収容者の数的推移は。過剰な時期があったか。
- A （副局長）基本的にはあまり変動はない。恩赦もあったので。
- Q 矯正局の内務省から司法省への移管にともなって職員は交代したか。
- A （副局長）90パーセント以上は前と同じ。司法省で新たに知識や人道的

⁴¹ 制度上は今もインスペクターはいる。しかしここでは過去形で話していた。

理解ができているかどうかについて職員の勤務評定をしたが、通らなかったのは全体の2パーセントだった。

A (局長) 構成や人数はかわっていないが、司法省に移管したことで質的な変化はもたらされていると思う。司法省として改革のためのプログラムを作っているし、職員研修についても、スイスの援助を得て矯正職員に対する特別なセミナーを4回(1回の参加者は25人)行った。さらに、政府決定があり、司法省の能力向上機関(インスティテュート)を2004年春に開講する予定がある。

Q 収容者に仕事がなく、コロニーで資金を得られないことが出所後の再犯率に影響していると思うか。

A (副局長) 受刑者への教育は、一般的なものと労働を通じて行うものの2つがあり、後者が機能していないのは事実だ。しかし、私はそれが出所後の再犯率に影響しているとは思わない。

Q コロニーを出る時に所持金のない者に対して、資金援助はあるか。

A 矯正局が援助するのは、居住区までの交通費。その後は、居住区行政で担当してもらう。就労援助や住居探しも居住区行政の管轄になっている。

B キルギス

1) 少年用教育コロニー

全国で1施設しかない少年用教育コロニーは、首都ビシュケクから車で1時間ほどの、ヴォズネセンスキー村にある。当調査団の訪問には、日本大使館の草の根無償資金援助を得た NGO 主催者である Toktaim Umetalieva 氏と複数の地元マスコミ関係者が同行した。主な面談者は所長の Ivan Fedrovich Khalupenko 氏。以下は面談者からの説明を主とし、調査団が直接観察した内容はカッコ書きにしてある。



施設の説明～居住区キルギス 少年コロニーの寝室

当施設は男子未成年者のための教育コロニーである。居住区と生産区に大別され、居住区には寮棟、食堂、学校、運動場などがある。居住区の中で他と隔離された場所に、「シゾ」または「アイソレーター」と呼ばれる取調隔離室があり、1棟の建物が内部で少年用区画と女性用区画に分かれている。また、家族などと3日間までの長期面会が出来るように、そのための建物を建設中である。

寮棟は2つ。寝室は2段ベッドの大部屋。(大部屋の内壁は少年たちが好きで持ちこんだという飾りや写真などで埋め尽くされている。別に、娯楽室とされている部屋もあるが機材不足で用をなしていないらしく、がらんとしている。)少年たちは棟内で便宜的に2班に分けられ(年齢で分けているのではない)、食堂などの使用は時間交代制にしている。入浴は週に1度。

(食堂は、遠目に見ると明るい雰囲気だが、少年たちが使うテーブルや食器をよく見ると、古くて壊れているものが多い。)財政難で備品を新品と取り替えることができず、だましだまし使い続けている。食費は一日一人当たり16ソム。医療費にいたっては、一月に一人当たり10セントしかない。

(厨房は暗く、300人以上の食事を支度するためには狭すぎるように見えた。衛生面も不安。ハエが多数。調理担当は女性のコック1名。)ガス調理器があるのに、ガスの供給を止められているので、電気製品(スチームで調理するという大きな釜のような器具)しか使えない。



キルギス 少年コロニーの厨房

衛生面で深刻なのが水まわり、特に上水道の供給である。40年ほど前に施設ができて以来、施設改善がなされておらず、ご覧の通り、1本の水道管に点々と小さな穴を開け、常時少量の水が流れ出しているだけだ。これが少年たちにとって唯一の水で、身支度や衣類の洗濯(シーツは除く)等、何もかもここでしなければならないことが結核感染の一因と思われるし、そもそもこの地域の

上水道全体に問題があって、近隣住民も体を壊しているとの噂がある。



キルギス 少年コロニーの洗面・洗濯スペース

（当所に結核患者はどのくらいいるのか、との質問に対し）あまりいない。重症になると、この施設から出している。

（居住区の敷地内の一角に3階建ての学校がある。この段落はその校長先生であると紹介された女性の話。）この学校は義務教育を修了させるためのもので、11年生までの課程がある。この学校の修了証書は通常の学校のもので、施設で教育を受けたとわからないようにしてある。少年が当施設を出る際、基本的には出た先の学校に転入することになる。

学校の授業はロシア語、幾何、物理、科学、地理などの他、基本的な法律の知識、家族関係についての道徳なども扱う。授業は全てロシア語。外の学校ではロシア語でもキルギス語でも受けられる。選択肢が少ないことは当校の不備だと認識している。

被収容者と処遇の内容

被収容者は14歳から21歳までの男子309名。職員数は、秘密なので教えられない。少年が21歳までここで生活することは稀で、恩赦や仮釈放で早く出る者が大半。真面目にやっている少年は仮釈放にする。出所者の再犯率は15～18パーセントで、仮釈放中の再犯によりこの施設に戻ってくる少年もいる。再犯の主な原因は、釈放先の少年の家庭環境が劣悪なことだと思う。

少年たちには、心理学的トレーニング⁴²や、お金の使い方などを教えたり、

⁴² 前述、日本側からの質問に対する回答集，Legal department Head，E.T.Belskovskaya 執筆分，pp 16によると、少年用教育コロニーは一般教育、職業教育と並んで心理学的サービスを提供し

家族との関係の調整もしている。家族関係調整は、始めて1年も経っていない新しいプログラムだが、スウェーデンの援助を受け、「労働社会保護省」のソーシャルワーカーが、少年たちが帰っていく家庭の調整をするもの。現在はパイロットプログラムとして実施しているが、将来は規模を拡げ長期的に実施したい。所長以下、複数の職員がスウェーデンに見学に行ったことが基盤となった。もうひとつ、EGLY という NPO のプログラムも入り、被害者との和解を促す活動を行っている。

(出所時期が近づいた少年に対するプログラムはあるか?との質問に対し) 出所の3か月前になると「自由な生活に備えて」ということで養護教師、あるいは外から来るソーシャルワーカーや NPO の職員が心構えを話している。

(一群の少年たちが隊列を作り軍隊調の「行進」スタイルで歩いているのを見て、それを指摘したところ) ここでは、基礎的な軍事教練も行っている。秩序を保つ、例えば目上の人に対する尊敬、身の処し方を教えるために役立っていると思う。

(食堂と厨房の建物の外で、集まって立っている4人の少年を紹介された。どの少年も一見14~15歳くらいにしか見えないが) 年齢は18歳2人と17歳2人。この班は食事の配膳の手伝いをして働き、施設から賃金をもらう。今は作業のため待機しているところだ。配膳手伝いの他に、建物内部の清掃、敷地内の清掃といった仕事で賃金をもらっている少年もいる。仕事をするかどうかは基本的に本人の希望だが、施設の側もきちんとやりそうな者を選ぶ。



賃金は(後述の**キルギス、少年コロニーの少年たち**でも同じだが)全額、本人名義の口座に積みたてられ、出院の際に本人がまとまった資金を持てるようにする。少年の中には、期間は満了したが自己資金がなく、家族も迎えに来ないために交

ているとのこと。この文献では、心理学的サービスには「社会心理的診断を行う委員会 (cabinet)」が含まれているとのことであるが、この施設ではその機能を担う人・建物はなかった。

通費が出せず、やむを得ず施設にとどまっている者もいる。

施設の説明～生産区

生産区には職業技術学校のほか、複数の大きな工場がある。工場は、ソビエト時代、国家からの受注があってフル稼働だった。炭坑用のヘッドライトやプラスチック製の櫓を作り、櫓は遙かシベリアまで送っていたが、ソビエト崩壊後はごく一部しか使われていない。

ソビエト時代は「労働を通じて行うセラピー」という考え方が基礎にあり、被収容者はせつせと働き、賃金を得た。ところが、旧ソ崩壊とともに矯正施設内で仕事がなくなってしまったので、矯正施設から出所してたちまち金に困り、すぐに再犯に至る傾向が高まっている。旧ソ時代の再犯率は12パーセントだったが、今や60パーセントだ⁴³。国からの助成は皆無なので、我々は独自に、ドイツ、イギリス等の先進国に、中古の生産設備（トイレットペーパーやプラスチック）を寄付してもらえないか、頼んでいるところだ。

日本の草の根無償資金協力によるマカロニ工場

生産区の一部に、スイスの援助による木材加工の設備があるし⁴⁴、カナダの援助でパン製造工場もある。このたびは日本からの援助でマカロニ製造設備が入ったところである。少年たちにとっては手に職をつける職業訓練のチャンスであり、特にマカロニは、できあがった製品が少年たち自身の食事にもなり（これはパンも同じ）、他の矯正施設へ回したり、施設職員（低賃金⁴⁵）への原価供給、更に施設周辺の一般住民へ販売して現金収入を得るなど、様々な側面で助けになる見込みで、今後の期待されている。

現在一連のマカロニ製造設備が入っている平屋の建物は、もともとは荒れ果てたトイレで、屋根も床もない状態だった。床や壁を補修し、外の通路にコンクリートをうつところから、2名の職員と6名の少年からなる「チーム」が一緒に働き、機材を入れ、運転し、3種類の試作品ができた段階まで到達した。粉引きから始まる製造技術は、製造機のメーカーから技術者が1年間派遣され、「チーム」と他何名かに伝達されている。今後は近くの職業技術学校から講師を呼び、建物の中の「教室」で、効率的に技術を教えるという構想もある。来月（2003年11月）、このプロジェクトの開始を祝う式典が行われる。

所感

⁴³ 上述の数値（15～18パーセント）と矛盾するが、それぞれ別の職員の話。

⁴⁴ 椅子や窓枠を作っているが、原料不足で、注文もあまり入らないため、細々と機械を動かしている程度である。

⁴⁵ Umetalieva氏によると、月15～20ドル程度。

日本を含め、国際援助が複数入っているが、単発的・限定的なもので、施設全体としては旧ソ時代と比べ寂れている印象。制度上は「一般教育コロニー」と「強化教育コロニー」の合同施設だが、各カテゴリーに相当する少年を区分けしている様子はなく、また入所の際の分類も行われていないようだ。健康面では、施設内での結核の蔓延が複数の NPO によって指摘されており、深刻な問題だと思われる。

しかしながら、キルギスの国全体としての開放性と、国で唯一の少年矯正施設であるとの自覚を反映してか、困難な状況を隠蔽するのではなく、むしろ外に向かって訴え、積極的に援助を募るという方針を採用しているようだ。ここは今回訪問した3か国の矯正施設のうち、構内のほとんど全てで写真撮影を許可してくれた、唯一の施設である（撮影しなかったのは、前述の「シゾ」）。少年たちも、外国人である我々に身構えたり物怖じしたりせず、多様な外来者と話したり写真を撮ったりすることに慣れてしている様子だった。

付録：帰りの車中での Umetalieva 氏の話

私はキルギスで唯一の子供向けメディア「子供新聞」を長年主宰してきた関係で、自然に子供を巡る問題や社会問題に関わるようになった。現在は NGO 連合会の議長職のほか、貧困克服に関するナショナルカウンシルのメンバーで、内務省関係のソーシャルアドバイザーも務め、貧困地域に小型水力発電機を設置する活動や各種教育プログラムにも関わっている。

この少年コロニーも、課題が山積しているが、幹部は健闘していると思う。成人用コロニーは、これよりずっとひどい。国全体としては、矯正施設の管轄を内務省から司法省に移し、国際基準に合わせようと努力しているところだ。将来、施設運営の透明性が高められれば、コロニーの生産部門に民間のビジネスを呼び込むこともできるのではないか。それで施設にも収容者にも金が入れば、再犯減少に役立つと思う。

少年に限らず、矯正施設から釈放された者の社会復帰支援制度がないため、釈放者は再犯に追いこまれやすい。恩赦の決定があると、結核患者や一文無しを含む2～3千人が一度に出所するが、社会復帰できずに再犯し、施設に舞い戻る者が少なくない。NGO が運営するリハビリセンターがあり、就労援助などの活動をしているが、小規模で、現状では焼け石に水である。そこで今、新しく3つのリハビリセンター（女性用、少年用、そして結核患者用）を企画しており、ドナーを探している。

2) 女性用コロニー

女性用コロニーはビシュケクから車で20分程度のマラボードナヤ村にある。キルギスの NPO である Young Lawyers Association（以下 YLA）の Violetta

Yan 氏が同行した。主な面談相手は所長 Nikolaj Ivanovich Ivanov 氏。

この施設も居住区と生産区に分かれている。居住区のほとんどで写真撮影を禁じられた。

女性施設ならではの設備が、乳幼児施設の「ナーザリー」である。母親の受刑中に生まれた(出産は外で行うとのこと)乳幼児もいるという。こぎれいで、ある程度はおもちゃなどもある部屋で、母子一緒に時間を過ごしている。ただし母親は、夜は他の受刑者と同じ寝室に戻らなければならない。同じ建物に「サニタリー区画」と呼ばれる、医務室も入っており、三人の衛生士が働いている。

150人用の大部屋に2段ベッドが詰めこまれた寝室では、男子施設と違って、昼間からベッドの上で所在無くボーッとしている者が多い。「老人と病人班」の寝室は、2段ベッドの上り下りができない者が多いために、一部は普通のシングルベッドになっており、大部屋だが90人で使っているそうだ。ここでもベッドに寝ている老女が多い。敷地内に「一日の日課表」が立て看板形式で掲示してあるが、そのような分刻みのスケジュールが実践されているようには見えなかった。

YLA は、JICA キルギス駐在員事務所に、草の根技術協力による「女性刑務所の実態改善」の実施を相談しており(まだ通ってはいない)、特に施設内での結核の蔓延を指摘している。矯正施設内での結核流行については、ウズベキスタンでも耳にしたが、この生活状況では想像に難くない。ただ、実際にインタビューで質問すると、「現在の患者は8名、別棟で隔離している」との回答で、施設管理者が問題を極小化しようとしているように思えた。

寮の中で唯一、活気が感じられたのは、差し入れられた食品を自由に煮炊きできるという台所兼食堂のような小さなスペースで、飲食物のにおいが交じり合い、人が集まっている。敷地内に売店があり、差し入れをもらえない人も食品を買えるとの説明だったが、当日はあいにく売店が閉まっていたので実態はわからない。

厨房にいた数名の調理人は全て受刑者だとのこと。厨房は、少年矯正施設よりは衛生的に見えた。今日の昼食はマカロニとボルシチだそうで、調理人の一人が自発的に大きな釜のふたを開けて湯気の立つ中身をレードルでかきまわし、「ボルシチには、ちゃんと肉も入っている」とアピールしていた。しかし、一見して700人分の分量があるようには見えなかった。

生産区には、施設内の需要をまかなうための乳牛や鶏の飼育スペース、編物工場、生薬の原料となる植物の加工、箒づくり、布の裁断工場などがあった。最も大規模だったのは縫製工場で、機械を使って、煙草袋を縫う作業をしていた。しかし、他は小屋か納屋のような建物で細々と手仕事をやっているという印象。少年コロニーで指摘のあった、「旧ソ時代は国家からの受注で生産設備が回っていたが、旧ソ崩壊後は仕事がなく設備が遊んでいる」という点はここ

でも同じだそうで、仕事についているのは全員の25パーセントにすぎないとのこと（印象では更に低率と見た）。ここで労働を行うかどうかは本人の選択だと説明を受けたが、労働志願者が大勢になると対処できないのではないか。



キルギス 女性コロニーの編み物工場

所長による施設の概要説明

当施設はキルギス唯一の女性用矯正施設である。1962年にできた。被収容者数は約700名。5年前、10年前と比べても大きな増減はなく、常時650～700名である。受刑者は5つの班に分かれ、居住区内で、班ごとの建物で生活している。建物は寝室、テレビ室（ロシア語もキルギス語もあるとのことだったが室内は閑散としている）、図書室などがある。トイレは小用のための設備しかない。これは、下水整備のための財源がなく、大用のトイレが使用不可能になってしまったからである。大用のトイレは建物の外にある（見せてはもらえなかった）。

成人女性だけでなく、少数ではあるが女子少年も一緒に収容している。現在第一の課題は少女用の別棟を作ることだが、財源がない。国際的な援助が得られるといいのだが。第二の課題は、下水の整備である。

質疑応答

Q 被収容者の事件は何が多いか？

A 1位窃盗、2位殺人、3位が薬物関連（乱用も販売もいる）。私の考えでは、実際に犯した事件に比して、自由剥奪刑の期間が長すぎる。制度上は、出所の事由は①居住型コロニーへの移行、②仮釈放、③満期釈放となるが、実際には恩赦があるので、基本的に全員が仮釈放になる。以前は死刑が緩和されて自由剥奪刑になった者に恩赦は適用しないことになっていたが、今は可能になった。

- Q 入所直後と、中間期と、出所前では処遇の内容が異なるか。
- A 新入所者は10日間「検疫」に入れ、その間、ここでの生活に適応できるよう説明したり教えたりする。結核が見つかりと隔離する。その後は、釈放の時期がどうあれ、扱いは一緒である。
- Q 薬物乱用で入所する者の中で、依存症の者はいるか。その場合、どう対応するか。
- A どういうわけか施設の外から薬物や器具が投げ込まれ、薬物依存症の受刑者がこっそり薬物を注射していたことがある。薬物中毒の治療をするかしないかは裁判所が決定することで、するとなればサニタリー区画で治療を受ける（という回答ではあったが、小規模なサニタリー区画で本当にできるのか、疑問である）。
- Q 男性である所長から見て、収容者が女性だということで、処遇に工夫や苦労はあるか。
- A 私には、収容者であっても女性は女性ですから（と笑う）。

所感

寝室の大部屋を見た際、この中に少年もいると説明されたが、誰がそうなのかは職員にもわからないようであった。少年用別棟の話以前に、区画分けもされていない。成人と施設自体が分離されている男子に比べ、少数とはいえ、女子少年が被る不利益は明らかである。

訪問時の時間的制約もあって質問できなかったが、収容者の本件罪種のうち、2番目に多いのが「殺人」⁴⁶とは、いかなる背景か。社会復帰援助においても重要な点であるが、把握は今後の課題である。

C ウズベキスタン

1) ザンギアータ教育コロニー

タシケント市内（郊外）ザンギアータ地区にある。風評では、国際機関を始め外部に対するショウ・ウインドウ的な施設だとのこと。最高検察庁刑事執行総局（オペレイティブ・レジーム）の Khasan Agzamov 副局長が当調査団に同行した。主な面談相手は所長 Ikrom Zhuraev 氏。ヘルシンキで15日間の人権セミナーを受けて戻ったばかりだという。

当コロニーは、調査団が訪問した4施設中、最も手入れが行き届き、美しく保たれていた。訪問中、日本からの資金援助を直接求められなかったのも、ここだけである。内部は居住区と生産区に分かれていたが、写真撮影は全面禁止

⁴⁶ 日本では、女子新規受刑者の罪名は、構成比の高い順に①覚せい剤取締法違反（41.8パーセント）、②窃盗（22.2パーセント）、③詐欺（8.4パーセント）、④殺人（4.3パーセント）である（平成15年版犯罪白書、pp129）。

であった。

所長による施設概況説明

当施設は男子少年用教育コロニーであり、収容定員は300名を超えるが、現在の収容者数は100名程度である。収容者が減った理由は2つあり、1つは刑罰のリベラリゼーションである。つまり、最近の法律改正によって、軽微な事件であれば少年をコロニーに送ることがなくなったため、送致されてくる人数が減った。もう一点は大統領令による恩赦で、多くの少年を早期に釈放したことだ。

収容少年の年齢は16歳から21歳までで、8割は窃盗事件を起こした者である。強盗や殺人を起こした者もいるが少数である。麻薬関連は、自己使用と保管で3名である。少年たちは学年に応じて4つの班に分けられている。コロニー内には、11年生までの中等教育機関である学校（シコーラ）と、職業技術学校（ペーテーウー）がある。職業技術学校では電気溶接や職業としての運転などを6か月で教えている。1992年から10年間で500人の少年が卒業した。

当コロニーでは少年の教育を重んじており、少年が教育過程の途上で釈放された場合、残り期間が短いケースでは、外部からコロニー内の学校に続けて登校させ、卒業させることができる。残り期間が長い者は居住先の学校に転校させる。反対に、コロニー内で学業を終えたが収容期間が残っている者には、17歳までは職業技術学校に通わせ、それ以上の年齢だと生産区で働くようにさせている。半日を職業技術学校、もう半日を生産区という組み合わせも可能である。

生産区ではパン、マカロニ、手袋、シーツ、木材加工品、金属部品、椅子などを作っている。（キルギスの少年コロニーは仕事不足で困っていたが、ここではどうかと問うと）当コロニーでは、刑事執行総局から仕事が入ってくるので、その問題はない。

国際援助を受けているのは、学校のコンピュータ関係（後述）とスイス大使館からの衣類供与。国内NGOも入っている。

カランティンと分類

新入少年が18日間収容されるという「カランティン（検疫）」を見せて欲しい、と調査団が要望したところ、「最近半年間、新入者が途絶えているので建物だけだが」と案内してくれた。

カランティン内部には、新入少年が集団で寝起きする2段ベッドの入っている寝室、面接室、教室、「懲罰部屋」（後述）、そして分類職員のための個室があった。分類職員はメソジストと呼ばれる教育学専攻者（ペダゴグともいう）、

心理学者（サイコロジスト）、養護教員の3者であり、それぞれの個室が隣り合って配置されていた。3者は入所時に一人一人の少年について調査し、合議を行い、個別処遇プランを立てるとのことであった。3者は他の職員大多数と同じく内務省が運営する矯正職員養成校の卒業者で、勤務時は制服を着ているという。訪問当日は出勤していなかったため直接の話は聞けなかった。

医療は、精神科医を含む5人の医師によって供給されているとの説明であったが、医務室のような設備は見かけなかった。タシケント市中心部に内務省が運営する病院があり、入所少年のHIV検査などはそこで分析されるとのことだったので、医師が施設内に常駐しているわけではなさそうだ。

「懲罰部屋」はアイソレーター（隔離室の意）とも呼ばれていたが、全室が2名用の部屋であった。成人コロニーだと独居房があるが、少年施設にはないとのこと。内部は暗く、寝台とトイレ等最低限の設備である。建物の奥まった場所で、7～8室が薄暗い廊下ぞいに並んでいた。最近1年半は誰も入れていないと説明があった。

コロニー内の学校

校長のアリーモバ氏を紹介され、同氏が校内を案内してくれた。数学、地理、物理、歴史といった教科ごとに教室があり、文字通り学校らしい学校であった。ウズベク語でもロシア語でも教育を受けられる。案内された教室の一つはコンピュータ室であり、5人の少年に情報学専門家の教師がつき、少年は一人一台のコンピュータを操作していた。ここの機材は、コンラート・アデナウアー基金というドイツからの資金援助を受けているという。全学年の教科教育カリキュラムがコンピュータ授業を含んでおり、その他に課外クラブ活動としてもコンピュータを利用しているとのこと。

質疑応答

- Q 仮釈放でコロニーを出る少年の率はどのくらいか。
- A 100パーセントである。
- Q 早期釈放になる者のうち、社会内でコントロールを受ける者の割合を知りたいのだが。
- A （直接の回答はなく）恩赦による早期釈放でも、本人の行状が良いのでコロニーから裁判所に申請した結果の早期釈放でも、全件を地方行政（ホキミヤット）、管区の警察、マハリヤ委員会に連絡している。
- Q 早期釈放になった者が管区警察に出頭する義務は課さないのか。
- A 課している。どんな種類の早期釈放でも、出頭の義務はある。

所感

当コロニーが風評どおりのショウ・ウインドウであっても、収容されている少年の生活の質がキルギスの少年コロニーより良いことは間違いない。しかし、当コロニーの状況が他のコロニーと大きく異なることは、想像に難くない。国際機関 Institute of War and Peace Reporting は、ウズベキスタン北西部の Jaslyk 村にある特別厳重体制コロニーにて収容者（宗教犯）2名が職員暴行によって死亡したとされる事件を扱った報告の中で、地元住民が「誰も戻ってこない」と評するコロニー内部で収容者と直接接触し、食糧不足や結核蔓延等の問題を聴取している⁴⁷。また、ワルシャワ大学教授の Andrzej Rzeplinski は”The rule of law as a priority in criminal justice reform: building on experiences in technical cooperation between Europe and Central Asia”⁴⁸と題する論文でウズベキスタンの矯正施設内の状況を取り上げ、矯正施設内からこっそり持ち出された複数の手紙や施設収容者の近親者の証言によれば、食料、医療、暖房等、基本的な生活条件の不足不備とともに拷問が蔓延していると述べている。

D 共通する問題点と課題

コロニーに関する3国共通の問題は、いずれも深刻な財源難を背景とするが、第一に、施設による若干の差はあるが、施設ハードウェアの不備と、それに起因する非衛生的な生活環境・健康被害（結核の蔓延など）があげられよう。給食が不十分であることも特記される。

第二に、収容者の仕事不足である。旧ソ時代の国家による計画経済が崩壊し、従前は国からコロニーに割り当てられていた仕事が途絶え、一方で民間からの受注が伸び悩んでいることが理由である。この問題は、収容者が社会復帰用の資金を得られず、釈放後の更生が困難になるという側面と、収容者の生活が無為・無目的になりやすく、施設内の秩序維持に支障をきたすという側面を持つ。

第三は、過剰収容問題である。キルギスでは関係者が問題の存在を認めている⁴⁹が、タジキスタンでは「内戦直後の一時期には問題だったが、現在は解消された」⁵⁰との見解であり、ウズベキスタンでは「一般人口あたりの拘禁者数は米国・ロシアより少ない」⁵¹との回答で、コメントを回避していた。しかし、タジキスタンの成人男性コロニーを見学した際の印象では、当調査団が日本の感覚に慣れているせいもあるが、やはり適正な収容状況には見えなかった。

なお、この問題は、刑執行施設であるコロニーより、未決段階での身柄拘束施

⁴⁷ Galima Bukharbaeva, “Uzbek Prison Brutality” (2003)

⁴⁸ UNODC, “The Application of the United Nations Standards and Norms in Crime Prevention and Criminal Justice, Expert Group Meeting” (2003), pp 121-125

⁴⁹ キルギス司法省。「特に成人男性施設。ここ5～6年は横ばい」とのこと。

⁵⁰ タジキスタン最高検察庁。

⁵¹ ウズベキスタン内務省。

設である「取調隔離室」で更に深刻だとのコメント⁵²もあったが、内部を見ることのできなかつたので詳細は不明である。今後も、国際機関等、複数の情報源を活用し、できるだけ正確な実態を把握する努力が必要である。

第四に、分類制度が不備⁵³なため、個別化した処遇が実現していないことがあげられる。もっとも、この問題は矯正施設だけに限定されるべきでない面もある。

第五に、職員の意識改革を目的とした研修の問題がある。例えばタジキスタンでは、矯正局の内務省から司法省への移管はなされたが、職員の大多数は内務省時代と同じである。海外ドナーによる、矯正職員を対象とした研修を受ける機会が少しずつ増えてはいるが、研修自体が単発的であり、また受講できる職員数も極めて限られる。多くの職員を対象に組織内部で研修を行う体制が整わなければ、実務改善は難しい。

第六に、第4の5でも触れたが、3国ともに男子少年は成人と分離独立した施設に收容されているが、女子少年は成人女性施設に混禁されており、その不利益は明らかである。女子少年についても成人との分離が果たされる必要がある。

(2) 社会内処遇

犯罪者・非行少年に対して、身柄を拘束することなく刑罰を執行する選択肢として、罰金・矯正労働などがあることは前述した。自由剥奪刑の執行についても、リベラリゼーションの流れに沿って、なるべく身柄拘束を回避するため、3国共通で、仮釈放、執行猶予、恩赦が積極的に活用されてきているのが最近の動向だという。

しかしながら、歴史的に3国の現行制度の基盤となった旧ソ連邦の仮釈放制度を文献で振り返ると、「ソビエト執行委員会が責任を負い・・・矯正施設をはじめ関係国家機関および社会団体、勤労者集団が共同してこれに協力するという態勢が組み立てられている」⁵⁴と、いわば地域資源のネットワークによる処遇態勢が構築されていた反面、「はたしてそれが現実にどの程度有効に機能しているのか」、また「保護よりも監視に重点がおかれる傾向」⁵⁵が疑問視されていたことがわかる。つまり、旧ソ時代における仮釈放制度は、犯罪者本人の更生援助に主眼を置いたものではなかったと考えられる。

このような共通の背景を持つ3か国は、それぞれどのように、犯罪者に対する社会内処遇に取り組んでいるのか。「仮釈放」は犯罪者本人の更生に役立つように変わってきたのかどうか。この分野は制度面に関する資料が少なく、しかも運用

⁵² キルギス最高検察庁。

⁵³ キルギス司法省次官 Tashtemir Sydygalievich Aitbaev 氏によれば、同国の矯正施設では「分類は行われていない」。

⁵⁴ 藤田勇・畑中和夫・中山研一・直川誠蔵「ソビエト法概論」有斐閣双書（1983），pp184からの引用。

⁵⁵ 同上「ソビエト法概論」有斐閣双書（1983），pp184からの引用。

実態が制度と異なる部分も少なくないようであるが、本調査団が収集した情報の範囲で言えることは、以下のとおりである。

A タジキスタン

タジキスタン最高検察庁で、次のような話があった。

「矯正施設から釈放後の犯罪者を支援するのは、本人が釈放後に居住する先である地方行政（ホキミヤット）である。矯正施設の長は、釈放の6か月前に当該ホキミヤットに通知の手紙を出すことになっている。ホキミヤットは、この通知を受け、本人に対する就労の世話などを行う。同時に、少年の場合は少年事件インスペクター、成人の場合は管区インスペクターが本人の行状をチェックし、記録を取っている。」

また、前述のとおり、タジキスタンの成人男性用コロニー（第7号）の所長は「旧ソ時代は、居住区に、釈放される人の仕事や住居を世話するインスペクターがいたのだが・・・」と語っていた。これらの話を総合すると、かつてはインスペクターが監視と同時に釈放者に対するケースワーク的援助もしていたが、現在は監視機能だけが残り、援助からは手を引いたということになる。

さらに、調査団からの「仮釈放者には、期間中、内務省の管区インスペクターとの定期面接が義務付けられるか」という問いに対し、タジキスタン最高検察庁から、「コロニーで行状が悪く、満期釈放になった者で、コロニーの長が今後も不安だと判断する事案には、“特別決定”を行い、この者には定期面接を義務付ける。しかし、仮釈放になる者はコロニーで行状が良かったのだから、面接を義務付けない。ただし、インスペクターは本人の周囲の人々から情報を得て本人の行状を把握することになっている。また、従来は、仮釈放中の行状不良を事由に仮釈放取消がありえたが、現在は新たな再犯事件をおこさなければ取消になることはない。」との回答があった。

この回答の前半（満期釈放者と仮釈放者に対する扱いの違い）は、旧ソ時代の制度の踏襲である⁵⁶が、仮釈放者の場合には「本人が預かり知らぬところで身辺の行状調査が行われる」こと、満期釈放者の場合にも「満期を過ぎたにもかかわらず、いつ終わるのかわからないまま、定期面接が義務付けられる」ことが正当化できるのかどうか、人権擁護の観点から疑問が持たれる。また、後半（再犯によらない仮釈放取消の廃止）は「コロニーで行状の良かった者を尊重し、仮釈放後に本人にかかる負担を減らした」ということで、リベラリゼーションに沿う趣旨であろうが、「行状不良の段階で仮釈放を取消しておけば、新たな再犯にまで至らなかったのに」という事案が出るリスクもある。

⁵⁶ 同上「ソビエト法概論」有斐閣双書（1983），pp184を参照。

B キルギス

キルギス最高検察庁では、仮釈放者に対し、内務省の管区インスペクターが行う活動を、「教育的意味も込めて予防的措置を取る」と表現していた。予防的措置とは、本人に義務付けられている定期的面接、そして家族や近所の人たちとの面接を通じて本人の生活や就労状況を把握して記録を取ることにしたこと。これらは、「担当地域の治安を守る」というインスペクター本来の仕事の一部として位置付けられているとのことだった。旧ソやタジキスタンのように、満期釈放者に対しても期間制約がはっきりしない「定期面接の義務付け」を行うという話は出なかった⁵⁷。

少年については、執行猶予中・仮釈放中の者の処遇を、前述の少年事件委員会と内務省の少年事件インスペクターが共同で担当するとされる。しかしその実態について、キルギス最高裁判所の第一副長官 Zehnish Dosmatovich Dosmatov 判事から「少年事件委員会は市民的・人道的立場で、インスペクターは計画的で厳しい立場で、連携して少年の社会復帰に必要な再教育を行うのが目標だが、実務ではきめこまかい指導監督が行き届いているとは言えない。地域社会から少年のことで苦情が出たらインスペクターが裁判所に持ちこんで処分を決めてもらうという程度だ」とのコメントがあり、必ずしもきちんと機能しているとは言えないようであった。少年・成人を問わず、矯正施設から釈放された者については、実質上、援助らしい援助はほとんど行なわれていないようだ⁵⁸。

C ウズベキスタン

ウズベキスタン内務省で、次のような説明を受けた。

仮釈放⁵⁹・執行猶予⁶⁰中の者の行状を監視しているのは、内務省のインスペクターである。地域のマハリヤ委員会と連絡を取りながら活動する。矯正施設からの釈放者については、マハリヤが、釈放決定の際から影響力を持つ。例えば、去年（2002年）出た恩赦に関する大統領令の中に「宗教的過激派活動にかかわった者の刑事責任からの解放」という項目があり、そのための条件は「本人の所属するマハリヤから釈放申請が出て、釈放後もマハリヤが監督する」⁶¹である。

次に、ウズベキスタン最高裁判所で、2003年9月26日の大統領恩赦令について説明があり、これは矯正施設から居住型コロニーへの移行を決めたもので、

⁵⁷ 確認は取れていない。

⁵⁸ 前述、キルギスの少年コロニーに同行した Umetalieva 氏の談話による。コロニー内部でも「居住地までの交通費がないため、満期後も施設にとどまっている者がいる」との説明があった。

⁵⁹ 成人は刑法73条、少年は刑法89条に規定あり（日本側からの質問票に対する回答による）。

⁶⁰ 刑法72条。執行猶予中は、インスペクターとの定期面接を義務付けられる。再犯があったらインスペクターから裁判所に報告があり、裁判所の判断で取りされることがある。

⁶¹ Human Right Watch, “Uzbekistan /From House to House: Abuse by Mahalla Committees” (2003) pp 16 に、この大統領令がいかんにしてマハリヤによる人権抑圧をもたらしたか、について記述がある。

軽い刑への切り替えという形で恩赦を行った例とのことだった。なお、調査団から、自由剥奪刑受刑者が仮釈放になる率をたずねたところ、成人・少年込みで25～30パーセントくらいだとの回答を得た。この数字は「割り当て」ではなく個別審査ベースなので、高くも低くもなりうる、との補足付きであった。成人と少年を分ける統計は取っていないそうである。

マハリヤでの矯正施設釈放者処遇の実態については後述⁶²するが、本人がマハリヤ委員会による「再教育のための集会」を受ける期間が不定とされていることは特記されよう。調査団にとっては厳然とした区別のある「仮釈放」と「満期釈放」であるが、どうやらマハリヤ委員会の側では、「矯正施設釈放者」という一つの共通のカテゴリーしかないようだ。もっとも、旧ソやタジキスタンと似た形で、①仮釈放者にも満期釈放者にもいつまで続くのかはっきりしない形でマハリヤが介入を続け、②仮釈放者の取消事由は再犯だけ、という制度になっているのであれば、両者を区別すること自体、あまり意味がないのかもしれない。

D 共通する問題点と課題

自由刑剥奪からの回避を達成するための現実的な方策が、執行猶予及び矯正施設からの早期釈放であり、後者は恩赦の頻用もあって積極的に実施されるようになった。しかし、以上で見てきたように、これらの社会内処遇が本人の更生に役立ち、かつリベラリゼーション本来の目的である人道化民主化に貢献する内容になったかという点は、疑問である。従来自由剥奪刑の害に比べればまだしもという程度かもしれない。

タジキスタンとウズベキスタンでは、仮釈放と満期釈放の区別がはっきりせず、釈放者本人としては、刑の満期を迎えた後も監視や介入を受け続けることになる。また、内務省インスペクター（両国共通）、ホキミヤット（タジキスタン）、マハリヤ（ウズベキスタン）といった地域機関による処遇の内容面も問題がある。タジキスタンでは、かつてはコントロールの要素と一式になって主にインスペクターが供給していた、ケースワーク的な更生援助の要素（だけ）が失われてしまったようである。ウズベキスタンでは、マハリヤによる介入が本人や家族への援助も含むものの、「強すぎる」マハリヤが往々にして人権抑圧という副作用を起こしていることは否定できない。

キルギスでは、「仮釈放者はインスペクターと定期面接を行う」ということで、満期を迎えた者に対しても当局が介入を続けるという仕組みはないようだが、反面、矯正施設から一歩出ると、少年成人を問わず、社会内でほとんど誰からも援助を受けられないことが問題である。

必要な援助を受けられない犯罪者は、再犯リスクが高くなる。3国とも、指導

⁶² 第7の1の(3)参照。

監督とともに社会復帰援助の両面をバランス良く併せ持つ在宅ケースワークとして、今後の社会内処遇を構築していく必要がある。

なお、矯正施設から出所した者に対する社会復帰援助を効果的に行うには、矯正施設に本人が収容されている時点から、本人に対しても出所先の居住環境に対しても、将来の社会復帰を見越した働きかけが始められ、出所後にも引き継がれることが望ましい。これを「スルーケア（一貫処遇）」というが、特に少年に対して手厚い社会復帰援助を目指すとするれば、少年矯正施設、そしてその後の社会内処遇の受け皿となる少年事件委員会、ホキミヤット、マハリヤ、少年事件インスペクターなどの機関にこの考え方を浸透させる必要がある。

第6 少年非行

今後、中央アジアの国々における少年非行対策を考える際、重要であると考えられる事項を以下にまとめた。

1 少年非行の背景と未然予防対策

第2の5で述べたように、国際 NGO 機関 International Crisis Group は報告書 *Youth in Central Asia: Losing the New Generation* において、中央アジアの青少年に関する憂うべき状況を記述している。非行犯罪の問題に関連する部分をまとめると以下のとおりである。

旧ソ時代に成人した親世代と比較すると、親世代が社会主義体制のもとで医療サービスとともに無料で享受してきた教育制度の崩壊⁶³が、少年たちに大きな影響を与えている。政府の教育費歳出は、かつての GDP 比 5～6 パーセントから、2～3 パーセント台に落ち⁶⁴、就学率（特に女子）は下落を続けている⁶⁵。親世代までは、受けた教育水準に応じた雇用を政府が保証したが、現在は失業率が高く、汚職が横行し、教育を受けた者でも仕事に就くのが難しい。政治参加の面でも、若年層はかやの外に置かれている。

このような生活水準の低下と、中央アジアに共通する近年の出生率増加があいまって、不満を抱えた巨大な青少年層は社会の本流への適応ではなく、過激な政治活動、宗教、国外への移民、そして犯罪といった選択肢に方向付けられている。

⁶³ もっとも極端な例であるトルクメニスタンでは、教育そのものが現体制維持のための独裁者礼賛に変質してしまっている。ウズベキスタンでも教育はイデオロギーに支配され批判的思考は奨励されない（同報告 *Executive Summary and Recommendations* から）。

⁶⁴ 現在、カザフスタンで3パーセント、キルギスで3.7パーセント、タジキスタンで2パーセント（同報告 pp2）。

⁶⁵ 特に変化の激しかったタジキスタンの一部では、就学率がほぼ100パーセントから50パーセント以下に落ちた（同報告 *Executive Summary and Recommendations* から）。

少年の犯罪はアルコール・薬物問題と切り離せない。旧ソから引き継いだいわゆるウオッカ文化による酒癖が、往々にして青少年の暴力沙汰の前哨戦となり、ヘロインを主とする麻薬乱用も若者の間で急激に増えている⁶⁶。社会も親もこの問題を直視しようとせず、かえって少年（特に女子）を意図的に無知無学のまま留め置こうとする⁶⁷ため、被害が大きくなっている。

貧しい社会の中で金回りのいいギャングが成功者と見なされて青少年の役割モデルになる一方、少年非行への対処策はいまだに厳罰一辺倒から抜けきれていない。特に、少年は弱者であることから、時には拷問を用いる警官の手で、過去の未解決な刑事事件を背負わされて刑罰を執行されるという、旧ソ時代の悪弊の犠牲になることも少なくないという。

中央アジアの若者の70パーセント以上が、「どんな国でもいいから、出ていきたい」と考えているという⁶⁸。国外への移民も、不法移民が少なくないこともあって、労働災害の犠牲者となる可能性が大きばかりか、人のトラフィッキング・麻薬の運び屋・売春などにも利用されやすい。

International Crisis Group は、同報告書のまとめとして、全17項目の提言を政府と国際ドナーに対して行っており、その多くは教育問題に関連している。直接、刑事政策に関連するのは、第6項目としてあげられている、教員による汚職に対する取り組みの必要性である。

International Crisis Group が社会情勢の大きな流れを踏まえて少年非行の背景を活写している一方、国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）は中央アジア各国の少年司法実施者に対する現地セミナーを繰り返し行う中で、タジキスタンに対し次のような提言を行っている⁶⁹。

- ◆ 関係する刑事法令を見直し、児童の性的虐待及び性的搾取については加害者全員を、現地の者であろうと外国人であろうと、処罰の対象とすること。
- ◆ 上記について、被害を受けた児童が処罰の対象にならないことを保障すること。
- ◆ 体罰と性的虐待を含む、児童に対する全ての肉体的・精神的暴力が、家庭、学校、養育施設において禁止されることを保障すること。

ここに明記はされていないものの、児童虐待について、改善されるべき状況があった（特に、性的虐待については被害児童の側が悪者にされるような制度だった）ことが推測される。児童虐待の被害体験がどこまで、成長した後に犯罪行動を誘発する要因として機能するのかについては完全に解明されておらず、児童虐待の被害者であって将来犯罪者にならない者も多い。しかし、犯罪者に対象を限定すると、その中で児

⁶⁶ 中央アジアで50万人と推定される静脈注射による麻薬乱用者の70～80パーセントがHIV陽性であり、最も深刻なカザフスタンではHIV陽性者の半数が20代（同報告 pp 26）。

⁶⁷ 増加している売春・人のトラフィッキングの問題にも通じる（同報告 pp 28～29）。

⁶⁸ 同報告 pp 31。

⁶⁹ 2000年10月16日、25回目のセッションから。

童虐待の被害を体験した者が多数派を占めることは明らかにされている。

したがって、少年非行の未然予防対策として、児童虐待を温存する体制が存在するのであれば、これを変革していくことが求められる。タジキスタンのみならず、各国それぞれの正確な状況把握が今後も必要であろう。

2 少年に対する司法手続の変貌

繰り返し述べてきた「刑罰のリベラリゼーション」の動向は、特に少年において積極的に進められている。2003年10月、タジキスタンでは、ラフモノフ大統領の先導で、刑法改正案が下院に提出された⁷⁰。軽微な犯罪、そして中程度の犯罪については、少年を矯正施設に送致することを廃するという内容である。同時に、裁判所に対し、自由剥奪刑に代わる処分を言い渡す権限を与えるとしているが、自由剥奪刑に代わる処分が具体的にどんな内容となるのかについては明示されていない。受け皿としての多様な処分の整備は今後の課題と思われる。

3 教育的強制措置

教育的強制措置とは、旧ソ時代の制度を継承したもので、比較的軽い犯罪事件を起こした少年に対する措置である。タジキスタン大統領府の人事政策上級顧問 Galiya R. Rabieva 氏から次のような説明を受けた。

裁判所は教育的強制措置を取ることで少年の刑事責任を免除することができる⁷¹。教育的強制措置⁷²の中に(b)「両親かその代理の者、もしくは未成年者に関わる国家機関⁷³の監督下に置く」という項目があり、少年事件委員会は、裁判所から事件を受け、強制教育措置の適用を検討する。その一つが少年を特別教育養育施設（「スペツ・シコーラ（特別学校）」と「スペツ・ウチーリツチェ（特別技術学校）」の総称）に送ることである。

特別教育養育施設は教育省の管轄で、少年を健全に育成して将来悪くなるのを防ぐための施設である。教育にあたるのは専門性と経験のある教育者である。

裁判官は、犯罪少年を全て自由剥奪刑にするわけではない。刑罰にも罰金や矯正労働といった選択肢がある⁷⁴し、刑罰を免除して特別教育養育施設に送る⁷⁵ことも可能である。

第4の5の(5)にも述べたが、制度として非行少年を司法制度からダイヴァートす

⁷⁰ BBC Monitoring により提供された情報(2003年10月22日の Tajik TV 聴き取りによる)。

⁷¹ タジキスタン刑法89条1。

⁷² 同89条2のa~d。

⁷³ 「未成年に関わる国家機関」イコール「少年事件委員会」であるという定義は刑法に明記されていないが、後者が同90条の3で特別教育養育施設への収容を早期に打ち切る権限を持ち、同89条の4で教育的強制措置が失敗した場合の裁判所への通告を行う（この通告は内務省インスペクターでも可）とされていることから、実務上はほとんどイコールであると考えられる。

⁷⁴ 同87条1。

⁷⁵ 同90条1。

る仕組みが存在することがわかった。さらに、その運用状況を調査するため、当調査団はタジキスタン全国で1施設しかないスペツ・シコーラを訪問した。

A タジキスタンのスペツ・シコーラ（特別学校）⁷⁶

スペツ・シコーラは首都ドゥシャンベの市街地にあり、3階建ての居住施設だが、コロニーのような柵はなかった。

現在の生徒数は35名。入校時年齢が11～14歳の男子少年が対象で、在所期間が3年間⁷⁷なので、16歳までの少年が生活している。少年たちの多くは元はストリートチルドレンで、少年事件インスペクターが「法違反をチェックされ、記録に載っている」として書類を管轄の少年事件委員会に送り、同委員会の決定で入校してきた。

旧ソ時代は200名から250名の少年を収容していた施設なので、現状はガラガラだが、今年中に60名、来年は120名の入校が予定されている。最近、教育省と最高検察庁の合意により制度が変わり、女子生徒を受け入れることになった。現在女子生徒はスペツ・ウチーリツェで、当校の受け入れ態勢が整うのを待っている。



タジキスタン 特別学校全景

職員は校長⁷⁸、3人の副校長（養護部門、生活部門、業務部門）、養護教師6人（上級養護教師、養護教師補佐、など細分化されている、高等教育修了者）、医者や看護師、宿直員⁷⁹などからなる。このほかに教科教育担当教員（他校と兼職）。

⁷⁶ 主に特別学校校長 Abdukayum Khudojdodov 氏の説明による。

⁷⁷ 委員会が認めれば追加で2年の延長が可能。

⁷⁸ 「ピオニール宮殿」という、旧ソ時代からある児童教育センター職員歴23年、副所長から当校校長に抜擢されて9か月とのこと。

⁷⁹ 「夜間の養護教師」とも呼ばれ、特に資格要件はない。この施設では、施設内で最終学年を

養護教師は、女子入校とともに増員予定である。



タジキスタン 特別学校 女子少年のために準備中の寝室

ここでの教育の内容は、義務教育（9年生まで）の教科一般のほか、安定した暮らしをさせ、社会生活の基本となる生活習慣（洗顔・歯科を含めた健康管理・仲間と仲良くすることなど）を教えることも含む。少年たちは放課後、毎日、自由に散歩に出ていい。地域の少年サッカー試合にも、学校単位で参加している。

学業を終えると、元の居住地域に帰すことになっている。学校を出てから2年間は、各自のカルテを作っておき、成り行きを把握するようにしている。親のいない少年に対しては、通常は親が作る公的な書類を学校が親の代理として作るなど、アフターケアもしている。



タジキスタン 特別学校の歯科室

終えた生徒2名が宿直員として住込就労していた。賃金は積みたてて、外へ出る時の生活準備資金とする。まとまった資金を持たせることが再犯防止にもなる。

第7 コミュニティのかかわり

タジキスタンとウズベキスタンにはマハリヤという住民自治組織があり、程度の差はあるが、住民の日常生活を通じて社会統制にも影響を及ぼしている。キルギスにはマハリヤはないが、アクサカルコートと呼ばれる仕組がある。

1 ウズベキスタンのマハリヤ⁸⁰

当調査団はサマルカンド市とタシケント市で2か所のマハリヤを訪問した。

(1) マハリヤの概要

ウズベキスタンのマハリヤは強力な組織である。マハリヤの成立はソビエト時代以前の、伝統的社会に端を発していると言われるが、現在では政府による管理が進み、住民統治に関する下請け機関の様相を呈している。カリモフ大統領は2003年を「マハリヤの年」と定め、タシケントの街中のそこここにスローガンが掲示されていた。地方政府（ホキミヤット）からマハリヤへの権限委譲は今後進む見とおしである。



ウズベキスタン 「2003年はマハリヤの年」のスローガン

マハリヤは地域ごとの小さなピラミッドが積み重なって全体で一人のマハリヤ長（住民の選挙による）をいだけピラミッド型組織構成を特徴としており、これは基本的に旧ソ連時代の社会統制の仕組と同じである。1つのマハリヤの構成員

⁸⁰ Human Right Watch, “Uzbekistan /From House to House: Abuse by Mahalla Committees” (2003)参照。

は3～5千人程度と言われる。住民登録の強制（オディール）制度があり、全員どこかのマハリヤに属さなければならない。下から上への密告システムも機能しており、マハリヤの長（アクサカル）は「何でも知っている」。住民へのサービス面では、マイクロクレジット、インフラ整備、食料供給の微調整など各種の役割を担っている。社会生活上のトラブル処理について、民事関係はマハリヤが扱って調停するが、泥棒など刑事関係は軽微なものを除き、警察に通報される。

マハリヤの機能のプラス面は、例えばタシケント市内における貧困層居住区である「旧市街」地区でも比較的治安（テロ予防を含め）が良いことに見られるように、社会統制に威力を発揮していることだ。ロシア人や新参者が多い地域はマハリヤの力が弱いせいで治安が悪いと言われる。朝鮮人が多い地域は、マハリヤとは呼ばないようだが、やはり強力な自治会がある。

マイナス面は、イスラム教の家父長制イデオロギーが強調されていることから、特に女性の人権を抑圧・侵害することが多いことである。DV、児童虐待、嫁いじめなどが温存され、女性の自殺が多いと言われる。ウズベク語吹き替えで放映されたテレビ番組「おしん」が大好評を得ている背景はここにもあるらしい。女性の支援・人権擁護については、各種NPOが入りつつある。

犯罪者処遇でマハリヤの果たす役割の例として、去年出た恩赦に関する大統領令の中に「宗教的過激派活動に関わった者の刑事責任からの解放」という項目があり、そのための条件に「本人の所属するマハリヤから申請が出て、釈放後マハリヤが監督する」があるとの指摘が内務省でなされた。

(2) サマルカンドのマハリヤ

「Bogishamol（風の庭、の意）地区マハリヤセンター」を訪問し、センターが在するマハリヤ（「ミルサイド・バラカ」）の委員会構成員と面談した。



ミルサイド・バラカ・マハリヤ委員会メンバーとの面談

当マハリヤの説明

サマルカンド（人口50万）は3地区に分かれ、ここバギシャマル地区は最大の地区で50のマハリヤ委員会を抱える。センターはこれらのマハリヤ共有の施設である。

バギシャマル地区に住む民族は100以上。年金生活者は1万5千人で、うち1万人は「戦争ベテラン」（退役軍人）である。マハリヤ委員会の議長（アクサカル）と委員会構成員は2年半に一度、選挙で選ばれる。マハリヤは一つの小さな国家のようなもので、マハリヤが基盤となって国が出来ている。

全体的傾向として、地方行政（ホキミヤット）の権限はマハリヤに委譲されるようになってきている。犯罪予防活動や矯正教育措置についても、裁判所などと連絡を取り合って、マハリヤ委員会と「戦争ベテラン評議会⁸¹」が実施している。

ミルサイド・バラカマハリヤには27の民族が住んでいるが、離婚がない。マハリヤ委員会が夫婦間の仲裁をしたり家庭内の紛争の調停をうまくやっているからだ。犯罪率も低い。この2年間で1件しかなかった。これは、マハリヤは連帯感が強く、司法機関とも密に連携を取り合っているからだと思う。手におえないものは警察や裁判所に出すが、たいていは同志裁判所（Товарищеский суд）⁸²で解決している。

(3) タシケントのマハリヤ

タシケント市東部ユヌサバット区内の「Min-Urug（千の杏、の意）」マハリヤを訪問し、議長（アクサカル）、副議長、女性評議会の会長、マハリヤのペダゴグ（教師）、サルドール（警察官の補助）などと面談した。マハリヤの構成員は約6千人とのこと。周囲の町並み、建物や道路の状況から見て、生活に余裕のある住宅街と思われる。

⁸¹ インタビューに応じてくれたマハリヤ委員会のメンバーは、ほとんど退役軍人でもあった。退役軍人会が地域自治を牛耳っている印象を得た。

⁸² 第2の3の(2)で前述。



Ming-Urug マハリャ委員会のメンバーと調査団員

マハリャにおける犯罪者の処遇

刑務所から釈放されてこのマハリャに帰ってきた者が、2003年になってから2名いる。一人はロシア人、もう一人はウズベク人の成人男性である。その前に出てきた者を含めると、全部で7名を把握している。

刑務所から本人が出てくると、マハリャとして再教育のための集会を開く。20人ほどの規模になる。本人と親のほか、ここでは年配者が尊敬されているので、年配者を多く呼ぶようにしている。そしてその場でこれからどうするのか、本人から話を聞く。最初のうちは週に1度くらいの頻度で集会を開く。仕事が決まったかどうか聞く。悪い友達と付き合うなどか、何か助けて欲しいことはないかということも話す。仕事につくと、就労証明書を見せてもらい、(ホキミヤットに)報告する。その後は1月に1度くらいの頻度にする。

この方法での再教育がうまく行かない場合は、担当の管区インスペクターに相談し、インスペクターの方で指導したり仕事を世話したりする。

この集会をやめる時期が決まっているわけではないが、本人が結婚して行状が落ち着いたりすると、やめることがある。

質疑応答

Q 本人がマハリャから勝手に転居したり行方不明になったりすることはないのか。あるいは事件を起こしたマハリャ以外の場所に帰ることは。

A ない。本人たちは生まれ育ったマハリャに帰ってくる。よそに行くことは考えられない。昔からの知り合いも居るし、我々は受け入れてやる。結婚相手も紹介してやる。行方不明というのも、うちのマハリャにはいない。引っ越すとき

は親から行状を聞いて対応する。行った先のマハリヤが本人にどう接しているかはわからない。

Q 昨日、少年用コロニーを訪問したところ、本人が釈放される前にマハリヤに通知が届くという話をされた。通知が来たらどうするのか。

A うちのマハリヤには、そのような非行少年はいないが、仮にそういう事案があるとすれば、通知が届いたら、やはり集会を開いて親から事情を聞くだろう。後で本人が出てきたら、やはり親と一緒に集会に呼んで話をする。その家庭が困窮していたら、マハリヤの基金⁸³から援助することも可能である。

マハリヤの役職

マハリヤ委員会のメンバーは2年半に一度の住民投票で選ばれる。当マハリヤは20のサブグループに分かれ、その長（「通りのアクサカル」）はマハリヤ委員会が地域住民の中から選定する。

1) 女性評議会

7人の評議員が女性や子供の問題を扱う。困窮家庭への支援、女性からの相談（家族関係や育児相談、離婚など）受付、障害児への援助など。その他、子供に編物を教えたり、チェスやサッカーをやらせる機会をつくって少年の健全育成に貢献している。

2) マハリヤのペダゴグ（教師）

当マハリヤ内にある学校の先生と兼職（ホキミヤットから予算が出る）して、放置されている子、不登校の子、規律違反をする子などの指導や、学校との連絡、親への指導などを行う。ペダゴグはマハリヤの住民の中からマハリヤが選ぶ。

3) マハリヤのサルドル（警察官の補助）⁸⁴

サルドルもマハリヤの住民から選ばれる。仕事は管区インスペクター（警官）の補助で、ペダゴグ同様、ホキミヤットから予算が出ている。マハリヤの平和と秩序を守るのが役目である。サルドルは少年育成の仕事もしているが、成人も相手にしている。例えば「兵役対象者の管理」といったことである。

2 タジキスタンのマハリヤ

タジキスタン最高検察庁において、以下のような話を聞いた。

タジキスタンにもマハリヤはあるが、ウズベキスタンとは違う。ウズベキスタンの

⁸³ 地域内でマハリヤが経営しているチャイハナ（喫茶店兼食堂）の賃貸料、富裕な住民からの寄付などで成り立っている。

⁸⁴ サマルカンドのマハリヤでは、「人民警護員」（マハリヤ委員会が任命し、給料を払う。仕事は警察の補助で、夜回りなど。学歴や資格の要件はなく、地域を良く知っている若者が選ばれることが多い。1つのマハリヤに3～5人）の説明を受けた。「サルドル」が「人民警護員」と同じかどうかは言葉の問題で断定できない。

マハリヤ委員会は行政に取りこまれており、区役所のように住民の出入りを監督するのが仕事となっている。結婚式の日取りはいつでもいい、と許可を出したり、住民に関する情報収集も義務付けられている。一方タジキスタンのマハリヤは単なる住民の集まりで、信頼の置ける人に長になってもらい、冠婚葬祭の相互扶助をしたり、近所で意見をまとめなければならない(ごみ収集や水など)場合にとりまとめる程度である。タジキスタンではマハリヤの規模(人数)やテリトリーについても規定はない。

家庭内の問題(離婚や紛争)についても、相談されれば応じるにしても、タジキスタンのマハリヤには個人生活に介入する義務も権限もないので、調停機能が制度にはなっていない。

3 キルギス⁸⁵

アクサカルコートは、犯罪者や非行少年の扱いに関してはあまり機能していない。

以上で述べてきた通り、マハリヤという名称は同じだが、タジキスタンとウズベキスタンで、その実態はかなり異なっている。キルギスのアクサカルコートについては、その非公式な政治的影響力を高く評価する声はあった⁸⁶ものの、日常的な地域社会内の犯罪・非行統制においては機能していないようであった。

ウズベキスタンにおける犯罪者・非行少年の社会内処遇を考えた場合、全ての分野にわたって地域活動をマハリヤが独占しているので、犯罪非行関係に特化された、日本における保護司のようなボランティアを新たに創設することは不可能であろう。一元化された強力なマハリヤが、住民一人一人の人権を守るという点ではマイナスに機能する場合もあることを踏まえながら、犯罪者非行少年の社会内処遇にはどのような実践が望ましく、また効果的かを示していくことが国際機関の役割であろう。

タジキスタンの場合、ウズベキスタンのような強力なマハリヤは存在せず、コロニーからの釈放者は「居住区までの交通費は矯正局が負担するが、その後は居住区行政(ホキミヤット)が援助することになっている」⁸⁷。つまり、犯罪者の更生支援を目的として特化された援助ではなく、生活に困窮した一般住民として公的扶助を求める道筋しか利用できない状況と推測される。

一方、タジキスタン大統領府では「子供が多い国なので、多くの人が子供の健全育成に関心を持ち、関わっている。例えば、学校の先生や、地方政府内にあるジェイ・ウーと呼ばれる住宅管理局所属の“社会的メソジスト⁸⁸”が健全なレクリエーションを提供する活動をおこなっている」とのコメントがあり、少年の健全育成については、

⁸⁵ Young Lawyers Association の Lawyer である Violetta Yan 氏の説明による。

⁸⁶ 前述、Secretariat of the Special Representative of the President of the Kyrgyz Republic on Foreign Investment(大統領特別代表事務局)の Consultant である Edward M. Edgardo 氏のコメント。

⁸⁷ 第5の7の(1)Aにおけるコロニーでの質疑応答参照。

⁸⁸ メソジストの呼称はペダゴグ(教育学者、教師)とほぼ同義のようだ。

様々な地域資源が期待できる。

キルギスでは、今回調査の限りでは、犯罪者・非行少年の更生援助を担う有望な社会内資源を見出すことができなかった。しかし、中央アジア5か国中、海外からのドナーを最も多く受け入れているという全体状況を考慮すると、将来は国際援助を組み合わせる形で活路を見出すことが可能かと思われる。

第8 課題と所感

1 今回ウズベキスタン、キルギス及びタジキスタンの3か国の実情を現地において調査した結果により、各国とも刑事司法の捜査、裁判、処遇及び犯罪予防等の各過程において、多くの問題を抱えていることを知ることができた。いくつかについては、中央アジア固有の事情、すなわち地政学的事情、民族・歴史・社会構造の相違、治安状況、さらに旧ソビエト連邦の法制度の伝統、移行期における社会経済状況等のため、我が国の経験が即当てはまらない部分があることも否定できない。しかしながら、各国の抱える問題を見ると、我が国と共通するものも少なくなく、我が国の技術援助が役立ち得る分野も、刑事司法の各過程において認められる。

2 今回の3か国の訪問先において聴取した研修に係る要望・コメント等をまとめれば、次のとおりである。

(1) 「中央アジア刑事司法セミナー」(新規コース)について

- ・ 刑事司法分野で現在特に関心を持っており、研修を通じて日本からも情報を得たい内容としては、ヤミ経済対策、汚職の問題、犯罪捜査及び裁判における個人の権利の保護、未成年(ウズベキスタン人口の40～44パーセント)の犯罪非行問題、非拘禁処置を含む犯罪者の処遇等。(10月15日、ウズベキスタン最高検察庁)
- ・ 汚職には様々な要因があるが、中でも法執行機関の改善や公務員制度の改善(人事異動、職員教育、適切・適時の賞罰等)は当面取り組むべき課題。(10月20日、キルギス大統領特別代表事務局)
- ・ 刑罰の執行は司法省でも関心を持っているポイントであり、研修のテーマとして取り上げられれば有意義だと思う(特に受刑者の人権保護、麻薬中毒者の治療等)。できることなら3年間毎年違うテーマを取り上げてもらいたい。幅広い分野に関する知識を得たい。(10月21日、キルギス司法省)
- ・ 犯罪者の社会復帰について、社会への統合を支える方法、どのように準備をしたらいいかについて、研修で取り上げて欲しい。(10月24日、タジキスタン司法省)

- ・ 矯正施設の財政問題を取り上げて欲しい。ソ連崩壊以降、矯正施設内の生産部門をフル稼働させられないため、各矯正施設の財政的自立が困難となっており、また受刑者に仕事を与え出所後の社会復帰準備資金を蓄えさせることも難しくなっている。(10月24日、タジキスタン第7コロニー)
- ・ 若年人口が爆発的に増えており、健康問題、教育問題など少年問題全般が課題となっている。中でも憂慮しているのは未成年者用の拘禁施設(youth detention, 特にアイソレーターと呼ばれる未決者用の施設)の惨状である。施設職員など当事者の気づきは出来てきているようだが、職員の低賃金が改善されないと先へ進めないようだ。(10月24日、タジキスタン OSCE)
- ・ 5カ国を対象とした研修を実施するのであれば、各国の違いが問題にならないように国際的基準を紹介する内容にするか、あるいは地域共通の問題をテーマに選ぶ必要があるだろう(例えば外国人移住者の扱い、国境警備、捜査段階での人権の尊重、組織的テロ対策等)。あるいはある問題について、各国が相互に意見交換を行うような形もいいかもしれない。(10月24日、タジキスタン OSCE)
- ・ タジキスタンでは、内戦や貧困のため、少年問題は後回しにされてきた。「地域共同体の利害が常に個人の利害より優先」という伝統的価値観もあって、これまでは親の強権で子供を抑えつけるだけだったが、今後は子供を一個の人格と捉え、個別に理解して適切な対処をする必要が出てくる。外から入ってくる情報が限られているので、進んでいる国々で少年をどのように扱っているのか教えて欲しい。例えば、①少年事件を専門に扱う裁判のシステム。②心理学的な基盤を持つ少年の個別アセスメントと処遇プランの作成。③少年処遇の一環として親に対しどのように働きかけたらよいか、等。日本の裁判所や学校、少年施設等の見学もふさわしいのでは。(10月25日、タジキスタン大統領府)
- ・ アルコール依存症で、酔った状態で犯罪を犯す者に対する対策を取り上げて欲しい。タジキスタンでは、旧ソ時代にあった「特別治療養育施設」というトラ箱のような施設も廃止され、各職場単位で統制維持に貢献していた「社会団体」や「同志裁判所」も今はない。かといって AA のような自助組織も入ってきていない。(10月26日、ホジャンド帰国研修員, Saifuddin Makhsiddinov 氏)
- ・ 少年専用の裁判制度を取り上げてはどうか。(10月26日、ホジャンド帰国研修員, Manzura Latifovna Mamadova 氏)
- ・ 刑事司法関係で中央アジア5カ国対象の「地域」研修をやるなら、国ごとの違いを超えるテーマ、例えば国際基準や原則論が適切ではないか。少年非行を取り上げるなら UNICEF や Save the Children とコンタクトすること。研修参加者は研修で提示される方向性には何でもイエスと反応するが、その後改善がなされているかどうかをモニタリングする必要がある。(10月27日、ウズベキスタン OSCE)

(2) 「タジキスタン司法制度セミナー」第3回研修について

- ・ 少年事件委員会のメンバーや特別学校の校長も研修対象に加えてはどうか。(10月23日, タジキスタン大統領府)
- ・ 少年に対する処遇には多くの機関がかかわっているので, 少年事件委員会のメンバー(地方公務員)や特別学校の校長も参加させてはどうか。(10月23日, ドゥシャンベ帰国研修員, Muhabbat Goulzorova 氏)

(3) その他

- ・ これまでタジキスタンを対象とした研修コースを実施してきたということだが, 今回の中央アジア5か国対象の新規コースとは別に, キルギスを対象としたコースも立ち上げてもらえないものか。関係省庁とも協議し, 具体的なニーズが出てくれば将来日本政府に要請したい。(10月20日, キルギス財務省)
- ・ 投資促進のための規制緩和や経済政策の検討を行っており, この一環として汚職対策にも取り組もうとしている。今後 JICA の支援も得たいと思っている(専門家の派遣について JICA キルギス駐在員事務所に打診している)。(10月20日, キルギス大統領特別代表事務局)

3 調査団として, これまでの中央アジアの刑事司法制度の分析に従って, 研修の対象として考えられる分野を例示すれば, 以下のとおりである。

(1) 汚職対策

各国とも大小様々な規模の汚職が蔓延している。汚職は, 国の統治機構や経済基盤を揺るがしかねない重大な問題であり, キルギスをはじめ各国の関心は高い。

(2) 薬物対策

各国とも多くの薬物犯罪がある。摘発のみならず, 乱用者の治療・処遇も課題である。乱用者の治療・処遇について, 旧ソ時代の方法論は崩れたが, それに代わる新しい方法論については模索中である。

(3) 組織犯罪対策

各国とも近時の国連の取組を意識して対策を講じようとしているが, タジキスタンのマネーロンダリング対策に見られるように, 必ずしも進んでいるとはいえず, 制度の整備及び運用の改善の余地は大きい。

(4) 少年問題

(ア) 少年非行対策

若年人口の多さや社会環境の変化の下, 少年非行対策には真剣な取組が必要である。非行犯罪の未然予防の点では, 児童虐待への対策を含む, 包括的な児童の健全育成が課題である。

(イ) 少年刑事手続

非行犯罪少年の捜査・裁判については、各国とも少年の特性に応じた制度が確立していない。また、少年については特に「刑罰のリベラリゼーション」が積極的に進められているが、自由刑に代わる処分としての多様な受け皿の整備が今後の課題である。

(ウ) 非行少年処遇

少年矯正施設では、ハードウェア面での整備及び職員研修が必要である。分類制度に基づく個別的処遇の確立も今後の課題である。施設からの釈放者に対する社会復帰援助を体制化するためには、社会内処遇を支える法制度・受け皿機関の整備とともに、施設内と社会内処遇を一貫して見とおす「スルーケア」の観点が必要である。

(5) 刑事手続における人権保障

各国ともに、国際的な基準に合致した制度の確立に強い関心があり、法改正にも取り組んでいる。刑事手続における被害者の立場についても改善の余地がある。併せて、刑事司法にかかわる者に対して、国際的な人権保障の要請に合致した運用を徹底する必要が指摘されている。

(6) 拘禁代替策

各国ともに刑罰のリベラリゼーションとして今まさに取り組んでいるところである。また、矯正施設からの仮釈放の制度はあるものの、その制度を支えるはずの、指導監督と社会復帰援助の両面を持つ在宅ケースワーク（社会内処遇）の態勢がきわめて不備なため、実質的にはうまく機能していない。

(7) 職権主義から当事者主義への移行

伝統的な旧ソ連的な職権主義的刑事手続に対して、より適正手続を重視し、当事者主義的な要素を強化させた手続に移行させることが模索されている。大陸法手続にアメリカ的当事者主義を融合させた日本の経験は参考になり得る。

前記のとおり、訪問した中央アジア3か国の刑事司法関係者は、一様に、UNAFEIによる新規JICA研修は自国の刑事司法の改善に寄与し得るものとして、その実施を希望する旨述べており、ニーズが多く分野に存在することにかんがみても、毎年異なるテーマを取り上げることが好ましいとの意見もあった。

以上によれば、中央アジア諸国の刑事司法関係者に対して研修を実施することは、同地域の治安の安定及び社会経済の発展のために大きな意義があると考えられ、2004年度からUNAFEIにおいて上記3か国並びに同様なニーズが存すると考えられるカザフスタン及びトルクメニスタンを加えた中央アジア5か国の刑事司法関係者に対

して研修を実施することが適当である。各年度の研修テーマについては、上記のとおり、ニーズ及び研修希望分野が広範に存在することにもかんがみ、2004年3月の「少年非行対策」をテーマとする第3回タジキスタン司法制度セミナーの結果等をも踏まえながら、各年度において具体的に策定していくことが相当であると考えられる。



E~MAIL

TO : icdmoJ@moj.go.jp

From : Asia

モンゴルの選挙の投票率は85%超

モンゴルでは、1992年の民主化以降4年に1度国会議員選挙が行われており、今年の6月末に第4回の総選挙が行われます。完全小選挙区制が採用されていることもあり、議院内閣制のもと民主化以降すでに2回の政権交代が実現しています。また、有権者には罰金等による投票の強制がないにもかかわらず、前回の選挙の投票率は85%を超えており、民主主義のお手本のような国です。この高い投票率の維持に貢献しているのは、街中の巨大広告や候補者の経歴や生活を伝えるテレビ番組のほか、地方においては選挙管理委員会の側が投票箱を携えて、ある時は車である時は馬で各家庭を訪問する移動式投票所システムです。各家庭までの郵便配達制度もなく、日本の約4倍の国土で国民の3分の1以上に当たる約100万人が移動式住居で遊牧生活を送っているこの国では実質的参政権確保のためにはなくてはならない制度です。

(JICA モンゴル長期専門家・弁護士 田邊正紀)

このウズベキスタン共和国担保法和訳（仮訳）は、当部が国際協力機構（JICA）に協力して実施しているウズベキスタン共和国法整備支援研修等の通訳として御活躍されているメルギチョーワ・ナターシャ氏にロシア語から日本語に翻訳していただきました。市場経済化が進むとともに、担保を運用した資金調達が活発化し、ウズベキスタンが今後魅力ある市場に変貌する可能性が十分あることにかんがみ、ウズベキスタン共和国司法制度資料の一つとして参考にしていただきたく、本誌に掲載いたしました。重ねて、ナターシャ氏の御協力に深く感謝し、厚く御礼申し上げます。なお、本年も、引き続き、10月にナターシャ氏の協力を得て、「倒産法制」をテーマとして、ウズベキスタンに対する法整備支援研修を実施する予定としております。

ウズベキスタン共和国担保法（仮訳） （1998年5月1日施行）[◆]

（目次）

- 第1章 総則（第1条—第32条）
- 第2章 担保権者に担保財産の占有を移転する担保（質権）（第33条—第35条）
- 第3章 担保権設定者が担保財産の占有を保持する担保、流動動産である担保財産（第36条—第42条）
- 第4章 権利の担保、有価証券の担保（第43条—第45条）
- 第5章 担保において、両当事者が有する権利の保障（第46条—第48条）
- 第6章 国際取引における担保（第49条及び第50条）

第1章 総則

- 第1条 担保の定義
- 第2条 担保に関する法令
- 第3条 担保権の発生原因
- 第4条 担保権の種類
- 第5条 担保財産
- 第6条 被担保債権
- 第7条 共有物又は数名が連帯して権利を有する債権に対する担保権
- 第8条 担保設定者及び担保権者
- 第9条 担保権の発生
- 第10条 担保設定契約の内容
- 第11条 担保設定契約の方式及びその登録

[◆] 一部の語句については、国際協力部教官工藤恭裕において、修正・編集している。

- 第12条 担保財産の保険
- 第13条 担保の財産の差し替え及び修復
- 第14条 事故による担保物滅失又は損壊の危険
- 第15条 後順位担保
- 第16条 担保財産の第三者への譲渡の場合における担保権の存続
- 第17条 契約に基づく担保権の譲渡
- 第18条 被担保債務の引受け
- 第19条 担保権者の権利
- 第20条 担保権者の義務
- 第21条 担保権設定者の権利
- 第22条 担保権設定者の義務
- 第23条 債権者に対する債務弁済を第三者が行った場合の効果
- 第24条 保証金の支払いによる担保契約の終了
- 第25条 第三者（物上保証人）が担保財産を提供した場合における債務不履行の効果
- 第26条 担保財産に対する権利主張
- 第27条 担保財産に対する執行申立手続
- 第28条 担保財産の換価
- 第29条 競売が実施されない場合の結果
- 第30条 権利担保権の実行
- 第31条 被担保債権の期限前の弁済及び担保財産に対する執行申立て
- 第32条 担保権の消滅

第2章 担保権者に担保財産の占有を移転する担保（質権）

- 第33条 質権の定義
- 第34条 担保財産の滅失又は損傷に対する担保権者の責任
- 第35条 質屋での担保

第3章 担保権設定者が担保財産の占有を保持する担保、流動動産である担保財産

- 第36条 担保権設定者が担保財産の占有を保持する担保
- 第37条 抵当権
- 第38条 抵当財産
- 第39条 抵当権設定契約の方式及びその登録
- 第40条 建物及び設備の抵当権の特徴

第41条 企業又はその他の複合財産に対する抵当権の特徴

第42条 流動動産担保の目的財産

第4章 権利の担保, 有価証券の担保

第43条 担保の目的財産としての権利

第44条 債務者が担保権設定者に対する債務を弁済した場合の効果

第45条 有価証券の担保

第5章 担保において, 両当事者が有する権利の保障

第46条 担保契約の不変性

第47条 法律上の理由による担保権消滅の場合における, 担保権者の利益及び担保権設定者の権利の保護

第48条 担保権者による担保財産に関する自己の権利の保護

第6章 国際取引における担保

第49条 担保契約に適用可能な法令

第50条 ウズベキスタン共和国外における担保財産の競売

第1条 担保の定義

- 1 担保とは、人が有する財産又は財産上の権利を、履行を担保する目的で、他者に譲渡することをいう。
- 2 債権者（担保権者）は、法令に別の定めがある場合を除き、債務者により債務が履行されない場合又はなされた債務の履行が不完全な場合、担保権の効力により、他の債権者に優先して、担保物の価額から弁済を受ける権利を有する。
- 3 担保は、金銭消費貸借、銀行融資、貸借、売買、運送その他の法律上有効な、いかなる主体間の、いかなる債務であっても、その履行を確保するために用いることができる。被担保債務は、国内通貨又は外国通貨によって表されなければならない。

第2条 担保に関する法令

- 1 担保に関する事項の関係は、すべて本法律又はその他の法令により定められる。
- 2 カラカルパキスタン自治共和国の担保に関する事項は、カラカルパキスタン自治共和国の法律によっても規定される。
- 3 ウズベキスタン共和国の批准した国際条約とこの担保法の規定が異なる場合には、国際条約の規定が優先的に適用される。

第3条 担保権の発生原因

- 1 担保権は、契約又は法令により発生する。
- 2 担保権の発生原因につき定める法令は、いかなる被担保債権につき、いかなる担保物が担保に供せられるべきかについての原則についての指示事項を含まなければならない。

第4条 担保権の種類

担保権は、質権、抵当権及び権利担保権である。

第5条 担保財産

- 1 物及び財産権（又は債権）を含む、いかなる財産も担保の目的物とすることができる。ただし、取引禁止物、生命又は健康に関して発生した損害賠償請求権、扶養請求権及びその他法律により他者への譲渡が禁止されている債権は、この限りではない。
- 2 担保設定契約の中で、又は法令に基づいて発生する担保の場合には、法令により、抵当権設定者が将来取得する物又は財産権に対する担保につき定めることができる。
- 3 担保設定契約により、又は法令により別の定めがなされない限り、財産に対する担保権は、当該財産の従物や分離不可能な収穫物に対しても及ぶ。担保権は、法令によりその旨定められた場合には、その使用の結果得られた収穫物、産出物及び収入に対しても及ぶ。
- 4 歴史的・文化的その他の価値又は国家の安全保障の見地から、担保の対象とすることが認められない物件は、ウズベキスタン共和国の大臣会議によって定められる。
- 5 債権の目的物とすることが認められない市民の特定の財産を担保とすることについては、法律の定める手続きに従い、禁止又は制限されることがある。

第6条 被担保債権

- 1 契約又は法令により別段の定めがなされている場合を除き、担保権は、実際の満足を受ける時点での債権額、とりわけ、担保権者が担保物の維持のため支出した必要費用及び取立費用のみならず、利息、違約金、履行遅滞による損害賠償請求権をも担保する。
- 2 将来発生する債権を被担保債権とすることができるが、その場合、当事者は将来の債権のうち担保される金額につき、事前に交渉しなければならない。

第7条 共有物又は数名が連帯して権利を有する債権に対する担保権

- 1 数名の共有に係る財産は、全所有者の同意がある場合に限り、担保とすることができる。
- 2 数名が連帯して権利を有する債権については、すべての権利者の同意がある場合に限り、担保とすることができる。
- 3 ある財産のうち、ある者の持分のみを担保とする場合には、他の権利者の同意は不要である。

第8条 担保設定者及び担保権者

- 1 自然人も法人も、担保設定者又は担保権者となることができる。
- 2 債務者も第三者も担保設定者となることができる。
- 3 物の担保設定者には、その物の所有者がなることができる。そして権利の担保権設定者には、その権利の権利者がなることができる。
- 4 法令又は合意による別段の定めがない限り、物権を担保するためには、その所有者の同意を要する。
- 5 完全な経営管理権を与えられた企業は、個々の建物や建造物のみならず、企業全体や、それを構成する設備や部門につき、財産の集合体として、所有者又は権限を与えられた機関からの同意を得て、担保とすることができる。
- 6 財産の運用管理権を有する組織は、認められている経済活動によって得られた利益により購入した物又は権利を担保とすることができる。
- 7 経営管理権又は運用管理権により担保に供された物が、その後第三者に譲渡された場合においても、その担保権は影響を受けない。
- 8 賃借人は、賃貸借契約で定められている場合に限り、賃貸人の同意なしに、賃借権を担保とすることができる。
- 9 法令により別段の定めがない限り、無国籍者に加え、他国籍の自然人及び法人は、担保に関し、ウズベキスタン国籍の法人及び個人と同様の権利を有し、義務を負う。

第9条 担保権の発生

- 1 担保権は、契約締結時又は公証が必要な場合には、公証がなされた時点に発生し、契約の登録が義務的な場合には、その登録の時点に発生する。
- 2 担保設定契約又は法令により、担保権者が担保物を占有する場合、担保物の占有が担保権者に移転した時点で担保権が発生する。占有移転が契約締結前に行われた場合には、担保権は、担保設定契約締結時に発生する。

- 3 法令に基づき、かつ、法令により定められた手続に従い、担保財産が強制収用された場合において、担保権設定者が、別の財産を与えられたときは、担保権は当該財産に及ぶ。
- 4 短期（6か月以下）の掛売りで財産を販売する場合、担保権は、買主及びそのような種類の財産の取引を行うことが認められた売主との間で、契約が署名された時点で発生する。

第10条 担保設定契約の内容

担保設定契約においては、当事者の名前及び住居、担保権の種類、担保の目的財産、その評価額、被担保債権の内容、大きさ（量）、被担保債権の履行期、被担保財産に関する記述のほか、当事者が合意した内容を特定しなければならない。また、担保設定契約は、いずれの当事者が担保物を占有するかについても、特定しなければならない。

第11条 担保設定契約の方式及びその登録

- 1 担保設定契約は、書面により締結されなければならない。
- 2 公証を要する必要とする債権の担保のために、動産又は債権を担保財産とした担保設定契約に加え、抵当権設定契約は、公証が必要である。
- 3 抵当権設定契約は、それぞれの財産を目的とする取引の登録につき定められた手続に従って、登録されなければならない。
- 4 本条に規定する要件を満たさない担保設定契約は無効である。

第12条 担保財産の保険

- 1 法令により別段の定めがある場合を除き、担保権設定者及び担保権者は、いずれが担保財産を占有するかに従い、次の義務を負う。
 - 1) 担保権設定者の負担において、担保財産の滅失又は損壊に備え、その評価額全額に相当する保険を掛けなければならない。担保財産の評価額が、被担保債権を超える場合には、被担保債権額以上の保険を掛けなければならない。
 - 2) 第三者からの侵害及び第三者からの権利主張を含む、担保財産の保全のための必要な手段を講じなければならない。
 - 3) 担保財産の滅失又は損壊への危険が発生している旨、直ちに、他方当事者に対し、通知しなければならない。
- 2 清算又は破産宣告のほか、国家機関の行為又は国家機関により採用された法令が、経済行為を停止し、阻害し、又は不利益に影響する場合（当該財産の没収、徴用）において、契約又は法令により、抵当権設定者に保険を義務付けることができる。
- 3 担保財産に保険が掛けられた場合、担保権者は、被担保債権を超えない範囲で、保険金を受領する権利を有する。担保権設定者は、残余の保険金を受領する。
- 4 保険事故が発生した場合、担保権者は支払われる保険金から優先的に債務弁済を受ける権利を有する。

第13条 担保の財産の差し替え及び修復

- 1 法令により別段の定めがある場合を除き、担保物の差し替えは、担保権者の同意がある場合に認められる。
- 2 担保対象財産が滅失若しくは損壊した場合又は法令により定められた理由により、当該財産上の所有権若しくは経営管理権が消滅した場合、担保権設定者は、法令により別段の定めがない限り、合理的期間内（争いのある場合には裁判所が定める期間内）に、当該担保財産を修復し、又は同等の財産と差し替えることができる。

第14条 事故による担保物滅失又は損壊の危険

担保契約において別段の定めがない場合において、担保権設定者が、偶然の担保財産の滅失又は損壊に関する危険を負担する。

第15条 後順位担保

- 1 後順位担保とは、既に担保の目的となっている財産が、その債権者以外の債権者が有する被担保債権のために担保の目的となることをいう。
- 2 後順位担保は、先順位の担保に関する契約において禁じられていない場合に、これを設定することができる。
- 3 後順位担保による被担保債権は、先順位担保が債権の満足を得た後に、その担保物の価額から弁済を受けることができる。
- 4 担保権設定者は、すべての担保権者に対し、当該財産に存在するすべての担保権及び当該財産により担保されている被担保債務の額を通知しなければならない。このような義務を果たさない結果、担保権者に損害が生じた場合には、担保権設定者は、その損害に対して責任を負う。

第16条 担保財産の第三者への譲渡の場合における担保権の存続

- 1 有償若しくは無償の担保財産処分の結果又は包括承継手続に従い、その財産の所有権又は経営管理権が第三者に譲渡された場合においても、担保権は存続する。
- 2 担保権設定契約において別段の定めがある場合を除き、担保目的財産の譲渡を受けた者は、担保権設定者を引き継ぎ、そのすべての義務を承継する。
- 3 担保財産が、権利承継により、二名以上の者に譲渡された場合、すべての承継者（当該財産の購入者）は、当該担保財産により担保された債務の不履行の結果につき、その者が譲渡を受けた部分に比例して責任を負う。担保財産が不可分である、又は他の理由により、担保財産が二名以上の権利承継者間の共有に留まっている場合、それらの権利承継者は、共同担保設定者となる。

第17条 契約に基づく担保権の譲渡

- 1 担保権者は、法令の定める債権譲渡による債権者の権利の譲渡に関する規則に従い、担保設定契約に基づく自己の権利を他者に譲渡する権利を有する。
- 2 契約に基づく担保権の他者に対する譲渡は、被担保債権と同じ者に対してなされる場合にのみ有効である。

- 3 異なる立証がなされない限り、抵当権設定契約に基づく抵当権の譲渡は、抵当権による被担保債権の譲渡をも意味する。

第18条 被担保債務の引受け

被担保債務が引き受けられた場合において、担保権設定者が新たな債務者のために法律に従い、担保に関する責任を負うことに同意しない場合には、担保は無効となる。

第19条 担保権者の権利

- 1 契約又は法令による別段の定めがない限り、担保権者は、次の各権利を有する。
 - 1) 被担保債務の不履行又は不完全履行の場合において、法令により定められた条件及び手続に従い、担保財産に対する担保権を実行すること。
 - 2) 契約に基づく担保権を他者に譲渡すること。
 - 3) 担保財産の滅失又は損壊が担保権者の責任ではない理由により生じた場合、保険がだれのために掛けられたかにかかわらず、その損失に対して支払われる保険金から債務の弁済を受けること。
 - 4) 国家機関又は地方行政機関が定めた法令により担保権者の権利が害された場合に、その法令の無効確認を求めて裁判所に訴えを提起すること。そのような法令の発布の結果生じた損害の賠償を関連機関に求めること。
 - 5) 本法により担保権設定者の担保財産に対する財産権が消滅する場合、担保権者は、担保権設定者に支払われるべき損害賠償金から、優先的に弁済を受けること。
 - 6) 被担保債権が債務者により部分的に弁済された場合において、すべての担保財産に対する担保権を保持し続けること。
 - 7) 法令に定めがある場合には、被担保債権の弁済期前の弁済を求め、弁済が受けられない場合に担保財産に対する担保権を実行すること。
 - 8) 担保権設定者が、本法第15条が定める義務に違反したことにより被った損害の賠償を求めること。
- 2 質権の場合には、本条各号により定められた権利に加え、質権者は、次の各権利を有する。
 - 1) 契約に定められた場合には、担保財産の使用に関する定期的な報告書の提出を条件に、引渡しを受けた質物を使用すること。
 - 2) 被担保債権のすべての弁済を受けるまで質物の占有をすること。
 - 3) 質権設定者を含む質物の違法占有者に対し、その占有の自己への移転を請求すること。
- 3 担保財産を担保権設定者の占有下に置く場合や抵当権の場合、担保権者は、本条第1項に定められた権利に加え、以下の各権利を有する。
 - 1) 担保財産の大きさ（量）、状態及び保管状況を書類上又は実際に確認すること。
 - 2) 本法第12条第1項が定める義務の履行を担保権設定者に求めること。
 - 3) だれからの侵害であれ、担保財産の滅失又は毀損のおそれを生じさせる侵害の停止を求めること。
 - 4) 担保権設定者が、担保財産に保険をかける義務に違反した場合、自己の負担で担保権設定者のために保険をかけ、担保権設定者に保険の費用を請求すること。
- 4 流動動産が担保財産の場合、もし、担保権設定者が担保の条件に違反したときは、担保権者は、本条

第1項及び第3項に定められた権利に加え、違反がやむまでの間、担保物に標識を付し、又は封印する方法により、担保物に関する加工をやめさせる権利を有する。

- 5 本条第1項に示された権利を除く財産権の担保の場合、担保権者は次の各権利を有する。
 - 1) 被担保債務の弁済期にあるか否かにかかわらず、担保権設定者が、法令の定める義務に違反する場合に、裁判所に訴えを提起し、担保の目的となる財産権を自己に移転するよう求めること。
 - 2) 担保権に関する事項が議論される訴訟事件に第三者として参加すること。
 - 3) 担保権設定者が、本法の定める義務に従わない場合、第三者による侵害から担保権を守るため、自ら対策を執ること。
 - 4) 担保権設定者が、後順位担保に関する規則に違反し、又は本法の定める義務を履行しない場合、弁済期日前に被担保債権の履行を求め、履行がなされないときは、担保財産の自己への移転を求めること。
- 6 だれ（担保権者又は担保権設定者）が担保財産を占有するかにかかわらず、本法第26条第4項、本法第28条第5項並びに本法第29条第1項及び第2項の定める権利を享受する。

第20条 担保権者の義務

- 1 契約又は法律による別段の定めがない限り、担保権者は、次の義務を負う。
 - 1) 本法第12条第1項が定める義務を負うこと。
 - 2) 被担保債権の弁済により担保権が消滅し、又は重大な義務違反により担保財産に滅失又は損壊のおそれが生じている場合、担保権設定者の要求に応じ、担保財産を直ちに同人に返還しなければならないこと。
 - 3) 担保権者は、自己の義務違反により担保財産が完全に滅失し、又は損傷を受けた場合、本法第34条第2項に定められた金額を損害賠償として支払わなければならない。
- 2 契約により定められた場合、担保権者は、次の義務を負う。
 - 1) 被担保債権の弁済に充て、又は担保権設定者の利益のため、担保財産から果実又は利益を得ること。
 - 2) 担保財産の所有に関連する税金又は負担金を、担保権設定者の負担において支払うこと。
- 3 債務者が被担保債権を弁済した場合において、担保契約を登録した国家機関に対し、登録簿に適切な変更を加えるために必要な書類を提出しなければならない。担保権者がこの義務に違反した場合には、担保権設定者は、その義務違反により生じた損害を完全に賠償することを担保権者に対して求めることができる。

第21条 担保権設定者の権利

- 1 契約又は法律による別段の定めがない限り、担保権設定者は次のような権利を有する。
 - 1) 本法により定められる規則に従い、弁済期前に被担保債務を弁済すること。
 - 2) 担保権者の同意を得て、担保財産を差し替える権利。
 - 3) 本法第13条第2項に該当する場合、合理的期間内に担保財産を修復し、合理的期間内に同じ価値を有する他の財産と差し替える権利。
 - 4) 担保財産の売却又は本法第26条に従ってなされた担保財産権に対する執行申立てによる弁済

の前利のいかなる時点においても、弁済期が到来している被担保債務の弁済を行うことにより、執行手続を止める権利。

5) 担保権者の同意を得て、被担保債務を第三者に引き受けさせること。

6) 本法第12条第1項に定められた義務につき、担保権者が重大な違反をした場合に、期限前の担保権の消滅を要求する権利。

2 質権の場合、本条第1項に定められた権利に加え、担保権設定者は、以下のような権利を有する。

1) 担保財産が滅失又は損傷したことによる損害賠償を担保権者に損害賠償の請求をする権利。

2) 担保財産が滅失又は損傷したことによる損害賠償請求権を被担保債権と相殺する権利。

3 担保権設定者が担保財産を占有する場合及び抵当権の場合、担保権設定者は、本条第1項に定められた権利に加え、以下の権利を有する。

1) 担保財産の本来の用法に従い、果実又は利益を得るなど、使用する権利。

2) 担保財産に関する、譲渡、賃貸、無償で使用させること、その他の処分は、担保権者の同意がある場合にのみ行うことができる。

3) 担保権設定者の、担保財産を遺言する権利を制限する契約は無効である。

4 流動動産が担保財産である場合、担保権設定者は、本条第1項及び第3項に定められる権利に加え、担保権設定契約に定められた担保財産の価額を下回らない限り、担保財産の構成及び自然的形状を変更することができる。

5 財産権が担保財産となった場合、担保権設定者は、本条第1項が定める権利を有する。

第22条 担保権設定者の義務

1 契約又は法令による別段の定めがない限り、担保権設定者は次の義務を負う。

1) 担保財産に付せられているすべての担保権について、各後順位担保権者に知らせること。

2) 担保権者が被担保債権の期限前の弁済を請求する権利を取得し、担保財産に対する執行を申し立てた場合、その債務を弁済すること。

2 担保権設定者が担保財産の占有を維持する場合及び抵当権の場合において、担保権設定者は、本条第1項が定める義務以外に、本法第12条第1項が定める義務を履行しなければならない。

3 流動動産が担保財産となった場合、本条第1項及び第2項に定められた義務以外に、担保財産に特別な監視をし続ける権利を有する。

4 財産権が担保財産となった場合、本条第1項が定める義務以外に、担保権設定者は、次の義務を負う。

1) 担保権の有効性を確保するために必要な行動をとること。

2) 担保権の消滅又は担保価値の下落をもたらす行動をとらないこと。

3) 第三者からの侵害や権利主張から、担保権を守るための対策を執ること。

4) 担保権に発生した変化及び第三者からの侵害につき、担保権者に対し直ちに通知をすること。

5) 担保となった債権の債務者に対し、担保となった旨を通知すること。

5 担保権者との契約において別段の定めがなされていない限り、本条第4項の定める規則は、当該担保財産に関し、担保権設定者の権利承継人に対しても適用される。

第23条 債権者に対する債務弁済を第三者が行った場合の効果

第三者が被担保債務を完全に履行した場合には、担保権は当該第三者に移転する。

第24条 保証金の支払いによる担保契約の終了

担保権者が、金銭債権である被担保債権の履行を拒否した場合、その金額は、公証役場又は銀行に預けられる。保証金の額が債務全額に及ぶ場合、担保設定契約は効力を失う。

第25条 第三者（物上保証人）が担保財産を提供した場合の債務不履行の効果

- 1 債務者の債務を担保するために担保財産を提供した第三者は、債務者が債権者に対する被担保債権の履行を行わない場合には、担保財産に対する執行を避けるため、債務者に代わって、債務の履行を行うことができる。
- 2 担保財産に対する執行がなされた場合、物上保証人は、債務者に対し、それにより生じた費用及び損害の賠償を請求することができる。

第26条 担保財産に対する権利主張

- 1 債務者の責めに帰すべき状況での、被担保債権の不履行又は不完全履行の場合、担保権者（債権者）の債権を満足させるための執行の申立てが可能である。
- 2 担保権設定者である法人が、組織変更され、又は清算される場合、担保権者は、被担保債権の弁済期が到来しているか否かにかかわらず、担保財産に対する執行の申立てをすることができる。
- 3 債務者による被担保債務に関する義務違反が重大ではなく、かつ、担保権者の請求額が担保財産の価額と均衡を欠いている場合には、申立てが認められないことがある。
- 4 契約又は法令に別段の定めがない限り、担保権者は、被担保債権の一部の弁済を受けた場合においても、すべての担保財産に対する担保権を保持する。
- 5 数個の物又は権利が担保の目的となっている場合、担保権者は、すべての財産から満足を得る方法と残余の財産から満足を得る権利を留保した上で、一部の財産から満足を得る方法のいずれも選択することができる。

第27条 担保財産に対する執行申立手続

- 1 担保権者（債権者）の債権は、裁判所の裁判に従って、担保不動産の価額から弁済される。
- 2 司法手続によらない担保不動産の価額からの弁済は、担保権に対する執行の原因が発生した後、担保権設定者及び担保権者間の公証された契約に基づいて認められる。裁判所は、このような契約により権利を侵害された者からの訴えにより、契約を無効とすることができる。
- 3 担保権設定者と担保権者の間の契約による別段の定めがない限り、裁判所の裁判に従い、担保権者の債権は、担保動産の価額から弁済を受ける。法令が別段の手続を定めた場合を除くほか、担保財産に対する執行申立ては、担保権設定契約において定められた手続に従って行われる。
- 4 担保財産に対する執行申立ては、以下の各場合においては、裁判所の裁判による場合にのみ行うことができる。

- 1) 担保権設定契約の締結のため、権限を有する第三者の同意又は許可が必要な場合。
- 2) 担保財産が歴史的、芸術的その他文化的な価値を有する場合。
- 3) 担保権者の所在が不明であり、居所を特定することが不可能な場合。

第28条 担保財産の換価

- 1 本法第26条に従って執行の申立てがなされた担保財産の売却は、法令により定められた手続に従った競売により行われる。
- 2 裁判所は、担保財産に対する執行の申立てに関する裁判において、担保権設定者からの申請に応じ、1年を超えない期間、競売を延期することができる。この延期は、当該担保財産により担保される債権に関する権利や義務に影響を与えず、債務者は、延期により増加する債権者への損害賠償や違約金を免除するものではない。
- 3 担保財産の競売開始価格は、正式な執行の申立てに基づく場合には、裁判所の裁判により定められ、その他の場合には、担保権設定者と担保権者との間の契約で決められる。
- 4 担保財産は、競売手続において最高額を提示した者に売却されなければならない。
- 5 担保財産の売却により得られた金銭が、担保権者の債権の弁済に不足する場合、契約又は法令による別段の定めがない限り、担保権者は、担保権に基づく優先弁済権はないが、債務者の他の財産から、不足額につき弁済を受ける権利を有する。
- 6 担保財産の売却額が担保権者の債権額を超える場合には、残余の額は、担保権設定者に返還されなければならない。

第29条 競売が実施されない場合の効果

- 1 競売を実施しない旨の宣言がなされた場合には、担保権者は、担保権設定者との同意に基づき、担保財産を得て、被担保債権にその購入額を充当することができる。この場合、売買契約の規則が適用される。
- 2 2回目の競売が実施されない旨の宣言がなされた場合には、担保権者は、担保財産を第2回目の競売の競売開始価格の90パーセントを下回らない金額で評価して自己のところに権利を有する。
- 3 2回目の競売が実施されない旨の宣言がなされてから1か月以内に、担保権者が自己のところに担保財産を残す権利を行使しない場合には、担保設定契約は解消される。

第30条 権利担保権の実行

- 1 権利が担保財産となっている場合には、その実行は、権利担保権に代えて、担保権設定者から担保権者に対する債権譲渡を行うことにより行われる。
- 2 担保権者は、担保権を実行する権利が発生した時点で、担保となった権利を自己に移転するよう、正式裁判により請求する権利を得る。

第31条 被担保債権の期限前の弁済及び担保財産に対する執行申立て

- 1 法令若しくは契約により定められている場合又は債務の本質若しくは商取引や通常債務に関する慣行

により認められる場合には、担保権設定者は期限前に被担保債務を弁済する権利を有し、担保権者は、そのような期限前弁済を受領する義務を負う。

2 法令に定められた場合には、担保権者は、被担保債権の期限前弁済を請求する権利を有する。

第32条 担保権の消滅

担保権は、以下の場合に消滅する。

- 1) 被担保債権が消滅した場合。
- 2) 担保権者が本法第12条第1項に定められている義務に関し重大な違反をし、担保権設定者が消滅を請求する場合。
- 3) 担保財産の消滅又は担保となった権利が消滅した場合において、担保権設定者が本法第13条第2項の掲げる権利を行使しない場合。
- 4) 担保財産が競売され、又は本法第29条が定める理由により競売実施が不可能となった場合。
- 5) 担保財産が、法令に基づいた命令により強制収用された場合。
- 6) 第三者が被担保債務を引き受けた場合において、担保権設定者が新しい債務者の債務を担保することに同意しなかった場合。
- 7) 出訴期間の経過により、債権者が被担保債権の弁済を受けることができなくなった場合。
- 8) 担保された権利の有効期間が徒過した場合。
- 9) その他法令により定められた場合。

第33条 質権の定義

担保財産の占有が担保権設定者から担保権者に移転する担保権を質権という。

第34条 担保財産の滅失又は損傷に対する担保権者の責任

- 1 担保権者は、自己の占有下に移転した担保財産の全部若しくは一部が滅失し、又は損傷した場合、法令により責任を負わないと立証することができない限り、その滅失又は損傷につき責任を負う。
- 2 占有を取得した時点での担保財産の価値にかかわらず、滅失の場合、担保権者は、その担保財産の時価相当額の責任を負い、損傷の場合には、下落した価値の相当額の責任を負う。
- 3 損傷の結果、担保財産が適切な使用に耐えない状態になった場合、担保権設定者は、その担保財産に対する権利を放棄し、滅失に対する損害賠償を請求する権利を有する。
- 4 担保権者が負う担保財産の滅失又は損傷に対する損害賠償義務につき、契約で定めることができる。

第35条 質屋での担保

- 1 市民から、個人的な使用のための動産を短期間の貸付けの担保として、市民から受け入れることは、特別な免許を有する質屋という特別の組織が営むことができる。
- 2 質屋での物の担保についての契約は、質屋が質入証券を発行することによりなされる。質屋は、質物の占有を取得する。質屋は、質物の占有を取得する時点において、質権設定者のため、同種同品質の物の価額に従い定められた評価額の全額につき、自己の費用で質物に保険をかける義務を負う。

- 3 質屋は、質物を使用し、又は処分する権利を有しない。
- 4 質屋は、質物の滅失又は損傷が不可抗力によるものである旨証明しない限り、滅失又は損傷に対し、責任を負う。
- 5 質物により担保された貸付けの総額が、決められた期間に返済されない場合、質屋は、公証役人の執行承認文に基づいて、1か月間の猶予期間後、定められた担保物売却手続により、この質物を売却することができる。売却によって得られた金銭が債権全部の弁済に満たない場合においても、売却後、質屋の債務者に対する債権は消滅する。売却によって得られた金銭から、債務を弁済し、その他の費用を支払った後に、金銭が残る場合、これは質権設定者に返還されなければならない。
- 6 市民に属する担保物による、質屋から市民に対する貸付けに関する規則は、法令で定める。
- 7 本法及び他の法令により認められた、質屋における質物に対する質権設定者の権利を制限する契約の条項は無効である。

第36条 担保権設定者が担保財産の占有を保持する担保

- 1 担保権設定者の占有に残る担保財産として、企業、建物、設備、アパート、輸送機器その他本法第5条に定められたものが含まれ得る。
- 2 分離可能な果実は、分離の時点で他者の権利が発生しない場合に限り、本条第1項に定められる目的物となり得る。
- 3 担保財産は、担保権者による施錠及び封印がなされた状態で、担保権設定者の占有下に残ることができる。
- 4 担保財産は、担保である旨を示す標識を付して、担保権設定者の占有下に残することができる。（固定担保）
- 5 担保財産の占有が、担保権設定者から移転し、第三者が一時的に担保財産を占有し、又は使用する場合においても、担保権設定者の占有下にあるものと見なされる。

第37条 抵当権

- 1 抵当権は、不動産を担保財産とする担保である。
- 2 抵当財産は、抵当権者の占有に移されない。

第38条 抵当財産

- 1 抵当財産となることができるのは、土地に関連する財産権、建物、設備、アパートの部屋、企業その他の複合的財産権法人又は自然人に属する物で、土地に定着している住居のほか、商品又はサービス業で取り扱う物、法令により不動産であると見なされる物、更には債権その他の土地に対する財産権である。
- 2 抵当権は、担保財産の使用により得られる、果実、収穫物及び利益を対象として契約で定めてある場合には及ぶ。

第39条 抵当権設定契約の方式及びその登録

- 1 抵当権設定契約は、書面により締結されなければならない。抵当権設定契約は、本法第11条の定める手続に従って、作成され、登録されなければならない。
- 2 後順位抵当により担保される債務の内容が変更された場合、抵当財産の所有権又は経営管理権が、有償又は無償での抵当権設定者から第三者への譲渡又は権利包括承継の手続に従い、移転した場合のほか、後順位抵当権により担保される債務の内容が変更された場合には、新たな契約の登録が、有償若しくは無償の譲渡又は権利の包括的承継によって、抵当権対象の所有権又は経営管理権は抵当権設定者から他の者に移る場合、契約の追加の登録が行われる。上記の義務に対する違反があった場合、債務内容の変更を無効となる。
- 3 債務者が抵当権による被担保債務を弁済した場合、抵当権者は、抵当権設定者から要求を受けた場合、登録機関が適切な登録変更を行うために必要な書類を提出しなければならない。抵当権者が、上記の要求に従わなかった場合、担保権者は、その義務を完全に履行しなかったことにより被る損害の賠償を抵当権者に対し請求することができる。

第40条 建物及び設備の抵当権の特徴

建物又は設備の抵当権は、それらが存在する土地又はその土地のうち担保建物若しくは設備を有効に活用することが可能な一部分、又は担保権設定者の賃借権若しくは担保建物若しくは設備を有効に活用することが可能なその一部分の賃借権財産の抵当権設定契約と同時に設定する場合にのみ認められる。土地抵当権は、当該土地上に存在し、又は建設される抵当権設定者の建物及び設備には効力が及ばない。

第41条 企業又はその他の複合財産に対する抵当権の特徴

- 1 契約又は法令による別段の定めがない限り、企業その他の複合財産全体に対する抵当権は、抵当権が存続する期間中に獲得された不動産、動産、債権及び排他的優先権等その財産のすべてに及ぶ。
- 2 私的所有に基づく、企業及び複合的財産に対する抵当権設定は、所有者又は所有者から権限を与えられた機関が行う。
- 3 経営管理権に基づき、企業及び複合的財産に抵当権を設定するためには、企業は、所有者の同意を得て行わなければならない。
- 4 抵当権設定者である企業は、抵当権者から要求された場合には、年次報告書を抵当権者に提出しなければならない。
- 5 抵当権による被担保債権の弁済がなされない場合、抵当権者は、抵当権設定契約に定められているときには、当該企業の完成製品その他の財産を管理する制限的な権利を有する、経営権を有する代表者を選任するなど、企業の財政的状況を改善させるため対策を執る権利を有する。
- 6 本条第5項に定められた手段によっても、必要とされる結果が得られない場合には、抵当権者は、本法第26条の定める手続に従い、抵当権が設定されている企業に対し、実行する権利を有する。

第42条 流動動産担保の目的財産

- 1 流動動産として担保の対象となるのは、原料品、半製品、商品在庫、補修部品及び最終製品である。

- 2 流動資産の担保の場合、担保財産の占有は、担保権設定者が保持する。
- 3 契約による別の定めがない限り、担保の対象となる流動資産の価値を減少させることは、既になされた被担保債権の弁済に比例した範囲で認められる。
- 4 担保権設定者により他者に譲渡された流動資産は、購入者が所有権又は経営管理権を取得する時点から、担保権の対象から外れる。逆に担保設定契約に示された物を担保権設定者が購入した場合、担保権設定者がそれに対する財産権を取得した時点から担保権の対象になる。

第43条 担保の目的財産としての権利

- 1 担保財産となる権利は、担保権設定者に属する、賃借権を含む占有する権利及び使用する権利並びに他の債権である。
- 2 債権者の人格と不可分の債権、特に、生命又は健康に関する損害の賠償請求権、扶養料請求権及び法律で譲渡が禁止されたその他の債権は、権利の担保の対象とすることはできない。
- 3 土地及び他の天然資源に対する権利は、法律により定められる制限の範囲及び条件内で認められる。
- 4 一定の有効期間が定められている権利については、その有効期間内のみ担保の対象とすることができる。
- 5 担保権設定者は、自己の債務者に対し、権利を担保としたことについて通知しなければならない。契約による別段の定めがある場合を除き、担保権設定者の債務者は、担保権者に対してこの債務の弁済を行わなければならない。

第44条 債務者が担保権設定者に対する債務を弁済した場合の効果

- 1 担保権設定者が被担保債権を弁済する前に、担保権設定者の債務者が弁済をした場合、担保権設定者が弁済として受領した物は全て担保財産となる。担保設定契約による別段の定めがない限り、担保権設定者は、弁済を受けた事実を直ちに担保権者に対し知らせなければならない。
- 2 担保設定契約による別段の定めがない限り、担保権設定者は、担保権者から要求を受けた場合には、自分の債務者から債務の弁済として受領したものから、被担保債権に相当する分を、担保権者に引き渡さなければならない。

第45条 有価証券の担保

- 1 有価証券の担保に関する契約は、本法第11条の定める規則に従って締結される。
- 2 証券化された財産権の担保については、契約による別段の定めがない限り、この有価証券は、担保権者に対し、又は公証役場の管理下のいずれかに引き渡される。
- 3 契約又は法令による別段の定めがない限り、担保となった有価証券から得られる収入は、抵当権設定者に属する。本法第19条第4項、第21条第5項、第22条第3項及び第42条の規定は、所持人のために発行された証券の担保に適用される。

第46条 担保契約の不変性

もし、契約の締結後の立法により規則が変更され、担保権者及び（又は）担保権設定者の地位に変更を

もたらす場合には、その変更以前に合意がなされた事項は、契約が有効期間中、有効であり続ける。

第47条 法律上の理由による担保権消滅の場合における、担保権者の利益及び担保権設定者の権利の保護

- 1 法律により定められた根拠により、かつ、法律により定められた手続に従い、強制収用、換価又は国有化のため、担保権設定者が有する担保対象財産権を喪失した場合、抵当権設定者に対しては、代替財産が与えられるか、適切な賠償が提供される。その場合において、担保権は、その代替財産又は損害賠償金に及ぶ。
- 2 本条第1項の規定は、担保財産が存在する土地の強制収用の決定など、担保財産又は権利の強制収用に直接向けられていない国家機関の決定に関連する担保財産に対して有する権利の消滅又は担保権の消滅に対し適用される。
- 3 担保の対象である財産が、法律の定める手続により、実際の当該財産の所有者が担保権設定者以外であるという理由又は犯罪若しくは法律違反という理由により、担保設定者に属しないと判断された場合、担保の対象から除外される。

第48条 担保権者による担保財産に関する自己の権利の保護

- 1 国家行政機関又は地方行政機関の法律に適合しない法令の結果、担保権者の占有、使用及び処分権が侵害された場合、裁判所は、担保権者からの訴えにより、当該法令を無効と判断することができる。
- 2 本条第1項に掲げた法令の発布により担保権者に負わせた損害は、当該国家機関又は地方行政機関が完全に賠償しなければならない。
- 3 担保財産を占有し、又は占有することとされている担保権者は、担保設定者を含む、不法に占有する第三者に対し、その返還を求める権利を有する。
- 4 契約の条項により、担保権者が、占有を取得する担保財産の使用権も取得する場合において、担保権者は、占有の喪失につながる侵害でないとしても、担保権設定者を含む第三者のいかなる権利の侵害についてもその停止を求めることができる。

第49条 担保契約に適用可能な法令

- 1 法令による別段の定めがない限り、担保契約の方式、当事者の権利及び義務、契約の履行及び契約の終了、契約の不履行又は不完全履行、債権譲渡及び債務の引き受けは、すべて当事者が契約によって選択する国の法令により規制される。
- 2 担保に関する契約に適用される法令につき、当事者間の合意がない場合、担保権設定者が、設立され、又は居住し主な活動拠点としている国の法令が適用される。
- 3 不動産の担保に関する契約に適用される法令につき、当事者間の合意がない場合、不動産が存在する国の法令が適用される。
- 4 不完全履行の際の取られるべき手段に加え、契約の履行方法又は手続に関しては、適用される法令以外に、履行が行われる国の法令も考慮する。

第50条 ウズベキスタン共和国外における担保財産の競売

- 1 国際取引の当事者は、国際取引上の担保契約又はその後の契約において、担保財産の競売をウズベキスタン共和国の領域外で行う旨定める権利を有する。担保財産の競売手続は、競売が実施される領域の国の法令によって決められる。
- 2 ウズベキスタン共和国領域内に存在する抵当財産が、ウズベキスタン共和国外で競売される場合には、ウズベキスタン共和国税関法により定められた義務が遵守されなければならない。

～ 国際協力の現場から ～

日韓パートナーシップ研修 — 日韓友好の架け橋 —

国際協力専門官 窪 田 浩 尚

昨年度に引き続き、平成16年6月15日（火）から23日（水）の9日間、第6回目の「日韓パートナーシップ研修」の韓国セッションが行われ、担当の一人として韓国に行っていました。

御存知の方もおられるかと思いますが（恥ずかしながら私は国際協力部に来るまでこの研修のことを全く知りませんでした。法務局出身であるにもかかわらずです。）、この研修は法務総合研究所国際協力部・財団法人国際民商事法センターが韓国大法院法院公務員教育院との共催で実施しているもので、これまで、日本の法務省・法務局、裁判所に勤務する職員と韓国の大法院・法院（裁判所）に勤務する職員が同数参加して、それぞれが共通に所掌する登記業務や不動産執行実務に関して実務研究課題を提出して、相互に意見を交換し、あるいは講義を聴いたり、登記所見学などを行っています。

この研修の大きな特色は、二つのセッション、すなわち「韓国セッション」と「日本セッション」から成り、各研修員が両方のセッションに参加して、それぞれの国で研修を受けることができるという点、それから両国が対等の立場で研修を受けるいわば双方向型の研修であるという点にあります。

法務局出身の私にとってこの研修は大変興味深いものでした。ただし、私の登記についてのキャリアは短く、研修員（登記官クラス）の方ほど登記に関して精通してはいませんので、実務研究課題について理解するのが難しいところも多々ありましたが、課題によっては私でも理解可能なものもあり、特に「本人申請にこたえる登記所の取組について」という課題についての議論は窓口業務との関連もあって興味深く拝聴させていただきました。また研修中、ソウル地方法院登記課と商業登記所の見学がありましたが、登記所のフロアに一步足を踏み入れるや、人の混み具合や喧噪に「ああ、日本の登記所と同じだ。」と感じ、妙な親近感を覚えました。ただ、日本の登記所と決定的に違う点は登記簿謄抄本と法人の印鑑証明書についての無人自動発給機が存在ではないかと思います。整然と並んでいる無人発給機の前に並んで、当たり前のごとく自分で謄抄本や印鑑証明書をとって帰る人々の姿は、以前から聞いてはいましたが、実際に目の当たりにするとやはり感慨深いものがありました。さらに驚いたことには、無人発給機は日本製だということです。その日本製の無人発給機を驚嘆の眼差しで眺めている日本人研修員の姿は、韓国の登記所の職員たちにどんな風に映っていたのでしょうか。それにしても、韓国の登記制度をめぐる改革のスピードには目を見張るものがあります。不動産・商業とも登記簿の電算化は既に完了しており、インターネットによる閲覧はもちろんのこと、不動産については、今年（平成16年）の3月からインターネットによる

謄抄本の発給サービスが開始されました。一方、商業についても今年の9月からインターネットによる謄抄本の発給サービスを開始する予定だそうです。大法院法院行政處の姜日源法政局長を表敬した際に局長がおっしゃった「韓国人は日本人ほど変化することを恐れない」という言葉が見学を終えた後も暫くの間、私の頭の中でこだましていました。

さて、現在日本では、「韓国」がちょっとしたブームになっています。韓国のドラマや映画が好評を博しており、2002年のワールドカップ日韓共催以降急速に両国が接近しつつあるように感じます。が、しかし休日の観光で、ツアーバスの車窓からソウル市内を眺めていたときに私が何気なく発した「日本の車はほとんど見ないですね。」という言葉に対するある韓国側研修員の返答は「日本車は値段が高いということもあるが、韓国人にとってはやはりまだ感情的に買いにくいところがあるし、周りの視線も気になるのでなかなか買えない。」というものでした。東京ーソウル間は飛行機でたかだか2時間程度の距離であり、沖縄や北海道に行くよりも近いぐらいですが、かつての「近くて遠い国」と言われた程ではないにしろ、やはり両国の間にはまだかなりのキョリがあるのだということを痛感しました。

ところで、日曜日の午前中、実務研究の時間が足りないということで、急遽休日を返上し、日韓両国の研修員が自主的に実務研究の時間を設けて、それぞれの課題についてパートナーごとに討議・意見交換を行うことになりました。もちろん時間外であるため通訳はつきません。額と額を寄せ合い、筆談をも交えながら（韓国側研修員はある程度漢字が理解できる。）必死に議論している姿は、どうにかして相手に分かってもらおうという気持ちと、なんとか相手の話を理解しようという気持ちがにじみ出ており、私の目には何ものにも代え難い、とても貴いものに映りました。実際この日以降両国の研修員たちのキョリもぐっと近づいたような気がします。

先にも書いたとおり日本と韓国の間にはまだまだ様々な問題が横たわっており、物理的な距離以上に離れていると言わざるを得ません。しかしながら、日曜日の午前の光景は、大げさかもしれませんが、両国が真の意味で「近い国」になることを予感させるものであったと思います。両国合わせてわずか10名ほどの、登記業務に従事する職員の間の話といえませんが、こういうことの積み重ねこそが真の友好関係を築き上げるのだと私は信じています（なお余談ですが、担当の伊藤教官は最終日の法院公務員教育院長主催の歓送会において日韓友好のためにと爆弾酒¹を一気に飲み干し、あえなく撃沈しました。）。

かつて日本と韓国（朝鮮）は最も近い隣国として古くから密接な関係を結んできました。渡来人と呼ばれる人たちがもたらした大陸の技術や文化は、日本列島における古代国家形成に大きな影響を与えましたが、21世紀の現代においても同じように、この日韓研修を通じて、韓国の優れた点を積極的に取り入れ、またお互いに切磋琢磨して、両国がよりよき登記

¹ ビールをなみなみと注いだグラスの中に、ウイスキーを入れた小さなグラスを落としてグイッと飲み干す「韓国式カクテル」のこと。名前の由来はウイスキーのグラスが爆弾の信管に見えるためとか、衝撃的に酔いが回るためとかいくつかの説がある。

制度を発展させるとともに、本研修が両国の真の友好関係を築く契機となればこの研修の担当者としてこれ以上の喜びはありません。

10月には東京で日本セッションが行われます。韓国では5名の韓国側研修員を始め、法院公務員教育院の職員の方々にとても温かく迎えていただき、何不自由なく過ごすことができました。韓国側研修員が日本に来た際には、できる限りのお返しをしなければと思っています。彼らの来日が今からとても楽しみです。

それでは最後に、大変お世話になった韓国側研修員と法院公務員教育院の職員の方々に覚えての韓国語で一言。테다니 캄사함니다！！



法院公務員教育院近くの湖水公園にて

－ 編集後記 －

今号は、国際協力部も4年目を迎えたことだし、この辺りで、各国の法整備支援の状況についてまとめてみよう！ということで、JICA現地専門家、企画調査員の皆様にご協力頂き、ベトナム、カンボジア、ラオス、インドネシア、ウズベキスタン及びモンゴルの法整備支援の状況について特集をお送りいたしました。各国、同じアジアとはいっても、日本とは、法制度はもちろん、歴史、伝統、文化、言語などが違いますし、同じ法整備支援をするにもそれぞれ様々な問題点などがあるのがご覧頂けたかと思えます。私自身も各国における法整備支援の大変さや難しさ、現地専門家・調査員の方々の苦労を改めて知り、日本にいるスタッフの一人として、現地専門家・調査員の方々に負けないように頑張らなくてはならないという気持ちになりました。

また、寄稿していただいたモンゴルの田邊専門家やインドネシアの平石企画調査員をはじめ現地専門家の方々には、この場を借りてお礼申し上げます。

ベトナム民事訴訟法について、速報という形で掲載しておりますが、ベトナム民事訴訟法については、これまで、現地セミナーや本邦研修を実施するとともに、吉村徳重九州大学名誉教授を座長とする民事訴訟法共同研究会を設置するなどして支援活動を実施してきました。一朝一夕にはいかない起草支援がようやく実を結んだものであり、感慨深いものがあります。

なお、ベトナムの民事訴訟法につきましては、今後、特集を組む予定ですのでご期待ください。

ベトナム最高人民検察院ガ一次長検事の講演では、司法改革や刑事訴訟法についての現状やこれまでの経緯、刑事訴訟法の編さん責任者の苦悩などが述べられております。

この外にも、前号から引き続いて中央アジア刑事司法制度調査報告、「国際協力の現場から」では、日韓パートナーシップ研修で韓国出張をしてきた窪田専門官の韓国見聞録。今回で2回目となる「E-mail」も、今号は、インドネシア、モンゴルの選挙（それにしても、どちらもすごい投票率！）についてやカンボジアの動く家の話、お葬式の様子など、魅力的な記事が盛りだくさんですので、ぜひともご覧下さい。

さて、私は、今回初めてICD NEWSの編集を担当させていただきました。編集作業は思いのほか大変でしたが、何とか発刊することができたのは、お忙しい中、原稿を執筆して下さった方々をはじめ関係者の皆様の御協力のおかげです。改めてお礼を申し上げます。

暑い日が続いておりますが、読者の皆さんも夏ばてなどに注意して下さいね。これからも魅力的な記事を掲載していきたいと思っておりますので、今後ともICD NEWSを是非ともよろしくお願ひします。

国際協力専門官 松村幸治